

竹島資料勉強会報告書

「明治 10 年太政官指令」の検証

令和 4 年 3 月



公益財団法人日本国際問題研究所
The Japan Institute of International Affairs

本報告書の内容は、執筆者個人又は竹島資料勉強会としての見解であり、
日本国際問題研究所の見解ではありません。

執筆者一覧

【竹島資料勉強会】

メンバー：

塚本 孝	東海大学元教授
杉原 隆	島根県竹島資料室特別顧問
藤井 賢二	島根県竹島問題研究顧問
山崎 佳子	民間会社 社員
松澤 幹治	元日本放送協会国際放送局シニア・ディレクター
内田 てるこ	島根県竹島資料室嘱託職員

オブザーバー：

永島 広紀	九州大学教授
-------	--------

(敬称略)

目次

序章	報告書の問題意識と各章の要旨	竹島資料勉強会…	1
第1章	「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」の検討過程	竹島資料勉強会…	19
第2章	“太政官指令”と元禄の日朝交渉	塚本 孝…	25
第3章	山陰地方の歴史から考える「太政官指令」問題	杉原 隆…	34
第4章	島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方向	内田 てるこ…	47
第5章	当事者の認識（太政官及び内務省）から見た「竹島外一島」	竹島資料勉強会…	64
第6章	明治10年「太政官指令」当時の政治情勢 ～天皇も太政大臣も「太政官指令」には関わっていない～	松澤 幹治…	98
第7章	明治16年太政官内達の検討	山崎 佳子…	115
第8章	韓国の竹島領有主張と「太政官指令」	藤井 賢二…	142
第9章	韓国社会科教育における竹島問題と「太政官指令」	藤井 賢二…	173
補章	李奎遠と『鬱陵島檢察日記』について	永島 広紀…	191
資料編			…205

序章 報告書の問題意識と各章の要旨

竹島資料勉強会

1. なぜ「明治10年太政官指令」の検証が必要なのか
2. 「竹島資料勉強会」の設置及び同会の議論・検討について
3. 各章の概要について
 - (1) 一件資料の意思決定の流れの再確認（第1章）
 - (2) 一件資料のテキストの分析（第2章）
 - (3) 島根県側の認識（第3章～第4章）
 - (4) 内務省と太政官の認識（第5章）
 - (5) 当時の政治情勢（第6章）
 - (6) 「明治16年太政官内達」（第7章）
 - (7) 韓国の研究及び教育における「太政官指令」（第8章及び第9章）
 - (8) 李奎遠と『鬱陵島検察日記』について（補章）

1. なぜ「明治10年太政官指令」の検証が必要なのか

明治10年3月、太政官は、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」という内務省からの伺に対して、「竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト」心得るべしと指令した。この指令の内容は、元々の伺を發出していた島根県に対し、内務省を通じて伝達された。この太政官の指令は「太政官指令」あるいは「明治10年太政官指令」と呼ばれ¹⁾、竹島の領有をめぐる韓国側の独自の主張において主要な根拠の一つとなっている。

「明治10年太政官指令」について、日韓の学界で最初に言及したのは1987年の堀和生氏（後

¹⁾ 太政官指令は、政府各機関からの伺に対して發出される太政官からの指令である。太政官において授受した公文書を年別・各省庁別に編集したファイルである『公文録』などを見れば、明治初期には毎年きわめて多数出されていたことがわかる。村名の改称や境界画定など、かなり細かい対象の事項も指令の対象になっている。例えば、この報告書で議論する「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に対する一件資料は、『公文録』第二十五卷 明治十年三月内務省伺（一）に所収であるが、同ファイルではそのすぐ前に「長崎病院地所ノ内司薬場へ引渡ノ儀伺」及び「横浜山手外国人居留地買上家作引移料下附伺」に対する指令についての一件資料が保管されている。『公文録』第25卷 明治10年3月内務省伺（一）、国立公文書館所蔵。同館のデジタルアーカイブで閲覧可能

「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」 <https://www.digital.archives.go.jp/img/3018187>

「長崎病院地所ノ内司薬場へ引渡ノ儀伺」 <https://www.digital.archives.go.jp/img/3018186>

「横浜山手外国人居留地買上家作引移料下附伺」 <https://www.digital.archives.go.jp/img/3018431>（いずれも最終アクセス2021年5月26日）。したがって、本来的には「太政官指令」又は「明治10年太政官指令」という言葉は特定の指令を指すものではないが、竹島に関する議論において「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に対する指令を「太政官指令」と呼ぶことが一般化している。これを踏まえ、この報告書では同太政官指令のことを、鍵括弧つきで「明治10年太政官指令」あるいは「太政官指令」と呼ぶ。

に京都大学教授)の論文である²⁾。同氏は、「明治10年太政官指令」にいう「竹島」は現在の鬱陵島、「外一島」は現在の竹島という解釈を前提に、「当時の日本の最高国家機関たる太政官は、(略)竹島＝鬱陵島と松島＝独島をセットにする理解に基づいて、両島を日本領に非ずと公的に宣言した」³⁾と主張したのであった。

「明治10年太政官指令」は、江戸時代に現在の竹島に対する日本の領有権が確立したとする日本政府の立場の「虚偽」を端的に示すものとして韓国の学界に非常に強いインパクトを与えた。「明治10年太政官指令」については、韓国の学者により更に「研究」がなされ、韓国外交部のパンフレット『韓国の美しい島、独島』など、韓国政府の公的な見解として採用された⁴⁾。韓国の「独島教育」においても欠かせない教材として活用されている。例えば、小学校用教科書である教育部『初等学校5～6学年群 社会(6-2)』(2019年8月15日初版発行)では、「独島が日本領土という偽りの主張を信じている人たちに事実関係を知らせてあげる」ための材料として「明治10年太政官指令」が紹介されている。2020年1月の領土・主権展示館の移転に際しても、その展示に「明治10年太政官指令」がないことが韓国側によりやり玉に挙げられている⁵⁾。

この「明治10年太政官指令」により、日本は現在の竹島を日本領ではないと「宣言」したという理解は、日本の歴史研究者や教育関係者にも浸透してきている。藤井賢二島根県竹島問題研究顧問によれば、「平成28年度 検定意見書」において、高等学校地理歴史の「日本史B」のある教科書検定本の脚注に、「現在の竹島にあたる島について、日本政府は1877年、日本とは関係ない島であると判断した。」という記載があり、「生徒が誤解するおそれのある表現である」という検定意見が付けられたとのことである⁶⁾。

「明治10年太政官指令」は、日本政府の立場が事実に基づかない「虚偽」や「歪曲」であるかのように印象づけるために「活用」され、韓国人のみならず一部の日本人有識者も韓国側の主張に分があるように考え始めているということである。「明治10年太政官指令」の韓国側の「活用」は、日本が江戸時代に竹島に対して領有権を確立していたことへの反論にとどまらず、サンフランシスコ平和条約の解釈にまで及んでいる。「ラスク書簡」には「我々の情報によれば (according to our information) 朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく」という一節があるが、当時米側は「明治10年太政官指令」を知らなかった、知っていたら米側は別の結論を出していたであろう、だから「ラスク書簡」は無効であり、「1905年の独島編入を事実として前提して作成されたサンフランシスコ条約第2条(a)項に対す

2) 堀和生「1905年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』第24号(1987年)97-125頁。

3) 同上、104頁。

4) 藤井賢二「韓国の竹島領有主張と『太政官指令』」当報告書第8章参照。

5) ホン・ソングン「[寄稿] 日本の領土・主権展示館の集団催眠」(2020年1月21日)。ハンギョレ新聞ウェブサイト (<http://japan.hani.co.kr/arti/opinion/35536.html>) (最終アクセス2021年5月26日)。ホン・ソングン氏は東北アジア歴史財団研究委員。

6) 藤井「前掲論文」(注4)参照。

る解釈は変更を要するしかない」⁷⁾ というのである。

しかし、国際法に照らして、領土をめぐる議論においてこのような形で「明治10年太政官指令」が活用されることは本来あるべきアプローチではない。なぜなら、それは韓国の竹島に対する領有権を確立することにはならないからである。領土紛争に関する国際裁判においては、「国家権能の平穏かつ継続した表示」すなわち、国家による統治権の行使が見られるか、そのような統治権の行使が他国の反対なく行われていたか、そしてそのような活動が双方に見られる場合にはいずれの当事者の証拠や根拠がより強いかということを基準にして合理的な解決が試みられている。日本には、現在の竹島に対する国による統治権の行使について、①17世紀における同島の経営における国家の関与、②1905年の同島の島根県編入後に行われた様々な行政的措置という韓国にはない強みがあり、これを背景として、サンフランシスコ平和条約において竹島は日本の領土と判断された。竹島をめぐる紛争の発生後、日韓間ではお互いの見解を口上書に添付して交換しあったが、韓国はこの論争において、自らの領有の根拠として有効なものは一切提示できず完全な敗北に終わり、「1959年1月7日付韓国政府の見解に対する日本国政府の見解」（1962年7月13日。いわゆる「日本側第4回見解」）には反論せずに終わっている⁸⁾。そして、韓国側の資料をベースに韓国の領有主張を正当化できないばかりに、日本の資料を基に日本の主張を否定する、ひいては韓国側の領有主張の根拠とするようになっていくのである。そのようなアプローチをとるようになった韓国側にとって、「明治10年太政官指令」は恰好の材料であった。「明治10年太政官指令」を日本側が現在の竹島について日本領ではないと判断した証拠としてだけでなく、日本側が同島を朝鮮領と認定した証拠として活用し始めたのである⁹⁾。

しかし、このような議論は「砂漠の蜃気楼」に過ぎない。「明治10年太政官指令」は、専ら日本側の認識にかかるものであるから、現在の竹島が前近代から韓国の領土であったというためには、そのための証拠の提示が別途必要である。「明治10年太政官指令」は、その観点からは無力である。具体的には、韓国は、古文獻にある「干山島」が現在の竹島であると主張しているが、その証拠とすることはできない。また、韓国は、1900年の勅令第41号により鬱島郡を設置し「石島」をその管轄内に置いたが、この「石島」が現在の竹島であると主張している。しかし「明治10年太政官指令」では、「石島」が現在の竹島であることは立証できない。「明治10年太政官指令」では、韓国が前近代から竹島を領有していたと主張するための高いハードル — 「干山島」と「石島」が現在の竹島であることの立証 — については何の進展も得られないのである。

では、なぜ「砂漠の蜃気楼」に過ぎない「明治10年太政官指令」が、韓国人のみならず日本人の一部の有識者 — 領土問題の研究者のみならず、国際関係や歴史学の研究者や教育

⁷⁾ 同上。元々は李盛煥（イ・ソンファン）氏の主張。

⁸⁾ 藤井「前掲論文」（注4）参照。

⁹⁾ 詳しくは藤井「前掲論文」（注4）参照。

関係者まで一を含め、まるで竹島が韓国の領土であるという主張が正当であり、日本政府が「虚偽」を述べているという「幻想」を抱かせるまでの力を有するに至ったのか。それには、「磯竹島略図」という地図（図1）の視覚的なインパクトが多分に影響を与えていると考えられる。この「磯竹島略図」は、「原由の大略」によれば、「今大谷氏傳フ所 享保年間ノ製圖ヲ」島根県（元鳥取県関係者か）¹⁰が「縮寫シ」たものである¹¹。島根県が内務省への伺に添付して提出した資料の一つとして国立公文書館の『公文録』に保管されている。韓国や日本国内の一部の研究者は、この地図には「磯竹島」（鬱陵島）と「松島」（現在の竹島）が記載されているのだから内務省や太政官のいう「竹島外一島」の「外一島」は現在の竹島であることが一目瞭然である、それ以外にはもはや議論の余地はないと主張しているのである。

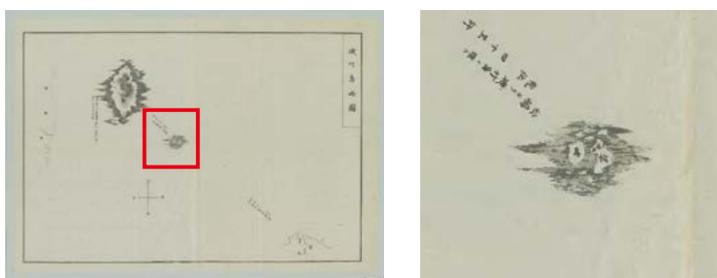


図1 磯竹島略図

出典：国立公文書館デジタルアーカイブより

このような主張の一つの表れが、池内敏名古屋大学教授の「テキスト第一主義」というべき考え方であろう。池内敏名古屋大学教授は、『日本海内竹島外一島地籍編纂方向』なる史料の解釈は、テキストそのものにきちんと即して解釈すれば結論は一つしかない。明治10年の日本政府中央は竹島（鬱陵島）と松島（竹島）は日本の版図外であると公式文書で表明している¹²と述べている。このような「テキスト第一主義」—実際には『公文録』の一件資料において、「松島」に言及する文書は、島根県が内務省に提出した「磯竹島略図」と同県

¹⁰ 当時、鳥取県は一時的に島根県に合併され、大島根県が成立していた。

¹¹ 実際には、大谷家に伝わる享保年間の製図なるものは特定されていない。なお、「磯竹島略図」については、鳥取県立博物館所蔵の「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」と記された絵図との類似性が指摘されている。小谷伊兵衛とは、元禄2年～13年（1689～1700年）にかけて鳥取藩の間役（江戸留守居役）を務めた人物である。「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」は、元禄9（1696）年1月25日、元禄竹島一件の最中、幕府の照会に対して同人が提出したものとされる。杉原隆島根県竹島資料室特別顧問によると、両者には、①島形が松島も含めて同じ、②地図中に記載のある島々について、隠岐島後の福浦から松島までの距離（80里）、松島から磯竹島までの距離（40里）、磯竹島から朝鮮までの距離（50里）がそれぞれ同一である、③磯竹島には島の浦から浦への距離が様式は異なるが里数で記されていること、などの共通点が見られるという。ただし、塚本孝東海大学元教授の指摘によると、「磯竹島略図」は、隠岐から見て「松島」、「松島」から見て「竹島」がいずれも乾（北西）方向にあるとするなど、「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」とは異なる部分があり、すべての要素が同一なわけではない（具体的には、「小谷伊兵衛より差出候竹嶋之絵図」は、隠岐から「松島」の方向を戌亥（北西）、「松島」から「磯竹島」への方向を酉（西）としている。また、「磯竹島」の周囲の里数も同じではない）。

¹² 池内敏『竹島問題とは何か』（名古屋大学出版会、2012年）149頁。

が江戸時代の経緯をまとめた「原由の大略」（「松島」の言及はわずか2行）しかないので「イメージ第一主義」と呼んだ方が適切—には二つの弊害があった。

一つは、内務省の伺の構造なども考慮に入れた真の「テキスト分析」が行われなかったことである。内務省は、詳しくは後述（第1章の図3）のとおり、その伺いに添付した文書を二つにカテゴリー分けしている。一つは、島根県が内務省に伺い出た文書及び同県の調査報告書について「島根県ヨリ別紙伺出」があったので取り調べたところ、としている。これら「別紙」は、「竹島所轄之儀」についての島根県の照会内容及び調査内容を示すために添付したものである。一方、元禄竹島一件、すなわち1696年1月に江戸幕府が大谷家・村川家の竹島（現在の鬱陵島）への渡航を禁止した事件に関する対馬藩側の記録（『竹島紀事』）の関連部分を「摘採し」「別紙書類」として掲載している。内務省は「別紙書類ニ摘採スル如ク（略）則元禄十二年ニ至リ夫々往復相済本邦関係無之相聞候」としていることから、日朝間の交渉の記録である『竹島紀事』を摘採した「別紙書類」を「本邦関係無之」とした判断根拠としていることがわかる。「磯竹島略図」は、「原由の大略」とともに、元々明治9年10月に島根県が内務省に伺い出た文書に添付されていたものであり、上記の二つのカテゴリー分けでいえば、島根県から提出のあった「別紙」の一つであり、内務省の伺い文でいう「別紙書類」の一つ、すなわち判断根拠とは位置づけられてはいないのである。そして、太政官は、指令案の決裁文書（立案第二十号）において「元禄五年朝鮮人入島以来 旧政府該国ト往復之末 遂ニ本邦関係無之相聞候段 申立候上ハ 伺之趣御聞置」と述べている。立案第二十号における「旧政府該国ト往復之末」は、内務省の伺の「夫々往復相済」と同一のことを指し、そして内務省の伺を聞き置くべきとしていることから、判断根拠を含めて内務省の判断を是としている。すなわち、「磯竹島略図」は太政官の判断根拠とはされていない。

それにもかかわらず、韓国では、「磯竹島略図」が太政官の判断の根拠になったかのように語られ、ひいては教科書（『高等学校 韓国史』（東亜出版）121頁）において「明治10年太政官指令」の付図であると全くの事実無根の記述がなされるに至っている¹³⁾。このような誤解の萌芽は、「明治10年太政官指令」に初めて言及した堀和生氏の1987年の論文に見られ、同氏は内務省が太政官に提出した伺の「付属書類中で「外一島」は松島であると明記され、その位置と形状も正しく記述されていた」としている¹⁴⁾。「原由の大略」と「磯竹島略図」はいずれも内務省の太政官への提出文書に含まれていたが、あくまで島根県から提出のあった文書（島根県ヨリ別紙伺出）として添付されたに過ぎない。堀和生氏の記述は、これらがまるで内務省の判断根拠であったかのように記述しており明らかにミスリードである。

「テキスト第一主義」の第二の弊害は、歴史学上史料を見る際に必須とされる要素への検討がなされないか、あってもおざなりになっていることである。一次資料の内容を吟味するにあたって、その時代背景、執筆者や関係者をめぐる背景や資料の内容についての認識、前

¹³⁾ 藤井賢二「韓国社会科教育における竹島問題と『太政官指令』」当報告書第9章参照。

¹⁴⁾ 堀「前掲論文」（注2）103頁。

提となる法・行政制度、同時代又はその前後における関係資料を見るべきであることは論を俟たない。しかし、「明治10年太政官指令」については、池内敏名古屋大学教授により、そのテキストを見ればその意味は明瞭であるとして、これらの背景・周辺事情を検討することはあるべきアプローチではないかのように語られている¹⁵⁾。

例えば、韓国や日本人の一部の研究者は、島根県がその伺に「原由の大略」や「磯竹島略図」を添付した動機を無視している。島根県は、「竹島」(及び外一島)を島根県の地籍に編入する根拠を示すものとして「原由の大略」や「磯竹島略図」を内務省に提出している。「原由の大略」と「磯竹島略図」は、①「(磯)竹島」と「松島」がそれぞれ隠岐から見て北西の同一線上にあるとしていること、②「磯竹島略図」には「磯竹島」の島の浦から浦の距離の記載があり、これを全て足すと約9里半となり、「原由の大略」の「周回凡十里許」とだいたい一致するなど、矛盾が無いように作成されている。「原由の大略」には、元禄竹島一件において朝鮮国から往時の「竹島」が日本管内であることを認める証文を得て漁猟の権を与えた旨の記述があり、島根県はこのような理解の下で「竹島」(及び外一島)を同県の地籍に編入することを求めていた。内務省は島根県のこのような理解を共有せず、「本邦関係無之」と判断した。このような文脈を踏まえると、内務省/太政官が、島根県が「原由の大略」や「磯竹島略図」によって示そうとした結論を支持しないにもかかわらず、両文書を判断根拠にしたというためには、何らかの明確な証拠が必要である。しかし、上述のように、内務省の伺において、「原由の大略」と「磯竹島略図」は同省の判断根拠として明示されていないのである。

また、背景・周辺事情の軽視の弊害は、「明治10年太政官指令」を当時の最高国家機関による決定として過剰に重視する傾向に現れている。太政官自体については、「最高行政機関」のような位置づけはあながち間違いではないものの、上記注1で述べたとおり、当時かなり細かな事項についても太政官から指令という形で決定が下されていたことに考慮が必要である。例えば、『公文録』では、この報告書で議論する「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」に対する一件資料のすぐ前に「長崎病院地所ノ内司薬場へ引渡ノ儀伺」及び「横浜山手外国人居留地買上家作引移料下附伺」に対する指令についての一件資料が保管されている¹⁶⁾。

太政官は、軽重雑多なことについて判断を求められていることを認識し、「謹按スルニ政事ニ大小ノ目アリ従テ文書ニ軽重ノ別アリ今内閣ハ万機ノ府文按堆積シテ而テ軽重別ナクンハ或ハ煩

¹⁵⁾ 池内敏『竹島 —もうひとつの日韓関係史』(中央公論社、2016年)121-122頁。一方で、池内教授は、『公文録』にある「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」の一件文書以外の文書を用いて自らの主張を補強しようとしている。具体的には、①江戸幕府の照会に対して鳥取藩が「竹島」「松島」その外、因幡伯耆両国に付属する島は存在しない旨回答した旨の記述がある『磯竹島覚書』や②現在の竹島について「明治初年に到り、正院地理課に於て其の本邦の領有たることを全然非認したる」との記述がある1905年の地理学者田中阿歌磨の『地学雑誌』200号への寄稿など、自らの見解に有利な背景・周辺事情をピックアップして自身の見解を補強している。同書、112-118頁。しかし、前者については結局、内務省の伺では用いられなかったのは後述の第2章4.のとおりであるし、後者については、田中本人が、『地学雑誌』210号で「竹島(現在の竹島)」の記事に非ずして鬱陵島の記事なるが如し」と訂正している。

¹⁶⁾ 前掲注1参照。

碎錯雜ノ弊アランヲ恐ル」(「公文ヲ類別シテ法律行政規則訓條批文ノ四部トス」(明治十年二月十四日))とし、同規則で公文を分類した。そして、太政官指令一般について、「布告」「達」「布達」と区別し、「太政官指令ニ至テハ省庁ヨリ成規ナキノ事ヲ問請スル者ニ訓告スルノ外大抵法律ノ疑義ヲ指示スル等瑣末ノ微事ニシテ文書往復日々数十件ヲ以テ計フ而シテ却テ諸省ノ責任ヲ輕クスルニ足ルナリ」としている。また、内務省の伺い文の上部欄外に「批文」と朱印が押されているが、上記規則によれば、「批文」とは欧州の例に倣った分類であり、法律や行政規則などの下に位置づけられ、「法律行政規則訓條ノ疑義ヲ問請シ及ヒ成規ナキノ事ヲ問請スル者ニ指令訓告スル者是ナリ」というものである¹⁷⁾。したがって、韓国の研究者が主張する「当時日本の最高の政治決定機関であった太政官(今の総理)が下した公文書(指令)なので法的拘束力が非常に大きい文書だ」という言説¹⁸⁾については、一法的拘束力が非常に大きいという言葉の意味は不明であるが、仮に一般の法律や行政規則よりも優先した効力を有するなどという意味で述べているのであれば一誤りである。「批文」により対応すべきとなされたことからわかるように、「明治10年太政官指令」は、島根県の照会に対して示された回答(政府組織内のやりとり)であり、法令ではない。もちろん、これは「明治10年太政官指令」に太政官及び内務省の判断や認識が現れていることを否定するものではないが、当事者が「批文」にて対応すべきと判断し、(法令ではない)「太政官指令」という形式を選択したということ的前提にして彼らがどのような認識であったか検討する必要がある。

背景・周辺事情の無視による弊害については枚挙の暇がないが、もう一つ特に重要なものだけ挙げておきたい。それは、「明治10年太政官指令」に関する韓国側の議論では、「竹島」や「松島」がいずれの島を指すかについて日本側は江戸時代と同じ認識を維持していたことが前提になっているということである。しかし、欧米由来の地図に基づき、当時の日本では、鬱陵島と朝鮮本土の間にあるとされた実際には存在しない島(アルゴノート島)が「竹島」、鬱陵島(ダジュレー島)が「松島」と呼ばれていた。この事実が、なぜかこの「明治10年太政官指令」の文脈になると突然無視されるのである(図2)。



図2 鬱陵島と現在の竹島の呼称の変化について

出典：『竹島問題 10 のポイント』(外務省)より

17) 内田てるこ「島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方何」当報告書第4章参照。

18) 藤井「前掲論文」(注4)参照。当該言説は宋彙榮氏のもの。

内務省は、詳細は下記第1章3.のとおり、島根県の伺についての調査過程において太政官の地誌部門に照会文書を発出しており、その内容から島根県の伺の題名にある「外一島」が「松島」と呼ばれる島であると認識していたことがわかる¹⁹⁾。この「松島」は、当時の日本政府内の認識からいえば、ダジュレー島を指すと理解されたはずである。この指令が出された明治10年当時は、アルゴノート島の不存在という事実が徐々に日本国内の浸透しつつあった時期でもあり、また外務省において「竹島」と「松島」が一島二名なのか、それとも別々の島なのか激しい議論が行われていた時期であった。結局、明治13年の軍艦「天城」による調査の結果、明治14年に外務省は、北澤正誠の報告書『竹島考證』にあるとおり、「松島ハ鬱陵島ニシテ（略）今日ノ松島ハ即チ元禄十二年称スル所ノ竹島ニシテ古来我版図外ノ地タルヤ知ルヘシ」、すなわち鬱陵島＝竹島＝松島と判断したのであった²⁰⁾。しかし、このような議論がある中でも、陸海軍や太政官の地誌部門など、明治政府が明治期に入って作成した日本地図のうち「松島」が記載されている地図はいずれも、ダジュレー島すなわち現在の鬱陵島の位置にある島を「松島」とすることで一貫している。

日本海にある島々の位置を明確に理解している現代人の目から見れば、「磯竹島略図」は鬱陵島と現在の竹島を描いたものと理解できる。しかし、明治10年当時の日本政府関係者の目から見て、仮に「磯竹島略図」を検討の対象としていたとしても、「磯竹島」と「松島」と書かれた江戸時代の地図の模写を見て鬱陵島と現在の竹島が描かれていると理解したとは思われないのである。当時日本海の島々については、アルゴノート島が不存在であることが判明しつつあり、その一方で「竹島」とは別に「松島」も開拓の可能な大きな島であり、長崎・ウラジオストク航路上からそのことが確認できるとの証言があり、何が正しいのか不明瞭な時代であった。そのような時代に仮に内務省や太政官が「磯竹島略図」の「松島」は現在の竹島であると認識していたのであれば、彼らは「松島」と呼ばれる島がダジュレー島（あるいはそれに類する大きな島）と現在の竹島の2つあることを認識していたことになる。その場合は指令の対象について混乱を与えないように「外一島」がいずれの島を指すのか明示したはずである。しかし、「外一島」が具体的にいずれの何という島を指すのか内務省の太政官への伺にも、太政官内の決裁文書にも、指令本文にも記載はないのである。これは当事者（内務省や太政官）が、「外一島」たる「松島」が何を指すのかは自明であると考えていたという事であろう。

¹⁹⁾ 「隠岐国乾位ニアル竹島松島二島ニ関シ候義ニ付」「該島ニ関スル沿革書類図面トモ凡テ考拠ニ備フヘキモノハ悉皆」備えておきたいので太政官の地誌部門に貸し出してほしいと依頼している。竹島資料勉強会「当事者（内務省及び太政官）の認識から見た『竹島外一島』、当報告書第5章参照。同資料については山崎佳子「隠岐島前竹島問題調査報告」『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』（2019年）11頁注11。

²⁰⁾ 北澤正誠『竹島考證』国立公文書館所蔵。同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/img/672392>、52コマ目（最終アクセス2021年5月26日）。

2. 「竹島資料勉強会」の設置及び同会の議論・検討について

以上のような問題意識を踏まえ、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に係る一件資料についてそのテキストを精査し、さらに背景・周辺事情を検討して、「明治10年太政官指令」の解釈や意義を再構築すべく、2018年10月に有志により「竹島資料勉強会」を結成し、公益財団法人日本国際問題研究所を事務局として、約3年間弱、「明治10年太政官指令」について議論を重ねてきた。

3年間にわたって、「明治10年太政官指令」及び江戸時代～明治期の日本海の島々に関する日本及び韓国での動きについて調査及び議論を重ねてきた。その対象には、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に係る一件資料に加えて、地籍編纂とは何か、当時の明治政府における太政官の位置づけ、当時の明治政府の政治情勢、「公文式」制定以前の法令体系、太政官・内務省及び島根県の組織・態勢・意思決定過程、「明治10年太政官指令」に関与した太政官・内務省・島根県関係者などの人物像・人間関係や「竹島」及び「松島」への認識、明治期の明治政府内（外務省なども含む）での「竹島」及び「松島」に関する議論や資料保有状況、明治初期の日本人の鬱陵島進出に対する朝鮮側の対応、「明治10年太政官指令」での判断の根拠となった元禄竹島一件の関係文書などが含まれる。

3年間にわたる調査と議論の結果、「明治10年太政官指令」で「本邦関係無之」とされた対象には現在の竹島は含まれないという確信を得るに至った。以下、各章において、個別の論点からこれについて検証することとしたい。

なお、本報告書は執筆者個人又は竹島資料勉強会としての見解であり、日本国際問題研究所の見解を示すものではない。

3. 各章の概要について

(1) 一件資料の意思決定の流れの再確認（第1章）

第1章においては、まず前提として、明治9年秋に島根県での地籍調査において「竹島」の島根県への地籍編入が問題になってから、明治10年3月に太政官が「竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト」心得るべしと指令するまでの意思決定の流れを事実関係を中心に紹介する。なお、資料編として巻末に『公文録』に収められている「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」に係る一件資料の画像、その翻刻と現代語訳（大意）をつけているところ参照されたい。

(2) 一件資料のテキストの分析（第2章）

第2章『太政官指令』と元禄の日朝交渉（塚本孝東海大学元教授）は、『公文録』の「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」に係る一件資料について、テキストを中心に分析する。筆者は、「明治10年太政官指令」に係る太政官の決裁文書では内務省の伺を「聞き置く」、すなわち是としているから、「明治10年太政官指令」が現在の竹島を「本邦関係無之」としたか否かは、内務省の伺に即して検討する必要があると指摘する。そして内務省の伺の構造を検証し、同省が「一号」～「四号」として判断の根拠材料として明示した元禄年間の竹島を

めぐる日本と朝鮮国との交渉に関する資料（対馬藩の記録である『竹島紀事』の一部を摘採）を再確認する。そして、内務省が根拠資料として摘採した日朝交渉の記録では現在の竹島には一言も言及がないことを指摘する。すなわち、元禄の日朝交渉は、朝鮮国民の当時の竹島（鬱陵島）入島を契機として同島への出漁をめぐって行われたもので、同島における両国国民の入り混じりが問題視されたのであるから、そのような問題の発生していなかった現在の竹島は、交渉の対象になっていないことがこれら「一号」～「四号」の検討からわかるのである。また、内務省の太政官への伺い文も「竹島（鬱陵島）所轄之儀ニ付島根縣ヨリ別紙伺出取調候處該島之儀ハ」で始まるように、もっぱら「竹島」についてのみ記述して「本邦関係無之相聞候」と判断していることに注意を促す。そして、太政官は、「竹島（鬱陵島）」についてのみ検討した結果出された内務省の判断を是としているのであるから「明治10年太政官指令」は、現在の竹島を「本邦関係無之」としたものではないと結論付ける。

そして、内務省が太政官に提出した文書には「原由の大略」や「磯竹島略図」も含まれるが、これらは島根県の伺の添付資料であって、内務省の伺の直接の構成部分ではないと指摘する。島根県は、「原由の大略」や「磯竹島略図」の添付により、往時の竹島への渡海制禁は同島が日本領であることを朝鮮国が認めた上で同国に漁獵の権を与えたものだという理解にたって、「竹島（鬱陵島）」及び「竹島」への航路上にある「外一島」たる「松島」を島根県の地籍に編入しようとしたのであるが、内務省はその立場を採用しなかったのである。

(3) 島根県側の認識（第3章～第4章）

第3章以降は、「明治10年太政官指令」をめぐる背景・周辺事情を含めて検討を行う。第3章と第4章については島根県側の認識を中心に検討する。第3章は実質的に「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に係る島根県側の最高責任者である境二郎に焦点をあて、第4章は島根県のファイル『明治九年 地籍』を中心に検討する。

第3章「山陰地方の歴史から考える『太政官指令』」（杉原隆島根県竹島資料室特別顧問）は、この時代、島根県の参事及び県令を務めた境二郎に焦点を当てつつ、島根県に蓄積された山陰地方の歴史に関する文献をベースにして「明治10年太政官指令」を検証する。そして、①明治2年～3年ごろに隠岐県及び浜田県の大参事を務めた藤茂親（福岡県出身）の「竹島」の開拓願（明治4年）において、藤は、「竹島」「松島」一島兩名との認識を示していることを紹介する。そして、境二郎（当時は島根県参事）は、明治9年に「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を内務省に提出したのと同時期に藤について福岡県に問い合わせをしており、藤の「竹島」及び「松島」認識について知りたがっていた可能性があることを指摘する。さらに、②A 境二郎（当時は県令）が、明治14年に大屋兼助外一名から「松島」（実際には鬱陵島）開墾願が出された時に、同島について「明治10年太政官指令」の時から方針が変わり「本邦版図内ト被定」たのかと内務省に照会を行っていること、B その一方で、明治13年に境二郎の部下清水清太郎の『隠岐国地誌略』において隠岐国の地理紹介として「竹島」にのみ言及していることなどから、「竹島」及び「松島」が代替可能な言葉として用いられている（つ

まり一島兩名である) と考えられると指摘する。その上で、境が「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」において「竹島外一島」という表現を用いたのは、境は、「竹島」の地籍について内務省に照会するように求められていたことを認識していたものの、当時「竹島」と呼ばれたアルゴノート島の所在が不明で、当時の地図類では点線で描かれることが多くなり、その存否が不明瞭であったのに対して、ダジュレー島の位置にある「松島」が実線で描かれていたことから、確実に実際に存在する島を対象にして伺いが出せるように「竹島外一島」と「松島」の島名を追加したのではないかと述べる。

第4章「島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方伺」(内田てるこ島根県竹島資料室嘱託職員)は、内務省による地籍編纂事業の過程で島根県で作成されたファイル『明治九年 地籍』を分析し、「明治10年太政官指令」問題の発端となった明治9年10月16日付の島根県の内務省への伺いが出された経緯を検討した。特に、明治9年9月の内務省地理寮地籍課からの地籍編纂査検官(杉山栄蔵及び田尻賢信)の来県に係る経緯に注目している。そして、杉山栄蔵が鳥取県出身で明治6年まで鳥取県官員を務めたことを指摘する(当時、隠岐は鳥取県に属していた)。また、明治6年に太政官正院地誌課から同課作成の『日本地誌提要 第一稿』(同書の隠岐部分には「竹島」にしか言及がなかった)について鳥取県に確認依頼が来た際に、同県は検討の末、「竹島」と「松島」の双方についても言及するよう提案し、地誌課から受け入れられ『日本地誌提要』には「松島」の記述が追加されたことがあったが、同作業に関わった旧鳥取県の大塚章造は、杉山の島根県来県の頃まだ同県の鳥取支庁(明治9年8月に鳥取県は島根県に編入)に在籍していたことを指摘する。そして、島根県の伺い文にある「右大谷某、村川某カ伝記」や古図など参考にしたものはすべて旧鳥取県内にあるものであり、「原由之大略」や「磯竹島略図」の作成に当たり鳥取支庁に関わったことは間違いないだろうと述べる。

また、杉山は、島根県への来県の直前豊岡県にいたが、当時の同県の長は三吉周亮(みよしかねすけ)で、三吉の前職は鳥取県参事・県令であり、上述の『日本地誌提要』の修正の検討の時期にも同県の長であったことを指摘する。杉山と田尻は、島根県からの帰京後、明治9年10月5日付で、同県出張時の口頭での協議を踏まえ、島根県に対して「竹島」に関する古い文献などを調べて内務本省に伺いを立てるよう照会した(乙第28号)が、同号はその翌日6日付で島根県から兵庫県(直前に豊岡県から改編)にわざわざ転達されている。これらのことを踏まえると、三吉を含めた旧豊岡県関係者が「竹島」について関心をもって、おそらく杉山が豊岡県に来ていた時にも話題に上がっていたのだと思われると指摘する。

そして、乙第28号が「竹島」についてのみの照会だったのに、島根県の内務省への伺いは、「竹島外一島」となっているが、「外一島」となっているのは題名だけで、伺い文本文では「竹島」についてのみの記述されていることを指摘する。一方で、旧鳥取県が保有していた資料がベースになっており、旧同県関係者が作成に関わっていたと思われる別紙である「原由之大略」や「磯竹島略図」では「竹島」とは別に「松島」についての記述がはっきりとあり、伺い文本文と別紙では作成者が異なり、その両方を踏まえて「竹島外一島」の表題がつけられたのではないかと指摘する。そして、「明治10年太政官指令」に対して島根県が中央

政府に問い合わせを行った形跡がないこと、明治14年島根県が大屋兼助の「松島開墾届」（この「松島」は鬱陵島）を受けて「最前の指令」が変わったのかと内務省に問い合わせをしていることから、島根県側にも「竹島」も「松島」も鬱陵島（鬱陵島相当の島）であるとの認識があったのだろうと指摘する。その一方で外務省記録局長の渡邊洪基が「松島ト竹島即チ韓名蔚陵島ハ聞ク所ニ寄ルニ一島二名ナルカ如シト雖とも、旧鳥取県令ニ聞クニ全クニ二島ノ由ト認メ²¹⁾」と書き残しており、ある旧鳥取県令は「竹島」と「松島」が別の島であるとの見解を有していたことがわかることなどを指摘し、これに伺い文本文と「原由之大略」などの別紙の作者が別であることを併せて考えると、島根県の全職員（特に旧鳥取県官員）が「竹島」と「松島」一島二名だという認識を共有していなかった可能性を示唆しているのである。

第3章と第4章全体を踏まえると、島根県側でも、「竹島外一島地籍編纂方角」には旧鳥取県関係者を含め多くの関係者が関与してそれぞれに思惑があったことが示唆される。島根県の伺自体が、全体として、「竹島」「松島」一島二名（伺い文本文）と別々の島だ（別紙）とする2つの見解の「両論併記」であった可能性も否定できない。特に、第3章で指摘されているように、当時の欧米及び政府発行（陸軍省・海軍省等）の地図では「竹島」の存在が不明瞭になる一方、古文献には圧倒的に「竹島」に関する記述が「松島」に関するそれよりも多いという一見矛盾する状況が生じていた。考え方としての一つの整理は、「竹島」「松島」一島二名であったが、古文献は明らかに両島を別の島としており、また長崎からウラジオストクへの航路上「松島」が実在の存在として見られることから、両者の議論は紛糾し、明治13年の軍艦「天城」の調査まで決着がつかなかったのである（つまり、実態は①「竹島」兼「松島」の一島二名の島（鬱陵島）と、②江戸時代に「松島」と呼ばれた島（現在の竹島）の2つの「松島」があるということだが、「松島」が新旧2つある可能性になかなか気づけなかったということでもある²²⁾）。

第4章では、さらに太政官内での各省からの伺いの関連規則、『公文録』及び『太政類典』への収録に関する規則について検討している。上記1. で述べた「批文」で対応すべきとの

21) 渡邊洪基「松島之議二」北澤正誠『竹島考證』下 国立公文書館所蔵、同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 https://www.digital.archives.go.jp/img/672392_23 コマ目（最終アクセス2021年5月26日）。なお、アジア歴史資料センターのデジタルアーカイブにある「松島之議稿本」には、「鮫島」の印があり、鮫島尚信の外務大輔としての在任期間（明治8年11月～明治11年1月）と渡邊洪基の外務省記録局長としての在任期間（明治9年7月～明治11年3月）もあわせ考えると、「松島之議」は明治9年7月～明治11年1月の間に執筆されたと考えられる。「1）渡邊洪基松島ノ議（参考）」JACAR Ref. B11091460400（外交史料館における請求番号B-3-5-3-2）。さらに、『竹島考證』の記述ぶりを見ると、「松島之議」は、児玉貞陽建白（明治9年7月）への意見であるから、明治9年中に執筆された可能性が高い。三吉は、明治9年8月に豊岡県の兵庫県合併に伴い豊岡県権令を辞しており、この「旧鳥取県令」は三吉である可能性がある。

22) 『竹島考證』によれば、外務省の渡邊洪基記録局長のみは「松島」と呼ばれる島が2つあることに思いが至った形跡がある（渡邊洪基「松島之議一」同上22コマ）。渡邊は、同文書で、「アルゴナウト」嶋なるものは存在せず、「松嶋」だとされる「デラセ」嶋は本来の「竹嶋」即ち鬱陵島で、我松島なるものは、「ホルネットロックス」であって、「ホルネットロックス」が日本に属することは各国の地図に照らし明らかであるとしている。その後の外務省での「竹島」及び「松島」に関する議論では、「松島」は農林業ができる大きな島である前提であったから、現在の竹島を日本の領土とするこの渡邊の見解は省内の議論の中で否定されていないことが重要である。実際に、外務省は日本側第4回見解において、渡邊の当該記述を援用している。

判断によって太政官指令が発出されたという指摘も、同章での関連規則の検討に基づく。また、「明治10年太政官指令」が右大臣と3人の参議の決裁だけで発出されているのも、「議案上申下達之順序」にいう「瑣末之件」に該当したからということも指摘している。

(4) 内務省と太政官の認識 (第5章)

第5章「当事者の認識(内務省及び太政官)から見た『竹島外一島』」は、内務省と太政官の認識について検討を行った。まず、「竹島外一島地籍編纂方針」について検討が行われた時期は、日本国内で「竹島」及び「松島」を巡る認識の変遷が生じていた時期と重なっていることを指摘する。その背景の下、「明治10年太政官指令」の「竹島外一島」の対象を確定させるためには、一件資料のテキストに関する分析に加えて、当事者の経歴や人間関係、それに当時の保有資料などを確認するなどして内務省及び太政官の関係者の当時の認識について検討を行うことが重要であると指摘する。そして、外務省では、全く同時期に「竹島」及び「松島」が一島二名かそれとも別の島かについて激しい議論が行われており、その中では「松島」は現在の竹島ではない前提—すなわち、「松島」は林業や農業が期待できる、現在の竹島よりずっと大きな島—で議論されていたこと、その議論が起こるまで同省では「竹島」と「松島」一島二名の見解が主流であったことが『竹島考證』で示唆されていること、当時陸海軍が作成した地図ではダジュレー島が「松島」とされていたことを踏まえ、外務省や陸海軍では、「松島」=現在の竹島と認識していた可能性はないと指摘する。そして、当事者の経歴や資料の保有状況などといった背景・周辺事情を検討した結果、内務省や太政官の関係者が、外務省や陸海軍と異なる認識を持っていたことを示唆する情報がなければ、「松島」に対する認識は、外務省や陸海軍と同様であったと考えられると指摘する。

内務省及び太政官の「明治10年太政官指令」に関する重要人物として、杉浦讓(内務省地理頭/地理局長)、塚本明毅(太政官の地誌部門の長)、巖谷修(明治10年3月時点で太政官本局(書記官局)権大書記官)などを挙げる。塚本については、一件資料そのものについては登場しないが、①杉浦が明治9年11月に、「竹島」及び「松島」に関する資料の照会を塚本に行っていること、②地図や地誌の編纂を通して、太政官内で最も「竹島」及び「松島」について知見を有する立場であったから検討に加えることが重要であるとする。杉浦、塚本及び巖谷らは親しい間柄だったことに加え、外務省での「竹島」及び「松島」に関する議論の中心人物の一人田辺太一公信局長とも深い親交があったことを指摘する。そして、太政官の地誌部門が作成した日本地図や『日本地誌提要』を検証し、明治6~7年時点では、同部門は、アルゴノート島=「竹島」、ダジュレー島=「松島」と認識していたと結論付け、仕事上及び私的な関係を通じて、その認識は、杉浦など他の重要人物も承知はしていただろうと述べる。そして、その後アルゴノート島の不存在に関する情報が浸透してきていても、内務省や太政官が現在の竹島を「松島」と認識していたことを示唆する情報はなく、むしろ外務省の『竹島考證』の執筆者北澤正誠は、明治9年12月まで太政官地誌部門で塚本に次ぐ立場にあったことを指摘し、もし外務省と太政官に「竹島」及び「松島」に対する認識に大きなずれが

あったのであれば、そのことを『竹島考證』に書いていたであろう旨を述べている。

そして、内務省や太政官における資料の保有状況を分析している。当時、陸海軍や太政官の地誌課が作成した地図等で「松島」を記載しているものはすべてダジュレー島を「松島」としていたことを指摘した。その上で国立公文書館等の資料の所蔵印を調べ、内務省や太政官がこれらの日本政府作製の地図にアクセスすることが可能であったことを確認した。したがって両者は、当時日本政府内で「松島」と言えばダジュレー島を指すことを認識していたことを指摘。その上で、内務省や太政官が「磯竹島略図」の「松島」を現在の竹島だと考えていたのであれば、「松島」が新旧2つあることを認識していたことになることを述べる。その場合内務省や太政官は、「明治10年太政官指令」の「対象となる」「外一島」がいずれの「松島」を指すのか混乱が生じないように説明するはずだがそのような説明はないことを指摘し、内務省や太政官が現在の竹島を「外一島」と考えていた可能性はないと結論付ける。

(5) 当時の政治情勢 (第6章)

第6章「明治10年「太政官指令」当時の政治情勢～天皇も太政大臣も「太政官指令」には関わっていない～」(松澤幹治元日本放送協会国際放送局シニア・ディレクター)は、西南戦争のために大久保利通をはじめ明治政府の中枢が西方に出張し、その対応にあたっていたことに注目し、「明治10年太政官指令」の意思決定に関わった人物について検討している。そして「明治10年太政官指令」の決裁書には、(参議以上では)右大臣・岩倉具視、参議・大隈重信、同・大木喬任、同・寺島宗則の4人の決定印しかないことを指摘している。「明治10年太政官指令」の案が立案された明治10年3月20日は、西南戦争において政府軍が田原坂に総攻撃をかけ陥落させた日であった。そして、明治10年1月、明治天皇が京都に行幸するにあたって、東京で留守を預かる岩倉具視を摂政に任命したことを紹介している。ただし、「大事は之れを行宮に奏して裁可を請はしめ、其の稽緩すべからざるものは處決して後、以聞せしめたまふ」すなわち、岩倉具視に政治を任せるが、大事は天皇の行宮に奏上して裁可を求めることとし、急を要するものは決定後、天皇に報告せよ、とされたことを指摘する。そして、「明治10年太政官指令」については天皇に相談あるいは報告がされた形跡がないことに注目している。東西に分かれていても意思疎通が行われていた例として西南戦争の遂行について東京の岩倉具視が京都の三条実美・木戸孝允に所見を寄せていることを指摘する。以上を踏まえると「明治10年太政官指令」によって日本の新たな国境を定めるような重大事項が決定されたとは想定されないと指摘する。すなわち、江戸時代の元禄竹島一件で「竹島」(鬱陵島)は朝鮮領と定められたが、「明治10年太政官指令」ではその決定をそのまま踏襲したに過ぎないので西方に報告又は相談がなされなかったと結論付ける。

また、明治10年3～4月の『公文録』を確認し、「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」には(『太政類典』への掲載の分類として)「外交」ではなく「地方」の印が押されていること、同時期の外務省の太政官への伺には「竹島」に関するものがないこと、また『竹島考證』において「明治10年太政官指令」に対する言及がないことを指摘、「明治10年太政官指令」

の意思決定過程には外務省の関与がないと結論する。そして、「明治10年太政官指令」によって新たな国境を定めるということなのであれば当然外務省への相談はあったであろうから、このことから元禄竹島一件での決定を踏襲したに過ぎないと考えられると述べる。

そして補論において、この元禄竹島一件での決定を踏襲したという結論は韓国側と奇妙な一致を見せると述べる。その上で元禄竹島一件において何が意思決定されたのかを検討する。当時日朝で交渉の対象になったのは、当時の朝鮮と対馬藩の資料を見るに「竹島」（鬱陵島）だけであることを再確認する。そして朝鮮側が根拠とする江戸幕府と鳥取藩のやりとり（幕府の照会に対して鳥取藩は「竹島」及び「松島」は因幡伯耆に所属しないと回答）については、日朝間の外交上のやりとりにはまったく出てこないことを指摘し、両国間の国家間交渉の史料（両国間で何が議論されたかの検証）としては意味を持たないと述べる。そして、韓国側は「鬱陵島」という言葉があると「鬱陵島と独島」という言葉に読みかえてしまうことがあるが、そもそも独島が鬱陵島の属島であるという韓国の認識自体が疑問視されているのに自動的にこう読み替えてしまうのでは対話が成立する余地がないと批判する。

(6) 「明治16年太政官内達」(第7章)

第7章「明治16年太政官内達の検討」(山崎佳子氏)は、明治10年という一瞬を断片的に切り取るのではなく、元禄期から明治期までの日本政府の「竹島」及び「松島」に関する地理的認識の変遷を全体的な視点から俯瞰し、日本海の島々の正確な姿を把握した努力として捉える。その中で現在の竹島の帰属について朝鮮側から提起されたことはないことを指摘する。その上で、特に、明治16年に発出された日本国民全体に対し鬱陵島＝「竹島」＝「松島」の認識を伝達し、日本人の同島への渡航を禁じた法令（「明治16年太政官内達」）に注目し、島根県への内々の指令に過ぎない「明治10年太政官指令」とは、例えば「明治16年太政官内達」の発令後、鬱陵島に船を派遣して在留邦人を強制退去させたり、全国に通知され関連史料が各都道府県に残っていること（筆者は全国を調査し、その一部を論考で紹介している）など、著しい対比を為すと指摘している。同内達は、元々日本人が鬱陵島に上陸して材木業など事業に従事しているという朝鮮政府の外務省への抗議を契機としており、特に、同内達の契機となる外務省から太政官への上申（朝鮮側の抗議を踏まえ、在島の日本人の引き上げ及び同島への日本人の渡航の禁止を周知することを提案するもの）作成過程に関するファイル『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』第一巻（外交史料館所蔵）に注目している。同ファイルでは、「明治10年太政官指令」とその経緯たる島根県との交信や北澤正誠の「竹島」に関する報告書（『竹島版図所属考』、『竹島考證』の簡易版）も参考資料として検討されており、「明治10年太政官指令」も踏まえた上で版図外としたのは鬱陵島一島のみとの最終判断を下したと指摘する。特に明治14年の「島地1114号」に関する内務省と外務省のやり取り（第三章で紹介される大屋兼助外一名の「松島」開拓願に関するもの）において「外一嶋」は松島であるとの認識が示されていること、そしてそれを踏まえて明治14年ないし16年になり改めて「外一嶋＝松島＝鬱陵島」の判断が下されていることが重要だとする。そして、鬱陵島のみを対象とする同

内達に「従前彼我政府議定ノ儀モ有」とあるように、元禄竹島一件における日朝交渉では鬱陵島のみの帰属が交渉の対象となっていたという事が当時の明治政府の認識であったと指摘する。また、韓国側の先行研究はこれらのことを無視していると述べる。

そして、「明治10年太政官指令」の対象に万が一現在の竹島が含まれていたとしても、「明治16年太政官内達」とは異なり島根県への内々の指令に過ぎないし、同内達では現在の竹島を明らかに対象に含まない形で法令として発出されているのであるから、「明治10年太政官指令」がいかなる内容のものであったとしても、「後法は前法を破る」の原則に従い、「明治16年太政官内達」が政府の意思決定として優越すると説く。そして、国内の地籍編纂作業の一環として出された「明治10年太政官指令」とは異なり、「明治16年太政官内達」は鬱陵島での日本人の活動に対する朝鮮側の抗議を契機とし、日朝間の意思疎通の結果として(すなわち、外交上の措置として)発出されたものであることにも注目すべきだとしている。

また、筆者は、一過性の内部事務上で発出されたに過ぎない「明治10年太政官指令」の「外一島」を同定することに注力することは竹島問題の本質から逸脱した行為であり、むしろ外交交渉の結果として発出され朝鮮政府に伝達された「明治16年太政官内達」を、領土問題としての重要検討事項であるとみなすべきだと指摘する。そして、領土問題としての竹島問題とは、歴史学のみのアプローチで検討されるべき問題ではなく、国際法、国内法、国際関係論等の総合的、学際的なアプローチでの検討が必要であり、その視点を欠いて歴史学上の視点のみから太政官指令の「外一島」の同定に固執することは、適切ではないと結論している。

(7) 韓国の研究及び教育における「太政官指令」(第8章及び第9章)

第8章「韓国の竹島領有主張と『太政官指令』」(藤井賢二島根県竹島問題研究顧問)は、韓国での竹島研究における「明治10年太政官指令」の位置づけについて検討する。筆者は、「明治10年太政官指令」について論文で初めて言及したのは日本人(堀和生氏。後の京都大学教授)であったが、慎鏞廈・宋炳基の研究を例にとりつつ、韓国側の論文は堀教授の研究を―その明確な事実誤認や誤りを含めて―「原由の大略」の活用や「属島論」など韓国にとって都合のよい部分はそのまま踏襲していることを指摘する。そして、「明治10年太政官指令」において日本側が「竹島外一島」を韓国領と認めたとか(実際には「本邦関係無之」としただけである)、「原由の大略」や「磯竹島略図」が内務省の判断根拠となった「別紙書類」と同じ価値を持つなど(内務省の伺を見ると、実際には、「原由の大略」や「磯竹島略図」は島根県から提出のあった「別紙」の一部としての扱いである。「本邦関係無之」の根拠となった「別紙書類」には、「原由の大略」や「磯竹島略図」は含まれていない。)、**「明治10年太政官指令」を堀教授の見解よりももっと韓国側にとって有利な存在とするため、事実歪曲や印象操作の域に入るような説明を行ってきたと指摘する。そして、「磯竹島略図」を「明治10年太政官指令」の付図とするなどといった事実誤認に満ちた「明治10年太政官指令」の虚像が、韓国で再生産され、日本人の一部にも日本政府の見解に疑問を抱く動きがある現状を憂う。**

筆者は、1950年代から60年代にかけての口上書での日韓間の竹島に関する見解の交換に

において韓国側は自らの竹島領有の根拠を上げることができず完敗であったことを指摘する。その一例として1965年の日韓国交正常化にあたって、韓国政府は数回にわたって「国内の著名な歴史学者及び国際法学者たちに依頼」したものの、彼らは日本側第4回見解への反論を作成できなかったことを紹介している。韓国側の学者、例えば、慎鏞廈はこのことを認識しており、日本側第4回見解に対して韓国側が「条目別に反駁していないことは大きな手落ちだとみることができる」と述べ、韓国側の証拠に基づく同国の竹島に対する領有権の証明に臨んだが成果が上げられなかったことを指摘する。その結果、「明治10年太政官指令」に代表されるように、日本側の資料をもって日本側の領有権を否定し、ひいては朝鮮側の領有権を確立しようとするようになったと結論付ける。そして、数年前に、日本の高校の「日本史B」の教科書検定で、「現在の竹島にあたる島について、日本政府は1877年、日本とは関係ない島であると判断した。」という脚注が入りかけたことがあり、日本人も「明治10年太政官指令」に関する韓国側の議論に影響を受けている現状があると指摘する。最後に、韓国がすべきことは「太政官指令」のような日本の資料を利用した日本の主張のあら探しではなく、自らの領有根拠を示すことであると強調する。なお、筆者は「おわりに」において、堀和生氏の1987年の論考では「本邦関係無之」という文言について、太政官では「日本領に非ず」としたのに、内務省は「朝鮮領であり日本のものではない」と異なる説明を行ったことに関して次のように指摘している。堀和生氏は、1905年の島根県編入に内務省が当初反対したのは、現代の竹島を朝鮮領としたという1877年の解釈が内務省内でこの時まで継承されていたからだという自らの主張と符合させるために、「本邦関係無之」の解釈について、「日本のものではない」に「朝鮮領であり」を加えねばならなかったのではないかと述べる。

第9章「韓国社会科教育における竹島問題と『太政官指令』」（藤井賢二島根県竹島問題研究顧問）は、韓国の社会科教育において「明治10年太政官指令」を含めた竹島問題がどのように扱われているか小中高の教科書にわたって具体的に紹介する。そして、「明治10年太政官指令」に典型的な、日本の資料に韓国の竹島領有の「根拠」を求めるという倒錯したアプローチが、韓国の社会科教育でもみられると結論する。さらに、韓国の「独島」教育では、1905年の島根県編入を「侵略」とする、すなわち歴史認識問題として竹島問題を捉える傾向が強化されているが、日本はそれを否定し、あくまでも竹島問題の平和的解決を求めていることを伝える必要があると述べる。また、仮に日本が竹島を領土外としたとしてもそれで朝鮮領になるわけではないといった基本的事項や、「磯竹島略図」を「太政官指令」の付図と説明している韓国の教科書の事実誤認の指摘など、わかりやすい情報発信を日本語以外でも行い、将来を担う韓国の若い世代に事実を伝えることの重要性を提起する。

(8) 李奎遠と『鬱陵島檢察日記』について（補章）

補章「李奎遠と『鬱陵島檢察日記』」（永島広紀九州大学教授）は、直接に太政官指令を対象としないものの、同時代の朝鮮側の「竹島」認識を示す史料を紹介することにより、本報告書の主題を補強するものである。同章は、李奎遠が執筆した『鬱陵島檢察日記』について検

討している。李奎遠は、李氏朝鮮王朝 19 世紀後半の武官であり、1881 年には高宗から鬱陵島の検察を命じられ、『鬱陵島検察日記』はそのときの報告書の草案と考えられる。同資料は、李氏朝鮮王朝側の 19 世紀後半段階での鬱陵島に関する認識（及び現在の竹島に対する非認識）に関する史料として日韓双方に引用されるが、校訂を付した「定本」がない状態でもある。李奎遠の曾孫にあたる李恵恩氏（当時、東国大学校師範大学地理教育科教授）が寄贈した原本が国立済州博物館にあり、永島教授は、これを実見するとともに撮影し、韓国人研究者（李瑄根氏や愼鏞廈氏によるものなど）による既存の翻刻との比較検討を行っている。

『鬱陵島検察日記』は、「裏面に隠れた浄書する前の下書き」（「初稿」）、それを添削した二次的な文章（「第二稿」）、さらに国王に提出される報告書（「啓本」）のドラフトである「啓草本」からなると指摘する。そして、韓国側の主張（①前近代の地図にみる「于山島」が現代の竹島である、②1900 年の勅令第 41 号の「石島」が現代の竹島である）について、『鬱陵島検察日記』は「後者に関しては決め手を欠くところであるが、前者については（略）韓国側の主張を大きく突き崩す可能性を秘めている」とする。「啓草本」の末尾には、「晴れた日に（鬱陵島の）高台に上って海側を見渡しても、ひと握りの石やひとつまみの土くれもない」「于山が鬱陵であることは耽羅が済州の事であることと同様でありましょう」とある。それに対して、朝鮮王朝の公式の記録である『承政院日記』では、李奎遠は視察への出発前の高宗からの質問に対して于山とは、済州島の旧国名耽羅と同様、古の国名であり、于山島と鬱陵島は同一の島である旨、正しい認識をもって答えている。すなわち、李奎遠は、『承政院日記』にあるように、出発前の段階においてすでに極めて正確な鬱陵島周辺に関する地理的情報を有しており、そして『鬱陵島検察日記』の「啓草文」にあるとおり実地検分の結果、自説の正確さが改めて証明されたということになると指摘する。そして、そのことは国王への啓文に添付されたものと考えられる「鬱陵島外圖」における「竹島」「島項」の描かれ方とも符合すると結論する。

また、「二次稿」の一部に李奎遠の肩書を「通政大夫」としている部分があり、少なくとも該当部分は同人が「通政大夫」を肩書としていた時期を踏まえ、1882 年 7 月～8 月に起稿された可能性が高いということができると述べる。そして、そのことが他の部分にも敷衍できて、1882 年夏に『鬱陵島検察日記』が起草されていたと言えるのであれば、朝鮮側の歴史記録において貴重な、きわめて同時代性が高い資料であるといえると指摘する。

第1章 「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」の検討過程

竹島資料勉強会

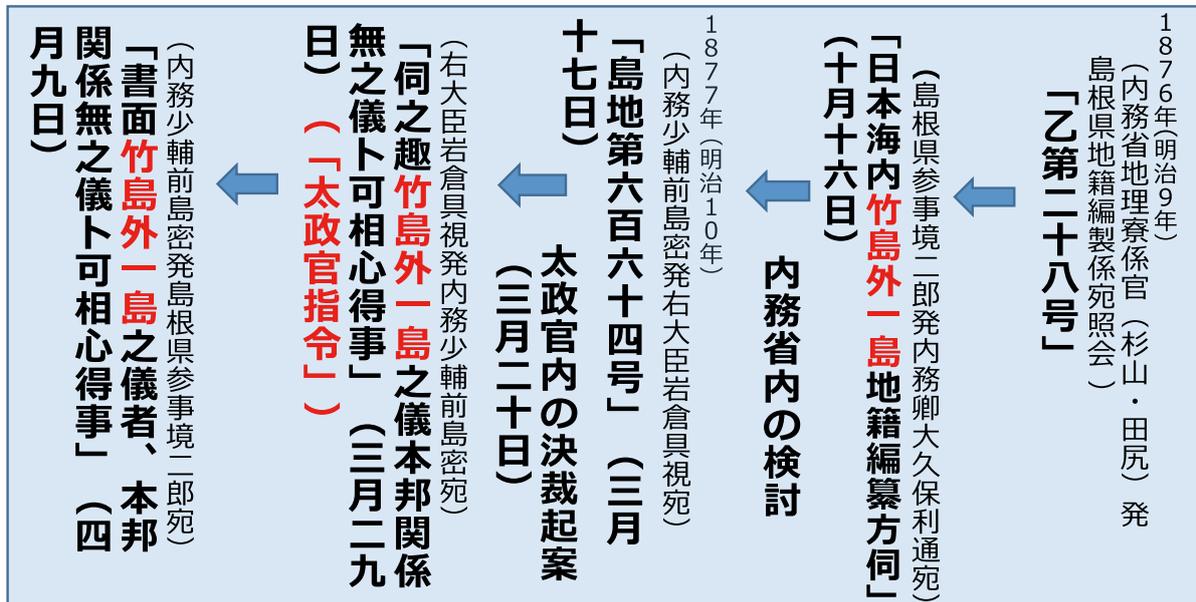
はじめに

1. 地籍編纂及び乙第二十八号（明治9年10月5日）
2. 島根県の内務省への伺（「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」（明治9年10月16日）
3. 内務省内での検討（明治9年10月～明治10年3月）
4. 内務省から太政官への伺（島地第六百六十四号）（明治10年3月17日）
5. 太政官での検討及び「明治10年太政官指令」（明治10年3月29日）
6. 『公文録』での文書の順番について

はじめに

第1章においては、島根県が「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」を發出することになった経緯から、実際に「明治10年太政官指令」が出されるまでの事実関係を整理する（全体の流れは、図1のとおり）。

図1 「明治10年太政官指令」（1877年）発出までの過程



1. 地籍編纂及び乙第二十八号（明治9年10月5日）

明治初期、明治政府にとって地籍編纂は地租改正とともに重要な課題の一つであった。地籍編纂とは、地租改正の対象となった耕作地といった有用地のみならず、すべての土地につ

いて「地種名称ノ区別ヲ判定スル」¹⁾ ことである。当時の地籍編纂を担当した部局である内務省地理寮の長であった杉浦譲は、測量を綿密にし地籍を整頓することによって、境界を明確にして官民の所属を判定し、田畑や原野といった地種を明確にすることが「施政の基礎」として不可欠なことであると述べている²⁾。

内務省は明治9年5月に11県に官員を派遣して地籍の調査に当たらせることとしたが、その内の一つ、島根県において、「竹島」と呼ばれる島について同県の地籍に編入させるかが問題となった。明治5年10月5日、同県に派遣されていた内務省地理寮地籍課の職員であった杉山栄蔵及び田尻賢信は、島根県に対して同島に関する古い文献などを調べて内務本省に伺いを立てるよう照会した（乙第二十八号）。

2. 島根県の内務省への伺（「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（明治9年10月16日）

島根県（境二郎参事）は、17世紀当時「竹島」に渡航してアワビ漁などの事業を行っていた大谷家の記録などを調べた調書（「原由の大略」と江戸時代の地図を模写した地図（「磯竹島略図」）（図2）を添付して、内務卿大久保利通宛に、「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を發出した。

図2 「磯竹島略図」（島根県『明治九年 地籍』）



1) 内務省地理寮『内務省地理寮第一回年報』（1876年）東京大学経済学部図書館所蔵。地理頭である杉浦譲から内務卿である大久保利通への報告の形をとられている。

2) 同上。なお、「地籍編製地方官心得書」第二條（明治9年5月）にも地籍編纂の意義として同趣旨が記載されている。『法令全書 明治9年』（1876年）640頁。国立国会図書館デジタルアーカイブで閲覧可能 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/787956>（最終アクセス 2021年5月28日）。

乙第二十八号で、杉山や田尻から内務本省に伺いをたてるように照会されたのは「竹島」であったが、「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」という題名のとおり、「外一島」が付け加わった。しかし、伺い文には「竹島」に関する記述しかない。「原由の大略」及び「磯竹島略図」には「松島」に関する情報も掲載された。

3. 内務省内での検討（明治9年10月～明治10年3月）

内務省地理寮において、島根県の伺を踏まえて検討が行われた。杉浦讓内務省地理頭から塚本明毅修史局一等修撰に対し、明治9年11月13日に「竹島松島二島」に関する「沿革書類図面トモ凡テ考拠ニ備フヘキモノハ悉皆」備えておきたいので修史局にある文書等を貸してほしいと要請している³⁾。修史局地誌掛からは翌日、『竹島雑誌』、『竹島図説』及び『磯竹島覚書』を貸し出す用意がある旨を返事している⁴⁾。この、塚本による回答では、「尤松島之方ハ専書無之候得共前三書之内ニ散見」とあり、「松島」に関する記載は限られていることを示唆している。

『磯竹島覚書』は、元禄竹島一件に関する書類を江戸幕府が編纂したものである。同覚書には、「竹島」と「松島」が因幡伯耆所属ではないと回答した同藩の回答書（元禄8（1695）年12月25日付）が含まれる。これは、幕府が日本側のいう「竹島」と韓国側のいう「鬱陵島」は一島二名なのかそれとも別の島なのかについて疑問に思い、対馬藩の役人から「松島」という島もあることを聴取したこと（元禄8（1695）年12月11日）を踏まえて、「竹島」の他に因幡・伯耆に付属する島があるのか鳥取藩に照会したところ、同藩から「竹島」「松島」その外、両国に付属する島は存在しないという回答を得たものである。これは幕府と鳥取藩のやりとりであるため、対馬藩の記録である『竹島紀事』には含まれていない。

『竹島図説』は、1849年に金森建策が執筆したもので、（竹島は）隠岐の國松島の西島（松島の一小属島也。）より海上道規凡四十里許り北の方にある旨の一節がある。

『竹島雑誌』は、1871年に松浦武四郎が出版したもので、上述の『竹島図説』の記述を引用しつつ、「此説疑ふこと多けれども他に據るもの無故にしるし置けり」としている。

杉浦の書簡には「御局御所蔵有之由」とあるし、修史局の返簡もすぐ翌日に出されているので、両者の間には本件についてこの書簡のやりとりに限らず一定のやりとりが行われていたことが推察される。また、このやりとりにより内務省は「外一島」が「松島」であることを認識していたことが確認できる。

なお、杉浦の書簡には、「付該島ニ関スル沿革書類図面トモ凡テ考拠ニ備フヘキモノハ悉皆備用致度候間」とあるので、上述の資料に限らず、「竹島」及び「松島」に関する資料で、

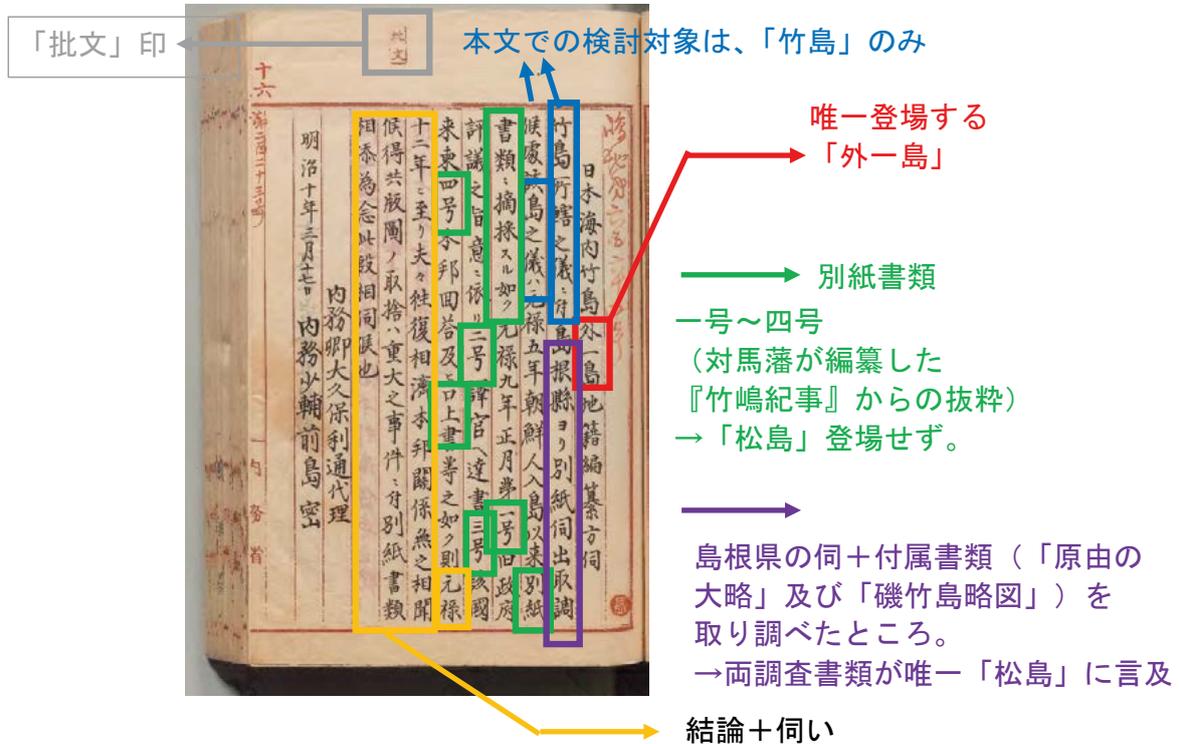
³⁾ 『内務省往復 修史局地誌掛 明治九年自一月至十二月』東京大学史料編纂所蔵（内務省地理局文書-C-014）。この資料については、山崎佳子「隠岐島前竹島問題調査報告『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』（2019年）11頁注11。

⁴⁾ 同上。

内務省がアクセスできるものはなるべくすべて参照しようとしたと考えられる。

4. 内務省から太政官への伺（島地第六百六十四号）（明治10年3月17日）

図3 内務省伺（島地第六百六十四号）



内務省（内務少輔前島密発）は、「島地第六百六十四号」（図3）により、太政官（右大臣岩倉具視宛）に対して「日本海内竹島外一島地籍編纂方向」を提出した。なお、大久保利通内務卿と三条実美太政大臣は、西南戦争のため出張中であったため、前島密発岩倉具視宛となったものである。

内務省の伺い文では、竹島所轄のことにつき調査したところ、その島は、「別紙書類に摘採」されるような日朝間のやりとりの結果、本邦関係がないということになったと思われるが、版図の取捨は重大なことなので、念のため伺うものである旨を述べている。すなわち、「外一島」については、タイトル以外で言及はない。また、判断根拠として摘採されている「別紙書類」は、いずれも元禄竹島一件に関する対馬藩の記録である『竹嶋紀事』の一部であり、当該部分には「竹島」にしか言及していない。なお、「原由之大略」と「磯竹島略図」も内務省の伺いに添付されているが、あくまで島根県の伺及び調査書類（「島根県ヨリ別紙伺出」）の一部としてであり、内務省の判断根拠としては位置づけられていない。

すなわち、内務省は本来、「外一島」が「松島」であることを認識しているにもかかわらず、その伺いにおいては「竹島」についてしか検討していないのである。また、太政官修史局地誌掛から借用した「松島」に言及のある『竹嶋雑誌』、『竹嶋図説』及び『磯竹嶋覚書』にも一切触れていない。

また、内務省の伺い文上部欄外に「批文」と朱印が押されているが、太政官の規則「公文ヲ類別シテ法律行政規則訓條批文ノ四部トス」（明治十年二月十四日）によれば、「批文」とは欧州の例に倣った分類であり、法律や行政規則などの下に位置づけられ、「法律行政規則訓條ノ疑義ヲ問請シ及ヒ成規ナキノ事ヲ問請スル者ニ指令訓告スル者は是ナリ」というものである。したがって、「明治10年太政官指令」は法令ではなく、内務省を通じて発出された島根県に対する政府組織内の訓令と位置づけられるものである。

5. 太政官での検討及び「明治10年太政官指令」（明治10年3月29日）

太政官では、太政官内の決裁（「立案第二十号」（図4）の起案が3月20日、太政官の議案として登録されたのが3月27日、指令が出されたのは3月29日と迅速に処理された。立案第二十号を見ると、起案は太政官本局（書記官局）で行われたとみられ、同局関係者の印が一番位が低いのは巖谷修権大書記官であり、同書記官が起案者である可能性が高い。また、同局については、その長である土方久元大書記官の押印もある。なお、3月27日付けで牟田口元学とみられる人物の印もあるが、これは太政官の議題登録に関するものと思われる。

参議以上については、在京の右大臣岩倉具視と、大隈重信（大蔵卿）、大木喬任（司法卿）及び寺島宗則（外務卿）の三参議のみの押印がある。太政官の主要メンバーは、西南戦争のため明治天皇に供奉して関西方面あるいは九州方面にいたためである。

「立案第二十号」においては内務省の「伺之趣御聞置」とあるので、その判断根拠を含めて太政官では是とされたことがわかる。

「伺之趣竹島外一嶋之義 本邦関係無之義ト可相心得事」との指令は、3月29日に内務省に発出された（図5）。同回答は、4月9日に島根県に伝達された。

図4 太政官内の決裁（立案第二十号）

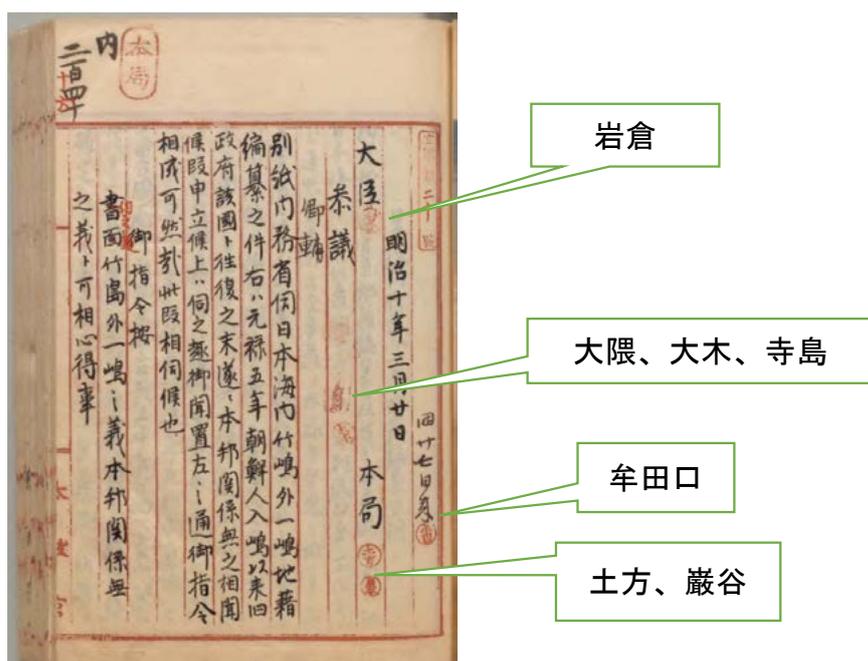
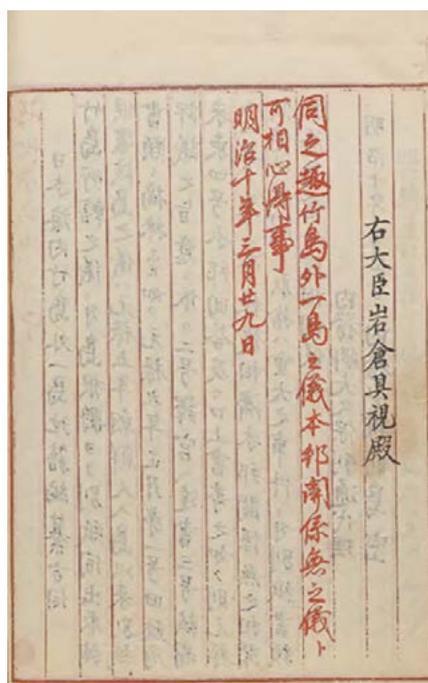


図5 「明治10年太政官指令」(赤字部分)



6. 『公文録』での文書の順番について

国立公文書館のデジタルアーカイブでは、①太政官内の決裁書(立案第二十号)、②島根県の伺、③乙第二十八号、④「原由の大略」、⑤第一号～第四号、⑥内務省の伺(島地第六百六十四号)、⑦「磯竹島略図」の順番で保存/撮影されている⁵⁾。塚本孝東海大学元教授によれば、元々の順番は異なっており、(i)内務省の伺(島地第六百六十四号)(ii)島根県の伺、(iii)乙第二十八号、(iv)「原由の大略」、(v)第一号～第四号、(vi)「磯竹島略図」、(vii)太政官内の決裁書(立案第二十号)の順番で綴られていたという⁶⁾。『公文録』において他省庁の伺いに対して太政官が指令等で対応した場合、関連文書は、一般的に、(ア)最初に伺いをおき、その後ろに照会元の省庁が伺いととも提出した文書を並べ、最後に太政官内の決裁書を置く、(イ)照会元の省庁が地図や設計図、写真など定形外の資料を添付してきた場合は、同省庁が提出してきた文書の最後に置くというルールで綴られている。内務省が太政官に提出した文書は(i)の伺い、及びその添付である(ii)～(vi)であり((vi)の「磯竹島略図」が定形外)、(vii)太政官内の決裁書である立案第二十号が最後であるから、元々の順番が上述の一般的ルールに沿っている⁷⁾。

⁵⁾ 国立公文書館デジタルアーカイブ、序章注1参照。

⁶⁾ 塚本孝「太政官指令」と元禄の日朝交渉」当報告書第2章参照。

⁷⁾ 詳しくは、内田てるこ「島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方向」当報告書第4章参照。

第2章 “太政官指令”と元禄の日朝交渉

塚本 孝

はじめに

竹島外一島を本邦関係無之とする明治10(1877)年の太政官指令(以下“太政官指令”)は、内務省からの伺に対する回答であり、当該伺に示された内務省の判断を肯定する形で右大臣の決裁を受けたものである。すなわち、内務省の伺い文が、「竹島所轄のことにつき島根県から伺があり調査したところ、その島は元禄5年朝鮮人入島以来別紙書類に摘採するよう…《略》…元禄12年に至り該国との往復が済み、本邦関係無之と思われるが…《略》…念のため伺う」(この報告書資料編参照。)としたのを承け、太政官での決裁文書は、「内務省伺日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂の件、右は元禄5年朝鮮人入島以来旧政府該国と往復の末ついに本邦関係無之と思われると申し立てている以上は伺の趣を聞き置き」云々とした¹⁾。したがって、目下の論点つまり“太政官指令”が現在の竹島を本邦関係無之としたか否かは、内務省の伺に即して検討する必要がある。

本稿は、如上の観点から、内務省の伺、内務省が判断の根拠資料とした元禄年間の竹島(江戸時代における鬱陵島の日本での呼称。以下「往時の竹島」という。)をめぐる日本と朝鮮国との交渉に関する資料等を再確認しようとするものである。

1. 内務省の伺

内務省から太政官への伺い文は、次のような構造になっている。

[朱書] 嶋地第六百六十四号

④長

①日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

②竹島所轄之儀ニ付 ③島根縣ヨリ別紙伺出 取調候處 ④該島之儀ハ ⑤元禄五年朝鮮人入島以来 別紙書類ニ摘採スル如ク 元禄九年正月 ⑥第一号旧政府評議之旨意ニ依リ ⑦二号譯官へ達書 ⑧三号該國来束 ⑨四号本邦回答及ヒ口上書等之如ク 則元禄十二年ニ至リ夫々往復相濟 ⑩本邦關係無之 相聞候得共 版圖ノ取捨ハ重大之事件ニ付 ⑪別紙書類相添 為念此段相伺候也

内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島 密

明治十年三月十七日

右大臣 岩倉具視 殿

¹⁾ 一件資料は、国立公文書館所蔵『公文録』第25巻 明治10年3月内務省伺(一)所収。同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/img/3018187> (最終アクセス 2021年3月31日)。10の文書および絵図1点から成る。なお、現在電子版では太政官での決裁文書(下記11へ。以下「→11」のように記す。)が最初、内務省から太政官への伺(→1)が最後に配置されているが、元々は内務省の伺が最初、太政官での決裁文書が最後であった(筆写の手元に1989年撮影の写真がある)。

下線部①は標題（件名）であり、島根県から内務省に出された伺（→2）の件名を引き継いでいる。ただし、内務省は、竹島所轄のことについて島根県から別紙伺出（竹島所轄之儀ニ付島根縣ヨリ別紙伺出）としており（②③）、竹島外一島地籍編纂方伺という件名であっても島根県からの伺が竹島²⁾についてのものであるとの認識を示している。

下線部③の「別紙伺」は、直接的には島根県参事から内務卿に宛てた「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（→2）を指すが、島根県が伺を出す契機となった内務省地理寮職員の島根県地籍編製係宛て書簡（→3）ならびに島根県の伺中に当該島根県の伺の別紙として言及されている原由之大略（島根県の説明資料。→4）および図面（磯竹島略圖→10）も公文録に一件書類として綴じ込まれているので、内務省から太政官への伺に際してはこれらの資料も太政官に送られたのであろう。ただし、それらはあくまで島根県の伺の添付資料であって、内務省の太政官への伺の直接の構成部分というべきものではない³⁾。

下線部④の「該島」は②の竹島を指し、下線部⑤は、伯耆国米子の村川家の傭人が往時の竹島（鬱陵島）で唐人に出会った後、同島への出漁をめぐる日本・朝鮮国間で紛議が生じたことを指している。

往時の竹島出漁をめぐる日朝両国間の交渉は、元禄6（1693）年に対馬の宗家を窓口にして始まった⁴⁾。紆余曲折の末、元禄9年正月に至り、幕府は、米子の大谷村川両家による往時の竹島への渡海制禁を決定する。下線部⑥の「旧政府評議」はこれを指し、本文（→5）は対馬藩士が享保11（1726）年に編んだ『竹島紀事』からの抜粋である⁵⁾。⑦の「訳官へ達書」は、往時の竹島への渡海制禁を対馬において朝鮮国の使者に伝えた際の備忘録（→6）、⑧の「該国来簡」は、これを受けて朝鮮国側が出した書簡（→7）、⑨の「本邦回答及び口上書」は、⑧への返簡（→8）と口頭での申し入れ（→9）（⑦⑧⑨も『竹島紀事』からの抜書き）である。⑥から⑨の元禄年間の日朝交渉の記録は、⑩の本邦関係無之という判断の根拠資料として位置づけられている。

要約すれば、内務省の太政官への伺は、島根県から竹島（現在の竹島ではない）所轄のことについて伺があったとの認識の下、その島は元禄年間の日朝交渉の記録に徴して本邦関係無之と考えられるとした。なお、伺い文の後には、「伺之趣竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト可相心得事」という太政官の指令（伺に対する回答）が朱書されている。

2) 現在の竹島が竹島と命名されたのは1905年であり、それより前に竹島と呼ばれたことはない。

3) 島根県上申 日本海内竹島外一島地籍編纂方伺の添付資料 原由之大略や磯竹島略図を太政官指令の別紙であるとする議論が時として行われる。このような誤解は、公文録所収一件書類の電子版において太政官での決裁文書が冒頭に置かれたため（上記注1）、島根県の文書がそれに続く形になったことから生じた可能性がある。

4) 川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966年）149-159頁参照。

5) 国立公文書館に写本が3種ある。このうち資料請求番号178-0655の本は、内務省の罫紙を用い、冒頭に「外務省方借入之分」の付箋、内務省の伺に摘録された部分を示す付箋など筆跡の異なる複数種類の付箋が貼付されている。執務の用に供されたのであろう。<https://www.digital.archives.go.jp/img/1244586>（最終アクセス 2021年3月31日）

2. 島根県の伺

内務省の太政官への伺が竹島所轄のことにつき島根県から別紙伺出云々とした島根県の内務省への伺は、大意次のとおりである。

日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

貴省地理寮の職員が地籍編纂の实地検分のため本県を巡回された際、日本海に在る^①竹島調査のことにつき別紙乙第 28 号のとおり照会がありました。この島は永禄年間に発見されたとのことで、旧鳥取藩時代元和 4 年から元禄 8 年までおおよそ 78 年間、同藩領内伯耆国米子町の商人^②大谷九右衛門、村川市兵衛という者が幕府の許可を経て毎年渡海し、島中の動植物を積帰り内地に売却していたことはすでに確証が有り、現在まで^③古文書、書簡などを持ち伝えているので、^④別紙原由の大略と^⑤図面を添えて取りあえず上申します。…《略》…そのおおかたを推案すると、^⑥管内隠岐国の北西方向に当たり山陰一帯の西部に貫附すべきかと思われるので、本県国図に記載し地籍に編入する等のことはどのように取り計らうのがよいか、何分の御指令を伺うものです。

県令佐藤信寛代理 島根県参事 境 二郎

明治九年十月十六日

内務卿 大久保利通 殿

この島根県の伺により次のことが知られる。すなわち、来県した内務省の職員から竹島調査のことについて照会があり（下線部①、竹島は往時の竹島）（→3）、県としては、鳥取藩時代の村川両家の渡海および管内隠岐国の北西にあるという位置関係から地籍（土地台帳）に搭載するのが適当であると考え（②⑥）、大谷村川両家の旧記に基づく原由の大略（説明資料）（→4）と図面（絵図）（→10）を添えて（③④⑤）内務省に上申した。

3. 乙第貳拾八号

上記 2 下線部①の照会（乙第貳拾八号）は、大意次のとおり。

貴管轄内隠岐国某方に当たり従来竹島と称する孤島があると聞きます。もとより旧鳥取藩の商船が往復した航路もあるとのこと、右は調査方を口頭で依頼しておいたところであり、加えて地籍編製地方官心得書第 5 条[※]の規定もありますが、なお念のため協議に及ぶものです。右 5 条に則り、旧記古図等を調査し本省へ伺い出されたく、この段照会に及びます。

明治九年十月五日 地理寮十二等出仕 田尻賢信

地 理 大 属 杉山榮蔵

島根県 地籍編製係 御中

※ 明治 9 年 5 月 23 日 内務省丙第 35 号達第 5 条 島嶼ノ隔絶シテ其地勢ヲ確知セラレサルモノハ方位距離廣狭等調査大畧ノ目的ヲ立伺出ヘシ（『法令全書』明治 9 年、640 頁）

この竹島は往時の竹島（鬱陵島）であり、それを承けた島根県の伺（→2）の竹島も同様である（注 2 参照）。つまり、島根県の伺は、内務省の太政官への伺と同じく、標題に竹島外一

島とあるものの外一島に言及していない。島根県が伺い出ることを促した内務省職員の書簡においてももっぱら竹島が話題になっており、その竹島は往時の竹島であった。

4. 原由の大略

島根県から内務省に出された日本海内竹島外一島地籍編纂方何の別紙原由之大略（説明資料）は、大意次のとおりである。

磯竹島、一名竹島と称する。隠岐国の北西 120 里ほどに在り、①周回おおよそ 10 里ほど、山が峻しく平地は少ない。川が三條あり、また滝がある。…《略》…植物では五鬣松、紫梅檀…《略》…、動物では海鹿、猫…《略》…、その他辰砂、岩緑青があるのを見る。魚貝は枚挙に暇がない。中でも海鹿、鮑を特産物とする。鮑を獲るに、夕刻竹を海に投げ入れ、朝それを引き上げれば、鮑が枝葉に夥しくついている、その味は絶品とのこと。また、海鹿一頭から数斗の油が得られる。②次に一島あり、松島と呼ぶ。周回 30 町ばかり、竹島と同一航路上にある。隠岐からの距離は 80 里ほど、樹木や竹はほとんど無い。亦魚獣を産する。③永禄年間に伯耆国会見郡米子町の商人大屋《割注・略》甚吉が船で越後から帰る途中颱風に遭遇してこの地に漂流した。全島を巡視し終え、とても魚貝に富んでいることを知り、帰還後、検使安倍四郎五郎にその島のことを申し出て、以後渡海したいとした。安倍氏が江戸に紹介し、許可の書状を得た。元和 4 年 5 月 16 日のことである。《渡海許可の奉書・略》当時、同米子町に村川市兵衛という者がいて、大屋氏と同じく安倍氏と懇意であったため 両家に命じられた。しかし、この島の発見は大屋氏に係る。これより毎年、間断なく渡海し漁獵を行った。④幕府は遠阪の地が本邦版図内に入ったことを称えて船旗等を与え、特に江戸城に登り謁見せしめ、しばしば葵の紋章の服を支給した。後に甚吉は島中に没した《割注・略》。⑤元禄 7 年甲戌に至り、朝鮮人が幾人か上陸していた。事情が分からず、かつ、船中の人数が少なかったため、帰帆し訴え出た。翌年幕府の命を得て武器を積んで到ったところ朝鮮人は恐れて逃げ去った。残った者二人《割注・略》あり。捕縛して帰った。⑥命により江戸へ送り、本土に送還した。同年彼国から竹島は朝鮮に接近していることを以てしきりにその地に属すべきことを求めてきた。幕府は議して⑦日本管内であることを認める証文を出せば以後朝鮮に漁獵の権利を与えると命を下し、彼国はこれを奉じた。これにより同 9 年丙子正月、渡海が禁制された。《渡海制禁の奉書・略》元和 4 年丁巳から元禄 8 年乙亥までおおよそ 78 年である《割注・略》。当時⑧柳澤氏の変があった。幕府は外事を省みることができず遂にここに至ったという。今⑨大谷氏伝来の享保年間製作の図を縮写し添付する。なお、両家所藏の古文書等は、他日謄写が成るのをまって全備する予定である。

この島根県の説明資料で重要なのは、松島への言及である。松島は、下線部②の記事によれば江戸時代の松島、現在の竹島である。島根県の伺の標題にある外一島は、この松島であろう。つまり、往時の竹島への渡海制禁は同島が日本領であることを朝鮮国が認めた上で同国に漁獵の権を与えたものだという理解（⑦）に立ち、かつ、島根県は地籍に搭載するのが適当だと考えていた（→2）ため、往時の竹島より手前にあり同じく江戸時代に渡海していた松島も忘れずに、ということで外一島を加えたものと思われる。ただし、⑦は史実でなく

(③④⑤⑥⑧も不正確)⁶⁾、内務省はこの説明資料を判断根拠として採用していない。

5. 旧政府評議（元禄9年正月）

内務省の太政官への伺が判断の根拠資料とした別紙書類第一号旧政府評議（『竹島紀事』丙子元禄9年正月28日条 抜粋）は、大意次のとおりである。

[付箋] 一号

丙子元禄九年正月二十八日

天龍院公（注．宗義真）が登城された。御暇を頂戴なさった上で、白書院において御老中四人が列座される中、戸田山城守様が①竹島のことにつき御覚書一通をお渡しになられた。先年以来伯州米子の町人兩人が竹島へ出かけ漁をしていたところ朝鮮人も彼島へ参り漁を致し日本人②入交わり無益のことであるので、向後米子の町人の渡海を差し止めるとのことを仰せ渡された。

これより前、同年正月9日、三澤吉左衛門（注．老中阿部豊後守用人）方から連絡があり、[平田]直右衛門（注．対馬藩家老）に御用があるので来るようにとのこと。参上したところ、豊後守様がお会いくださり直々に仰せ聞かされるには、竹島の件、老中仲間、出羽守殿・右京太夫殿（側用人）へも相談した。竹島は由来がはっきりしない。伯耆から渡海し漁をしてきたとのことなので松平伯耆守殿に尋ねたところ③因幡伯耆の附属という訳でもない。米子の町人兩人が先年のとおり船を渡したい旨願い出たため、時の領主松平新太郎殿から案内があり以前のように渡海するよう新太郎殿に奉書を以て申達した。酒井雅楽頭殿、土井大炊頭殿、井上主計頭殿、永井信濃守殿の連判であることを考えればおおかた台徳院様の御代かと思われる。先年とあるが年は分からない。右の顛末で渡海し漁をしてきたままで④朝鮮の島を日本へ取ったということでもなく、日本人は居住していない。⑤道程のことを尋ねたところ伯耆からは160里ほどあり朝鮮へは40里ほどあるとのことであった。そうであれば⑥朝鮮国の蔚陵島なのかもしれない。また、日本人が居住しているか⑦此方へ取った島であれば今さら遣し難いが、そのような証拠なども無いので、⑧此方から関与しないようにすることではどうか（此方より構不申候様ニ被成如何）。…《略》…鮑取に行くだけで無益な島であるのに本件がこじれ、⑨年来の通交が途絶えるのもいかなものか。御威光あるいは武威を以て主張を通しても道理に適わないことを言い募るのは無用なことである。…《略》…ご多用中ゆえ今少し筋道をつけた上で上様の御判断を仰ごうと思う。以上口頭で申し渡したことを其方の覚えのために書き付けお渡しするとの御事であった。…《略》…とくと落着きました、帰って刑部大輔（注．宗義真）に話しますと申し上げ、退座した。

内務省が旧政府評議として摘採したこの記事からは、幕府が元禄9年正月大谷村川両家による竹島（下線部①、往時の竹島）渡海禁止を決定したこと、その理由が日朝両国民の入り交わりの避止（②）、同島が蔚陵島である疑い（⑤⑥）、両国の通好への配慮（⑨）などであった

⁶⁾ 柳沢氏の変が柳川事件の誤りであろうことなどにつき、杉原隆「大谷家文書」が語る竹島問題（2019年12月26日）<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/monjo.html> の「6. 大谷家文書にみる大谷家の誤認」へ。（最終アクセス 2021年3月31日）

こと、また、朝鮮の島を日本へ取った（日本のものにした）ということでもなく（③④⑦）、当方から関与しない（⑧）ことで足りるとの判断であったことが分かる。なお、関与しないという立場が本邦関係無之という内務省の伺い文に繋がっていると考えられが、いずれにせよ、対象は両国民の入り交わりが問題となった島すなわち往時の竹島である。

6. 訳官へ達書

元禄9年10月に宗義真が上記5の渡海制禁を朝鮮国の使者に口頭で伝えた際の覚が、内務省の太政官への伺の別紙書類（根拠資料）第二号訳官へ達書である。大意次のとおり。

[付箋] 二号

先の太守（注．宗義倫）が竹島のことで使者を貴国に二回派遣しましたが、使いの用件が未だ完了しないうちに同人は不幸にして早世しました。このため使者を召還し、ほどなく江戸に赴きました。將軍に拝謁した際、問が竹島の状況に及びました。実に抛り具に応えました。因って、竹島は本邦を去ること甚だ遠く貴国を去ること却って近いため両地の人が入りまじり必然的に密かに商いをする等の弊害が生じるおそれがあります（恐兩地人殺雜必有潛通私市等弊）。したがって、即ち令を下し、人が往って漁採することを永く禁じました（隨即下令永不許人往漁採）。罽隙（注．仲違）は細微より生じ禍患は下賤より起こることが古今の通病です。慮るに、むしろあらかじめ対応するほうがよいでしょう。これ、以て百年のよしみ、ひとえにますます篤からんことを欲し、一つの島という小事は遂に張り合わないことにする、これこそ両国の美事でしょう。…《略》…

ここでは、渡海制禁の理由として両国民が殺雜し密貿易をする虞が挙げられている。朝鮮国の人が訪れたこともない現在の竹島は、当然ながら話題に上っていない。

7. 該國来東

内務省の太政官への伺の別紙書類（根拠資料）第三号該國来東は、大意次のとおり。

[付箋] 三号

朝鮮国禮曹參議李善溥 日本国対馬州刑部大輔拾遺 平公閣下に書を奉じます。…《略》…使者の訳官が貴州から帰り、貴殿が面会して托されたお言葉を詳しく伝えました。つぶさに周到をつくすものです。蔚陵島が我地であることは輿図に載せてある所であり文献上も明らかで、日本に遠く朝鮮に近いことを論じるまでもなく疆界はおのずから別れます。貴州はすでに蔚陵島と竹島が一島にして二名であることを御存知です。則ちその名称は異なるといえども、その我が地であることは同じです。貴国は令を下して永く人が行き漁採することを禁じました。言葉の意味は丁寧で久遠を保つべきことはそのとおりです。良幸良幸。我が国もまた、まさに官吏を派遣し時々檢察して両地の人が往来殺雜する弊を断つつもりです。※ そのほか、沿海に勅令を發し禁令を申明しました。ますます誠信に務め以て道理を全うし、さらに辺疆に事を生じることがない、これが、両国の大いに願うところではないでしょうか。…《略》…

戊寅年三月 日 禮曹參議 李 善溥

※ ここに別件の安龍福の話が入る。曰く、「昨年漂氓の件、海辺の者はたいがい舟楫を以て業とします。帆に強風を受ければたちまち漂流に及びやすく、海を越えて貴国に転じ入るに至ります。どうしてこれを以て定約に違反して他路によった疑いがあると云えましょうか。その呈書のごとき、誠に妄作の罪があります。それ故すでに流刑に処し、懲戢の地へ送りました。」

この書簡において、朝鮮国側は、竹島と鬱陵島が一島二名であることを強調し、檢察するとしている。現在の竹島は念頭になく、官吏が赴くこともなかった。

8. 本邦回答

上記7の朝鮮国からの書簡に対する返信が、内務省の太政官への伺の別紙書類（根拠資料）第四号本邦回答及び口上書である。本邦回答の大意次のとおり（口上之覚→9）。

[付箋] 四号

日本国対馬州刑部大輔拾遺 平義真、朝鮮国禮曹大人閣下に返書を奉じます。…《略》…諭を承けて前年貴国の訳官が海を越えた時、竹島の一件につき面談で陳べました。これによって貴殿はよく事のいきさつを諒し、両国が永く交誼を通じ益々誠信に務めることとなりました。至幸至幸。御意向はすでに幕府に伝え完了しました。ゆえに今書簡をしたため、補足すべきことを大略述べています。あとは和館の館守が口頭で申し上げます。…《略》…

元禄十二年己卯正月 日

對馬州刑部大輔拾遺 平義真

9. 口上之覚（抄）

上記8であとは和館の館守が述べるとした口上の覚は、大意次のとおり。

一 竹島のことにつき数年来なにかと主張してこられた所ですが、…《略》…竹島の一件このたびで残らず終わり、朝鮮国のお望みのとおりに解決し、両国の大幸とはこのことです。元来竹島は貴国において長らく捨て置かれ…《略》…80年余りの間日本人が渡海していました。それゆえ先年因州の者が貴国の漁民を捕えて帰り幕府へ申し上げ、貴国の漁民が再び渡ることのないよう申し入れるべき旨仰せいただきました。これにより先の対馬守殿から使者を以て申し入れました。…《略》…竹島へ行ったことは不届きであるゆえ処罰した、今後渡ることのないよう堅く申し付けたとの御返簡でした。しかし、紛らわしい御文章があったので…《略》…再度使者を派遣したところ、その後は右の御書面とは変わり、日本人が越境し侵渉したので渡海しないように申し付けるべき旨を記した御書簡を出してこられました。…《略》…御返簡を受け取らぬうち、不幸にも対馬守殿が死去したので、使者はそのまま帰国しました。そうではあるものの、竹島は貴国の鬱陵島に相違ない旨聞き及んでいると具に聞いていたので、折しも刑部大輔殿が江戸へ参じる時節ゆえ同地で幕府に申し上げたことは、竹島は、朝鮮国において長らく捨て置き、その後①主張する機会が度々あったのにし忘れたので（御届可申時分も度々不念仕候故）おのずと日本の属島のように成り来たったゆえ、申し入れるよう命じられたことは誠にもっともだと存じますが、元来朝鮮国の地に相違なく輿地図にもたしかに出ているということです。誠信

を以て通交する観点からお聞き届けになり日本人の渡海を差し止められました。…《略》…刑部大輔殿は役目の事であるゆえ幕府へは礼を尽くし誠を以て朝鮮国からの申入れが尤もだと思われるように色々お心を尽くされお話しになったゆえ首尾よく済んで…《略》…竹島が貴国の籍に帰したことは、ひとえに刑部大輔殿が隣交関係にお心を尽くされたからです。このたびのことは、朝鮮国のなされ様または仰せ越され様が正しいため済んだとお思いになっては今後の御了見違いになるでしょう。…《略》…

宗義真の書簡は「竹島の一件」の終了を告げるもの、口上之覚は竹島一件決着の経過（宗家の尽力によることへの注意喚起）であるが、いずれも往時の竹島の話である。なお、下線部①は、大谷村川船が朝鮮に漂着し朝鮮国が乗員を対馬藩に引き渡した際（往時の）竹島が朝鮮領であるなら日本人の渡海に抗議すべきであったという意味である。

10. 磯竹島略図

この絵図は、島根県の伺（→2）の付図であり、県の説明資料（→4）によれば大谷家に伝わる享保年間の図を縮写したものという。往時の竹島と松島を描く。朝鮮国から往時の竹島が日本管内であることを認める証文を得て漁獵の権を与えたとの理解の下で同島および同一航路上にある松島を地籍に編纂しようという県の立場（伺、説明資料）からの付図であるが、内務省はこの立場を採用していない。

11. 太政官決裁文書

“太政官指令”に関する一件書類の最後は、太政官での決裁文書（立案第二十號）である。

[朱書] 立案第二十號

同廿七日来^①幸田口

明治十年三月廿日

大臣^②岩倉

本局^③土方^④巖谷

参議^⑤大隈

寺島宗則^⑥大木

卿輔

別紙内務省伺^①日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂之件 右ハ元禄五年朝鮮人入嶋以来 旧政府^②該國上往復之末 遂ニ本邦關係無之相聞候段申立候上ハ ^③伺之趣御聞置 左の通御指令相成可然哉 此段相伺候也

御指令按

書面^{伺之趣}竹島外一嶋の義 本邦關係無之義ト可相心得事

[朱書] 明治十年三月廿九日^④長

件名（下線部①）は内務省の伺に由来し、内務省の伺の件名は島根県の伺（→2）に由来する。島根県の伺は、17世紀に米子の大谷村川両家が渡海していた竹島（往時の竹島）について、同島を地籍に搭載する方向で伺い出たものであった。元来、島根県が内務省に伺い出たのは

内務省職員の勧め（乙第28号、→3）によるものでありその主題も往時の竹島であったが、島根県は伺い出に際し、竹島（往時の竹島）を地籍に搭載するなら竹島渡海の航路上にある松島（現在の竹島）もということで外一島の語を付け加えたものと考えられる（→4）。

しかし、これは島根県の伺の話であって、内務省は、島根県の伺の件名を継承しつつも、太政官への伺い文が「竹島所轄之儀ニ付島根縣ヨリ別紙伺出取調候處該島之儀ハ」で始まるように（→1）、もっぱら竹島について「本邦関係無之相聞候」と判断した。また、内務省は、元禄の日朝交渉を判断の根拠とした。元禄の日朝交渉は、朝鮮国民の往時の竹島（鬱陵島）入島を契機として同島への出漁をめぐって行われたものである。現在の竹島は、交渉の対象になっていない（朝鮮国側・日本側ともに言及さえしていない）。内務省が根拠資料として摘採した日朝交渉の記録一号から四号（→5～9）も現在の竹島に触れていない。太政官決裁文書の「該國との往復」（②）は、内務省の伺（→1）にいう往復と同一のことを指す。

決裁文書は、内務省の伺に示された同省の判断を肯定する形で決裁された（③）。よって、“太政官指令”は、現在の竹島を本邦関係無之としたものではない。

第3章 山陰地方の歴史から考える「太政官指令」問題

杉原 隆

はじめに

1. 浜田県大参事藤（藤原）茂親と「竹嶋航行漁獵願書」、「竹嶋再検届」（明治4年）
2. 島根県参事境二郎と「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（明治9年）
3. 太政官指令（明治10年）の背景
4. 島根県官吏清水清太郎の『隠岐国地誌略』（明治13年）
5. 島根県令境二郎と「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」（明治14年）

おわりに

はじめに

明治初期の外務省記録をまとめた北澤正誠の『竹島考證』¹⁾は、その中に陸奥の武藤平学が明治9（1876）年7月に提出した「松島開拓之儀」を紹介している。そしてこの願書が「松島竹島一島ニ非ラス二島タルノ説始テ出ツ」、「於是竹島松島一島両名或ハ別ニ二島アルノ説紛紜決セス」の問題を提起したとしている。山陰地方には隠岐、大森、浜田県大参事を務めて明治4年自分の藩福岡藩経由で民部省に一島二名の立場で願書を藤（藤原）茂親が提出した資料や武藤平学の願書の直後明治9年10月内務省地理寮の田尻賢信等から竹島の地籍を問われ、2週間後に島根県は参事境二郎の名で「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」²⁾という伺書を提出した関係資料も残っている。この伺書を内務省経由で受け取って明治10年3月太政官から内務省に提示されたのが「伺之趣竹島外一島之儀、本邦関係無之儀ト可相心得事」のいわゆる太政官指令³⁾であり、竹島外一島を一島二名と考えるか竹島（鬱陵島）と松島（江戸時代に松島と言っていた現在の竹島）の別々の二島と考えるか等が太政官指令問題である。参事境二郎はその後島根県令となり、明治14（1881）年11月には大屋兼助外一名に代って内務卿、農商務卿に明治10年の太政官指令に関する疑問も含めた「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」⁴⁾も提出している。なお『竹島考證』には内務省とは別に当時外務省の大書記官であった渡邊洪基の省内の検討資料で、明治10年に書いたとされる「松島之議」や自分の考えをまとめ

¹⁾ 北澤正誠『竹島考證』下（1881年）、国立公文書館所蔵写本の影印復刻版（エムティ出版、1996年）172-182頁、273頁。

²⁾ 『公文録』第25巻 明治10年3月内務省伺（一）、国立公文書館所蔵、および島根県文書綴『明治九年 地籍』島根県公文書センター所蔵。

³⁾ 同上。

⁴⁾ 『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』外務省外交史料館所蔵 外交記録3-8-2-4（第5巻）。

た「第二拾貳号」⁵⁾も載っているが、そこには「先ツ嶋根縣ニ照会シ其從來ノ習例ヲ糺シ併セテ船艦ヲ派シテ其地勢ヲ見」や「松島へハ必ラス行キタル人ナシト云フベカラズ去レハ竹島ト別物ナラハ因隠石等之國（因は因州で鳥取県の西部のこと、隠は隠岐州、石は浜田を中心とする石見州を意味する一筆者注）ニ歸セルヲ得ス去レハ是等ノ縣ニテハ知ルベキ筈ナレハ同縣等ニ問合松島之屬否竹島松島ノ異同ヲ取調フベシ」と山陰地方の調査が必要としている。明治政府は当時縦割り行政で他の省の言動は把握に積極的でなかったと思われるが、内務省、外務省が共に竹島、松島の確認から島根県への接近を重視していたことがわかる。

この時期島根県も大きな変化が生じていた。明治9年4月島根県は西部に隣接して存在していた浜田県を併合したし、同年8月には東部に隣接し伯耆、因幡地方を統治していた鳥取県も併合しいわゆる大島根県時代と呼ばれる時期を迎えていた。この時代を中心に島根県に蓄積された山陰地方の歴史を語る文献を基に、明治10年の「太政官指令」問題を考えてみたい。

1. 浜田県大参事藤（藤原）茂親と「竹嶋航行漁獵願書」、「竹嶋再検届」（明治4年）

明治政府は明治4（1871）年の廃藩置県の前に幕府の直轄地、天領であった地域に先行して県を置いた。明治2年2月当時の島根県の領域ではその関係で隠岐県が登場したが、庁舎の置かれた場所が石見銀山領の代官所であった大森に同年中に移ると県名も大森県、翌年に庁舎が浜田へ移ると浜田県となった。隠岐、大森、浜田県とも県令は久留米藩士真木直人であった。真木直人は兄真木保臣と共に熱烈な尊王攘夷派の志士で禁門の変には兄弟共に参加し、長州の久坂玄瑞と共にリーダー格だった兄は幕府軍に敗れると久坂等と共に自害した。真木直人は長州に逃れ、京都から来た公家の一人三条実美や福岡藩士藤茂親等との親交を深めている。

隠岐、大森、浜田と行動を共にし真木県令を支えたのは大参事藤（藤原）茂親であった。田村清三郎氏の著書⁶⁾によると、藤は文政10（1827）年福岡城下西の新地に生まれ、終生の友である平野二郎と共に武芸、国学、経史等を学んだ。勤皇思想を深めた二人は安政年間に薩摩藩へ脱藩したが薩摩で錦江湾へ僧侶月照と西郷吉之助隆盛が入水した時、平野二郎が西郷を救助したことは有名である。

藤はここからさらに長州に移り、高杉晋作の知遇を得、高杉が奇兵隊を組織すると一隊の隊長をまかせられた。慶応元（1865）年には流罪になっていた勤皇派の女傑として知られる福岡の野村望東尼を流罪先の離島から救助し山口の美田尻で匿ったり、京都から追われて長州に逃れて来た三条実美等公家を中岡慎太郎の指示で太宰府へ護送する等、行動派の勤皇派志士であった。

⁵⁾ エムティ出版『前掲書』（注1）189-200頁、261-263頁、第拾壱号「松島之議一」189-192頁、第拾貳号「松島之議二」193-200頁、第二拾貳号268-263頁・268頁。

⁶⁾ 田村清三郎『明治初期の県政』（今井書店、1966年）71-74頁。

藤は明治2年正月に太政官から京都府大属を命じられるが、同年中に隠岐県の大参事を拝命した。参事という職については「浜田県職制」⁷⁾に「知事ヲ輔シ、県内庶事ヲ判断シ、尤民政ヲ専務シ、聴訟断獄ノ事ヲ主裁ス」とある。その後数年間の藤については、「浜田県歴史付録官員履歴」⁸⁾に「明治二年任隠岐県大参事、二年八月四日任大森県大参事、三年一月浜田県大参事、三年六月十三日免本官、福岡藩士士族、旧称四郎、年齢失ス」とある。この間の藤については隠岐県から大森県に県令真木直人と一緒に西郷から海士の豊田を経由して大森県への移動する時の動向が行政文書によって確認出来るし、浜田県時代前田誠一による暴動を陣頭指揮で鎮圧したこと等が『浜田町史』⁹⁾で確認出来る。

田村清三郎氏の著『島根県竹島の新研究』¹⁰⁾は「明治維新後、松島、竹島の開拓を献議する者が多く、隠岐県大参事であった福岡県士族藤原茂親（通称藤四郎）は明治4年、東京府に対し竹島開拓の願を出したが、許容されるどころとならず」と記し、児島俊平氏の著書『山陰地方漁業史話』¹¹⁾は鬱陵島渡海願を出した人物に浜田県大参事だった藤原茂親を記し提出先は日本政府とされている。なお藤原茂親は隠岐、大森、浜田県大参事時代は姓を藤でなく藤原としている。

藤（藤原）茂親が竹島渡海願を東京府か明治政府かいずれかに提出していると郷土の研究者が著書に記されているが、具体的な内容もわからないので過年私は東京都公文書館と国立公文書館へ出向いて調べてみた。その結果国立公文書館の『公文録』に明治4年藤原茂親の名で「竹嶋航行漁獵願書」と一ヶ月後に追加の「竹嶋再検届」が福岡藩経由で提出されていることがわかった。願書の冒頭には「私儀去巳年隠岐県奉職中御用間漁民父老ノ徒相招キ竹嶋地方且海岸等篤ト尋問仕候」と明治2（己巳）年隠岐県大参事だった時、地元の漁師の古老達から竹島（鬱陵島）のことを聞き関心を持ったとし、明治3年浜田県大参事時代には「以自力私財従者大庭善五ト申者ヲ彼嶋ニ差遣シ」と配下の石見地方に多い大庭姓の者を私財で竹島に派遣した。そして報告を受けた竹島については「人跡無之周廻十七八里東南ノ方風波平穏山低ク草木繁茂潤溪流シ（中略）極便利ノ場所ニシテ人民ヲ植付ルニヨロシ蓋僅々ノ弧嶋無数品類夥シク今是ヲ開墾セハ米穀蔬菜ハ勿論材炭魚塩ノ利無比」とし、今後「風浪平穏ノウチ再度検査ノタメ以自力凡七拾名航行仕ラセ候若夫開墾ノ儀ハ他日試験能行届候」とする積りだが、「上宜下手先不取敢島嶼試験漁獵等ノ儀只管奉懇願候」とまず試験漁獵を願っている。藤は一ヶ月後この年渡航させていた同志の者が語ったことを「竹嶋再検届」として届出た。そこには「折節朝鮮人上陸シ造船イタシ候處彼者共二月ニ渡海シ船艦製造ヲ済シ五月ニ帰帆イタシ曾テ永住セントノ以為ナシ」と最新の竹島の状況を報告しているが、竹

7) 島根県文書綴『浜田県史料 職制・工業・駅通・勸農・禁令』島根県公文書センター所蔵（請求番号：群0-1387）。

8) 同上。

9) 大島幾太郎『浜田町史』（浜田町、1935年）278頁。

10) 田村清三郎『島根県竹島の新研究』（1965年）33頁。

11) 児島俊平『山陰地方漁業史話』（石見郷土研究懇話会、2011年）66頁。

島について「此島皇国ニテ小磯竹又松嶋ト称スルヲ朝鮮ニテ鬱嶋ト唱ヨシ但小磯嶋ト隠岐トノ中間ニ巨岩ニツ並ヘルヲ松嶋ト云説アリ恐ラクハ誤リナラン」とも記しており注目される。すなわち竹島、松島は同一の島の別称としていることは、前述の『竹島考證』が明治9年7月武藤平学が提出した「松島開拓願」を竹島、松島を別々の島とした初めての願書としたことに鑑み、それ以前の一島二名段階の具体的な願書だと言うことを示している。男島（西島）、女島（東島）とも呼ばれる巨岩ニツを江戸時代は松島と呼んでいたが、松島は鬱陵島を意味する島の呼称の一つに変わっていることはイギリスがアルゴノート島、フランスがダジュレー島と鬱陵島が二つの島にされ、シーボルトが天保11（1840）年前者を竹島、後者を松島とする「日本図」を作成したが、アルゴノート島・竹島の所在は不明なことがだんだん明確になって来た時期に生まれた知識による願書であることも考えられる。

明治9年10月島根県が竹島外一島として提出した伺書が竹島、松島を一島二名としたものか、別々の二島としたものかを考える上で、藤（藤原）茂親の「竹嶋航行漁獵願書」と「竹嶋再検届」は意味のある資料である。この願書は当時民政を担当する省庁であった民部省が、「福岡藩士藤茂親ヨリ竹嶋航行漁獵願致勘弁候處願文ニハ云々日本嶋ノ様申立候へ共傳聞己而確証無之一体右嶋ノ位置ハ本朝ト朝鮮ノ間ニ在テ従来版圖不分明ニ付往々兩國間議論モ有之土地ノ趣ニ付假令漁獵等イタシ候テハ夫カ為葛藤ヲ生シ小事ヨリシテ如何様ノ難事引起シ可申哉モ難量候間版圖確定有之迄ハ御聞届不相成方可然仍テ御下知按相添別紙返進此段申進候也 辛未七月二日 民部省」と不認定を伝えてきている。明治4年の段階で竹島の地籍は明白でないという明治政府の認識もうかがえる。

明治4年浜田県では、浜田に近い福光村の8浦の一つである今浦の住民佐々木素次郎等が「石州沖無名之大島有図」という図を添付し、その島への渡海願を「御願申上候事」¹²⁾として提出している。添付図は浜田の今津屋八右衛門が天保4（1833）年描いた「竹嶋図」と極似しており、無名之大島が竹島であり、現在「竹嶋図」の所在が不明であるので原図か写し図かのどちらかが浜田周辺にあった可能性がでてきた。

2. 島根県参事境二郎と「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（明治9年）

明治9年10月内務省の地理寮12等出仕の田尻賢信と地理大属杉山栄蔵の名で、島根県地籍編纂係に竹島の地籍に関する伺書の提出依頼があった。依頼文の冒頭は「御管轄内隠岐国某方ニ当テ、従来竹嶋ト相唱候孤島有之哉ニ相聞、固ヨリ旧鳥取藩商船往復シ線路モ有之趣」とあるが、島根県は明治9年4月浜田県を、直後の8月に鳥取県を併合し大島根県として出発したまもなく、竹島の地籍を問われたのである。当時の島根県は県令が長州出身の佐藤信寛で彼を支える参事も長州出身の境二郎であった。参事境二郎は自分の名で「日本海内竹嶋外一島地籍編纂方伺」を提出するし、明治11年島根県令を佐藤信寛から受け継いだ後、明治14年那賀郡浅井村大屋兼助外一名からの松島開拓願を自分の名で「日本海内松島

¹²⁾ 『海産起業願-竹島開発』国文学研究資料館所蔵（祭魚洞文庫旧蔵水産史料 2321/01489）。

開墾之儀付伺」として内務卿と農商務卿に提出しており、明治16年明治政府からの「日本人民妄ニ松島へ渡航スヘカラサル旨ヲ論達ス」の布達を自分の名で島根県下に布告する等竹島、松島を当時どう認識していたかを判断する上で重要な人物と考えられるので、以下に少しくわしくその履歴を追跡しておく。なおその多くは旬刊誌『郷土石見』¹³⁾や『島嶼研究ジャーナル』¹⁴⁾に過去に私が報告している。

境二郎は天保7(1836)年長門国萩土原村(現在の山口県萩市)の長州藩士齋藤貞順の二男として生まれ、榮蔵と名づけられた。彼は長州藩萩城東郊の松本村に開塾していた松下村塾に学び、吉田松陰に師事した。松陰の「吉日録」¹⁵⁾には「館中の諸生近日多くは怠惰なり。就中勉強する者二人を得たり。一は正亮なり。一は齋藤榮蔵なり。」と中谷正亮と齋藤榮蔵の勉強ぶりを称賛している。また「丙辰幽室文稿」¹⁶⁾には「齋藤生の文を評す」という一文で齋藤榮蔵の加藤清正論を批評している。齋藤榮蔵は安政6(1859)年阿武郡江向村の境翁介の養子となり境二郎と改名し、その後翁介の三女たかと結婚した。

一方で彼は高杉晋作等と江戸に遊学もしている。安政5(1858)年7月10日付の松陰から桂小五郎、久坂玄瑞、赤川淡水宛の書状¹⁷⁾に「この度は誠に取急ぎ(中略)高杉晋作、二十日出足の筈に御座候。萬端仰せ合され御周旋下さるべく候。同道は山縣半蔵、齋藤榮蔵、嘆ずべし、嘆ずべし。」とある。「嘆ずべし、嘆ずべし。」は教え子達との別れの寂しさを慨嘆する表現であろうが、同年12月松陰はいわゆる安政の大獄で逮捕され翌年には刑死する運命にあり最後の別れでもあった。文久3(1863)年には齋藤榮蔵(境二郎)は萩に帰っており、藩校明倫館の文書掛となった。高杉晋作も帰郷しこの年奇兵隊を組織した。奇兵隊には前記の福岡藩士藤茂親が萩に駆け付け参加した。また藤は三条実美等七卿が薩摩、会津藩と公武合体派の公家による文久3年のクーデターいわゆる八月十八日の政変で長州に遁れて来ると三条等の警備役とし長らく当地に居たので、高杉晋作を介して等で境二郎と藤茂親の交流はあったと思われる。

境二郎は明治2(1869)年長州藩の権大参事に抜擢された。同年藤茂親も京都大属を経て隠岐県大参事になった。境二郎はその後犬上県(現在の滋賀県)の典事を経て明治5年島根県の典事となった。その後明治7年から島根県参事、明治11年から明治16年までは島根県令と長期間にわたって島根県の行政に関わっている。

その境二郎が明治9年10月16日の日付で、当時の島根県令佐藤信寛に代わって内務省宛てに「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を作成して提出した。その写しが島根県公文書センターに『地籍 文書科』として残存するので、全文を以下に再録しておく。

¹³⁾ 杉原隆「浅井村士族大屋兼助外一名の「松島開拓願」について」『郷土石見』第83号(2010年4月)17-25頁。

¹⁴⁾ 杉原隆「吉田松陰と竹島」『島嶼研究ジャーナル』第8巻第2号(内外出版刊、2019年3月)123-134頁。

¹⁵⁾ 山口県教育会編『吉田松陰全集』第9巻(大和書房、1974年)520頁。

¹⁶⁾ 同上、第2巻403-405頁。

¹⁷⁾ 同上、第8巻74頁。

「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺

御省地理寮官員地籍編纂莅檢之爲本県巡回之砌、日本海中ニ在ル竹嶋之義ニ付、別紙乙第二十八号之照会有之候処、本島ハ永禄中発見之由ニテ、故鳥取藩之時元和四年より元禄八年迄凡七拾八年間、同藩領内伯耆国米子町之商大谷九右衛門、村川市兵衛ナル者、旧幕府之許可ヲ経テ毎歳渡海、島中ノ動植物積歸リ、内地ニ売却致候者己ニ確証有之、今ニ古書旧状等持伝候ニ付、別紙原由之大略図面共相副不取肯致候ニモ無之、今回全島実檢ノ上、委曲ヲ具ヘ記載可致之処、固より本県管轄ニ確定致候ニモ無之、且北海百余里ヲ懸隔シ線路モ不分明、尋常帆舞船等ノ能ク往返スヘキ非ラサレハ、右大谷某、村川某カ伝記ニ就キ追テ詳細ヲ上申可致候、而シテ其大方ヲ推案スルニ、管内隱岐国ノ乾位ニ当リ、山陰一帯ノ西部ニ貫附スヘキ哉ニ相見得候ニ付テハ本県国図ニ記載シ、地籍ニ編入スル等之儀ハ如何取計可然ル哉、何分之御指令相伺候也

九年十月十六日 長官代理 次官
内務省宛

この伺書に関して若干のことを解説しておく、「乙第二十八号」とは内務省地理寮の田尻賢信、杉山栄蔵が島根県を訪れ直接口頭で竹島の地籍に関する伺書の提出を依頼するが、その内容を公文書として島根県地籍編製係に提出したもので年月日は明治九年十月五日と記されている。「本島ハ永禄中発見之由ニテ」は伺書の解説として添付された「原由の大略」に「永禄中伯耆国会見郡米子町商大屋甚吉航シテ越後ヨリ歸リ颱風ニ遭フテ此地ニ漂流ス」のことと思われるから、安土桃山期の元号永禄（1558～1570）と大谷家文書の『大谷家由緒實記 上』¹⁸⁾が記す「元和三年越後國ヨリ帰帆之砌風ト竹島ニ漂流」の江戸期経験する大屋甚吉の竹島漂流とは一致しない。また「原由之大略」は外一島の松島を「次ニ一島アリ、松島ト呼フ、周回三十町許、竹島ト同一線路ニ在リ、隱岐ヲ距ル八拾里許、樹竹稀ナリ、亦魚獸ヲ産ス、永禄中伯耆国会見郡米子町商大屋甚吉航シテ越後ヨリ歸リ颱風ニ遭フテ此地ニ漂流ス」と竹島に比較して松島はわずか一行半の紹介をした上で大屋甚吉の漂流先は竹島と松島を同じ島とするか、または竹島のことに記述内容を戻すかの表現にしている。伺書には「図面相副」と「磯竹島略図」との名で添付された図も提出しており、「原由の大略」にはその図を「今大谷氏伝フ所、享保年間ノ製図ヲ縮写シ是ヲ附ス」と説明しているが、享保9（1724）年將軍吉宗の「御尋ね」の時提出した図ではなく、元禄9（1696）年鳥取藩江戸留守居役の小谷伊兵衛が幕府に提出した「小谷伊兵衛方差出候竹嶋之繪圖」¹⁹⁾と小谷家が享保9年鳥取藩に提出した「小谷伊兵衛殿ニ所持被成候繪図之写」²⁰⁾に拠ったものであることは、それぞれの図の比較から明白である。

18) 鳥取県米子市立山陰歴史館所蔵。

19) 鳥取県立博物館所蔵。

20) 鳥取県米子市立山陰歴史館所蔵。

3. 太政官指令（明治10年）の背景

島根県は明治9年10月16日島根県参事境二郎の名で、内務卿大久保利通に「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」を提出した。この明治9年に島根県参事境二郎は福岡県へ浜田県で明治3年浜田県大参事を務めた旧福岡藩士藤茂親に関して問い合わせをしている。田村清三郎氏の『明治初年の県政』²¹⁾ がくわしくその内容を紹介するし、福岡県令渡辺清から島根県令境二郎への回答書の写しは島根県立図書館に所蔵されている。回答書からは当時滋賀県に住む藤の親族が彼は明治7年すでに亡くなった事を詳しく説明したり、「浜田大参事勤務中明治三庚午年浜田管内国民取鎮メ」等の記載から、境二郎が藤の消息や彼の履歴を知りたいと思っていたことは類推出来るが、渡辺清の回答が十二月二十三日付であることだけが手がかかりで問い合わせをした日付や具体的な問い合わせ内容のわかる行政文書は島根県、福岡県の両県共未だ見つかっていない。境の問い合わせが彼の名で島根県が内務卿に伺書を提出した明治9年10月16日より前なら藤が鬱陵島を「竹島はまた松島と称する」と明治4年民部省に提出した書類に書いているから、島名に関する質問も含まれている可能性がある。島根県は内務省からは「竹島の地籍」についてだけ問い合わせを受けているから竹島と松島の関係を重要視した事は十分考えられる。この明治9年には8月に鳥取県が島根県に併合された。島根県公文書センターには『明治九年 鳥取縣事務引渡書 秘書科』や『明治九年九月 引渡書目 舊鳥取縣』等の目録が所蔵されている。特に後者からは『伯耆志』、『因幡志』、『伯耆民談記』等が併合一ヶ月後には島根県に届いていることがわかる。特に『伯耆志』は伯耆國會見郡米子町に居住する大谷、村川家を含む地域の地誌で竹島に関する記述も多く、特に「原由の大略」に載る竹島の動植物の名等は『伯耆志』に拠った可能性がある。10月5日に内務省地理寮の田尻賢信、杉山栄蔵から伺書提出の依頼を受けてからわずか2週間後の10月16日に伺書提出は余りに早いから、内々に内務省から事前に依頼があったとの推測もあるが、関係資料が鳥取県から島根県に以外に早く手渡されていた事実は短期間で伺書作成の可能性も考えさせられるものがある。また地理大属の杉山栄蔵は旧鳥取藩士であることも判明した²²⁾。翌明治10年島根県士族として「竹島渡海之願」を東京府に提出した戸田敬義も旧鳥取藩から江戸へ派遣された人物なのにすでに島根県士族を名乗っているから、杉山栄蔵も島根県に併合された後の旧鳥取県人として単に田尻賢信の同行者ではなく、今や島根県人として鳥取藩関係の資料の所在の教示等島根県に協力した可能性がある。

島根県からの「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」が内務省を経て右大臣岩倉具視に内務卿大久保利通代理内務少輔前島密から「版圖ノ取捨ハ重大之事件ニ付、別紙書類相添、為念、此段、相伺候也」として提示されたのは、明治10年3月17日である。そして3月20日が太政官会議の日だったと思われる。太政官会議等については他の研究者による詳細な分析が別項に載るので省略するが、諸事情により出席すべき9人の内5人は東京に居なかったから、

²¹⁾ 田村『前掲書』(注6) 71-74頁。

²²⁾ 岸本覚『褒められた人びと一表彰・栄典からみた鳥取一』(鳥取県総務課県史編纂室、2013年) 47頁。

会議ではなく残る4人の持ち回りでの決裁だった事も考えられる。また下條正男氏の著書²³⁾によるとこの時の太政官による裁決事項は前側の事項は「病院地所ノ内司薬場へ引渡ノ儀伺」で、後の方は「旧神官編籍ノ儀伺」に関する内容で、内務省の「版図ノ取捨ハ重大ノ事件ニ付」という事への対応としては程遠い雑事扱いで決裁されたように推測されるという。大政官指令は「御指令按 伺之趣 竹島外一島之義、本邦関係無之義ト可相心得事 明治十年三月廿九日」と内務省の伺の内容にそったものになっている。

4. 島根県官吏清水清太郎の『隠岐国地誌略』（明治13年）

明治9年島根県は4月に浜田県を、8月には鳥取県を併合して大島根県と呼ばれる時代が出現した。県令にはそれまで浜田県令であった佐藤信寛が着任した。佐藤と同じ長州の士族出身で浜田県の官吏であった清水清太郎も島根県職員として松江に姿を現した。清水の身分は12等出仕、職制は第一課(庶務)の衛生係と第五課(学務)の学務係を兼務することになった。『明治十年島根県政始稟告』という明治10年1月に年頭の所感として島根県の官吏が自分の職務を紹介し、職責遂行の決意を述べている冊子²⁴⁾に清水は学務係として、「本縣五ヶ国ヲ經理スルニ当リ各地民情ノ異同ヲ斟酌シ彼是長短ヲ取捨シ本縣一定ノ規則ヲ設与施行ノ順序ヲ申稟スル」と述べている。島根県下の民情を共通にするためには、自分の住む地域以外の地誌を知ることは必須の要素であった。清水は各地に出向き明治12年には『石見国地誌略』、『出雲国地誌略』、『因幡国地誌略』を、明治13年には『隠岐国地誌略』、『伯耆国地誌略』²⁵⁾をまとめ出版して県民に提供した。

その中の『隠岐国地誌略』に「福浦湊ハ郷ノ西北ニアリ東西拾三町南北九町深サ拾餘尋港中ノ小島ニ弁財天女ノ神祠アリ土俗相傳フ二百年前伯耆米子ノ人某氏幕府ニ請ヒ毎歳竹島ニ航スルニ必ス茲ニ艤ス其祠前ノ華表ハ當時彼島ヨリ齎シ歸ル所ノ木材ナリ竹島ハ西北七拾餘里ニ在リト」と竹島という島名を2ヶ所にだけ記載している。清水は直近に刊行されている『日本地誌提要』²⁶⁾が山陰道、隠岐の部分に竹島、松島を記述している事や島根県が内務省に提出した伺書に「山陰一帯之西部ニ貫附スヘキ哉ニ相見候」とした事は熟知していたはずであるから、5つの『地誌略』の中では山陰西北部の地誌である『隠岐国地誌略』に竹島を記載したのは当然のことと思われる。ただ『日本地誌提要』がこの海域に竹島、松島の二島を記し、島根県の伺書が「竹島外一島」としたのに対し、清水が竹島という一つの島名で記しているのは島根県の「竹島外一島」が「竹島とか松島という島」の一島二名であることから竹島という島名に集約して記載したとも考えられる。そもそも内務省が島根県へ問い合わせたのは竹島の地籍であり、島根県も清水の記述と同じように竹島だけの島名で伺書を提出す

²³⁾ 下條正男『韓国の竹島教育の現状とその問題点』（第4期島根県竹島問題研究会刊、2018年）64頁。

²⁴⁾ 鳥取市歴史博物館所蔵。

²⁵⁾ 清水清太郎『島根県管内地誌略』（1879-1880年）、国立国会図書館所蔵（請求記号：特31-303）。

²⁶⁾ 塚本明毅編『日本地誌提要』卷之五十「隠岐」（東京日報社、1878年）国立国会図書館所蔵（請求記号：24-20）。

べきだったが、当時竹島を意味するアルゴノート島の所在が不明で各種の地図類では竹島は点線で描かれることが多くなり、ダジュレー島の松島が鬱陵島として実線で描かれ始めており「竹島外一島」と松島の島名を追加しておいたと考えられる。なお明治12年5月28日付の「朝野新聞」²⁷⁾には、清水が現在の島根県安来市の清水寺付近で歴史上の人物児島高德の碑文を発見して解読したことを報じ「清水清太郎氏は好古の人で管内地誌略の編纂に従事されている官吏」と紹介されている。清水はまた明治9年10月に元明治政府の参議を務めた前原一誠が、萩で政府への不満を持つ士族等と共に反乱を起こし、敗れると船で敗走し島根県の出雲大社に近い宇竜港に姿を見せた時、同じ長州人の県令佐藤信寛、参事境二郎に命じられ現地宇竜港に出向き、前原に長州の後輩士族としての礼節を尽くして降伏を進言して、それを実現させた事でも知られる人物である²⁸⁾。

5. 島根県令境二郎と「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」(明治14年)

島根県令境二郎は明治9年の「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」に続いて、明治14年にも内務省へ鬱陵島渡海に関する伺書を提出する機会を持つことになった。その理由は伺書の中にも記載されているが、略述すれば那賀郡浅井村すなわち現在の浜田市浅井町に居住する士族大屋兼助なる人物が東京府の大倉喜八郎という人物が設立している大倉組という財閥の関西地区の責任者片山常雄に誘われて、浜田から海軍省第一回漕丸という船で同年の8月松島に渡った。その島は「古木稠茂シ、其間幾多ノ溪流且ツハ平坦ノ地アリ、地味膏腴水利モ又便僅カニ一隅ヲ拓クモ数十町歩ノ耕地ヲ得ヘク」の状況で大屋兼助は浜田地方で同志を募りこの島の開拓を決意したとしている。大倉組の松島での伐木事業は、長崎からウラジオストックに向かう船の船上から多くの人が松島の森林資源を実見し、大倉喜八郎に勧めて開始されたものと思われる。大屋兼助の島根県への願書には、もう一人の地元での協力者をすぐ得たらしく、「大屋兼助外一名」の願書となっているが、外一名は大倉喜八郎との交流を示す書簡等を所持していた浜田の廻船業者下浦藤九郎であると推測される。大屋兼助外一名の松島開墾願はまず島根県へ提出されたので、受け取った島根県令境二郎は、内務省へ自分の名で提出している。

注目されるのは明治9年自分が提出した「竹島外一島」とした島に関して質問をしていることである。すなわち「十年四月御指令後或ハ御詮議相変リ、本邦版図内ト被定候ニ可有之歟」と太政官指令で竹島外一島は本邦関係なしとされていたが、その後大倉組が伐木事業をしているところを見ると竹島外一島が日本領になったのですかと質問している。この願書は明治14年11月12日付で内務卿と農商務卿に提出されているが、内務省は島根県令境二郎の疑義を重要視してか外務省に問い合わせをしており、外務省の外務権大書記官・公安局長

²⁷⁾ 東京大学法学部明治新聞雑誌文庫編『朝野新聞 縮刷版』(ペリかん社、1981-1984年)島根大学図書館所蔵(所蔵番号:341-6052)。

²⁸⁾ 田村貞雄「前原一誠一行を捕縛した清水清太郎」『山口県地方史研究』第88号(2002年10月)46-65頁。

光妙寺三郎から明治14年11月30日起草の内務卿大書記官西村捨三宛の回答書が残っている²⁹⁾。そこには「朝鮮国蔚陵島即竹島松島之儀ニ付、御問合之趣閱悉候」とし、日本人でその島へ渡航して漁採伐木する者がいると朝鮮政府から外務卿に連絡があり調べたところ、その事実があったので該当者はすでに撤退、帰国させている。今後も同様の扱いとするので、「該政府江照覆置相成候」としている。平成21年10月29日私と竹島資料室のスタッフで明治初期の島根県の行政文書を調査していた時、『明治十四年、明治十五年 県治要領』³⁰⁾という受領した主な行政文書を1年ごとにまとめた冊子の中で明治15年1月31日の項に「去年十一月十二日ヲ以テ日本海内松島開墾ノ義ヲ内務農商務両卿ニ稟議シ至是内務卿ヨリ其指令ヲ得ル如左書面松島ノ義ハ最前指令ノ通本邦関係無之義ト可相心得依テ開墾願ノ義許可スヘキ筋ニ無之 但本件ハ両名宛ニ不及候事」と記述されているものを発見した。この明治14、15年の関係文書からは、島根県参事時代に境二郎が「竹島外一島」と表現した島は明治14年大倉組が伐木し、大屋兼助等が「松島開墾願」を提出した島と同じであり、外務省は「鬱陵島即竹島松島」と一島二名で認識していたことがわかる。明治12年10月15日付の長崎で発行されていた「西海新聞」³¹⁾は竹島、松島について「或ハ一島兩名有リトシ或ハ二島各稱有リトシ其ノ實地上ニ於テ未タ其ノ詳細ヲ探知スルヲ得サリキ」とし、明治13年現地に派遣された軍艦「天城」も鬱陵島を松島、竹嶼を竹島として「多年ノ疑義一朝氷解セリ」なる結論を出したりしたが、朝鮮政府からの抗議とこの明治14年の松島開墾願とその内の質問により政府は明治16年の「日本称松島一名竹島、朝鮮称蔚陵島」とする全国への布達を出すことになったと思われる。なお島根県の『県治要領』以外の明治14、15年関係の資料はすべて外務省外交資料館所蔵の「朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件」に記載されている。

おわりに

太政官の「竹島外一島ノ義本邦関係無之義ト可相心得事」という明治10年の指令が竹島と松島の二島を指すか、竹島とか松島と言われる一島を意味するかの問題が「太政官指令」問題である。そしてそれには明治9年に「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を島根県参事として提出し、明治14年には島根県令として「日本海内松島之開墾之儀ニ付伺」を提出した長州萩の松下村塾で吉田松陰に師事し明治5年から16年まで島根県の官吏であった境二郎を探求することで解明されると思われる。そして結論的には松下村塾の同志高杉晋作を介して知己の関係にあったと推測される福岡藩士藤（藤原）茂親が明治4年当時の民部省に提出した文書にある「竹島は小磯竹、松島とも称する」の小磯竹を除けば竹島、松島の一島二名がその後の伺書や願書に一貫しており、また明治政府でも明治14年の内務省から外務省

²⁹⁾ 「公第二六五一号」『前掲外交記録』（注4）。

³⁰⁾ 島根県公文書センター所蔵（請求番号：群1-0584）。

³¹⁾ 国立国会図書館所蔵（請求記号：YB-345）。

への問い合わせは「日本海ニ在ル竹島松島之儀」とするし、外務省も「鬱陵島即竹島松島之義」であり、明治16年内務卿山田顕義が全国の府県に布達した「日本称松島一名竹島朝鮮称蔚陵島」とする同島渡海禁止に連結すると思われる。

島根県では明治時代後期、現在の竹島が島根県所属と閣議で決定した時期に竹島と鬱陵島を一緒に巡検した中井養三郎、東文輔、奥原碧雲の竹島、松島認識の相違に太政官指令から続く竹島問題の複雑さが再確認出来る。

すなわち元治元（1864）年鳥取県東伯郡小鴨村に生まれた中井養三郎は明治11年島根県令を境二郎が務めている時期に松江に来て漢学者内村友輔（鱸香）の門下生となった。明治18年にはさらに漢学の道を探求しようと上京したが、折からの東京で広まっていた実学ブームの中で海鼠（なまこ）、鮑（あわび）等の漁猟を目指す潜水器漁業に関心をもった。漁業器具を整備した漁船を入手すると、隠岐島庁に提出している「履歴書」³²⁾によれば明治23年からロシアのウラジオストック（浦潮斯徳）近海や朝鮮の全羅道、忠清道沿岸、日本の隠岐諸島等で潜水器漁業を開始した。10数年を経て漁場の移動にかかる経費と資源枯渇の心配を考えていた時期、隠岐の久見村の漁民等による海驢（あしか）猟の情報が入ってきた。明治36、37年自らも加わって試験操業に従事し、海驢が生育する江戸時代初期松島と呼ばれ、嘉永2（1849）年フランス船リャンクール号が着船してからはリャンクール島とか隠岐の人々はリャンコ島と呼んだ島の猟場化を目指した。中井は猟場保全と直面していた他のグループとの過当競争打破を目指して、明治37年9月に内務省、外務省、農商務省大臣宛てに「りやんこ島領土編入并貸下願」を提出するに至った。その「願書」に添付した「リャンコ島領土編入并貸下願説明書」内の「本島ノ位置及ヒ由来」に彼の当時の竹島、松島に関する認識がうかがえる。すなわち「俗説ニ鬱陵島ハ松島ニシテ、真之竹島ナルモノハ別ニアリ、大ナル竹ヲ産スト云フモノアリ、然レドモ米子ノ某ガ往復シタル竹島ハ確ニ鬱陵島ナリ、所謂松竹両島ハ邦人ノ命名スル所ニシテ、鬱陵島ト本島トヲ并称シタルニハアラザルカ、而シテ隠岐列島ヲ経テ鬱陵島ニ数度往復セルモノハ、本島ヲ見ザル筈ナシ、要スルニ邦人ハ夙ニ本島ヲ発見シ居ルモ、惜ムラクハ記録ノ呈スヘキモノナキノミナラント信ス」としている。すなわち松島は竹島と呼ばれていた鬱陵島の隣の島だから松島と併称されていた可能性はあるが資料がほとんどないからとし、自分が用いる島名としては過去の歴史も含めてりやんこ島に対して松島の名は全く使用しなかった。

現在の竹島に竹島という島名を提案したのは、隠岐島司東文輔であった。明治22（1889）年島嶼町村制導入で隠岐諸島も郡制が廃止され隠岐島庁による行政上の統治体制が成立した。島庁のトップは島司という職名で、隠岐島司として東文輔は6代目である。彼は文久元（1861）年月現在の山口県である周防国吉敷郡吉敷村で生まれ、成長すると地元の小学校訓導になったが、一念発起し東京大学法学部で学び卒業すると京都府、岐阜県の郡長等を務めた後、明治36年1月隠岐島司に着任した。島根県へも隠岐へも初めて行政官として着任した

³²⁾ 島根県文書綴『明治二十八年度 渉外関係綴』島根県竹島資料室所蔵。

東に、明治37年1月県の内務部長堀信次から「周吉郡西郷町中井養三郎ヨリ領土編入并ニ貸下ノ件、別紙之通出願ニ付、目下調査中之趣ニ候処、弥々所属ヲ定メラルヽ場合ニ於テハ隠岐島庁ノ所管トセラルヽモ差支ナキ御見込ニ候ヤ、又嶋嶼ノ命名ニ付併セテ御意見承知致度、此段及照会候也」³³⁾という文書が届いた。東は同月中に「元来朝鮮ノ東方海上ニ松竹両島ノ存在スルハ一般口碑ノ伝フル所、而シテ従来当地方ヨリ樵耕業者ノ往来スル鬱陵島ヲ竹島ト通称スルモ、其实ハ松島ニシテ、海図ニ依ルモ瞭然タル次第ニ有之候、左スレハ此新島ヲ措テ他ニ竹島ニ該当スヘキモノ無之、依テ従来誤称シタル名称ヲ転用シ、竹島ノ通称ヲ新島ニ冠セシメ候方可然ト存候、此段及回答候也」³⁴⁾と回答した。すなわち中井養三郎が明治政府に願い出た島嶼を隠岐支庁の所管にすることは差支えないし、島名は古来その海域に松竹の呼称を持つ二つの島があったと聞くし、現在の海図は鬱陵島を松島としているから、鬱陵島に対して通称か誤称として利用されていた竹島を新島の島名にするのが最善であると思ふと提案している。

東の提案が島根県、明治政府の閣議で受け入れられ、明治38年2月新聞で発表された。竹島は隠岐島司の所管になり、東は明治43年3月までその隠岐島司として西郷町に夫人、4人の子供達と共に居たが、その後兵庫県内の郡長として転勤した。さらに竹島、鬱陵島へ出向いた経験を重視されてか、遼東半島の旅順に関東庁が置かれるとその理事官なる官吏として派遣されている。

明治38年島根県に竹島が所属することが決定した翌年、島根県から45名の調査団が新しく竹島の島名を与えられた島と隣接する鬱陵島を見聞する為に隠岐経由で出発した。その中に現在の松江市、当時の八束郡秋鹿（あいか）村の尋常小学校長で郷土史家であった奥原福市（号は碧雲）もいた。彼が3月の調査から帰って5月には書きあげたという報告書でもある著書に『竹島及鬱陵島』³⁵⁾と調査中知遇を得て聞き取りをして書きたい「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」³⁶⁾が残っている。『竹島及鬱陵島』には「元来、雲伯地方の漁人が竹島と称せしは、皆鬱陵島のことにして現今、なほ、地理らに暗きものは、新領土の竹島を以て、従来称へ来たりし樹木蔚々たる竹島と誤解し、鬱陵島のわが領土に入りしものヽ如くおもへるもの少なからず。試みに、雲伯沿海の漁人にして、数回竹島に渡航せりと称するものにつきて、質問せんか、かれ等は得々として、樹木翁鬱良材に富み、住民多く、漁利夥多なるを以て答ふべしこれ即ち、島根鳥取地方称へ来たりし竹島は鬱陵島たりしことあきらかなり。」、
「竹島圖説、竹島考、伯耆民談等の竹島に関する記事は全く鬱陵島の記事にして」等過去に竹島は鬱陵島を意味していたから、今回同じ竹島の島名を用いるなら新竹島とすべきであると主張した。隠岐島司東文輔は隠岐を去る前に隠岐の地誌、歴史をまとめる事業を提案した。

³³⁾ 「庶一〇七三号」島根県文書綴『竹嶋』島根県公文書センター所蔵（請求番号：群1-1111）。

³⁴⁾ 同上、「乙庶第一五二号」。

³⁵⁾ 奥原碧雲『竹島及鬱陵島』（報光社、1907年）。

³⁶⁾ 原本は島根県竹島資料室所蔵。

それを受けて後に『隠岐島誌』³⁷⁾の名でまとめられる冊子には隠岐在住でない郷土史家の奥原福市も編集委員として参加し、「第三編 竹島」を担当したが、「竹島の領土編入」の項では「命名に就きては、水路誌および海図中、既に鬱陵島を松島と稱せし以上は、竹島に當るべき島嶼はリヤンコ島を措きて他に求むべからずとし、依て、竹島と命名せられる所以なり、唯、茲措きて、疑問とすべきは、水路部に於て、如何なる史料によりて、「鬱陵島一名松島」と命名せしかにあり。若し舊来の名稱により、「鬱陵島一名竹島」と記載せられしならんには、リヤンコ島は、舊稱によりて松島と命名せらるべく、島名顛倒の不便を見ずして止むべかりしなり。」とし、日露戦争に関しての項では、「新竹島と日本海々戦」とし、あくまでも竹島は鬱陵島に対する島名でリヤンコ島は新竹島とすべきという持論を展開している。太政官指令以降も竹島、松島に関する認識の違いは山陰地方では、長らく続いたことになる。

³⁷⁾ 隠岐島誌編纂係編『隠岐島誌』（島根県隠岐支庁、1933年）。復刻版は『隠岐島誌（全）』（名著出版、1972年）。

第4章 島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方向

内田 てるこ

はじめに

1. 内務省の地籍編纂調査
2. 島根県の地籍編纂事業
 - (1) 地籍編纂の開始
 - (2) 島根県の地籍編纂体制
 - (3) 地籍編纂査検官派出決定と島根県
 - (4) 地籍編纂査検官来県
 - (5) 杉山栄蔵について
 - (6) 地籍編纂査検官の巡回後
 - (7) 地籍編纂地方官の『明治十年島根県政始稟告』と、地籍編纂の中止
3. 内務省、太政官での文書の取扱
 - (1) 内務省
 - (2) 太政官
 - (3) 決裁後の文書
 - (4) 『公文録』編纂
 - (5) 『太政類典』に収録

おわりに

はじめに

竹島問題において明治10年の「太政官指令」と言われる文書は、「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方向」という件名で『公文録・明治十年・第二十五卷・明治十年三月・内務省伺（一）』と『公文録（副本）・明治十年・第二十五卷・明治十年三月・内務省伺（一）』に、また同じ内容の文書を謄写し編纂しなおした『太政類典・第二編・明治四年～明治十年・第九十六卷・地方二・行政区二』には、「日本海内竹島外一島ヲ版図外ト定ム」という件名で綴られている。

この一件文書に含まれる島根県が内務省に進達した文書や図面の控えが、島根県公文書センター所蔵『明治九年 地籍』¹⁾の綴りにあり、『竹島関係資料集 第二集 島根県所蔵行政文書一』²⁾に翻刻を掲載している。また、杉原隆氏は「明治10年の太政官文書-竹島外一

¹⁾ 請求番号：群1-0006。島根県公文書センターには、タイトルに「地籍」を含む簿冊を191冊所蔵（群1、群0合わせて）。年代は明治8年～昭和15年。「○○郡道水路図面」という名称の図面24袋も所蔵している。

²⁾ 島根県総務部総務課編（2011年）。

島之儀本邦関係無之について³⁾と、「竹島外一島之儀本邦関係無之について」再考-明治十四年大屋兼助外一名の「松島開拓願」を中心に⁴⁾において翻刻と原本の画像も公開しながら「太政官指令」問題について、島根県の公文書を分析している。

『明治九年 地籍』にある「太政官指令」関係文書は、島根県の伺文書「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」（別紙原由之大略を含む）、地理大属杉山栄蔵・地理寮十二等出仕田尻賢信から島根県地籍編製係あての照会文書（乙第28号）、磯竹島略図の順に綴られている。明治10年4月9日付の内務省からの指令は、伺文書の別紙原由之大略の末尾の余白に、「書面竹島外一島之儀者本邦関係無之儀ト可相心得事 明治十年四月九日 内務卿大久保利通代理内務少輔前島密⁵⁾」と朱書されている。伺い文書の1頁目に「磯竹島一件」と朱書された付箋が貼られている。

ここでは、内務省による地籍編纂事業の過程で島根県で作成された、当該文書を含む『明治九年 地籍』から、「太政官指令」問題の発端となる島根県の伺が出された経緯や当時の状況を紹介し、そのうえで伺いに対する当時の政府の決定と文書の取扱について、その決定が島根県に与えた影響や、その後の状況についても若干の考察をすることにしたい。

1. 内務省の地籍編纂調査

内務省は明治6（1873）年11月10日に設置され（太政官布告第375号）、大久保利通が内務卿となり、明治7年1月から業務を開始した。同省地理寮は大蔵省租税寮の地理と勸業の事務を受継いだ。租税に関することは大蔵省に残された。すなわち、土地に対する課税のことは大蔵省の所管で、土地の所有権の判別や処理の業務は内務省に属した⁶⁾。

さらに、内務省の主張で公有地の制度を廃止し、土地を官有地と民有地との二つに区分することになったが、公有地を分ける業務は8年12月に内務省（地理寮）が所管することとなった。また、官林の管理も、明治14年に農商務省が設置されて移管するまで内務省の所管であった⁷⁾。

³⁾ 杉原隆『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』（2010年）80-87頁、島根県ウェブサイト「Web 竹島問題研究所」で閲覧可能。杉原通信第8回（2008年6月17日更新）

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web_takeshima/takeshima04/sugi/take_04g08.html

⁴⁾ 島根県総務部総務課『竹島問題に関する調査研究報告書 平成21年度』（島根県、2009年）89-90頁、島根県ウェブサイト「Web 竹島問題研究所」で閲覧可能。「研究スタッフ、研究協力員からの報告」（2009年11月6日更新）https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04_j.htm

⁵⁾ 内務卿大久保利通は出張中。「拙者義御用有之今十三日西京エ出發致候付留守中内務少輔前島密代理致候條此旨相達候事（内務卿大久保利通）」、「明治10年内務省達乙第14号」（2月13日）『法令全書 明治10年』373-374頁。帰京省務取扱は同年8月7日より。「明治10年内務省達乙第71号」（8月7日）。同上、411頁。

⁶⁾ 佐藤甚次郎「明治期の地籍図—その2 地籍編成事業で調製の地籍地図—」『新地理』30-4（日本地理教育学会、1983年）。以下にて閲覧可能。https://www.jstage.jst.go.jp/article/newgeo1952/30/4/30_4_1/_article/-char/ja/

⁷⁾ 同上。

地籍編纂に関する法令の主なものは、明治7年12月28日内務省乙第84号達「全国地籍編纂調査トシテ官員派出ニ付取調雛形⁸⁾」、明治8年2月15日内務省乙第19号達「地籍編纂トシテ官員派出延期⁹⁾」、明治9年5月10日内務省丙第26号達「地籍編纂蒞検トシテ官員出張¹⁰⁾」、明治9年5月23日内務省丙第35号達「地籍編製地方官心得書」等がある。これらの法令を受けて、地方官は管内の地籍調査に取り組むことになった。

2. 島根県の地籍編纂事業

(1) 地籍編纂の開始

島根県公文書センター所蔵の『明治八年 地籍』¹¹⁾にある明治8年1月25日の稟議書によると、明治7年12月28日内務省乙第84号達を以って全国地籍調査として当8年3月上旬より官員を派出するので、村ごとに取り調べに要する書類をそろえるよう、地籍雛形を添えて布達があった。しかし、島根県庁は明治5年4月中に開庁し、旧松江・広瀬・母里三県の事務を受け取り、諸書物類すべて錯雑混乱の状況にあり、また自然災害にも罹り、地券の調査を置いて地租改正に着手し、地籍調査のため郡に派遣した増員も地租改正の調査中であり、地籍調査は猶予していただきたいと内務卿への指令を仰いでいる。

1月29日付で長官より内務卿宛に送ったこの文書に対して、内務省からは、明治8年2月19日「書面地籍編纂之義ハ本年乙第十九号達ノ通候條方今地租改正中ニ候上ハ尚督励致シ右反別ヲ以テ地籍編候儀ト相心得調査ノ手数重複不相成様厚ク注意ヲ加ヘ緊要ノ書類取調成稿次第速ニ可申出尤未決ノ廉ハ追テ官員派出ノ節協議候儀ト可相心得事」と、内務卿大久保利通代理内務大丞林友幸の名で指令があった。猶予していただきたいという願いは却下し、地租改正中でも手数が重複しないよう注意して書類取調をするよう促している。

(2) 島根県の地籍編纂体制

島根県は明治9年4月19日、改租事業が落ち着いてきたため管内民有地の地籍編製に付き其の調査方¹²⁾を各区戸長に命じた¹³⁾。その矢先、5月10日内務省達丙第26号により内務省

⁸⁾ 「京都府 大阪府 各県

全国地籍編纂調査トシテ来明治八年三月上旬ヨリ官員令派出別紙雛形ノ通一村毎取調候条其節差支無之様緊要ノ書類取調置可申此旨相達候事（別紙略ス）『法令全書 明治7年』 552頁。

⁹⁾ 『法令全書 明治8年』 894頁。

¹⁰⁾ 「岡山県・豊岡県・島根県・鳥取県・山形県・置賜県・若松県・三重県・岐阜県・滋賀県・堺県

全国地籍編製ノ儀ニ付テハ昨八年当省乙第十九号相達置候儀モ有之処今般右編製蒞検トシテ左ノ官員其県へ令出張候條諸般協議ノ上調査候儀ト可相心得此旨相達候事（官員姓名書略ス）『法令全書 明治9年』 635-636頁。

¹¹⁾ 請求番号：群1-0004。

¹²⁾ 「島根県乙第54号 民有地地籍取調方」前掲（注1）。

¹³⁾ 「島根県歴史 政治部 施政（明治9年）」『島根県史料』所収。国立公文書館所蔵（翻刻が『松江市史 史料編9 近現代I』（松江市、2017年）にあり。598、604頁）。

より官員を派出することが達せられた。

明治9年5月の島根県の状況は、それまで出雲国一国の県域であったものが、4月18日に浜田県が合併し、さらに石見国を合わせ、現在の県域から隠岐国を除く範囲となった時であった。行政組織は、明治8年11月30日太政官第203号達府県職制により、第一課（庶務）・第二課（勸業）・第三課（租税）・第四課（警保）・第五課（学務）・第六課（出納）が設置され、地籍係は第三課に属していた。5月12日には浜田県令であった佐藤信寛（本籍地：山口）が井関盛良（同：愛媛）に替わって島根県令となり、参事は境二郎（同：山口）¹⁴⁾、七等出仕兼七等判事に星野輝賢（同：新潟）、第三課長は大属門野長道（同：滋賀）であった。

簿冊の中に名前が見える地籍編製の業務を遂行した職員は、少属山内美道（同：筑摩）（地理係）、少属内田宣弘（同：東京）（地籍係）、史生高橋伝蔵（同：島根）、中属永谷静雄（同：島根）（浜田支庁第三課）等である。また、土地関係で関連のある租税係や土木係の他、浜田の支庁との協議も行われた。

(3) 地籍編纂査検官派出決定と島根県

「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」一件を含む『明治九年 地籍』には1月から12月までの文書が含まれるが、地籍編纂査検官派出について5月10日の「内務省達丙第26号」を受け、5月19日に地理係の少属内田宣弘が次のように起案した。すなわち、「改租事業即今漸ク功ヲ奏シ地籍調務猶未タ手ヲ着セサル今日ニ付主務官来県相成候トモ直チニ地籍表ヲ以調査方及協議候歩ヒニ相成兼候ハ勿論之義ニ在候得共兼テ夫々調査表等御達ニモ相成居候義ニ付精々勉力可成丈ケ取調方取計置度候間別紙之通り調方区分相立及稟議候也」として、主務官の来県に備え、作業遂行上今後の計画や留意事項を書きあげ、また主務官への照会事項として、係官への指示について伺っている。この時、地籍編纂のために島根県に派遣されることになったのは、地理大属杉山栄蔵と十二等出仕田尻賢信であった。

その後、6月29日には地籍編製係で中属黒川自成・高橋伝蔵と協議の上、内田宣弘が「地籍編製方之義追々出張官江照会済ニ付御布達案別紙六通之通取調及稟議候也」として各区戸長への布達案を起案した。本年の島根県乙第54号を取り消し、地籍帳雛形、県令による地籍取調之趣旨大略告諭、地籍取調方心得書、地所名称区別弁解書を添付して、島根県としての地籍編纂方法が示された。

この案は、7月6日の「島根県甲第227号」と同時に、元浜田県下を除く地域へ布達された。「本県甲第二百二十七号布達候地籍編製之義ハ多クハ改租調ノ書類ニ寄り候義ニモ有之容易取調モ行届可申且地理寮査検官派出之義ニモ有之頗ル速成ヲ要候ニ付区戸長於テモ一層尽力

¹⁴⁾ 境二郎については、杉原隆「浜田県大参事藤原茂親と島根県参事境二郎—明治10年の「太政官指令」を再び考える—」『郷土石見』第101号（2016年5月）にくわしい。島根県ウェブサイト「Web 竹島問題研究所」で閲覧可能。「研究スタッフ、研究協力員からの報告」（2016年4月20日更新）
<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/index.data/kyoudoiwami101-sugihara.pdf>

期限ヲ待タズ一市一村ニテモ整理次第逐次差出可申事」として、地租改正の書類によれば地籍の取調べも容易であろうから、期限を待たずに早々に提出するよう促した。

元浜田県下へは、8月15日付けで同じ内容で9月15日限調書を差し出すよう、第一大区より第五大区までとする布達案を地籍係内田宣弘が起案している。

(4) 地籍編纂莅検官来県

地籍編纂莅検官の来県は、9月13日の内田宣弘の稟議書で、「過般貴省地理寮大属杉山栄蔵地籍調整務莅検来庁之砌」として始まる長官名での内務卿宛の文書で知ることができ、9月13日以前に来県したことが分かる。この文書には、雲石両国畦畔地籍調方に関して莅検官との協議について、明治5年の震災、6、7年の水害、本年の旱魃で土地が変化したことや耕地の収租を改正し、山林調査にも着手しなければならないため、問題を解決してから進達したいと思うが、ご指令いただきたいといった内容が書かれている。

また、「杉山大属へ回報案」とする、島根県第三課長門野長道（島根県大属）が「杉山君」と宛てた、9月12日付けの文書がある。内容は、「9月2日付けの書簡が7日に到達し拝読しました。御巡回のことは歓喜の至りです。地籍編製について毎度の公翰に従い専ら奮発しております。この度廃併県御発令については、ご察しの通り、もともと浜田県合併の間合いもなく、尚三ヶ国の増加¹⁵⁾で殆ど事務取り纏めに焦るところですが、ご派出先の豊岡県も同様と推察いたします。黒川自成（島根県中属）がこの節旧鳥取県庁へ出張しており地籍調査の進め方についても注意しているはずです。道路畦畔等官民区別細目についての本省でのご稟議を小官等へもお知らせいただきたい、山口県でも地籍編製に着手されたとの御通知も了知いたしました。」という内容である。9月2日付けで杉山が豊岡県から出した手紙を7日に受け取ったこと、杉山は豊岡県から島根県庁に来るようだということが分かる。門野の文書は7日以降に書かれたもので来県を予測した内容であり、12日の日付となっているが、差出す前に杉山は島根県に到着したことになる。当初の布達5月10日内務省達丙第26号では鳥取県も巡回の対象になっていたが、8月28日に島根県に合併したため、寄ることはなかったと思われる。門野の文面では鳥取の事にも触れ、鳥取県事務の第二課と第三課の受け取りを命じられ鳥取県に派遣されていた中属黒川自成¹⁶⁾が地籍編纂のことも注意を払っていることを伝えている。

「地籍編製出張官心得書」¹⁷⁾（明治9年5月16日）第五条には「担当ノ地方へ到着ノ上ハ稟議ノ事件有無ニ拘ハラズ即日或ハ翌日報告スヘク若シ甲乙両地方ヲ兼テ出張スルトキ甲ヨリ乙

¹⁵⁾ 旧鳥取県域にあった因幡・伯耆・隠岐の3国。「筑摩県始左ノ通廃合並管轄替被仰付候条此旨布告候事 【略】一鳥取県ヲ廢シ島根県へ合併」 「太政官第112号布告」（明治9年8月21日）『明治9年 太政官日誌65』所収、国立公文書館所蔵。「本県ヲ廢シ島根県へ併セラル」明治9年8月27日「鳥取県史 自明治9年1月至
同年12月 廃8月 廃県 政治部県治」『鳥取県史料』所収、国立公文書館所蔵。

¹⁶⁾ 前掲（注13）8月29日、607頁。

¹⁷⁾ 佐藤甚次郎『神奈川県の明治期地籍図』（暁印書館、1993年）357-358頁。

ニ移リ乙ヨリ甲ニ転スル如キモ亦必ス五七日前ニ其旨ヲ報スヘシ、将タ最寄地方ニ他ノ出張員アレハ双方ノ状況を互ニ相報間シ」と書かれており、杉山は心得書に従って移動前に島根県にも報じたのであり、隣県山口の情報も伝えている。また出張先で「担当ノ地方へ到着ノ上ハ稟議ノ事件有無ニ拘ハラズ即日或ハ翌日報告スヘク」とされており、出張中本省との連絡を密にとることが義務付けられていた。

杉山が滞在していた豊岡県は、8月21日に分割され、兵庫県と京都府に合併している。豊岡県の最後の長官は三吉（みよし）周（かね）亮（すけ）で、三吉は鳥取県参事・県令として明治6（1873）年5月から明治8（1875）年7月まで鳥取の長官を務めその後豊岡県へ異動したものである。杉山が滞在中は事務引継期間中であつたが、豊岡県から兵庫県への事務引継が終わったことは、明治9年9月20日に兵庫県令森岡昌純代理兵庫県権参事岡本貞が右大臣岩倉具視宛てに届出をしている¹⁸⁾。

(5) 杉山栄蔵について

鳥取県貫属士族杉山栄蔵は、『鳥取県史料 官員履歴』によると、「鳥取県士族杉山元長通称栄蔵 辛未三十歳」とあり、明治4（1871）年現在で30歳である。

明治4年辛未10月朔日	一任鳥取県史生 分課民事掛リ
同 5年壬申正月13日	一免本官
同日	一鳥取県十四等出仕申付候事
同日	一鳥取県租税課出仕申付候事
明治5年壬申2月7日	一任鳥取県史生
同年 8月14日	一租税之事務為見習大蔵租税寮へ出仕申付候事
同年 11月12日	一租税専務会见郡掛申付候事
同 6年1月8日	一任少属
同年 3月5日	一補十一等出仕
同年 6月4日	一任置賜県権大属 ¹⁹⁾

鳥取県在勤中は租税課担当で会見郡（鳥取県西部、現在の米子市、境港市なども含む地域）の地租改正取調の担当をしていた。鳥取県には明治6年3月24日正院の布達により『日本地誌提要 第一稿』の原稿と「訂正例則」が届き、当時管轄していた隠岐国の地誌提要の訂正も命じられ、明治6年4月以降隠岐出張所と修正のやり取りが始まった。杉山は『日本地誌提要 第一稿』にある隠岐国「島嶼【略】又西北竹島アリ朝鮮地方ヲ距ルテ遠カラス」の記述を見ていた可能性はある。その後隠岐出張所からの報告も受けたが、大塚章造の作成による訂正原稿を鳥取県が内務省に進達するのは10月以降であり、杉山栄蔵は明治6年5月に当

¹⁸⁾ 「兵庫県旧豊岡県事務引継届」『公文録』第207巻 明治9年9月府県伺所収、国立公文書館所蔵。

¹⁹⁾ 「鳥取県歴史 官員任解2（明治2-5年）」及び「鳥取県歴史 官員履歴（明治5-7年）」『鳥取県史料』所収、国立公文書館所蔵。

時の権令だった関義臣と共に置賜県へ異動しており、転出後に修正された記述「又此国ノ西北ニ方リテ松島竹島ノ二島アリ」には触れていなかったと思われる。

(6) 地籍編纂査検官の巡回後

(イ) 杉山・田尻による島根県への照会

杉山・田尻が本省へ帰った日付は分からないが、10月5日付乙第28号による竹島についての照会がある。その後は地籍編纂実務に係る件について10月21日の稟議で島根県から地理大属杉山栄蔵あて照会、11月9日、11日の稟議でも島根県から地理大属杉山栄蔵あて照会を行っている。

10月5日付乙第28号は「御管轄内隠岐国某方ニ当テ従来竹島ト相唱候孤島有之哉ニ相聞固ヨリ旧鳥取藩商船往復シ線路モ有之趣右者口演ヲ以調査方及御協議置候義モ有之加ルニ地籍編製地方官心得書第五条²⁰⁾ノ旨モ有之候得共尚為念及御協議候条右五条ニ照準而テ旧記古図等御取調本省へ御伺相成度此段及御照会候也 明治九年十月五日 地理寮十二等出仕田尻賢信・地理大属杉山栄蔵 島根県地籍編製係御中」というものである。

島根県の管轄隠岐国の某方角にある以前から竹島と呼ばれる孤島について地籍編製地方官心得書第五条のこともあるので、その第五条に照らして旧記や古絵図等を調べて本省(内務省)へ伺い出るよう、念を押す内容となっている。

「口演ヲ以調査方及御協議置候義モ有之」とあるのは、乙第28号の書面での照会以前に口頭での調査や協議が行われていたということで、それは巡回の時のことと思われる。杉山・田尻の巡回は9月12日以前だったとすると、「地籍編製出張官心得書」(明治9年5月16日)第五条の「担当ノ地方へ到着ノ上ハ稟議ノ事件有無ニ拘ハラズ即日或ハ翌日報告スヘク」に従えば、協議の対象となった竹島の件も9月12日前後には内務省(地理寮)へ報告されていたと思われる。杉山が帰省後、内務省で何らかの検討があったのか、巡回時に何らかの約束があったのかわからないが、乙第28号の内容または意向は伝えられていたのではないだろうか。

この一件文書の続きに、別の稟議書があり、明治9年10月3日付けで起案されている。それは兵庫県へ文通案稟議と題され、協議/福本、主務/高橋、令/佐藤信寛、課長/門野、の印があり、内容は「先般廃合県ニ付旧県地籍編製方云々地籍査検派出地理大属杉山栄蔵十二等出仕田尻賢信兩名ヨリ別紙照会書差越候ニ付回送候条御落掌有之度此段申進候也 明治九年十月六日 長官署名 兵庫県長官宛」となっている。文中にある「先般廃合県ニ付旧県地籍編製方云々」は、豊岡県のことを指しており、照会書は10月5日付けの杉山と田尻

²⁰⁾「明治9年 内務省達丙第35号」(5月23日)には「若松県・置賜県・山形県・滋賀県・堺県・三重県・岐阜県・岡山県・広島県・豊岡県・鳥取県・島根県あて 地籍編製地方官心得書別紙ノ通相達候条此旨相心得可申事」とあり、その別紙である「地籍編製地方官心得書」第1章心得要領 第5条には、「島嶼ノ隔絶シテ其地勢ヲ確知セラレサルモノハ方位距離広狭等調査大略ノ目的ヲ立伺出ヘシ」とある。『法令全書 明治9年』639-642頁。

による照会をさしていることは間違いないであろう。「従来竹島ト相唱候孤島有之哉ニ相聞」という島について、島根県から伺出るようにという乙第 28 号の内容を、兵庫県へ伝えたということである。

兵庫県は旧豊岡県の但馬国および丹波国氷上郡・多紀郡が編入された県である。杉山栄蔵らが巡回し、豊岡県において竹島のことが話題になっており、それを島根県でも話題にしたということであろうか。豊岡県での情報があったとして、どの程度のものかわからないが、島根県としては杉山が島根県に巡回した時には旧鳥取県庁に地籍係の黒川がおり、竹島について調べることはできたと思われる。明治 9 年 8 月の鳥取県の官員録²¹⁾をみると、明治 6 年に『日本地誌提要』の修正を手掛けた大塚章造も在籍している。

(ロ) 島根県から内務省へ「竹島外一島地籍編纂方伺」

杉山栄蔵と田尻賢信の照会により、島根県は「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を内務省に提出した。この伺いは、伺文に別紙として「原由之大略」「磯竹島略図」を添付して提出された。

乙第 28 号では「竹島」についての調査が目的とされているが、島根県の伺い文書の表題は「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」とある。また、伺文本文では「竹島」についてとして、竹島だけ書かれているが、別紙「原由之大略」「図面」には「竹島」のほかに「松島」のことも書き表している。伺文と別紙の作成者が異なり、その両方を見たうえで表題が付けられたとみることができよう。

伺文にある「右大谷某、村川某カ伝記」や古図など参考にしたものはすべて旧鳥取県内にあるものであり、原由之大略や磯竹島略図の作成に当たり鳥取支庁が関わったことは間違いないと思われる。伺文の「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」は起案用紙ではなく、島根県の 10 行罫紙に書かれ、枠外に「九年十月九日稟」とある。規定の起案用紙を使っていないため、協議・主務の印や令、参事、七等出仕、課長の印もなく決裁の経過が分からないが、提出した文書はその写しが『公文録』にあり、明治 9 年 10 月 16 日付けで、県令佐藤信寛代理島根県参事境二郎の名により、内務卿大久保利通に宛てて伺いが提出されたことがわかる。

(7) 地籍編纂地方官の『明治十年島根県政始稟告』²²⁾ と、地籍編纂の中止

島根県が提出した伺に対する返答は年内には得られず、明治 10 年を迎え、1 月 4 日、島

²¹⁾ 西村隼太郎編『官員録 明治 9 年 8 月』（西村組出版局、1876 年）。国立国会図書館デジタルライブラリーで閲覧可能。<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/779244>

²²⁾ 鳥取市歴史博物館所蔵。

根県庁で政始稟告の式²³⁾が行われた。県の職員が年頭に当たり前年の職務内容を述べ、県内の現状を報告するものである。地籍編製を担当した島根県中属内田宣弘²⁴⁾が明治9年の島根県の地籍編纂作業について総括して次のように述べている。

「不肖宣弘等恭シク旨ヲ承ケ出雲国郡地籍ヲ編纂ス、今簿書粗備ル乃謹テ電覽ニ供ス、伏以ミルニ治民施政ノ本ハ国ヲ体シ疆ヲ画スルニアリ、稽古知今ノ本ハ地ヲ經シ變ヲ明ニスルニアリ、於茲呼地籍編製ノ令出ツ宣弘等生レテ

聖世ニ逢ヒ身県官ノ末ニ列シ乏ヲ本係ニ承ク、安ソ纂セサルヲ得ンヤ豈修ムルナカル可ケンヤ、爰ニ旧記ヲ探リ地図ヲ索メ郡村ニ咨訊シ疑ヲ剖キ謬ヲ糾シ課ヲ分チ成ヲ責メ凡纂輯スル所疆域ヲ明ニシ、径緯ヲ度リ形勢ヲ考ヘ郡村ヲ挙ケ、大ハ県治調租地次ハ高山大川湖海川渠ヨリ以テ神地寺院港湾名邑温冷泉島嶼岬角瀑布暗礁等ニ至マテ、博ク采リ旁ク求メ類ヲ分チ目ヲ殊ニシ題シテ出雲国地籍ト云フ卷タル合シテ六百四十一、今蒐輯網羅一ニ表シ變更地図ヲ添フ、且因伯石隠ノ如キハ既ニ成モノ若干卷他日全成ヲ待併テ進呈スヘシ、其事業成績ハ各専掌官ノ具状ニ詳ナリ、宣弘等責任ノ効ヲ償フニ足ラスト雖モ幸ニ凶治ノ暇乙夜ノ覽ヲ賜ラハ盛荷ノ至ニ堪ヘス、宣弘謹テ再拜

島根県中属

地籍係 内田宣弘」

旧鳥取県の地籍編纂については鳥取支庁の近藤節也が報告した。

以上のように、地方官は地籍編纂に意欲をみせているが、内務省年報²⁵⁾によると、「地籍編纂ノ事」として「地籍編纂調査トシテ明治九年五月官員ヲ各地ヘ派遣セシメ専ハラ従事ノ際本年一月四日ノ詔書アルヲ以テ派出ノ吏員ヲ召還シ此事務ヲ中止セリ是レ専ハラ官民ノ費用節減ヲ要スレハナリ而シテ客歳七月ヨリ本年六月ニ至マテ編纂ノ成リタルモノヲ左表ニ掲ケテ以テ其景況如何ヲ示ス」と、明治10年1月4日を以て地籍編纂を中止している²⁶⁾。まだ派出中の吏員がいたが、費用削減のため召還して中止するとしている。付表として掲げられたのは「岐阜県管内美濃国地籍表」「山形県管内羽前国置賜郡之内地籍表」であった。

²³⁾ この式では島根県中属山下安詳（第一課）以下、戸籍係、徴兵係、社寺係、駅通係、救済係、民費係、衛生係、書記係、修史係、記録係、旬報係、受付係、島根県中属第二課桜井忠精が勸業について、以下、収税係、地理係、印雑税係、地籍係、地租改正係、土木係、警保担当の島根県三等警部第四課山縣眞幸以下、学事担当の島根県少属第五課清水清太郎、その他計算係、用度係、公債係、貸附係と続き、明治9年の合併に伴い設置された浜田支庁（浜田支庁は地籍係なし、改租兼地券係の中に山林原野の量地のことあり）、鳥取支庁、隠岐支庁からの稟告も行われている。

²⁴⁾ 内田宣弘は東京府士族で、明治7年に「証券界紙之儀」「界紙ヲ廢五厘印紙發行之議」、8年に「地方官会議日数」について建白書を提出している。

²⁵⁾ 『記録材料・内務省 第二回年報 三 地理』（明治9年7月～明治10年6月）国立公文書館所蔵。

²⁶⁾ 「その後再開されて明治13年度には地籍編製費として府県あたり500円を下附し、その進捗が図られた。16年4月20日内務省達乙第16号で地籍雛形が変更され、『地籍帳』は『地籍』と改められた。」佐藤甚次郎『明治期作成の地籍図』（古今書院、1986年）285頁。

3. 内務省、太政官での文書の取扱

(1) 内務省

島根県が内務省に提出した文書の処理過程は、「各地方庁などから提出された諸願・伺・届などは、受付課が受領し、府県と警視庁の部類を分けて番号・月日・件名を簿冊に記し、それを大少丞に差出して、その簿冊に検印を受け、次に各寮・司の官員に送付して、その検印を求める。」「太政官に提出して決裁・制可を乞うものは、各寮・司で文案を作り、回議受付を経て卿・輔の決裁を請う。卿・輔は文案の上に検印し、大少丞に下付する。丞はそれを主任の寮・司に下付する。主任の寮・司ではそれを浄書して原書と共に往復課に送る。往復課では月日とその内容を件名簿に記載して、太政官に進達する」とし、「太政官で決裁・制可があれば、その旨件名脇へ朱書し、文書は大少丞の検印を受け、卿・輔書記へ送付する。書記は卿・輔の検印を受けて往復課に伝達する往復課ではさらに各主任へ伝達する」²⁷⁾ という手順で行われていた。島根県の「竹島外一島地籍編纂方伺」については太政官に提出して決裁・制可を乞うものとして内務省で文案をつくり、太政官へ進達されたということである。

(2) 太政官

内務省から太政官へ提出された文書は「議案上申下達之順序」²⁸⁾ によって処理された。以下は『太政類典』に収められた文書である。

(明治六年) 五月十日

議案上申下達之順序

各省使等ヨリ上奏スル諸公文書類ハ外史其部類ヲ分チ内史²⁹⁾ニ送ルヘキハ之ヲ件銘録³⁰⁾ニ記シテ各課長ニ附ス各課受付掛証印シテ之ヲ受ケ議案ヲ草シテ番号月日ヲ記シ之ヲ内史本課受付掛ニ出ス受付掛其課名番号ヲ受付録ニ記シ上申ノ印ヲ押シ其議案ヲ議官ニ呈ス

議官之ヲ回覽歴議シテ其印ヲ押シ総印済ノ上議官ヨリ太政大臣ニ出ス太政大臣之ニ押印シテ内史受付掛ニ附ス

議官闕席アル時ハ其邸ニ送ルヲ例トス瑣末之件ハ闕員アルトモ四員以上ノ検印アレハ太政大臣ニ出スコトモアルヘシ

内史受付掛之ヲ受ケ其番号ヲ付達録ニ記シテ之ヲ各課長ニ返達ス

御批允裁ヲ乞フヘキ部類則制度條例等一般ニ布告トナルモノニテ本帖ニ浄写スヘキハ内史受付掛之ヲ分別シテ本帖ニ記シ議官ノ連印ヲ受ケ太政大臣ニ呈シ

本帖記載ノ法ハ内閣
処務規則ニヨルヘシ

【中略】

御批允裁ヲ不受太政大臣ノ検印済ニテ布達指令可致分則諸願伺届等ノ指令及官省府県へ諸達類

²⁷⁾ 三上昭美「公文書Ⅲ（各省文書）内務省」『日本古文書学講座』9（近代編1）（雄山閣出版、1979年）134頁。

²⁸⁾ 『太政類典』第2編 明治4年～明治10年 第41巻 官規15文書3所収、国立公文書館所蔵。

²⁹⁾ 明治10年1月18日の機構改革により内史・外史の職務は太政官書記官が両者を兼ねることになる。中野目徹『近代史料学の射程—明治太政官文書研究序説—』（弘文堂、2000年）95頁。

³⁰⁾ 『件名録 伺 乾・局科、式部、元老院、外務省、内務省』（明治10年01月 - 明治10年12月）国立公文書館所蔵（請求番号 件 A0018100）には、第223号に件名「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」受領3月17日、指令は「伺ノ趣竹島外一島ノ儀本邦關係無之儀ト可相心得事」施行3月29日、送付第三科と記されている。

臨時一萬圓以下ノ出納ハ議官四員以上ノ檢印了レハ太政大臣ノ檢印ヲ受ケ奉行不苦候事

各省使府県等正院ノ名ヲ以テ一時照会推問及官中一時ノ諸達尋常瑣末ノ件ハ議官一員ノ檢印ヲ以テ処置セシムヘキ事

判任官ノ進退ハ各課長ノ具狀ヲ得議官一員之ニ檢印シ太政大臣ニ上申シテ施行スヘシ^録

(下線、中略は筆者による)

「日本海内竹島外一島地籍編纂之件」の決裁文書は本局で起案され、参議3名の印と大臣の印により決裁された。参議に欠員³¹⁾があったが「瑣末の件」でありそのまま太政大臣の印をうけることとなった。内務省への「伺之趣竹島外一島之儀本邦關係無之儀ト可相心得事」という指令が朱書され、それは内務省の伺い文書にも記載された。

(3) 決裁後の文書

『公文録』に綴られた「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」一件文書のうち、内務省の伺い文書の上欄外に「批文」と朱印が押されている。公文の類別のひとつである「批文」は「法律行政規則訓條ノ疑義ヲ問請シ及ヒ成規ナキノ事ヲ問請スル者ニ指令訓告スル者是ナリ」とされ、法律や行政規則、訓條に関する疑問を問い合わせたり、特に決まりのないことについて問い合わせるものに対して指示を与えたり、訓告をするものとしている。

太政官指令といわれるものは「省庁ヨリ成規ナキノ事ヲ問請スル者ニ訓告スルノ外大抵法律ノ疑義ヲ指示スル等瑣末ノ微事」として、「布告」「達」「布達」と区別し、よって、欧州の例に倣って類別すると「批文」に分類されるということになる。さらに、「批文ハ隨時其時ニ就テ判決スルニ過ギズシテ而シテ将来ノ成規トナサス」として将来にわたって法令の扱いをしないということも以下に規定されている。「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」もそのように分類されたのである。

(明治十年) 二月十四日

公文ヲ類別シテ法律行政規則訓條批文ノ四部トス³²⁾

本局議按

謹按スルニ政事ニ大小ノ目アリ從テ文書ニ輕重ノ別アリ今内閣ハ万機ノ府文按堆積シテ而テ輕重別ナクハ或ハ煩碎錯雜ノ弊アランヲ恐ル

抑現今政府理治スル所ノ文書布告達書布達指令トス**布告**ハ太政官ヨリ人民一般ニ広告スルモノナリ**達**ハ太政官ヨリ省庁ニ通達スル者ナリ**布達**ハ省庁ヨリ人民ニ公布スル者ナリ**指令**ハ太政官ヨリ省庁ノ伺ニ指令スル者ナリ然ルニ官庁内部ノ規則格式亦混シテ公布ニ入ル者アリ文武服制諸徽号ノ類是ナリ布告ノ多キ民間或ハ繁文ノ疑ヲ免カレス或ハ又既ニ已ニ布告シテ而シテ細小遺漏アル亦追加スル者アリ正誤若シクハ増補スル者アリ法ノ輕キヲ示スト云フヘシ

³¹⁾ 松澤幹治「明治10年「太政官指令」当時の政治情勢～天皇も太政大臣も「太政官指令」には関わっていない」本報告書第6章参照。

³²⁾ 『太政類典』前掲(注28)。

又元老院ノ設ケアリシヨリ布告文按ノ下議スル者アリ下議セサル者アリ未タ一定ノ程式アラス故ニ往々争議ヲ来タスニ至レリ

諸省ノ布達ニ於ケルモ亦権限ノ名條アルニ非シテ時々或ハ大政ニ関涉スル者アリ

太政官指令ニ至テハ省庁ヨリ成規ナキノ事ヲ問請スル者ニ訓告スルノ外大抵法律ノ疑義ヲ指示スル等瑣末ノ微事ニシテ文書往復日々数十件ヲ以テ計フ而シテ却テ諸省ノ責任ヲ輕クスルニ足ルナリ

今欧州ノ例ヲ案シ試ニ文書ヲ類別スル左ノ如シ

法律 凡ソ法ト名クル者ハ（憲法 刑法 税法 民法等）広く人民ニ行フ者ヲ云フ法ハ必ス立法官ノ議ヲ経テ大政府ヨリ頒布スル者ヲ云フ其緊急ノ件ハ先ツ施シテ後ニ議スルモノアリ

行政規則 凡ソ行政規則ハ法ノ目ヲ疏通シテ實際施行ニ便シ立法官ノ議ヲ経スシテ大政府ヨリ布告シ或ハ諸省使府県ヨリ布達スルモノヲ云フ

訓條 官省ノ職制事務章程任期懲戒紀律及章服制度及ヒ隨時達ノ類是ナリ

訓條ハ人民ニ公布セス其特別事件ヲ除クノ外新聞紙ニ記載セシメス

批文 批文ハ法律行政規則訓條ノ疑義ヲ問請シ及ヒ成規ナキノ事ヲ問請スル者ニ指令訓告スル者是ナリ

欧州ニ在ツテハ法律説明ノ努ハ参議院及諸省卿ニ属シ内閣ハ指令ノ責ヲ負ハス

右四部文書ノ中**法律**ハ必元老院ニ付ス**行政規則**以下ハ付セス法ト規則トハ一般ニ公布ス**訓條**ハ公布セス**批文**ハ隨時其事ニ就テ判決スルニ過キズシテ而シテ将来ノ成規トナサス行政規則ハ法律ニ下ルコト一等行政規則中又諸省ヨリ為ス所ノ布達ハ布告ニ下ルコト一等諸省布達ノ布告ト矛盾スル者ハ其力アルコトナカラシム是ヲ輕重ノ別トス行政規則ノ法律ニ於ルモ亦全シ

右書類ノ區別ヲ正サント要スル所以ノ者ハ独リ文書上ニ止マルノミニアラス漸次左ニ記スル所ノ体制其宜キヲ得ントスルニアリ

太政大臣法律若シクハ行政規則ヲ頒布スルニハ諸省卿ノ之レニ關係アル者必ラス其下ニ署名シテ以テ責任ヲ明ニスヘシ

法律ノ元老院議ヲ経ル者ハ行政規則ト其公布ノ式ヲ異ニシ以テ体制ヲ嚴ニスヘシ

然ルニ右数項ノ如キハ未タ遽カニ一挙シ難キ者ナキニ非ラス是ヲ以テ前議條陳スル所ノ如ク先ツ諸文書ヲ類別スルヲ以テ初歩一着トスル所以ナリ

凡ソ内閣文書ノ専ラ人事ニ係リ而シテ成規恒例アル者ヲ除クノ外一切ノ公文本局ニ於テ前議ノ區別ニ從ヒ貼紙若クハ印章ヲ以テ其類ヲ表識シ然ル後ニ各局ノ立按ニ付セン如此セハ百般ノ文書其輕重ヲ分チ而シテ緩急繁簡亦從テ歸スル所アラントス仍テ此段予メ上申仕候也三月十四日決裁

（下線、太字は筆者による）

(4) 『公文録』 編纂

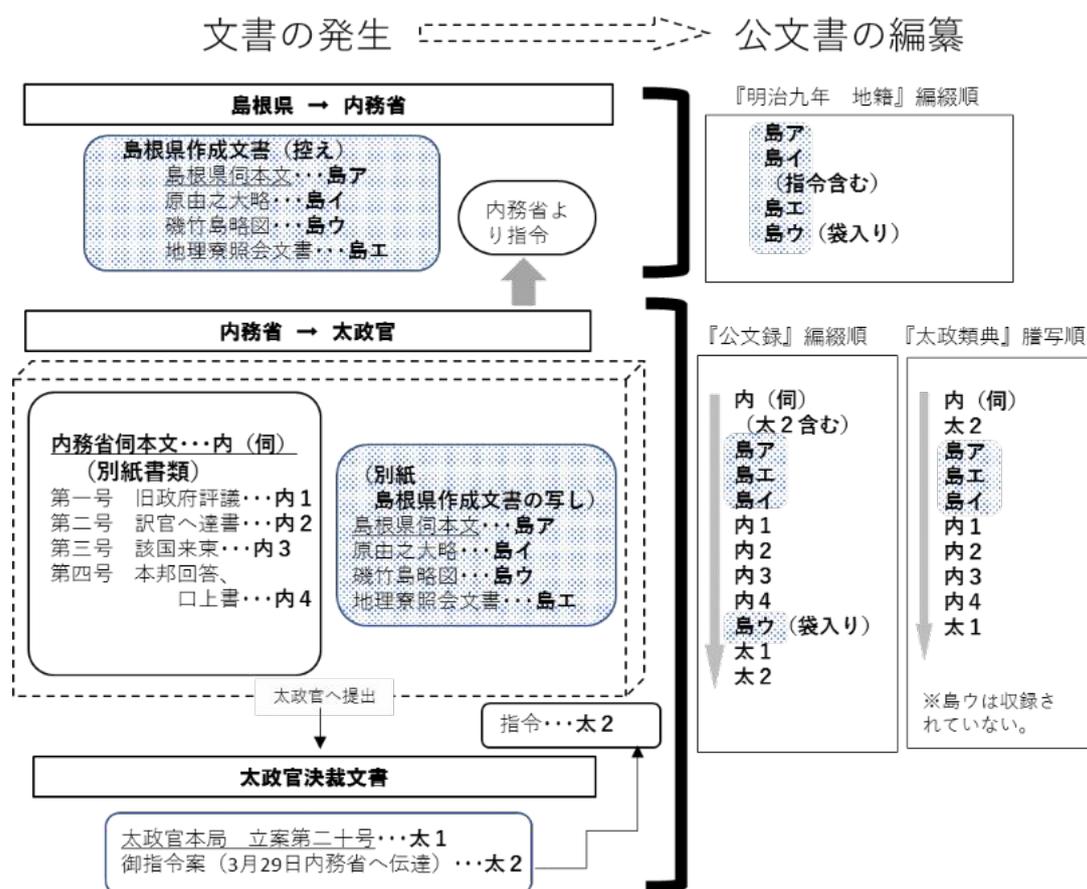
太政官では、明治6年の「編纂処務順序」により「公文録」、「太政類典」の編纂に着手し、慶応3年まで遡及的に進められることが決定された³³⁾。本件の一連の文書も、太政官において『公文録』にまとめられたものである。「公文録」は、「各件がほぼ日付順に配列され、そ

³³⁾ 中野目徹『前掲書』（注29）29頁。

れぞれは各省府県等からの上申、太政官「内閣」の閣議書、上奏書という基本パターンからなり、ときには付属資料や関連書簡までもが綴じられている。³⁴⁾」と、各簿冊に共通した編綴様式がとられていた。

本件の一連の文書が編綴された『公文録・明治十年・第二十五卷・明治十年三月・内務省伺(一)』の巻頭にある件名目次に「七等属中澤重信整頓」とあるが、この「整頓」については、「「整頓」者とは実際に目次を書いた者という意味ではなく決裁の済んだ原義を処理日順に整理して一冊に構成した者³⁵⁾」とされる。

実際に「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方向」として保存されるまでの文書作成の流れは以下の図のようになる³⁶⁾。



34) 同上、35頁。

35) 同上、35頁。

36) 『公文録』の編綴順については、塚本孝「太政官指令」と元禄の日韓交渉」本報告書第2章注1参照。

島根県から内務省へ提出したのは、島根県が作成した伺本文（島ア）、次に原由之大略（島イ）
図面（島ウ）、それに伺の契機となる杉山栄蔵と田尻賢信の照会文書の写（島エ）を一括した
ものであった。それを受けた内務省では省内での検討の後、太政官へ伺うこととし、伺文書
を作成し提出した。内務省伺文書の本文（内（伺））に従うと、島根県作成文書と内務省が摘
採した別紙書類が添付されていたことが分かる。島根県に残る控と同じ内容の島根県作成文
書の写しを一括して内務省は太政官へ提出したのである。『公文録』には、内務省伺、島根
県作成文書、内務省別紙書類の順で綴られているが、島根県作成文書に含まれる図面（島ウ）
は形態上、別置する必要がある、内務省の別紙書類の次に袋を綴じ込んでその中に収納され
たのである³⁷⁾。それは島根県に残る簿冊『明治九年 地籍』においても同様で、図面は一件
文書の最後に綴られている。

(5) 『太政類典』に収録

明治6年「記録課章程並編纂処務順序」³⁸⁾に編纂処務を三科に分ち第一は公文科、第二
が類典科、第三が雑科とされ、第二科の仕事の1つとして「太政類典 太政官日記及日誌諸
公文ヨリ典例條規ヲ採り部門ヲ分ツテ類纂ス、其体裁ハ則綱ヲ提ケ目ヲ列以テ政務ノ枢要ト
命令ノ原由トヲ審密詳明ニス、凡ソ太政官ノ布達ヲ以テ綱トナシ、其ノ布達ノ由テ起ル所ノ
省使等ノ奏議ヲ以テ目トス、夫ノ朱書ニテ指令シ及諸届等ノ若キハ其大旨ヲ撮シテ之ヲ其文
ノ首ニ冠シ以テ綱トナス、総テ照考証引ヲ要スルコトアレハ其照例事類ヲ編挙スルノ便ニ供
ス」と書かれている。

「日本海内竹島外一島ヲ版図外ト定ム」という件名は「夫ノ朱書ニテ指令シ及諸届等ノ若（ご
と）キハ其大旨ヲ撮シテ之ヲ其文ノ首ニ冠シ以テ綱トナス」に従ったものであろう。

「太政類典」については「(太政類典は) 其名義ト體質トノ相称フ者ニ至リテハ未タ決シテ
之ヲ得ルト謂フ可カラス 其典ト為シ例ト為スニ足ラサル者之 一時ノ上申若クハ下達ニ
止マル者之アリ 零細ノ件アリ瑣末ノ文アリ 要スルニ之ヲ太政ノ類典ト謂フヲ得ス
(「太政類典改正ニ関スル回議并草案」明治16年)。³⁹⁾」という指摘がある。当初の「典例条規」その
ものの定義に疑問を呈するものである。

³⁷⁾ 『公文録』の綴りによって、内務省が摘採した伺い文書の別紙書類に図面（磯竹島略図）が続く（含まれる）
ものとして解釈されることがあるが（藤井賢二「韓国の竹島領有主張と「太政官指令」」本報告書第8章参照）、
内務省の伺文書の本文や島根県に残る文書を見れば、図面（磯竹島略図）は島根県の伺いにある原由の大略
に添えられた図であることが分かる。実際太政官に提出する際には伺本文（内（伺））に続くのは内務省作成
の別紙書類であったはずである。

³⁸⁾ 『諸帳簿・記録局諸則沿革録一・自明治六年至同十八年・記録課之部一 第一類通則』所収、国立公文書館所蔵。

³⁹⁾ 石渡隆之「3 公文書 I 太政官・内閣文書」『日本古文書学講座』前掲（注27）34-36頁。

おわりに

明治10年4月9日、内務省から「書面竹島外一島之義者本邦関係無之儀ト可相心得事」という指令を受けとった島根県は、内務省からの指令を受けて、竹島も松島も地籍編纂の必要はない島だと理解したと考えられ、指令に対して問い合わせをしたような記録はない。当時の島根県庁内でも竹島も松島も鬱陵島（鬱陵島相当の島）であるとの認識があったと思われ⁴⁰⁾、そのことは明治14年島根県が大屋兼助の「松島開墾願」を受けて内務省へ伺い、最初の指令について問い合わせたことによってわかるのである⁴¹⁾。

『公文録』に残された記録から判断すると、太政官から内務省への指令も内務省から島根県への指令も、「書面竹島外一島之儀者本邦関係無之儀ト可相心得事⁴²⁾」とあるのみであり、官員限りへの指令であることが分かる。文書の処理過程からしても、公文録編纂にあたって「批文」に分類されたことから、人民に布達を要する行政規則でもなく、ましてや「立法官ノ議ヲ経テ大政府ヨリ頒布スル者ヲ云フ」という法律に相当するものでもなかったのである。「書面竹島外一島之儀者本邦関係無之儀ト可相心得事」を県下に布達した記録はない。県下に布達された鬱陵島に関する明治16年の内達⁴³⁾は、明治10年の「太政官指令」とはその案件の審査、決裁の過程が異なっている。明治15年に外務省から太政官に提出された鬱陵島（=竹島=松島）渡航を禁止する内達についての伺いは、太政官から参事院に送られ、法制としての審査がなされた。その結果、明治16年3月31日付けで内務省より府県に対して、管下へ諭達するによう内達されたのである。司法卿へも内達され、各裁判所長へ違犯者の処分について内訓されてもいる。参事院は法律規則の草定審査機関と位置づけられていた⁴⁴⁾。

『公文録』にある「太政官指令」文書は太政官と内務省の記録であるが、外務省においても竹島と松島について、当時の島根県（鳥取県と合併時代）と関係する記録がある。明治9年以降鬱陵島を対象とする「松島」「竹島」を表題とした開拓願いが出され、その取扱について議論がなされていた時期、記録局長渡邊洪基が「先ツ島根県ニ照会シ其従来ノ習例ヲ糺シ⁴⁵⁾」と考え、「松島ト竹島即チ韓名蔚陵島ハ聞ク所ニ寄ルニ一島ニ名ナルカ如シト雖とも、旧鳥取県令ニ聞クニ全クニ島ノ由ト認メ⁴⁶⁾」との旧鳥取県令の見解を耳にしたと記される。それでも議論はまとまらず、明治13年9月軍艦「天城」が実地調査をするまで結論は持ち

⁴⁰⁾ 杉原「前掲論文」（注14）。

⁴¹⁾ 杉原隆「「竹島外一島之儀本邦関係無之について」再考 - 明治十四年大屋兼助外一名の「松島開拓願」を中心に -」前掲（注4）。

⁴²⁾ 「明治6年太政官第254号」（7月18日）『法令全書 明治6年』、364頁によると、結文の「可相心得事」は、「各庁及官員限達書結文例」の中にあり、全国へ布告を要する場合は「布告候事」という結文で伝えられるということが、府県に布達されている。

⁴³⁾ 山崎佳子「明治16年太政官内達の検討」本報告書第7章参照。

⁴⁴⁾ 中野目徹「参事院関係公文書の検討—参事院の組織と機能・序—」『北の丸』第19号（国立公文書館、1987年）。

⁴⁵⁾ 第拾一号「松島之議一」北澤正誠『竹島考証』下（1881年）、国立公文書館所蔵写本の影印復刻版（エムティ出版、1996年）189-192頁。

⁴⁶⁾ 第拾二号「松島之議二」同上、193-200頁。

越された。

また、「太政官指令」の決裁文書には太政官から内務省へ①「伺之趣竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト可相心得事」(指令①)と指令があり、内務省から島根県へ②「書面竹島外一島之儀者本邦関係無之儀ト可相心得事」(指令②)と達せられたが、この指令については明治14年の外務省文書に再び登場する。

先述のとおり明治14年島根県は大屋兼助の「松島開墾願」について内務省へ伺いをたてた。それについて内務省が「島地第一一四号」で「日本海内ニ在ル竹島松島之義」について外務省へ伺った文書⁴⁷⁾の別紙甲号では、明治10年3月17日の内務省伺の件名「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」の後に、「外一島ハ松島ナリ」と括弧書され、別紙乙号では、島根県による「日本海内松島開墾願之儀ニ付伺」が添付された。甲号の中に明治10年3月29日の指令①、乙号の中には明治10年4月9日の指令②が引用されている。この内務省の伺いに対して外務省は、「朝鮮国蔚陵島即竹島松島之儀」について明治10年の指令の通りであると回答した。このことは島根県が伺の表題にした「竹島外一島」と、内務省のいう「竹島松島」と外務省のいう「朝鮮国蔚陵島即竹島松島」の三者が同義であることを明確に示したということになる。したがって、明治10年の指令にある「外一島」を現在の竹島と見ることはできない。

この件については島根県の記録⁴⁸⁾には以下のように書かれている。

(明治15年1月)三十一日

去年十一月十二日付ヲ以日本海内松島開墾ノ義ヲ内務農務ノ両卿ニ稟議シ至是内務卿ヨリ其指令ヲ得ル如左

書面松島ノ義ハ最前指令ノ通本邦関係無之儀ト可相心得依テ開墾願ノ義ハ許可スヘキ筋ニ無之候事但本件ハ兩名宛ニ不及候事

(下線は筆者による)

明治14年11月12日付け島根県伺の経緯からしてもこの松島は「鬱陵島」をさしている。明治10年4月9日付けの指令の通り松島(鬱陵島)は本邦と関係無く、開墾については許可できないとの指令である。さらに但書で、その指令は島根県までであり、兩名(一般人民)には伝えるに及ばないと命じているのである。明治14年6月の朝鮮礼曹判書沈舜沢からの抗議により、鬱陵島への渡航を禁ずることについては外務省において審議中⁴⁹⁾であり、一部人民に島根県への指令が伝わることで、混乱や誤解が生じることを内務省は懸念したのではないだろうか。全国一様に法令が示達されることが明治政府の方針であり、また対外的問題を慎重に取り扱っていることも伺える。

⁴⁷⁾ 『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件 自明治十四年七月至明治十六年四月』(外務省外交史料館所蔵 外務省記録 3-8-2-4) 所収。

⁴⁸⁾ 『県治要領明治14年・明治15年』島根県公文書センター所蔵(請求番号:群1-0584)。

⁴⁹⁾ 山崎「前掲論文」(注43)。

明治10年の「太政官指令」といわれるものが、島根県のみへの指令であったことは先述の通りであるが、その後明治10年以降鬱陵島渡航者が増加し開拓願いが提出されることから、島根県が「書面竹島外一島之儀者本邦関係無之儀ト可相心得事」を島根県限りとして扱っていたことの証左になる。いわゆる「太政官指令」は島根県の地籍編纂以外に影響をあたえるものではなかったと言える。鬱陵島をめぐる対外的な方針は朝鮮からの抗議を受けたことに始まり、それは外務省によって審議されるべきことであり、そこで決定されたことを国民に周知させる役割を内務省が担ったのである。

地籍編纂の過程で明治9年に島根県が内務省に伺ったことについては、内務省の判断を太政官の承認を受け、内務省から明治10年に島根県官員に伝えられたのみであったが、4年後の県民からの「松島開拓願い」を受けて、その指令が想起された。このことは、明治5年から島根県に在職し、明治7年には島根県参事、明治11年には島根県（鳥取県合併時の大島根県）令となり、鳥取県再置を経て、明治16年まで島根県令であり続けた、山口県出身の境二郎の存在に拠るところが大きいと思われる。島根県に残る記録の中から明治10年「太政官指令」に関わる資料をさらに見出すことができるか、今後の課題としたい。

第5章 当事者の認識（太政官及び内務省）から見た「竹島外一島」

竹島資料勉強会

1. はじめに
2. 太政官と内務省の当事者の経歴と人間関係
 - (1) 当事者の経歴と人間関係
 - (2) 当事者の「竹島」及び「松島」への関わり
 - (3) まとめ
3. 太政官／内務省が見たであろう「竹島」及び「松島」に関する地図・文書
 - (1) はじめに
 - (2) 太政官／内務省における中央政府作製の文書・地図の保有状況
 - (3) 外務省との比較
4. おわりに

1. はじめに

明治9年10月5日、島根県は、内務省から同県に地籍編纂のために派遣されていた杉山栄蔵及び田尻賢信から、「竹島」の島根県の地籍編入について本省に照会をするように提案を受けた。これを受けて、島根県は同月16日、「竹島外一島」を島根県の地籍に編入してよいかとの照会を内務省に行った。内務省は調査を行い、過去の経緯を調べた結果「該島之儀ハ」本邦に関係ないことになったと見えるが、版図の取捨は重大な案件であるとして、明治10年3月17日、そのような判断でよいか太政官に指示を乞うた。そして、同月29日、太政官から内務省に対し、「竹島外一島」の件については、本邦関係ないものと心得るべきことという指令が出された¹⁾。

この太政官から出された指令がいわゆる「明治10年太政官指令」である。本邦に関係ないこととされた島のうち「竹島」は、関連文書から17世紀末の元禄竹島一件で大谷・村川両家が幕府から渡海を禁じられた島と関係者が認識していた島であることには争いが無い。

¹⁾ 本稿を通して、島名に鍵括弧（「」）をつける場合は、当時の人間がそう呼んでいた島という意味であり、鍵括弧をつけない場合には、実際にその場所にある島という意味である。例外として実在しないアルゴノート島には鍵括弧をつけないが、これは物理的にその場所にあるとされた島という意味であり、その呼称についての議論と区別するために鍵括弧をつけていない。

しかし、「外一島」がいずれの島を指すのかについて様々な議論が行われている²⁾。また、韓国は、「外一島」が現在の竹島であるとして、当時の日本政府が現在の竹島について自国の領土ではないと認めた、あるいは朝鮮領として認めた揺るがない証拠であると主張している。

この「明治10年太政官指令」をめぐっては、『公文録』の「日本海内竹島外一島地籍二編纂方伺」の件(以下「本件」という)として綴じられている各種文書³⁾(以下「公文録関係文書」という)のテキストに焦点を当てられてきた。しかし、テキストを解釈する上においては、その執筆者がどのような背景や動機にもとづいてそのテキストを書いたかを確認することが重要と思われるが、その点については十分な検討が行われているとは言い難い。その原因の一つは、テキストだけを見れば「外一島」は現在の竹島であることは明確であるという主張であろう。例えば、池内敏名古屋大学教授は、『日本海内竹島外一島地籍編纂方伺』なる史料の解釈は、テキストそのものにきちんと即して解釈すれば結論は一つしかない。明治10年の日本政府中央は竹島(鬱陵島)と松島(竹島)は日本の版図外であると公式文書で表明している⁴⁾と述べている。実際には他稿のとおり、テキストだけを見ても、厳密に検討すれば「外一島」は現在の竹島とは考えられないことがはっきりする⁵⁾。「外一島」=現在の竹島を主張する論者が提唱する「テキスト重視主義」は、公文録関連文書の解釈において、当時の「竹島」及び「松島」をめぐり時代背景、すなわち島名の混乱を考慮に入れないための口実になっているという面は否めない。当時、欧米の地図やそれらも参考にしたと思われる日本政府作製の地図では、朝鮮半島と鬱陵島の間にあるとされた存在しない島アルゴノート島が「竹島」、鬱陵島(欧名ダジュレー島)が「松島」とされており、そして本件の検討時期はアルゴノート島が実際には存在しないことが次第に認識されていった時期に重なっている。したがって、「明治10年太政官指令」の対象が「竹島」と「松島」であることは確かであっても、それぞれいずれの島を指すのかということについては、両方同一の島を指すという可能性も含め、慎重な検討

2) 例えば、日本国内では、堀和生「1905年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』第24号(1987年)103-104頁、内藤正中・朴炳涉『竹島=独島論争』(新幹社、2007年)80-95頁、杉原隆「竹島外一島之儀本邦関係無之について再考-明治十四年大屋兼助外一名の「松島開拓願」を中心に-」島根県ウェブサイト https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04_j.html (最終アクセス2021年4月16日)、杉原隆「明治10年太政官指令-竹島外一島之儀ハ本邦関係無之-をめぐり諸問題」第2期島根県竹島問題研究会『第2期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』(島根県、2011年)11-18頁、塚本孝「竹島領有権問題の経緯【第3版】」『ISSUE BRIEF』701号(2011年)4-5頁、池内敏『竹島問題とは何か』(名古屋大学出版会、2012年)137-149頁、塚本孝「元禄竹島一件をめぐって-付明治10年太政官指令」『島嶼研究ジャーナル』2巻2号(2013年)48-55頁、杉原隆「浜田県大参事藤原茂親と島根県参事境二郎-明治10年の「太政官指令」を再び考える」『郷土石見』101号(2016年)9-21頁、塚本孝「竹島領有権をめぐり韓国政府の主張について-政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討」『東海法学』52号(2016年)88-90頁、池内敏『竹島-もうひとつの日韓関係史』(中央公論新社(中公新書)、2016年)108-122頁。

3) 『公文録』第25巻明治10年3月内務省伺(一)所収、国立公文書館所蔵、同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/img/3018187> (最終アクセス2021年4月16日)。

4) 池内『前掲書』(注2)(2012年)149頁。

5) 塚本孝「「太政官指令」と元禄の日朝交渉」当報告書第2章参照。

が必要なのである。このためには公文録関係文書のテキストだけの検討では不十分であり、本件に関わった当事者の経歴（「明治10年太政官指令」に至るまでどのように「竹島」及び「松島」に関わったかを含む）や人間関係、それに当事者が公文録関係文書以外にどのような資料を見たかを確認することが重要である。島根県側の当事者については他稿が詳細な検討を行うので、本稿においては太政官及び内務省側の当事者の背景や認識を検討してみることとする。

内務省側の主要な当事者として挙げられるのは、当時地理局長を務めていた元幕臣の杉浦讓であろう。後述するように書類上も島根県の伺の検討の中心となっていたことが確認できる。また、太政官側については、公文録関係文書の中の太政官内の決裁書である「立案第二十号」で、本局（太政官書記官局）の土方久元及び巖谷修が「明治10年太政官指令」の起案及び検討を行ったことが確認できる。さらに、公文録関係文書には登場しないものの、地誌編纂をその任務とし、内務省及び太政官の双方の当事者に影響を与えた太政官／内務省の地誌部門の長の塚本明毅についても検討を行うことが欠かせない。実際に、太政官修史局地誌掛と内務省の間の往復書類の中に、杉浦讓内務省地理頭から塚本明毅修史局一等修撰に対し、明治9年11月13日に「竹島松島」に関する「沿革書類図面トモ凡テ考拠ニ備フヘキモノハ悉皆」備えておきたいので修史局にある文書等を貸してほしいと要請している⁶⁾。修史局地誌掛からは翌日、『竹島雑誌』、『竹島図説』及び『磯竹島覚書』を貸し出す用意がある旨を返事している⁷⁾。杉浦の書簡には「御局御所蔵有之由」とあるし、修史局の返簡もすぐ翌日に出されているので、両者の間には本件についてこの書簡のやりとりに限らず一定のやりとりが行われていたことが推察される。また、このやりとりにより内務省は「外一島」が「松島」であることを認識していたことが確認できる。2. においては、これら「明治10年太政官指令」に関わった太政官と内務省の当事者の経歴や人間関係を見つつ、「明治10年太政官指令」に至るまでに彼らとその業務の中でどのように「竹島」及び「松島」に関わっていたかを検討することにより、彼らが本件検討の際に、どのような「竹島」及び「松島」認識を持っていたかを探ることとする。

3. においては、内務省や太政官の関係者が公文録関係文書以外にどのような資料を見たであろうかを確認する。上述の杉浦讓内務省地理頭の書簡には、「考拠ニ備フヘキモノハ悉皆」備えておきたいとあり、明示的に検討したことがわかる文書（公文録関連文書（内務省が太政官への伺において「別紙書類」として摘採した『竹島紀事』を含む）、『竹島雑誌』、『竹島図説』及び『磯竹島覚書』）以外のものも、内務省や太政官がアクセスのあった「竹島」及び「松島」に関する文書（地図を含む）は参照していることが推測される。幸い、内務省や太政官（特に地誌部門）が保有していた文書及び地図については、国立公文書館の「内閣文庫」並びに東京大学史料

6) 『内務省往復 修史局地誌掛 明治九年自一月至十二月』東京大学史料編纂所蔵（内務省地理局文書-C-014）。この資料については山崎佳子「隠岐島前竹島問題調査報告」『第4期「竹島問題に関する調査研究」中間報告書』（2019年）11頁注11。

7) 同上。

編纂所の「赤門書庫旧蔵地図」及び「内務省引継地図」に相当数が保管されている⁸⁾。太政官や内務省がいずれの文書や地図を保有していたあるいはアクセスが可能であったかについてはそれぞれの地図や文書に押された所蔵印で相当程度確認できる。

2. と 3. においては、外務省で同時代に行われた議論との比較という視点でも物事を捉えることにしたい。すなわち、同時代に外務省においては「竹島」及び「松島」が一島二名なのかそれとも別の島なのかということをめぐる激しい議論が行われ、その議論の過程は、外務省の北沢正誠が明治 14 年に『竹島考證』や『竹島版図所属考』にまとめており、当時の外務省内の議論が詳細に明らかになっている。これらの書物によれば、外務省における議論については、明治 9 年 7 月に武藤平学が「松島開拓之議」を提出するまでは外務省では「竹島」と「松島」は一島であるという認識が主であったことが示唆されている⁹⁾。また基本的に、「松島」は現在の竹島ではない前提 - すなわち、林業や農業が期待できる、明らかに現在の竹島よりずっと大きな島 - で議論されており、現在の竹島についてはほとんど議論に登場し

8) 太政官の地誌部門は、明治 11 年に内務省地理局に異動し、さらに明治 23 年にその業務は帝国大学に移管された。そのため、東京大学史料編纂所には「内務省引継地図」及び「赤門書庫旧蔵地図」として旧太政官及び内務省の地誌部門が保有した地図が保管されている。また、内務省地誌部門が内務省図書局から「常借」となっていた地図類も、内務省図書局の地図類が内閣文庫所管となった後逐次内閣文庫に返還されており、現在、内閣文庫にも太政官 / 内務省の地誌部門の所蔵印が捺されている地図やアクセスが可能であった地図が保管されている。詳しくは鈴木純子「幕府海軍から海軍水路部へ：赤門書庫旧蔵地図に残る初期海図の航跡」『東京大学史料編纂所研究紀要』第 23 号（2013 年）66-67 頁、千葉真由美「皇国地誌編纂過程における地図目録と地図主管の移動 - 東京大学史料編纂所所蔵「内務省引継地図」と関連地図目録の検討から」『東京大学史料編纂所研究紀要』第 14 号（2004 年）129-130 頁など。

9) 「此ヨリ先數年陸奥ノ士族武島一學ナル者アリ露領浦潮港ニ航シ路松島ナル者アルヲ望ミ九年七月東京於テ外務省ヘ之ヲ開拓センコトヲ建議ス於是松島竹島一島ニ非ラス二島タルノ説始テ出ツ」北澤正誠『竹島考證』下、第 7 号、国立公文書館所蔵（請求番号 単 01649100）同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/img/672392>（最終アクセス 2021 年 5 月 26 日）14 コマ。なお、「武島一学」は「武藤平学」の誤り。

ない¹⁰⁾。「外一島」が現在の竹島であるとの主張は、太政官や内務省が、当時の多くの公的地図に示される他の政府機関の認識とは異なり、現在の竹島を「松島」ととらえてきたことを必然的に意味する。「外一島」が現在の竹島であるとの主張が正しいとすれば、他の政府機関が公的地図等で鬱陵島を「松島」とする中であって太政官や内務省だけは現在の竹島を「松島」ととらえていたことになる。2. や3. においては、検討対象、すなわち当事者の経歴や人間関係、それに内務省や太政官で参照されたであろう地図や資料について、外務省のそれと比較しつつ、内務省や太政官が「外一島」=現在の竹島という認識を持っていたということがありうるのかどうかを検討したい。

4. において、2. 及び3. の検討を踏まえて結論を述べたい。

2. 太政官と内務省の当事者の経歴と人間関係

2. においては、太政官と内務省の当事者（具体的には、杉浦讓、塚本明毅、土方久元及び巖谷修）の経歴と人間関係等を見ていくこととする。(1) についてはそれぞれの経歴と人間関係を簡単に述べる。(2) においてはこれら当事者の明治10年までの「竹島」及び「松島」への関わりを確認する。(3) においては、(1) と (2) で記述した内容を踏まえて、太政官や内務省の当事者の「竹島」及び「松島」への認識が、外務省関係者のそれと異なっていて「松島」を現在の竹島と認識していたことがありえるか否かを検討する。

¹⁰⁾ 北澤正誠『竹島考證』には、現在の竹島が「松島」ではないかと指摘する文書が一つだけ存在する（渡辺洪基「松島之議一」『竹島考證』下、第11号、同上、22コマ）。渡辺は、同文書で、「アルゴナウト」嶋なるものは存在せず、「松嶋」だとされる「デラセ」嶋は本来の「竹嶋」すなわち鬱陵島で、我松島なるものは、「ホルネットロックス」であって、「ホルネットロックス」が日本に属することは各国の地図に照らし明らかであるとしている。一方、渡辺は同時期にもう一本建議を出している（渡辺洪基「松島之議二」（『竹島考證』下、第12号、同上、23-26コマ）。こちらにおいては、「松島」「竹島」はすなわち鬱陵島であって、一島二名であると聞いていたが、旧鳥取県令に聞くとところ及び我が国の古文獻にあたると二島あることは明らかであり、これを欧米の地図に照らして考えると松島はダジュレー島であり、アルゴノート島が金森謙（※『竹島図説』の作者）や戸田敬義（明治9～10年に東京府に「竹島渡海之願」を提出）のいうところの「竹島」だと考えられる、なぜなら金森・戸田の主張する「竹島」の全周は、ダジュレー島のそれとかなり異なることからである、などと主張している。両建議の内容は異なり、いずれが後に出されたものなのかについては議論がある。いずれにせよ、渡辺は後に『竹島考證』下、48-49コマ（以下の「松島巡視要否ノ議」への渡辺のコメント）では、「竹島」と「松島」が一島二名か別の島か調査すべしとしているが、ここでいう「松島」は林業や農業が期待できる、明らかに現在の竹島よりずっと大きな島という前提の島であり、現在の竹島について我が国の領土であるという指摘は否定されていない。実際に、外務省は日本側第4回見解において、上述の渡辺の「松島之議一」の記述を援用している。なお、「松島巡視要否ノ議」（『竹島考證』下、第21号、同上、45-47コマ）の甲と丁（同第23号、同上、49-50コマ）の「聞クカ如キハ松島ハ我邦人ノ命スル名ニテ其実ハ朝鮮鬱陵島ニ属スル于山ナリ」の「松島」は、同様に、林業や農業が期待できる、明らかに現在の竹島よりずっと大きな島という前提の島であり、現在の竹島が想定されているわけではない。『竹島考證』に整理される以前の渡辺洪基「松島之議」、「松島巡視要否ノ議」、「松島巡視要否ノ議」への渡辺のコメントなどについては、外交史料館に保管されている簿冊『鬱陵島ニ於ケル伐木関係雑件』に保管されており、アジア歴史資料センターデータベースにて閲覧可能。「1）渡邊洪基松島ノ議（参考）」JACAR Ref. B11091460400（最終アクセス2021年5月26日）。同簿冊の外交史料館における請求番号B-3-5-3-2。

(1) 当事者の経歴と人間関係

(イ) 杉浦讓¹¹⁾

天保6(1835)年生まれであり、父は、甲府勤番支配同心(15俵2人扶持)であった。弘化2(1845)年、昌平坂学問所の甲府の分校徴典館に入学し、学業抜群の成績を見せて、徴典館教授手伝に就任。そこで、甲府に派遣されて徴典館学頭を務めた田辺太一(のちの外務省公信局長。「竹島」及び「松島」をめぐる外務省内での議論の中心人物の一人)を支え、能力を評価された。そして、文久元(1862)年、杉浦は、外国方に召し出されていた田辺からの声かかりで江戸に派遣され、外国奉行支配書物出役となり、その後、幕府崩壊まで田辺と杉浦は外国方で一緒に仕事をした。両者とも横浜鎖港談判使節団(文久3~4(1863~1864)年)、パリ万博遣仏使節団(慶應3(1867)年)でフランスに派遣されるなど幕末の外交を支えた(後者の使節団においては渋沢栄一と親しくなり、その親交は明治10年に杉浦が亡くなるまで続く)。杉浦は、幕末の混乱の中、外国奉行に次ぐ外国奉行支配組頭にまで出世した。

明治になり、しばらくは他の旧幕臣とともに静岡藩に下り、静岡学問所の教授となる。その後、渋沢や田辺らの手引きにより、明治3年民部省改正掛に入り、郵便制度の創設(同年)、富岡製糸場立ち上げ(同年)、戸籍法(同年~明治4年)及び廃藩置県後の府県業務整理(明治4年)など、明治初期の制度構築を推進、たちまちのうちに出世した。民部省では民部省駅通正、地理権正などを務めている。

明治4年から7年までは太政官正院にて勤務し、最高位は太政官権大内史・従五位(四等官)であった。その事務能力の高さから様々な職を兼任し、岩倉使節団留守事務局御用掛(明治4年~)及びウィーン万国博覧会御用掛(明治5年~)などを兼務した。明治5年に東京日日新聞創業免許願書を起案し、同年7月のマリア・ルース事件後「芸娼妓廃止意見」を提出するなど開明的な面でも杉浦は知られている。

明治7年に大久保利通に引っ張られて内務省地理寮地理頭に就任(四等官)。明治10年8月に気管支炎で亡くなるまで同職(明治10年1月からは地理局局长に改称)を務め、条約改正内務省要望書とりまとめ(明治7年)、府県整理(明治8年)、士族授産策・秩禄処分(明治9年)、官有山林事業推進(明治9~10年)などに従事した。

(ロ) 塚本明毅¹²⁾

塚本明毅は、天保4年10月(1833年11月)に江戸で生まれ、田辺石庵(田辺太一の父)の塾にて儒学を学んだ。1850年頃 昌平坂学問所において、塚本明毅、田辺太一及び荒井郁之助(後の内務省地理局測量課長。妹は田辺太一の妻)の3人が三才子と称されたとされる。

安政2~4年(1855~1857年)、長崎海軍伝習所で、近代数学、航海術、測量などを学ぶ。

¹¹⁾ 杉浦讓の経歴は主に『杉浦讓全集』(杉浦讓全集刊行会、1979年)によった。

¹²⁾ 塚本明毅の経歴は主に塚本学『塚本明毅—今や時は過ぎ、報国はただ文にあり』(ミネルヴァ書房、2012年)によった。

荒井郁之助などとともに近代数学や測量などに習熟した数少ない幕府出身受講者の一人であったとされる。

安政2(1857)年からは軍艦方で務める。文久元年～2年(1861～1862年)にかけて、田辺太一は外国方として、塚本明毅は軍艦方として小笠原諸島探索に同行。測量が得意なことを活かして「小笠原母島測量図」を作製している。塚本は、その後も勝海舟の失脚に巻き込まれて陸軍に左遷されていた一時期を除き、軍艦方で勤務を続け、事実上の艦長などを務めた(最高位は軍艦頭並)。

幕府崩壊後、杉浦譲と同様、静岡藩に下り、明治3年まで沼津兵学校の教授を務めた。この時期に日本初の近代数学の教科書『筆算訓蒙』を執筆した。同兵学校の教員が次々と中央政府に出仕を求められる中、一時期頭取も務めた。塚本は、廃藩置県による沼津兵学校の国への移管により一時期陸軍省所属となったが、明治5年9月太政官正院に異動。民部省への入省時準十一等であった杉浦とは異なり、最初から五等官の待遇であった¹³⁾。同月『皇国地誌』の編纂の必要性、同年11月に太陽暦への改暦を提言。いずれも採用され、前者については同地誌編纂のために明治5年10月に太政官正院外史所管の地誌課が設けられその課長となる。地誌部門は、その後、太政官正院内史所管の地誌課(明治6年5月～明治7年8月)、内務省地理寮地誌課(明治7年9月～明治8年9月)、太政官修史局地誌掛(明治8年9月～明治10年1月)、太政官修史館第三局乙(明治10年1月～明治10年12月)、内務省地理局地誌課(明治10年12月～)と目まぐるしく組織が変わったが、明治18年に亡くなるまで一貫してその長を務めた。在任中の成果としては「大日本国全図」や『日本地誌提要』が有名であり、これらについてはウィーン万博(明治6年)、第2回万国地理学会議(於：パリ、明治8年8月)、第3回万国地理学会議(於：ヴェニス、明治14年9月)などに出品して賞を受けている。しかし、晩年、特に、杉浦譲が亡くなった後は後任の桜井勉地理局長との路線対立などもあり不遇であり、『皇国地誌』も未完に終わった。

(ハ) 土方久元及び巖谷修¹⁴⁾

土方久元については、天保4(1833)年生まれで土佐藩出身であり、幕末には尊王攘夷派に傾倒。三条実美の知己を得て、幕末の志士として活躍した。明治維新後は、明治政府に出仕。東京府判事などを務めた。杉浦譲が太政官正院で勤務を始めた明治4年以降は、太政官内の組織変更に応じて枢密大史(明治4年7月～同8月)、大内史(明治4年8月～明治8年9月)、大史(明治8年9月～明治10年1月)、太政官書記官長兼調査局長(明治10年～)など、太政官においてずっと参議に次ぐ立場にあった。その後、明治18年の内閣制度発足に際して農商務大臣として

¹³⁾ 塚本明毅は、陸軍省勤務時代に地誌編纂を任務として課されており、太政官正院に異動後もこれを継続することを企図した。島津俊之「明治政府の地誌編纂作業と国民国家形成」『地理学評論』75巻2号(2002年)91-92頁。

¹⁴⁾ 土方久元の履歴は、秦郁彦『日本近現代人物履歴事典』第2版(東京大学出版会、2013年)、巖谷修の経歴は、橋口稔『巖谷一六』(2013年)国立国会図書館所蔵によった。

入閣。その後宮内大臣などを務めた。

巖谷修については、天保5（1834）年生まれで近江国水口藩出身であり、藩医を務める傍ら多くの勤王家と交流し、藩論を尊王の方向に導いたとされる。明治になって明治政府に出仕を求められ、主に詔勅をはじめとした公文書の起草・浄書に携わるとともに、太政官の書記官僚として土方久元に次ぐ立場にあった。また、巖谷については能筆家であったことで知られる。

巖谷は、田辺太一や塚本明毅とともに、明治7年～12年に修史局関係者を中心にした会合「一元吟社」の常連メンバーであり、巖谷は塚本に明治8年5月に書を送るなど親しい間柄であった¹⁵⁾。また、杉浦譲も、明治5年10月に巖谷よりも早く昇進することを固辞しようとして土方に説得されるなど、巖谷のことを気にかけていたようであり、それもあってか明治10年8月に杉浦が亡くなった後、その墓碑文は田辺が作成した文章を巖谷が書き記した。

（二）まとめ

このように、杉浦譲及び塚本明毅は、巖谷修と親しい関係にあり、またこの3人は、外務省の田辺太一（当時は公信局長）とも幼馴染あるいは元同僚、又は歌会仲間として親しい間柄だった。「明治10年太政官指令」及び外務省における「竹島」及び「松島」をめぐる議論の主要人物がそのような間柄であったことは、「明治10年太政官指令」の当事者の「竹島」及び「松島」認識を探る上で決して無視できない事実であろう。

本件については、内務省の太政官への伺（「島地第六百六十四号」）が明治10年3月17日、太政官内の決裁（「立案第二十号」）の起案が3月20日、太政官の議案として登録されたのが3月27日、指令が出されたのは3月29日と迅速に処理された。このこと背景には、上述の人間関係に基づく円滑なコミュニケーションがあった可能性が高い。「立案第二十号」を起案したであろう太政官本局関係者の印で一番位が低いのは巖谷であり、したがって巖谷がその起案に重要な役割を果たしたはずである。巖谷は、「島地第六百六十四号」の内務省の担当部局長（杉浦）及び太政官での地誌担当部局の責任者（塚本）と親しいのであるから、本件の背景及び判断根拠などを尋ねた上で、「立案第二十号」を起案したと考えるのが自然であろう。

また、『竹島考證』において田辺が初登場するのは、齊藤七郎兵衛による「松島開島願書并建言」を踏まえた明治10年4月25日の在ウラジオストク貿易事務官瀨脇寿人による上申に対する付紙である。田辺は、同上申に対して「松島ハ朝鮮ノ鬱陵島ニテ我版図中ナラス齊藤某ノ願意ハ許可スルノ権ナキ旨答フベシ」という付紙を行っている。同付紙については、直前の3月に「明治10年太政官指令」が出されたことを杉浦、巖谷、塚本などのうちの誰かから聞いてのことであった可能性は否定できない。

¹⁵⁾ 塚本『前掲書』（注12）184頁。

(2) 当事者の「竹島」及び「松島」への関わり

次に本件以前の太政官及び内務省の当事者の「竹島」及び「松島」への関わりについて検討する。

(イ) 幕府時代

まず最初に指摘すべきは、杉浦譲は外国方として、塚本明毅は軍艦方として、アルゴノート島を「竹島」とし、ダジュレー島を「松島」とする外国製の地図及び海図には慣れ親しんでいただろうということである。特に、塚本明毅については、長崎海軍伝習所において測量技術を学んで自身「小笠原母島測量図」を作製している。また、塚本明毅については幕府海軍で勝海舟に近いと見なされていたようであり、勝海舟の失脚時には塚本も幕府陸軍に左遷されたり、勝海舟の家を訪問するなどしていた¹⁶⁾。勝海舟の「大日本国沿海略図」も知っていたと考えるのが自然だろう。実際に、内閣文庫にある「大日本国沿海略図」には、「正院地志課図籍之記」の蔵書印があり、正院地誌課時代（明治7年8月まで）に入手していた¹⁷⁾。

(ロ) 藤茂親「竹嶋再検届」への回答（明治4年7月）及び岩倉使節団

藤茂親は、福岡藩出身の幕末の志士であるが、明治2年から明治3年にかけて隠岐県大参事、大森県大参事、浜田県大参事を務めている¹⁸⁾。藤は、隠岐県大参事の時に地元漁民の古老達から「竹嶋」のことを聞き関心を持ち、浜田県大参事の時に実際に「竹嶋」に人を派遣したとされる。福岡藩に帰った後、明治4年5月に「竹嶋航行漁獵願」、6月に「竹嶋再検届」を福岡藩庁に提出し、「竹嶋」（鬱陵島）での試験漁獵を願っている。「竹嶋再検届」においては「竹嶋」について「此島皇国ニテ小磯竹又松嶋ト称スルヲ朝鮮ニテ鬱嶋ト唱ヨシ但小磯嶋ト隠岐トノ中間ニ巨岩二ツ並ヘルヲ松嶋ト云説アリ恐ラクハ誤リナラン」の記載があり、鬱陵島と「竹嶋」と「松嶋」は同一の島であり、元々隠岐の古老から聞いた説なのか、「竹嶋」と隠岐の中間にある2つの巨岩を「松嶋」と呼ぶのはおそらく誤りであろうとしている。

同願書については、太政官に提出された後、太政官から民部省に検討に回され、7月2日に民部省で裁決が示され太政官に伝達されている。この時期、民部省で地理権正を務めていたのは杉浦譲であり¹⁹⁾、民部省での裁決の責任者は杉浦であったと考えられる。同裁決では、藤が「竹嶋」について日本の島であるかのように申し立てている（「日本嶋ノ様申立候へ共」）ことについて、民部省は、「傳聞已而確證無之一体右嶋嶼ノ位置ハ本朝ト朝鮮ノ間ニ在テ從

¹⁶⁾ 同上、90頁。

¹⁷⁾ 勝義邦（海舟）「大日本国沿海略図」国立公文書館所蔵（請求番号178-0064）。

¹⁸⁾ 杉原隆「明治4年提出の二つの『竹島（鬱陵島）渡海願』」島根県ウェブサイト「Web 竹島問題研究所」<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/meiji4-takeshimatokainegai.html>（最終アクセス2021年4月16日）。

¹⁹⁾ なお、『杉浦譲全集』に掲載されている杉浦の日記「座右日誌」によれば、歯痛で休んでいた7月1日（大朔日）の朝、民部省地理司の役人が2名、杉浦宅を訪問したことが記載されている。『杉浦譲全集』3、115頁。

来版圖不分明ニ付往々兩國間議論モ有之土地ノ趣ニ付假令試験ニモセヨ本朝人恣ニ漁獵等イ
タシ候テハ夫カ為葛藤ヲ生シ小事ヨリシテ如何様ノ難事引起シ可申哉モ難量候間版圖確定有
之迄ハ御聞届不相成方可然仍テ御下知按相添別紙返進此段申進候也」として藤の願書を却下
すべきとしている。すなわち、「竹嶋」については所属がはっきりしておらず日本と朝鮮の
間で議論がある土地であるので、たとえ試験とはいえ日本人が漁獵に従事すれば紛争を生じ
させるおそれがあるから、版図確定までは願いは聞き届けられないというものである。

明治4年11月から岩倉使節団が欧米に派遣されるが、それにあたって調査が必要な事項
をまとめた「出帆に付要用調物」²⁰⁾という文書があり、「1唐太境界の事 1竹島 同断 1
無人島 同断 1朝鮮交際始末之事 1琉球 同断」との記述があり、「竹島」が課題の一つ
と位置付けられている。杉浦は、明治4年10月3日から、岩倉使節団留守事務局御用掛を
兼務しており、同文書に「竹島」のことが記載されていたのは、藤からの「竹嶋」での漁獵
願いを受けての問題意識であった可能性がある。

(ハ)「大日本国全図」及び『日本地誌提要』

『皇国地誌』の編纂のために明治5年10月に太政官正院外史所管の地誌課が設けられ塚本
明毅が課長となったのは前述のとおりであるが、同課は、明治6年5月からウィーンで開か
れる万国博覧会に日本地図を出品するという緊急の仕事を課された。長らく地誌課で塚本に
次ぐ次席の立場にあった河田巖は、吉田東伍著『大日本地名辞書 汎論索引』(1907年)の「大
日本地名辞書ノ前ニ書ス」においてこの時の様子を以下のように記している。河田によれば、
まだ課が創設されたばかりであったため製図手もおらず陸軍省から雇って対応したとある。
また、日本地図の作製にあたっては、「専伊能忠敬実測小図ニ據リ、腹地諸部ハ各地図ヲ参
照」した。さらに、「国郡ノ大略ヲ記シテ」地図に添えることになり、紅葉山官庫本に加え
静岡藩の徳川氏から昌平坂学問所において地誌編纂に用いていた地誌類数百冊の献本を受け
て、作成にあたったという。この結果、明治6年3月に「大日本国全図」及び『日本地誌提
要 第一稿』が完成し、製図師岩橋教章がこれらを携えウィーンに向かい、賞牌を送られた
という²¹⁾。

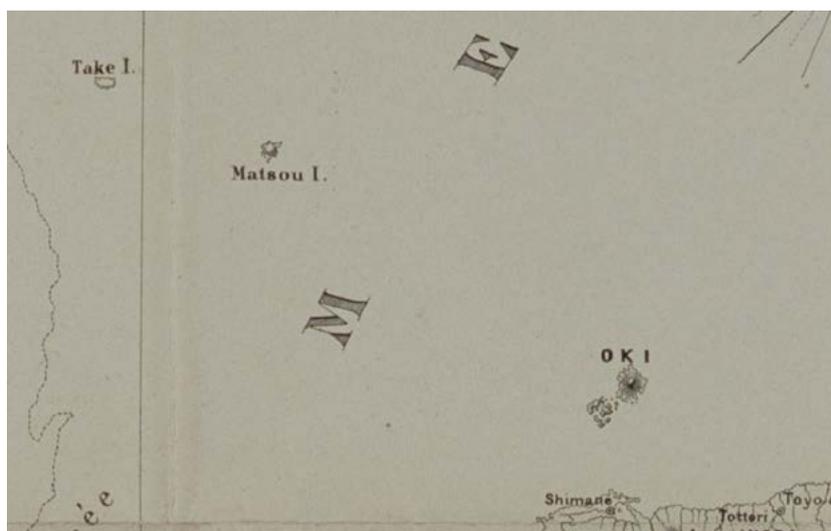
²⁰⁾ 『日本外交文書 条約改正関係 追補』(巖南堂書店、1953年)。

²¹⁾ 河田巖「大日本地名辞書ノ前ニ書ス」吉田東伍『大日本地名辞書 汎論索引』二版(富山房、1907年)27頁、
同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/2937061> (最終アクセス
2021年4月16日)。

①「大日本国全図」



「大日本全図（欧文）」（タイトル部分）



「大日本全図（欧文）」（部分）

この時に岩橋教章が携えていった「大日本国全図」はおそらく失われていて存在しない²²⁾。しかしこの時の「大日本国全図」の「竹島」及び「松島」の記述がどうであったかを示唆する2つの地図がある。

²²⁾ ウィーン万国博覧会の荷物を掲載していたフランス船は伊豆沖で沈没しているため、その際に失われた可能性がある。「足柄県下豆州沖ニ於テ博覧会事務局荷積仏国郵船沈没」『太政類典』第2編明治4年～明治10年第172巻産業21 展覧場4（明治7年3月）所収、国立公文書館所蔵、同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/item/1381722>（最終アクセス2021年4月16日）。

一つは、公文附属の図第 55 号の「大日本全図（欧文）」である²³⁾。地図のタイトルには、フランス語で“CARTE”、“L’EMPIRE DU JAPON”、“publiée par la Commission Impériale”、“L’Exposition universelle”、“Vienne 1873”とあり、明治 6 年のウィーン万国博覧会関連の地図であることがわかる。田中芳男他『澳国博覧会参同記要』「第三十章 澳国博覧会後岩橋教章事歴」によれば、岩橋氏は、博覧会閉会后ケーケの石版印刷所に入って、各種の石版技術を修め、岩橋氏が在澳中に作製した石版書は現地で高い評価を得、そのうち数点を日本に持ち帰ったとある²⁴⁾。確かに地図には、右下に“stich u. Druck d. geo. Anst. v. F. Köke in Wien”とあり、「F. ケーケ石版工房」の印刷物であることが示されており、岩橋が作製した在澳中に石板により作製した地図であると思われる。この地図では、西洋地図のアルゴノート島とダジュレー島の位置に“Take I.”と“Matsou I.”と描かれている。岩橋がわざわざ「大日本国全図」とは違う「竹島」及び「松島」認識を地図に記載したとは思えない。したがって失われた「大日本国全図」には、アルゴノート島＝「竹島」及びダジュレー島＝「松島」が描かれ、それが当時の太政官地誌課の認識であったと考えられる²⁵⁾。

もう一つは、東京大学史料編纂所の「赤門書庫旧蔵地図」として保存されている「大日本国全図」の一つである「赤門書庫旧蔵地図-9-21」である。こちらは、例えば、明治 14 年 2 月に出版されて比較的広く出回った「大日本国全図」と異なり、島名と幾つかの岬を除き各令制国内の詳細な地名はほとんど記載がなく、代わりに灯台と電信局の位置が示されている。地図には作製時期等は示されていないが、公益財団法人「燈光会」ウェブサイト (<https://www.tokokai.org/history/>) で地図に記載のある灯台の建設時期を調べると確認できる範囲内では金華山灯台（明治 9 年 11 月 1 日）が最も新しいもののようであり、それ以降に作製された地図であると考えられる²⁶⁾。同地図には、アルゴノート島＝「竹島」及びダジュレー島＝「松島」が描かれている。

23) 「公文附属の図・五五号 大日本全図（欧文）」（1877 年 3 月）国立公文書館所蔵、同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/item/3797631>（最終アクセス 2021 年 4 月 16 日）。

24) 田中芳男、平山成信編『澳国博覧会参同記要』（森山春雍、1897 年）213-214 頁、国立国会図書館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/801730>（最終アクセス 2021 年 4 月 16 日）。

25) なお、「大日本全図（欧文）」は、「自明治元年至同 28 年 公文附属の図索引」によれば、1877 年 3 月に太政官記録掛が「庶務掛ヨリ引継」した結果、公文附属の図第 55 号として登録されたようである。「明治 10 年太政官指令」の検討・発令時期と重なっておりその検討にあたって参照された結果、移管されることになった可能性もあろう。

26) 実は同じ時期（1876 年 12 月）に別の「大日本国全図」が作製されており（東京大学史料編纂所所蔵赤門書庫旧蔵地図-9-6）、そちらは隠岐の北のすぐ上に北海道図と琉球諸島図が掲載されており「竹島」も「松島」も記載がない。この地図についてはフィラデルフィアで明治 9 年に開催された万国博覧会用に作製されたが、銅板彫刻の刻手が病気のため間に合わず後になって完成したものであろうということが指摘されている。鈴木純子『赤門書庫旧蔵地図』の『陸図』群 - 概要と特色 - 『近代移行期歴史地理把握のタイムカプセル「赤門書庫旧蔵地図」の研究』（2014 年）14 頁。



「大日本国全図」（赤門書庫旧蔵地図-9-21）（部分）

これらを踏まえると、少なくとも明治6年のウィーン万国博覧会時点での太政官地誌課の「竹島」及び「松島」認識は、アルゴノート島＝「竹島」及びダジュレー島＝「松島」であったということは確実に言えるであろう。さらに、その認識は、アルゴノート島の実在が怪しまれるようになった時期でもあり、「竹島」及び「松島」について杉浦譲内務省地理頭と塚本が意見交換をした明治9年末でもそのような認識が維持されていた可能性がある²⁷⁾。

なお、杉浦譲についても、明治5年1月29日付でウィーン万国博覧会御用掛を兼務しており、日本政府の展示内容について少なくとも情報を得る立場にいたと考えられる。島津俊之和歌山大学教授は、杉浦の「同年9月18日の日記には「塚本氏徴為博覧会等出仕」とあり、塚本明毅も博覧会の事務に関与していたことがわかる。ウィーン万国博覧会への地図出品には、彼らの意向が反映していた可能性もある。」²⁸⁾と指摘している。杉浦が「竹島」について関心を抱いていたであろうことは、(ロ)で上述したとおりであり、「大日本国全図」に「竹島」及び「松島」がどう描かれていたかは把握していたのではないかと推察される。

②『日本地誌提要』

一方、ウィーン万国博覧会に提出された『日本地誌提要 第一稿』（以下『第一稿』という。）については、「隠岐国」の「島嶼」のところに「又西北竹島アリ朝鮮地方ヲ距ルテ遠カラズ」と記載があるだけであった。

²⁷⁾ ここで「可能性がある」として「可能性が高い」としなかったのは、図郭外に筆書きで「草稿」とあり、古いいらなくなった「大日本国全図」の原図に、灯台と電信局の情報を書き入れた可能性も否定できないからである。

²⁸⁾ 島津「前掲論文」（注13）108頁注9。

『第一稿』については上述のように紅葉山官庫本や徳川氏の献本をベースに急いで作成したものであったので、太政官地誌課は「専ラ図籍上ニ就テ編纂有之實驗ニ涉ラサルニ付事実相違遺脱ノ條件不少」であることを認識し、「訂正例則」を示して、開拓使及び各府県に対して管内の記述部分を訂正し、特に不明点について実地調査に基づいて提出するよう命じた²⁹⁾。塚本明毅が後年、杉浦讓に対して、書籍における「松島」の記述について「松島之方ハ専書無之候」として何冊かの本に散見される程度であると述べている³⁰⁾ことを踏まえても、急いで作られた『第一稿』に「松島」の記述がないとしてそれほど不思議はないであろう。

この「竹島」部分については、鳥取県³¹⁾は隠岐出張所とのやりとりの末に³²⁾、太政官正院地誌課に対し訂正原稿を提出した。それは、「又此国ノ西北ニ方リテ松島竹島ノ二島アリ土俗相伝フ穩地郡福浦港ヨリ松島エ海路凡百四十八里四分五厘余竹島エ海路凡二百十二里・七厘余朝鮮エ海路凡二百九十六里九分■余ト未ダ実測セス」というものであった³³⁾。

最終的に、正院地誌課は、各島間の距離表示を除き、鳥取県の修正提案の多くをそのまま受け入れ、最終的に「又西北ニ方リテ松島竹島ノ二島アリ。土俗相傳テ云フ。穩地郡福浦港ヨリ松島ニ至ル。海路凡六拾九里三拾五町。竹島ニ至ル。海路凡百里四町餘。朝鮮ニ至ル海路凡百三拾六里三拾町。」(『日本地誌提要』明治7年12月)という文言となった³⁴⁾。明治11年1月に刊行された『日本地誌提要』でも同じ文言が維持されている³⁵⁾。

ここでいう「竹島」と「松島」が現代のいずれの島を指すのかは『日本地誌提要』の記述からだけでは必ずしも明確ではない。『日本地誌提要』に記載された各島間の距離は、旧来の絵図に基づくものであるから「竹島」=鬱陵島、「松島」=現在の竹島と主張するむきもあるかもしれないが、鳥取県の報告も「未ダ実測セス」とし、『日本地誌提要』も「土俗相傳

29) 「開拓使府県へ達 正院」(1873年3月24日)、『太政類典』第2編明治4年～明治10年第43巻官規17図籍1所収、国立公文書館所蔵、同館のデジタルアーカイブで閲覧可能 <https://www.digital.archives.go.jp/item/1367271> (最終アクセス2021年4月16日)。

30) 『前掲文書』(注6)。

31) この時期、隠岐を管轄していたのは鳥取県であった。

32) この間の鳥取県と隠岐出張所のやりとりについては島根県竹島資料室の内田てるこ氏から情報提供いただいた。隠岐出張所からの1873年6月の最初の回答に対して、鳥取県は同7月に、竹島は隠岐の所領かどうか、隠岐からの距離はどれくらいか、竹島の近くに松島があるが、これも隠岐の所領か、距離はどれくらいあるかなど詳しく調査するように求めた。それに対して隠岐出張所は、1873年9月12・15日に鳥取県に回答した。隠岐出張所は、穩地郡八尾村の商人森忠五郎から同人が漂流して鬱陵島に上陸し、また現在の竹島を目撃したことについて聞きとった内容を報告している他(「竹島ノ辯」)、「隠岐国島名並周廻記」の別紙にて旧来の絵図に基づく距離(竹島へ百里、松島へ七十里、朝鮮へ百四十里)を海里に直した数字を報告しており、鳥取県が正院地誌課に報告した距離はこれと同一である。「竹島ノ辯」については、杉原隆「リアンクール号と同じ年竹島、松島を見た隠岐の商人—隠岐からの『日本地誌提要』原稿が記す「竹島ノ辯」について—」島根県ウェブサイト「Web竹島問題研究所」<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/okinoshounin.html> (最終アクセス2021年4月16日)。

33) 須田晃久家(須田主殿旧蔵)文書、松江歴史館所蔵。

34) 『日本地誌提要』巻ノ五十「隠岐」国立公文書館所蔵(請求番号:267-0175)。

35) 『日本地誌提要』巻ノ五十「隠岐」国立公文書館所蔵(請求番号:ヨ291-0300)。

テ云フ」としているから、太政官正院地誌課として、距離表示については信頼性が高いとは考えていなかったのであろう。むしろ、重要なのは「西北ニ方リテ松島竹島ノ二島アリ」という記述が断定調で記載されていることである。この一文だけを見れば、「大日本国全図」に記載されている「竹島」・「松島」と整合的であり、太政官正院地誌課としては、明治6～7年時点では、アルゴノート島＝「竹島」、ダジュレー島＝「松島」と理解していたということであろう。

(3) まとめ

以上を踏まえると、杉浦譲にせよ、塚本明毅にせよ、太政官本局関係者にせよ、「明治10年太政官指令」以前での「竹島」及び「松島」への関わりを見ると、「松島」を現在の竹島と認識していたことを示す要素は見当たらない。

さらに、もう一つ記述すべき事情として、外務省での「竹島」及び「松島」に関する議論を『竹島考證』にまとめた北澤正誠は、太政官修史局地誌掛に明治9年12月まで勤めていて、なおかつ、塚本による地図及び地誌の編集をサポートする役割を負っていたということである。上述の「竹島」及び「松島」についての杉浦と塚本のやりとりが行われたのは明治9年11月であったのでこれについて承知していたと考えられる。

『竹島考證』には、「明治10年太政官指令」及びそれについてのやりとりについての記述は全くないが、太政官や内務省の「竹島」及び「松島」認識が外務省のそれと大きく異なったのであれば、『竹島考證』及び『竹島版図所属考』でそのことについて記述していると考えられる。実際には、太政官や内務省の認識に関する記述は一切なく、太政官や内務省の地理的認識は、外務省のそれと大同小異であったのではないか。

図		製		編		大正 自 明 治 十 年 十 月 十 日
				修 撰 塚 本 明 毅 北 澤 正 誠 新 藤 正 誠		
出		松 島 地 誌 掛		小 島 正 一 郎 服 部 正 一		協

東京大学史料編纂所所蔵『修史局地誌掛考課表』
(内務省地理局文書 D-002) (部分)

3. 太政官／内務省が見たであろう「竹島」及び「松島」に関する地図・文書

(1) はじめに

次に「明治10年太政官指令」に至るプロセスにおいて、太政官／内務省が見たであろう地図・文書について検討を行う。まず最初に指摘すべきは、明治10年当時、中央政府には、「竹島」及び「松島」について、(イ)江戸時代からの旧来の地図・文書、(ロ)朝鮮の地誌や朝鮮政府から入手した情報を元に作成した地図・文書、(ハ)欧米の地図や情報、の3種類の情報が流入していたということである。

(イ) 江戸時代からの旧来の地図・文書については、太政官修史局地誌掛から内務省地理寮に貸し出した『竹島雑誌』、『竹島図説』及び『磯竹島覚書』に加え、『隠州視聴合記』や長久保赤水の「改正日本輿地路程全図」など江戸時代から明治初期に作製された民間の地図類などである。これらにおいては、「竹島」と「松島」の二島の存在が指摘されている、あるいは示唆されている。ここに記述のある「松島」は現在の竹島なのであるが、明治初期の日本政府の関係者は、「松島」が、当時「リアンコールト石」、「フリウツ瀬、メネライ瀬」あるいは「ホルネットロックス」と呼ばれた島（つまり、現在の竹島）であると、読解したとは限らないことに留意する必要がある。

(ロ) 朝鮮の地図・地誌や朝鮮政府から入手した情報を元に作成した地図・文書については、『新增東国輿地勝覧』などの朝鮮で作成された地誌に加え、江戸時代から明治の初期にかけて、朝鮮の地誌や朝鮮政府から得られた情報をベースにした地図が官民で作製されている（図表2）。これらの地図には複数のパターンがあり、a『新增東国輿地勝覧』の「八道総図」のように西から于山島、鬱陵島の順番で記載されているもの、b 鬱陵島の右下に鬱陵島よりもずっと小さい島として于山島が書かれるもの、及びc 鬱陵島のみが大きな島として描かれ「于山国、鬱陵島、弓嵩（イソタケ）、竹島」という情報が描かれるものである。a 及び b の地図においても鬱陵島が「竹島」あるいは「イソタケ」と呼ばれることを記載している地図もある（内閣文庫に残る朝鮮の地誌や地図を参照したと考えられる地図を図表2に整理した）。

(ハ) 欧米の地図や文書においては、存在しない島（アルゴノート島）＝「竹島」、ダジュレー島＝「松島」の認識が示されている。このような混乱が生じたのは、18世紀後半に、フランスとイギリスの船がそれぞれ鬱陵島を発見し、それぞれ「ダジュレー（Dagelet）島」及び「アルゴノート（Argonaut）島」と名付けたが、両者が測量した鬱陵島の緯度経度にはズレがあったことに由来する。この結果、その後、ヨーロッパで作製された地図にはこの二つの鬱陵島が別々の島として描かれるようになり、シーボルトが1840年に「日本図」を作製するにあたり、アルゴノート島を「タカシマ」、ダジュレー島を「マツシマ」と記載、そのような認識が広まることとなった。しかし、明治時代に入ると、欧米の地図では、このアルゴノート島については存在が疑われるようになり破線で描かれるようになる。例えば、「修史館消印證」（1871年版のみ）と「太政官記録印」（両方）があり、少なくとも1871年版は太政官の地誌部局も確実に見ていたと思われる“Black’s General Atlas of the World”1871年版及び1873年版によれば、アルゴノート島は破線で描かれるようになっていた³⁶⁾（内閣文庫に残る外国地図の状況について図表3に整理した）。

それでは当時の日本の中央政府は（イ）～（ハ）いずれの情報が正しいと考えていたか。それは、日本の中央政府自体が作製した地図・文書を見ればわかる。なぜなら政府が単に収集・入手した地図・文書ではなく、積極的に作製した地図・文書であれば、そこに政府とし

³⁶⁾ China, “Black’s General atlas of the world” (1871年) 国立公文書館所蔵（請求番号E000722）及び Japan, “Black’s General atlas of the world” (1873年) 国立公文書館所蔵（請求番号E000710）。

での認識が現れるからである。鬱陵島 = 「松島」 = 「竹島」の認識を日本国内に法令として周知した太政官内達が出された明治16年頃までに中央政府が作製した「竹島」及び「松島」に関連する地図・文書を整理したのが図表1である。この表に見られるように、中央政府が作製した地図・文書のうち、「竹島」及び「松島」あるいは「松島」のみを記載した地図については、基本的に(ハ)をベースとしており、そして地図に現れる「松島」はいずれもダジュレー島である。現在の竹島(江戸時代の「松島」)は、「リアンコールト石」などと表記されており、これを「松島」とする文書や地図は一つも存在しない。

なお、(ロ)タイプ、朝鮮政府から提供された情報等をベースに中央政府が作製した地図も存在する(海軍水路寮「朝鮮全図」(明治6年10月)、陸軍「原板朝鮮全図之写」(明治9年7月)など)。しかし、図表2のこれらの地図の備考欄に記載したとおり、地図の方向や距離が不正確なものとして補助的に用いられるべきものとしている。

また、これらの(ロ)のタイプの地図からわかることは、鬱陵島は通常、日本でいう「竹島」であると理解されていたことである。現代の目からこの頃の地図をみると、ダジュレー島は明らかに鬱陵島の形状をしていることから、鬱陵島 = 「松島」であると認識していたと誤解しがちであるが、実際にこの頃の中央政府の地図や文書で鬱陵島 = 「松島」と認識していたことを示すものは見当たらない(個人の見解を示すものを除く)。例えば、『水路雑誌』第16号(明治12年4月)では、明治11年4月に軍艦「天城」がダジュレー島を調査した報告が掲載されているが、そこにはダジュレー島は「松島」としてのみ紹介されており、鬱陵島の島名への言及はない。日本政府全体として鬱陵島 = 「松島」 = 「竹島」の認識が確立したのは、明治13年9月の再度の軍艦「天城」による調査の後であった。

(2) 太政官／内務省における中央政府作製の文書・地図の保有状況

それでは、太政官／内務省におけるこれらの中央政府作製の文書・地図の保有状況は、どうであったか。もし、太政官／内務省がこれらの文書・地図を保有していなかったのであれば、太政官／内務省として現在の竹島 = 「松島」と判断した可能性はあるかもしれない。

図表1では太政官／内務省のこれら中央政府作製の文書・地図の保有状況も整理した³⁷⁾。同図表にあるとおり、明治9～10年の本件の検討当時、太政官／内務省は、多くの中央政府作製の文書・地図を保有あるいはアクセスすることが可能であったことが分かる。中央政府が作製した地図において、「松島」とはダジュレー島を指すと太政官／内務省は認識していたとみなすことができる。もし、内務省が、本件において島根県が提出した「磯竹島略図」又は「原由之大略」に基づき、現在の竹島を「松島」すなわち「外一島」と判断したのであれば、一般的な中央政府の理解の「松島」とは異なることになり、太政官が誤解しないよう「松島」が現在の竹島を指すことをわかるように明記していたはずと考えられる。実際には、そのような記述はない。それどころか、他稿にもあるように、内務省が「島地第六百六十四号」において判断根拠として摘採しているのは『竹島紀事』の一部であり、そこには「松島」への言及は一切なく、「磯竹島略図」又は「原由之大略」は判断理由としては明記されていない。また、内務省地理寮が太政官修史局地誌掛から借用した『竹島雑誌』、『竹島図説』及び『磯竹島覚書』にも江戸時代の「松島」についての記述があり、これらも検討はされたはずだが、「島地第六百六十四号」では言及されていない。以上を踏まえると、内務省や太政官が、「明治10年太政官指令」における「外一島」すなわち「松島」を現在の竹島であると捉えていたと見なせる要素は見当たらず、「外一島」たる「松島」はダジュレー島を意図していたとしか考えられないのである。

³⁷⁾ 内閣文庫の起源については、1873年太政官正院歴史課に設置された図書掛にあるといわれる。同年5月制定の「歴史課事務章程」では、同掛が、太政官内の必要図書の交付を一括して扱うことになっていた。1880年になるとその業務は太政官書記官局記録課に移管し、同課が太政官内の図書の集中管理を行うことになる。詳しくは国立公文書館『内閣文庫百年史』増補版(1986年)3-4頁。このような経緯を踏まえ、内閣文庫所蔵文書・地図については、以下の所蔵印があるものについて太政官／内務省のアクセスが可能であったものと判断した。①「正院地志課図籍之記」、「史官之印」、「内史文庫」「地誌備用図籍之記」「修史館消印證」などのように修史・地誌部門や太政官内正院内で保有されることによりアクセスが可能であったことと考えられるもの、②「編脩地志備用典籍」、「秘閣図書之章」、「大学蔵書」、「書籍／館印」、「浅草文庫」などのように、旧紅葉山文庫所蔵本あるいは昌平坂学問所所蔵本や当時の図書館で公開されていたものなどで、太政官／内務省がアクセスを有したと考えられるもの、③「太政官記録印」、「大日本帝国図書印」のように後年になってから図書管理を担当することとなった機関(太政官記録課及び内務省図書局)が保有していたことがわかる文書・地図で、作製年が1877年3月以前のものでなおかつ元の保有機関が他省庁であることがわかる所蔵印のないもの。「赤門書庫旧蔵地図」については、「地誌備用図籍之記」印があるものについて太政官／内務省の地誌部門がアクセスが可能であったと判断した。地誌部門自身が作製した地図についても、所蔵印がなくても当然ながらアクセスは可能であったものと判断した。なお、地誌部門については、太政官と内務省の間で組織の移動を繰り返していたため、「明治10年太政官指令」が出された時点で太政官修史館の地誌部門と内務省地理局でアクセスが可能であった地図・文書をそれぞれ峻別することは困難である。外務省については内閣文庫に所蔵される地図・図書のうち、「外務省図書記」及び「在清国日本公使館所蔵記」などの所蔵印が押されているものを外務省のアクセスが可能であったと判断した。なお、当然のことであるが、所蔵印の検討は、当時の太政官／内務省の「竹島」及び「松島」の認識を確認するためのものであって、太政官／内務省が参照することができた地図及び文書を遺漏なく挙げているわけではなく、また太政官／内務省が、個々個別の地図・文書を「明治10年太政官指令」の検討過程で参照したと主張しているわけではない。

(3) 外務省との比較

図表1では外務省における保有状況も整理している。同表に見られるように、太政官／内務省と外務省における「竹島」及び「松島」に関する中央政府発行の文書・地図の保有又はアクセス可能かの状況を比較すると、多少の相違はあるものの大きな違いは存在しない。すなわち、資料の保有状況から検討すると、太政官／内務省が、「松島」及び「竹島」について外務省と大きく異なる認識（「松島」=現在の竹島）を有していたことを示す要素は見当たらない。

4. おわりに

池内敏名古屋大学教授は、その著書において公文録関連文書だけを見ると「内務省で調査作成した書面が5点であり、その5点はすべて竹島（鬱陵島）であり、その5点はすべて竹島（鬱陵島）に関わる元禄竹島一件の関係記録ばかりである。松島（竹島）に関わって中央政府が調査した形跡は皆無であり、松島（竹島）への言及は島根県調査書面二面に限られる。この一件綴り（=公文録関連文書）の限りで言えば、中央政府は、松島（竹島）の実情をきちんと把握していなかったのではないかとする疑念を生じるかもしれない。」としている。そして、『磯竹島覚書』が内閣文庫に保存され、その表紙に「内務省地理局」と記載され、内務省の廻議用箋が用いられていることを根拠に、「内務省地理寮（地理局）が松島（竹島）について調査を行った証拠」としている。なぜなら、『磯竹島覚書』は、元禄竹島一件における元禄8（1695）年12月25日の鳥取藩の幕府への回答書（竹島、松島は因幡伯耆に属する島ではない旨を回答）を含むからというのである³⁸⁾。

ここで、池内教授の主張の問題は2つある。一つは、「松島」=現在の竹島という前提から議論を行っていることである。上述のように、中央政府が自ら「松島」に関する認識をその地図又は文書に示すときは、ダジュレー島＝「松島」としており、現在の竹島を「松島」とする地図・文書は存在しない。2. で当事者の経歴（「竹島」及び「松島」に関する業務経験を含む）や人間関係、それに3. で内務省や太政官で参照されたであろう地図や資料を検討したが、内務省や太政官が「松島」=現在の竹島と認識していたことを示す要素は見当たらない。「明治10年太政官指令」における「外一島」すなわち「松島」が現在の竹島であると主張するのであれば、まず、太政官／内務省が明治10年当時、現在の竹島を「松島」と認識していたことを示す資料の提示が必要であろう。

第2には、『磯竹島覚書』という単独の資料でもって、内務省の「松島」に関する判断を結論付けていることである。確かに上述のように、内務省地理寮は、同書を太政官修史局地誌掛から借り受けており、同書を（他の関連資料とともに）検討した形跡はある。とはいっても、内務省が「島地第六百六十四号」において判断根拠として摘採しているのは『竹島紀事』のみであり、「磯竹島略図」も「原由之大略」はあくまで島根県の伺の一部として扱われ、『磯

³⁸⁾ 池内『前掲書』（注2）（2016年）113-114頁。

竹島覚書』には全く言及されていない。むしろ、内務省の認識は、これらの文書を根拠として採用しなかったことにあるという見方もあり得よう。

もちろん、「島地第六百六十四号」に言及のある『竹島紀事』以外の資料についても太政官／内務省は検討していたであろうから、太政官／内務省の認識を探る上で、それらを検討することは重要である。その場合は、関係者の経歴や人間関係、当時の状況に照らして、太政官／内務省が見たであろう資料をできるだけ包括的に検討することが重要である。犯しがちな間違いではあるが、自らの願望をもって何の根拠もなく一つの資料を「決定的証拠」として重視することは、大きな誤りの元である³⁹⁾。

³⁹⁾ この観点からは、当時の明治政府は決して（イ）のタイプ、すなわち江戸時代からの旧来の地図・文書をないがしろにしていたわけではない。むしろ、『竹島考證』での議論を見ると、これらの地図・文書は、「竹島」及び「松島」が一島二名ではなく、「竹島」と「松島」別々の島であることを主張する根拠として活用されている。しかし、ここで注意しなければならないのは、ここでいう「松島」として想定されているのは現在の竹島ではないということである。元々（イ）の江戸時代からの旧来の地図・文書と（ハ）欧米由来の地図それぞれにおける「竹島」及び「松島」はいずれも二島あることを示すものとして整合的に捉えられていた。しかし、欧米地図におけるアルゴノート島＝「竹島」が存在しないことが明らかになると、その状況をどう整理するのか検討することが必要になった。一つの整理の仕方がダジュレー島＝「松島」＝「竹島」であったのだが、二島論者は、長崎・ウラジオストク航路における渡航経験に加え、日本の古文獻に二島あると記載されていることを根拠に一島二名論に抵抗したのであった。『竹島考證』は、そのような議論の流れをきれいに見せてくれる。現在の竹島が、なぜ「松島」であることに思いが至らなかったといえ、議論の前提が、「松島」は林業や農業が期待できる大きな島であるということにあったからである。

(図表 1) 政府が明治初期に作成した地図及び文書に見る「竹島」及び「松島」認識

地図／文書名（作成者）（作製年）	太政官／内務省のアクセスが可能だったか（括弧内は判断根拠となった所蔵印等）	外務省のアクセス
(参考) 豊臣時代からの呼称	—	—
(参考) 江戸時代の呼称（大谷家・村川家の呼称）	—	—
(参考) 「日本図」（シーボルト）（1840年） ¹	不明	不明
(参考) 「大日本国沿海略図」（勝海舟）（1867年） ²	○（「正院地志課図籍之記」）	○（「外務省図書記」）
(参考) 「竹嶋再検届」（藤茂親）（1871年） ³	—	—
「官板実測日本地図」（大学南校）（1870年） ⁴	○（「太政官記録印」、「内史文庫」等）	不明
「兵要日本地理小誌全図」（陸軍兵学寮）（1873年） ⁵	不明	○（「外務省記録局」等）
「公文附属の図」55号「大日本全図（欧文）」（太政官正院地誌課岩橋教章？）（1873年） ⁶	○（「正院地志課図籍之記」）	不明
「朝鮮全図」及び同附録（陸軍参謀局）（1875年） ⁷	○（「正院記録」「太政官記録印」等）	○（「外務省記録局」等）
「朝鮮東海岸図」（海軍省水路寮）（1875年） ⁸	○（「地誌備用図籍之記」（赤門書庫12-86）	○（「外務省図書記」等）
「亜細亜東部輿地図」（陸軍参謀局）（1875年） ⁹	○（「太政官記録印」等）	○（「外務省図書記」等）
「大日本海陸全図 联接朝鮮全国並樺太」（大後秀勝海軍省水路局製図課長）（1876年3月） ¹⁰	不明	不明
「大日本国全図」（太政官修史局地誌掛）（1876年12月） ¹¹	○（地誌部門作成）	不明
「大日本国全図」（太政官修史局地誌掛）（1876年末以降） ¹²	○（地誌部門作成）	不明
「大日本全図」（著者：陸軍参謀局・木村信卿）（1877年） ¹³	○（「太政官記録印」等）	○（「外務省図書記」）
「大日本国海図」（工部省灯台局）（1877年以降）（但し、「1870年マデニ英国其他ノ諸国ニテ測量スル者ニ因ル」） ¹⁴	○（「地誌備用図籍之記」（赤門書庫5-16）	不明
「日本全図」（文部省宮本三平）（1877年9月） ¹⁵	○（「太政官記録印」等）	不明
「大日本海岸実測図」うち「日本海岸全図」（海軍水路局）（1878年） ¹⁶	不明	不明
「朝鮮國東岸水路誌」（天城艦長松村安種）（1878年7月） ¹⁷	不明	不明
『水路雑誌』第16号（海軍水路局）（1879年4月） ¹⁸	○（「太政官記録印」）	不明
「大日本府県管轄図」（内務省地理局地誌課）（1879年12月） ¹⁹	○（地誌部門作成）	不明

	アルゴノート島(西洋地図にある幻の島)	ダジュレー島	現代の竹島
	—	磯竹島	
	—	竹島	松島
	タカシマ	マツシマ	記載なし
	竹嶋 (破線)	松島	リエンコフルトロック
	—	小磯竹又松嶋	松嶋 (藤自身はおそらく誤りと評価)
	記載なし	記載なし	記載なし
	記載なし	記載なし	記載なし
	Take. I.	Matsou. I.	記載なし
	竹島 (破線)	松島	地図の範囲外
	アルゴナフタ島(破線)	明治8年版: ダゼレタ島 明治9年12月改正: 裕島	ヲリウツ瀬、メ子ライ瀬
	竹島 (破線)	松島	記載なし
	記載なし	松島	ヲリウツ瀬、メ子ライ瀬
	記載なし	記載なし	記載なし
	竹島	松島	記載なし
	記載なし	記載なし	記載なし
	タコシマ (位置未詳)	マツ島	記載なし
	竹島 (破線)	松島	記載なし
	記載なし	松島	リアンコールト石
	「此島ハ必ス無ルヘシト定ルモ恐ラク大害ナカルヘシ」	松島	記載なし
	記載なし	松島	記載なし
	記載なし	記載なし	記載なし



明治期に中央政府が作製した地図で、「松島」=現代の竹島とした地図は存在しない。「松島」はいずれもダジュレー島を指す。日本政府が、鬱陵島=「松島」という認識を確立したのは明治13年6月の軍艦「天城」の調査の後と考えられる(それまでは鬱陵島=「竹島」という認識の方が強かった)。



明治10年3月
「明治10年太政官指令」

地図／文書名（作成者）（作製年）	太政官／内務省のアクセスが可能だったか（括弧内は判断根拠となった所蔵印等）	外務省のアクセス
「大日本国全図」（内務省地理局地誌課）（1880年6月） ²⁰	○（地誌部門作成）	○（「外務省図書記」印等）
「水路報告第33号」（海軍水路局）（1880年9月） ²¹	○（「太政官記録印」）	○「竹島考證」に掲載
『竹島考證』（そのダイジェスト版『竹島版図所属考』）（外務省北澤正誠）（1881年8月） ²²	—	—
「大日本府県分轄図」（内務省地理局）（1881年6月） ²³	○（地誌部門作成）	不明
『水路雑誌』第41号（海軍水路局）（1882年1月） ²⁴	○（「太政官記録印」）	不明
「朝鮮全岸」（海軍水路局）（1882年） ²⁵	不明	○（「外務省図書記」印等）
「朝鮮及東三省図」（製作者・制作年不明） ²⁶	不明	○（「外務省図書記」印等）
「朝鮮全図」（内務省地理局）（1882年8月） ²⁷	○（「地誌備用図籍之記」等）	○（「外務省図書記」印等）
「日支韓航路里程一覽略図」（海軍水路局）1882年 ²⁸	○（「太政官記録印」）	○（「外務省図書記」印等）
太政官内達（1883年3月） ²⁹	—	—
（参考）明治期（1883-1905）	—	—

※「大日本及近傍諸国図」（国立公文書館内閣文庫（請求番号271-0141））、『日本地誌提要』（太政官地誌課、1874年（国立公文書館内閣文庫（請求番号267-0175）））、『日本地誌略』（文部省、1874年（広島大学教科書コレクションデータベース））、『日本地誌要略』（『日本地誌略』の編輯にあたった大槻修二が私撰したもの。1875年（国立国会図書館デジタルコレクション（<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1084333>））については、それぞれ地図中又は文中に「竹島」及び「松島」の記載があるが、各々実際のいずれの島を指すという認識で記載されたのか、各資料からだけでは不明瞭であるため表に含めていない。なお、『日本地誌要略』の改訂版（1888年（国立国会図書館デジタルコレクション（<http://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/990339>））に掲載される「大日本国全図」に記載のある「竹島」「松島」は、明らかにアルゴノート島とダジュレー島である。

※以下の地図には、国立公文書館及び東京大学史料編纂所などに複数保管されているものがあり、その場合は、なるべく太政官／内務省がアクセスがあったと判断できる地図の請求番号をあげている。

- 1 国立歴史民俗博物館秋岡武次郎古地図コレクション
- 2 国立公文書館内閣文庫（請求番号178-0064）など
- 3 「藤茂親竹島航行漁獵願」（国立公文書館『公文録』・明治2年第185巻己巳6月～辛未7月福岡藩 伺）<https://www.digital.archives.go.jp/img/2340463>
- 4 国立公文書館内閣文庫（請求番号177-0501）など
- 5 国立公文書館内閣文庫（請求番号3291-0375A）など
- 6 公文附属の図55号「大日本全図（欧文）」<https://www.digital.archives.go.jp/img/3797631> 「正院地誌課図籍之記」の印があるものは同じく国立公文書館にて閲覧可能（請求番号F006783）
- 7 国立公文書館内閣文庫（請求番号178-0486）など
- 8 国立公文書館内閣文庫（請求番号3558-0088_0100）など
- 9 国立公文書館内閣文庫（請求番号265-0164）など
- 10 国立国会図書館（請求記号YG913-1680）
- 11 東京大学史料編纂所（赤門書庫旧蔵地図-9-6）
- 12 東京大学史料編纂所（赤門書庫旧蔵地図-9-21）

	アルゴノート島(西洋地図にある幻の島)	ダジュレー島	現代の竹島
	記載なし	記載なし	記載なし
	—	松島	—
	記載なし	竹島及び松島	記載なし
	竹島	松島	記載なし
	記載なし	松島	記載なし
	地図の範囲外	地図の範囲外	地図の範囲外
	地図の範囲外	地図の範囲外	地図の範囲外
	記載なし	松島	記載なし
	記載なし	松島	リアンコールト石
	—	松嶋又は竹島	
	存在せず(民間地図にはかなり後まで残存)	竹島又は松島	リャンコ島

海軍は、この時点で「松島」=鬱陵島であることを確認したと考えられる。

外務省は、この時点で「松島」=「竹島」=鬱陵島であることを確認。

明治14年12月、「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」をめぐるやりとりで外務省は、内務省に対して「松島」=「竹島」=鬱陵島であることを伝達。

明治16年、太政官は鬱陵島=竹島=松島の認識を全国に伝達。

- 13 国立公文書館内閣文庫(請求番号177-0297)など
- 14 東京大学史料編纂所(赤門書庫旧蔵地図-5-16)
- 15 国立公文書館内閣文庫(請求番号3291-0415)など
- 16 国立公文書館内閣文庫(請求番号特77乙-0001)
- 17 「外出953天城艦朝鮮全羅忠清両道測量略図取調ノ件ニ付水路局エ下付(2)」『公文類纂明治11年後編巻34本省公文術部3止』(防衛省防衛研究所海軍省-公文類纂-M11-79-383)
- 18 国立公文書館内閣文庫(請求番号3558-0032)
- 19 東京大学史料編纂所(赤門書庫旧蔵地図-3-1)など
- 20 東京大学史料編纂所(赤門書庫旧蔵地図-7-10)など
- 21 国立公文書館内閣文庫(請求番号3558-0076)
- 22 北澤正誠『竹島考證』下(国立公文書館請求番号単01649100) <https://www.digital.archives.go.jp/img/672392>
- 23 国立国会図書館(請求記号特67-601) <https://dl.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/767634>

- 24 国立公文書館内閣文庫(請求番号3558-0032)
- 25 国立公文書館内閣文庫(請求番号3558-0088_0098)など
- 26 国立公文書館内閣文庫(請求番号3292-0195)
- 27 東京大学史料編纂所(赤門書庫旧蔵地図-5-30)など
- 28 国立公文書館内閣文庫(請求番号3558-0054C)など
- 29 「朝鮮国所属蔚陵島へ我國民渡航禁止ノ件」(国立公文書館所蔵『公文録』・明治16年第13巻明治16年3月~4月外務省)

(図表 2) 内閣文庫にある朝鮮の地誌又は地図を参照等したと考えられる地図等

(地図名、製作者)	製作年	所蔵場所	請求番号等	所蔵印
「朝鮮図絵図」	不明	国立公文書館	史 199-0004	「秘閣図書之章」
「朝鮮八道図」(製作者不明)	不明	国立公文書館	177-0211	「在清国日本公使館所蔵記」
「朝鮮見取全図」(製作者不明)	不明(「竹島資料ポータルサイト」によれば1767年以降)	国立公文書館	177-0218	「外務省図書記」、「外務省記録局」
「朝鮮国図」(製作者不明)	不明	国立公文書館	178-0449	「大学蔵書」、「書籍館印」、「図書局文庫」、「地誌備用図籍之記」
「朝鮮国図」(製作者不明)	不明	国立公文書館	178-0446	「編脩地志備用典籍」、「浅草文庫」、「日本政府図書」
朝鮮京都ヨリ日本大坂マテ西国海辺船路之図(選者:片岡氏)	延享05年(1748年)	国立公文書館	178-0049	「編脩地志備用典籍」、「大学校図書之印」
「朝鮮八道之図」(「三国通覧朝鮮図」(著者:林子平))	不明	国立公文書館	178-0343	「編脩地志備用典籍」、「秘閣図書之章」、「日本政府図書」
「朝鮮八道之図」(「朝鮮国全図 三国通覧図説零本」(著者:林子平))	天明05年(1785年)	国立公文書館	178-0447	「編脩地志備用典籍」、秘閣図書之章、「日本政府図書」、「地理寮地誌課図書之記」
「新訂万国全図」(校訂者:高橋景保)	文化07年(1810年)	国立公文書館	186-0758	紅葉山文庫(「国立公文書館デジタルアーカイブ」による)、「日本政府図書」
「朝鮮国地理図」	明治05年(1872年)模写	国立公文書館	178-0692	「図書局文庫」、「地理寮地誌課図書之記」、「正院地志課図籍之記」
「朝鮮全図」(編者:大日本海軍水路寮井田道壽 刻)	明治06年(1873年)10月	国立公文書館 東京大学史料 編纂所	177-0225 赤門書 庫旧蔵地図 12- 84	177-0225「外務省図書記」 赤門書庫旧蔵地図 12-84 「地誌備用図籍之記」

(黄色ハイライトは、明治政府作製地図)

(西から島の順番)	島の形状等	備考
「于山島」、「蔚陵島」の順	いずれもデフォルメされた山の形で表現。	
「于山島」、「蔚島」の順	いずれもデフォルメされた山の形で表現。	
「于山島」、「蔚島」の順	いずれもデフォルメされた山の形で表現。	
「于山島」、「蔚陵島」の順	いずれもデフォルメされた山の形で表現。	
(右から左に改行して)「于山国、蔚陵島、弓嵩(イソダケ)、竹島」	横に長い楕円形の一つの島の形。	
蔚陵島、その右下に于山島。	朝鮮沿岸に極めて近く。いずれも同じ大きさぐらいの0型。その間に4つ程の小さい島。	
(一つの島として)(右から左に改行して)「蔚陵島、于山国、弓嵩(イソダケ)」	一つの丸い島。イソダケは山のように描かれている。	
(一つの島として)「蔚陵島、于山国、弓嵩(イソダケ)」	一つの丸い島。イソダケは山のように描かれている。	
「于山」、「蔚陵」	朝鮮沿岸に極めて近く。いずれも同じ大きさ。	
八道総図:「于山島」、「うつ [*] 陵島」の順 江原道:「于山島」、「うつ [*] 陵島」の順	八道総図:いずれも縦長の米粒型。 江原道:いずれも横長の米粒型。	表紙に「海外総国之部」とあり、皇国地誌の編纂のために収集された資料と思われる。もともとは朝鮮出兵(文禄年間)の際に九鬼氏の家来が朝鮮で模写。元の模写本の持ち主は野津常勝。
「于山島」、「蔚島」の順	于山島はコッペパン、蔚陵島は金平糖の形。于山島の方が大きい。	銅版。「案朝鮮国沿岸経実測者甚希至其内部最欠之林子平嘗作朝鮮国全図然唯不過指示八道其餘半涉影響去年春日艦航海至其図得此国而帰今閱之其方向界址大半迷誤與尺不度一唯於其地各島稱総出彼邦人之手縷悉言之確鑿可拠故今覆寫之以姑補我寮之缺云数年之後寮測挙即固不免其写為贅也」

*「勞」の上半分に、下側の左側は「民」右側は「寸」

(地図名、製作者)	製作年	所蔵場所	請求番号等	所蔵印
「朝鮮国細見全図」 (編者：染崎延房 識／画工：石塚寧 斎縮寫)	明治06年(1873 年)11月	国立公文書館	177-0213～ 0216、178-0471	213, 214 「外務省図書 記」215 「外務省記録局」 216 「外務省図書記」、 「在清国日本公使館所蔵 記」471 「左院蔵書」、「史 官之印」、「内史文庫」、「太 政官記録印」、「日本政府 図書」
「朝鮮誌略」(東条 保編)(佐田白茅 献本)	明治08年(1875 年)2月	国立公文書館	271-0201	「外務省図書記」
「朝鮮国全図」(著 者：沢井満輝)	明治08年(1875 年)2月	国立公文書館	178-0482	「日本政府図書」
「朝鮮国全図」(金 鱗昇・音、瀬脇壽 人・校)	明治09年(1876 年)?	国立公文書館	177-0220	「在清国日本公使館所蔵 記」
「原板朝鮮全図之 写」(「海左全図」) (原図は、陸軍大 尉 勝田四方蔵、 陸軍少尉 益満邦 介 同誌)(原図 名は「朝鮮全図」)	明治09年(1876 年)8月(原図)	国立公文書館	177-0234	「外務省図書記」、「外務 省書籍掛」、「河野」印
「原板朝鮮全図之 写」(「海左全図」) (原図は、陸軍大 尉 勝田四方蔵、 陸軍少尉 益満邦 介 同誌)(原図 名は「朝鮮全図」)	明治10年(1877 年)8月(原図)	国立公文書館	177-0212	「外務省図書記」

※明治10年頃までに作製の地図についてまとめたもの(鬱陵島等の記載のあるものに限る)。

	(西から島の順番)	島の形状等	備考
	「鬱陵島」、その南方のかなり離れた南方に「于山島」	鬱陵島、于山島ともに比較的湾曲した複雑な海岸線を持つが、実際の鬱陵島や竹嶼の形とは大分異なる。于山島は、鬱陵島よりかなり小さい。	刊本。鬱陵島の右横に「日本ニテハ是ヲ竹島ト云」と記載アリ。下の「朝鮮国径緯」には、「鬱陵島ハ一名弓嵩（イソタケ）島ト云江原道ノ属島ニシテ三涉ノ地ヨリ水路一千里島ノ周廻凡百四五十里ト云」とある。
			「嶋嶼」のところに以下の記述あり。「鬱陵島或ハ子山島或ハ名弓高（キウカウ）ノ名アリ我邦竹島ト稱ス江原道ノ内ニアリ三年毎ニ一回水営ノ吏員ヲ遣リ此島ヲ検査ス水路一千里ト云」
	(右から左に、改行して)「弓嵩、鬱陵島、于山国」	右上に頂点に向いた二等辺三角形のような形。巨大な島一つのみ。于山島なし。	
	「于山島」、「鬱陵島」の順	いずれもデフォルメされた山の形で表現。	于山島（カイサントウ）及び鬱陵島（ウリョントウ）の間に「日本ニテ之ヲ竹島ト云」と縦書きで記載。
	「鬱陵島」、「于山」	鬱陵島はおにぎり型、その右下にずっと小さい山型の島で于山。	「此図ハ朝鮮漢城在留中理事宮本氏ニ議シテ彼政府ヨリ請求セシモノナリ此図タルヤ周囲ノ画線アルヲ以テ南北方図タルヲ知ルベシト雖トモ経緯線ノ区画ナク且ツ山河島嶼ノ位置錯乱セリ然レトモ各道ノ地名及ヒ京ヨリ各地ニ至ルノ里程等詳密ニ掲載シ我製図ノ缺漏誤謬ヲ補正スルニ足ル因テ朝鮮京城図ヲ併セテ収納シ以テ参考ニ備フル耳」
	「鬱陵島」、「于山」	鬱陵島はおにぎり型、その右下にずっと小さい山型の島で于山。	「此図ハ朝鮮漢城在留中理事宮本氏ニ議シテ彼政府ヨリ請求セシモノナリ此図タルヤ周囲ノ画線アルヲ以テ南北方図タルヲ知ルベシ雖モ経緯線ノ区画ナク且ツ山河島嶼ノ位置錯乱セリ然レモ各道ノ地名及ヒ京ヨリ各地ニ至ルノ里程等詳密ニ掲載シ我製図ノ缺漏誤謬ヲ補正スルニ足ル因テ朝鮮京城図ヲ併セテ収納シ以テ参考ニ備フル耳」

(図表 3) 内閣文庫欧米系の地図等

(黄色ハイライトは、渡辺洪基「松島之議」に登場する地図等 (※年は異なる可能性あり))

名称、作製者、作製年	所蔵場所	請求番号等	元の所蔵者 (所蔵印による)
Lippincott's pronouncing gazetteer. Revised (1871)	国立公文書館	E000347	「翻訳局」(消)、「太政官記録印」
		E000348	「太政官文庫」
The Imperial Gazetteer; A General Dictionary of Geography (1873)	国立公文書館	E000447	「法制局図書印」(消)、「太政官記録印」
Philips Imperial Library Atlas (作製年不明)	国立公文書館	E000450	「法制局図書印」(消)、「太政官記録印」
Chuchley's Popular Series of Educational Maps World. Adapted for elementary instruction (作製年不明)	国立公文書館	E000708	「法制局図書印」(消)、「太政官記録印」
Black's General atlas of the world(1873)	国立公文書館	E000710	「法制局図書印」(消)、「太政官記録印」
Black's General atlas of the world (1871)	国立公文書館	E000722	「秘閣図書之章」(消)、「修史館消印證」、「太政官記録印」
Black's General atlas of the world (1870)	国立公文書館	E006776	「外務省印信」(消)、「太政官文庫」
Philip's Comprehensive Atlas of Ancient and Modern Geography (1873)	国立公文書館	E000899	「左院蔵書」(消)、「内史文庫」、「史官之印」(消)、「太政官記録印」、「太政官文庫」
Chart of the World on Mercators projection (Hermann Berghaus, 1871)	国立公文書館	E002033	「太政官記録印」、「太政官文庫」
Collin's Series of Atlases The Student's Atlas (作製年不明)	国立公文書館	E003346	「大日本帝国図書印」、「太政官文庫」(「明治十二年購求」の印あり)
Mitchell's Modern Atlas (1871)	国立公文書館	E003355	不明印(消)「太政官記録印」(消)、「太政官文庫」
		E006696	「太政官文庫」、「外務省印信」(消)
		E008937	「農商務省図書」「内務省図書記」(消)、「太政官文庫」(「明治九年購求」の印あり)
		E13405	「書籍館印」、「浅草文庫」

	アルゴノート島（西洋地図にある幻の島）	ダジュレー島	現在の竹島	備考
	記載なし	DAGELET	記載なし	
	記載なし	DAGELET	記載なし	
	記載なし	DAGELET	記載なし	
	Argonaut or Take-sima（実線）	Daglet I. or Matusima	Hornet Is. or Liancourt Rks. （島影は2つ）	
	記載なし	記載なし	Hornet Is.	
	点線（日本の頁では島名記載なし、アジアの頁と中国の頁では Argonaut I. と記載）	Matsu Sima (Dagelet I.)	Hornet Is.	アジアの頁では、Argonaut I. と Dagelet I. の間に点線あり。
	点線（アジアの頁と中国の頁では Argonaut I と記載。）	Dagelet I.	Hornet Is.（アジアの頁のみ。中国の頁は地図の範囲外。）	
	点線（アジアの頁と中国の頁では Argonaut I と記載。）	Dagelet I.	Hornet Is.（アジアの頁のみ。中国の頁は地図の範囲外。）	
	記載なし	記載なし	記載なし	
	Argonaut I.	Dagelet I	Menelai I.	
	記載なし	Matsu Sima	Hornet Is.	
	記載なし	記載なし	記載なし	

名称、作製者、作製年	所蔵場所	請求番号等	元の所蔵者 (所蔵印による)
Mitshell's Modern Atlas (1872)	国立公文書館	E012255	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
		E012256	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
		E012258	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
		E012259	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
		E012260	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
Mitshell's Modern Atlas (1873)	国立公文書館	E012261	「記録局管理大蔵省図書之記」(消)、「紙幣寮官籍」、「銀行学局」、「日本政府図書」
The Family's Atlas Constructed by Eminent Geographers (1872)	国立公文書館	E004988	「法務省図書之印章」(消)、「太政官記録印」
The China Sea Directory Vol IV(Gt. Brit. Hydrographic Office) (1873)	国立公文書館	E006688	「太政官文庫」、「外務省図書記」
The Royal Atlas of Modern Geography (Alexander Keith Johnston) (1876)	国立公文書館	E009836	「日本政府図書」、「大日本帝国図書印」、「太政官文庫」
Handy Royal Atlas of Modern Geography (Alexander Keith Johnston) (1877)	国立公文書館	E015383	「日本政府図書」
The University Atlas of Classical and Modern Geography(1870)	国立公文書館	E014116	「日本政府図書」
Bacon's War Map of China and Japan (作製年不明)	国立公文書館	E021248	「日本政府図書」
A Map of China (The North China Daily News and The North China Herald) (作製年不明)	国立公文書館	E023733	「日本政府図書」
Preliminary Chart of Japan, Nipon, Kisiu and Sikoku and Part of the Korea from British and Foreign Government Surveys to 1870 (Gt. Brit. Hydrographic Office)	国立公文書館	E027003	「外務省図書記」、「日本政府図書」

	アルゴノート島（西洋地図にある幻の島）	ダジュレー島	現在の竹島	備考
	記載なし	記載なし	記載なし	
	記載なし	記載なし	記載なし	
	記載なし	記載なし	記載なし	
	Argonaut（実線）	Dagelet	記載なし	朝鮮沿岸に「鬱陵島」と「于山島」の中国名とみられる記載あり（Fan-ling-Tao及びTchian-shan-Tao）の記載あり。
	記載なし	MATU SIMA (Dagelet Island)	Liancourt Rocks	
	Argonaut（点線）	D a g e l e t o r Matsusima	記載なし	
	記載なし	D a g e l e t o r Matsusima	記載なし	
	Argonaut I.（実線）	Dagelet I	記載なし	
	Argonaut I.（点線）	Dagelet I	Hornet I ^s .	
	Argonaut I. (Take Shima)（実線）	Daglet I. (MatsuShima)	Hornet I ^s .	
	Tako sima orArgonaut P.D.（点線）	M a t s u S i m a (Dagelet I.)	Liancourt Rk ^s . (Hornet I ^s , Menelai & Olivutsa)	

名称、作製者、作製年	所蔵場所	請求番号等	元の所蔵者 (所蔵印による)
Japan, Nipon, Kisiu and Sikoku and Part of the Korea from British and Foreign Government Surveys to 1874 (Gt. Brit. Hydrographic Office)	国立公文書館	E027002	「日本政府図書」
Nippon (Japan) (R. Henry Brunton M. Inst. C.E., F.R.G.S., Late Enginner in Chief to the Lighthouse Departent of the Japanese Govenment (1876)	国立公文書館	E027024	所蔵印見当たらず
Map of Asia (Engraved and Printed by W. & A.K. Johnston) (作製年不明)	国立公文書館	E027048	「外務省図書記」、「日本政府図書」
Colton's General Atlas (1872)	国立公文書館	E027089	「外務省図書記」、「外務省印信」、「日本政府図書」
The Harmsworth Atlas and Gazetteer (作製年不明)	国立公文書館	E27824C	「拓殖局印」、「日本政府図書」
The Harmsworth Atlas and Gazetteer (作製年不明)	国立公文書館	E029112	「日本政府図書」

※明治 16 年頃までに作製又はその可能性のある地図についてまとめたもの。

	アルゴノート島（西洋地図にある幻の島）	ダジュレー島	現在の竹島	備考
	記載なし	M a t s u S i m a (Dagelet I.)	Liancourt Rk ^s .	
	記載なし	Matsu shima	Rocks	
	島影あり（実線。島名記載なし）	島影あり（島名記載なし）	2つ島影あり（島名記載なし）	
	Tako sima I. Argonaut（実線）	Matsu sima I. Daglet（実線）	記載なし	
	記載なし	Matsu Shima(Daglet I.)	Liancourt Rks.	
	記載なし	Matsu Shima(Daglet I.)	Liancourt Rks.	

第6章 明治10年「太政官指令」当時の政治情勢

～天皇も太政大臣も「太政官指令」には関わっていない～

松澤 幹治

はじめに

1. 太政官指令には明治天皇も三条太政大臣も関わっていない

- (1) 明治天皇の出発
- (2) 岩倉具視を摂政に
- (3) 明治天皇の京都・奈良訪問と西南戦争の勃発
- (4) 西南戦争の戦況
- (5) 「太政官指令」が出た時、どこにいたか
- (6) 小結

2. 外務省の関与について

おわりに

補論 「元禄竹島一件」と「太政官指令」

はじめに

明治10（1877）年3月の「太政官指令」の決定が、誰によって、どういう状況下において行われたのかについては、これまで正面から論じられてこなかった。

周知のように、この「太政官指令」には、右大臣・岩倉具視、参議・大隈重信、同・大木喬任、同・寺島宗則の4人の決定印しかない。太政大臣・三条実美をはじめ、他の参議たちの決定印がないのである。これは何故なのか。

また、太政官の決定を求める内務省からの伺いが、なぜ内務卿・大久保利通からではなく代理の前島密によって行われたのかについても、これまで正面から論じられた論文はない。

結論から言えば、当時は西南戦争のために大久保利通をはじめ明治政府の中樞が東京を離れて対応にあたっていたためであり、摂政に任じられた岩倉具視が決定に当たったのである。この時は明治天皇も東京にはおらず、決定に参加していない。

さらに、対外的に重要な事項が決まったのであれば、そこには外務省の関与があるはずである。ところが、「太政官指令」は内務省の伺いに対する決裁であり、決定に外務省が関与した形跡は全くない。4人の参議のうち外務卿の寺島宗則は確かに押印しているが、省としての外務省が決定に関わったことを示す文献はないのである。

この論文は、この2点について明らかにすることを目的とし、「太政官指令」が対外的に重要な意義を持つものではないことを述べるものである。

1. 太政官指令には明治天皇も三条太政大臣も関わっていない

明治10年3月に「太政官指令」が決定されたとき、明治政府の中枢は二つに分かれていた。

明治天皇は同年1月に行われた父の孝明天皇の10年祭のために京都に行っており、西南戦争の勃発でそのまま京都にとどまった。大久保利通が急遽京都にかけつけ、参議たちは戦争の対応に当たった。

明治天皇が東京から京都に出発するにあたって岩倉具視には「摂政」としての権限が付与されたが、重要事項の決定は知らせるように命ぜられていた。しかし、岩倉がこの「太政官指令」の決定を明治天皇に知らせた記録はない。隣国との国境が新たに決定されたのなら、当然天皇に報告されてしかるべきであるが、そうではなかった。太政官指令の内容は、「旧政府」すなわち江戸幕府の決定の通りという解釈であったので、重要事項とは考えられなかったのではないか。すなわち、江戸時代の「元禄竹島一件」で鬱陵島は朝鮮領と定められたが、これがそのまま踏襲されたにすぎなかったのではないか。

太政官指令が立案された明治10年3月20日は、西南戦争の田原坂（たばるざか）の決戦の日であった。政府の関心はもっぱら西南戦争にあったと思われる。

太政官指令には右大臣の岩倉具視と参議の大隈重信・大木喬任・寺島宗則の計4人の決定印しかない。当時の明治政府中枢は以下の10人である。

太政大臣 三条実美（公家）
右大臣 岩倉具視（公家）
内閣顧問 木戸孝允（長州）
参議兼内務卿 大久保利通（薩摩）
参議兼大蔵卿 大隈重信（肥前）
参議兼司法卿 大木喬任（肥前）
参議兼外務卿 寺島宗則（薩摩）
参議兼陸軍卿 山縣有朋（長州）
参議兼工部卿 伊藤博文（長州）
参議兼開拓使長官 黒田清隆（薩摩）

このうち、三条実美太政大臣、内閣顧問の木戸孝允、参議の山縣有朋・伊藤博文は天皇の行幸に供奉していた。西南戦争が勃発し、大久保利通が急遽京都にかけつけた。天皇は2月21日に予定されていた東京への帰京を変更し、戦争が終結するまでそのまま京都に止まることになった。東京に帰ったのは7月である。

2月19日、西郷軍への「暴徒征討の令」を発して、「征討事務は行在所より仰せ出さる」ことになり、「尋常の政務と非常の政務を別たせらる」こととなった。

これにより、明治政府は二つに分かれることになる。すなわち「非常の政務（征討）」にあたる京都（明治天皇・三条実美・大久保利通ら）の政府と、「尋常の政務」にあたる東京の岩倉具視（摂政）らの政府である。参議たちは京都や大阪等で戦争対応にあたり、この間、大阪に

は3月1日から4月20日まで「内閣出張所」が置かれた。まさに明治政府の中枢が東京と関西の二つにわかれていたのである。陸軍卿の山縣有朋と薩摩出身の参議・黒田清隆は、ともに「参軍」として直接九州の戦場に出陣した。

すなわち、明治天皇をはじめ、三条、木戸、大久保、伊藤、山縣、黒田の6人は「太政官指令」に関わっていなかったのである。

本章では、「太政官指令」決定時の政府中枢の人物たちの動きを追い、「太政官指令」が日本の国境を新たに決定するような重要事項とは考えられていなかったことを述べてみたい。

(1) 明治天皇の出発

明治10(1877)年1月24日、明治天皇一行は東京から京都に出発した。1月30日に行われる、父である孝明天皇の「十年式年御親祭」のためである。

孝明天皇が亡くなったのは、慶応2年12月25日である。1か月のずれがあるが、明治6年に新暦になっている。慶応2年12月25日は、新暦で1867年1月30日にあたる。その10年祭を明治天皇が自ら親祭しようというのであった。

さらに、2月11日の「紀元節」に大和の神武天皇陵に参拝する。幕末、それまで定かでなかった神武天皇陵が現在の地の「畝傍山東北陵」に定められた。明治6年には「紀元節」が制定された。『日本書紀』に記された神武天皇即位の日を建国の紀元とし、その日を太陽暦に換算して2月11日を「紀元節」としたのである。

この行幸を「大和京都行幸」という。供奉した人たちの名簿がある（「大和京都行幸供奉」『官職通鑑』明治十年 第十卷（以下『官職通鑑』という）¹⁾。天皇が7月に東京に帰ったこともここに見える。

以下、主として『明治天皇紀』第四によって、天皇や政府要人の動きを追ってみたい。同書の記述は事項ごとにまとめて書いてあり、日付による条だてと実際に起こった日付とはずれがあるので、条だての日付とページをあわせて示し、適宜句読点を打つ²⁾。

明治10年1月24日 **大和国及び京都行幸の途に就きたまふ**（『明治天皇紀』19頁）

24日は午前7時に仮皇居³⁾を出発。三条実美太政大臣をはじめ、熾仁親王、木戸孝允、山縣有朋などが供奉した（大久保利通は同行せず）。ここには伊藤博文は書かれていないが、上掲

¹⁾ 『官職通鑑』0000 1056 国立公文書館所蔵（簿冊標題：職員録・明治十年・官職通鑑卷十）。同アジア歴史資料センター・データベースにて閲覧可能（レファレンスコードA09054448400）

<https://www.digital.archives.go.jp/das/image/F0000000000000068179>
（2021年6月25日閲覧。以下、インターネット閲覧日は全て同じ）。

²⁾ 宮内省臨時帝室編纂局編『明治天皇紀』第4（明治10年～12年（69～91巻））（吉川弘文館、1970年）。なお、『明治天皇紀』は計13冊で構成される。

³⁾ 仮皇居とあるのは、旧紀州藩江戸藩邸であった青山御所である。東京奠都により旧江戸城西の丸が皇居となったが、明治6年消失し、明治宮殿が明治21年に完成するまでは仮皇居であった。

の『官職通鑑』『大和京都行幸供奉』、および『岩倉公実記』⁴⁾では供奉したことが書かれており、あるいは途中で合流したものと思われる。

天皇一行は、新橋停車場から汽車で横浜停車場に行き、横浜から高雄丸（船）に乗船した。途中、悪天のため鳥羽港を経て28日朝に神戸港着、神戸停車場から鉄道で京都停車場に行き、午後7時、京都御所に到着した（23-24頁）。

(2) 岩倉具視を摂政に

これよりさきの1月22日、出発を前に岩倉具視を摂政に任じた。（19頁、24日条）

二十二日、右大臣岩倉具視に勅するに、西幸中庶政を撰すべきを以てしたまふ、
但し大事は之れを行宮に奏して裁可を請はしめ、
其の稽緩すべからざるものは處決して後、以聞せしめたまふ

すなわち天皇および三条太政大臣はじめ供奉の者たちがいない間、岩倉具視に政治を任せ
るが、大事は天皇の行宮に奏上して裁可を求めることとし、急を要するものは決定後、天皇
に報告せよ、ということである⁵⁾。「太政官指令」が朝鮮国との新たな国境を定めた決定であ
るならば、当然、天皇の裁可を求めたはずであり、また政策決定の結果を報告したはずであ
る。ところが、こうした記録は全くない。岩倉自身の記録である『岩倉公実記』にも何の記
述もない⁶⁾。すなわち、天皇の裁可を必要とするような大事な決定ではなく、報告の必要も
ない事項だったと考えられる。

(3) 明治天皇の京都・奈良訪問と西南戦争の勃発

1月30日、孝明天皇陵（京都市東山区）で、明治天皇による「十年式年御親祭」が盛大に
行われた（28頁、30日条）。

次いで2月5日、京都神戸間の鉄道既に開通せるを以て、「開業の典」が行われた（40頁）。
明治天皇は京都・大阪・神戸の各停車場に臨幸。ここに参議兼工部卿の伊藤博文の名前も現
れる。

ところが、翌2月6日、「鹿児島警報、数々到る」（45頁）とあり、西南戦争の勃発を告
げる警報が続々と入ってきた。「実美、孝允、参議伊藤博文等、相議する所あり」（同）とあつ
て、三条実美、木戸孝允とともに伊藤博文も対応に当たっていることがわかる。

⁴⁾ 「車駕西幸具視留守ノ事」多田好問編『岩倉公実記』下巻2（皇后宮職、1906年）1394頁、国立国会図書館所蔵。国立国会図書館のデジタルコレクションで閲覧可能。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/781065>

⁵⁾ 同上。

「一月二十四日車駕西幸スルヲ以テ具視ニ勅シ東京ヲ留守シ庶政ヲ理シ大事ハ行宮ニ奏シ其稽緩スヘカラサルモノハ處決以聞セシム 御委任状ニ曰ク 右大臣 岩倉具視 朕西幸ノ間親ク政ヲ視ルコトヲ得ス 凡百ノ事 爾具視ニ委任ス 爾具視其朕カ意ヲ体シテ之ヲ処分セヨ 若夫重大ノ件ニ至テハ一々之ヲ行宮ニ以聞シテ裁ヲ請ヘ 事ノ緊急ニシテ稽緩スヘカラサル者ハ便宜處決シテ後其事ヲ以聞スヘシ 明治十年一月廿四日 御璽」

⁶⁾ 同上。「車駕西幸具視留守ノ事」1394頁から「車駕東還ノ事」1565頁の間には関連の記述は見当たらない。

続いて明治天皇は、2月11日の紀元節に大和の神武天皇陵に参拝した。

2月7日条 (48頁)

紀元節の佳辰を以て神武天皇畝傍山東北陵を拝したまわんとし、大和国へ幸す。

伏見を経て宇治泊。8日平等院、午後に奈良着。9日大仏殿で奈良博覧会をみたあと正倉院御物天覧。10日、奈良を発し、午後4時、高井郡今井町の行在所、称念寺着。

2月11日、神武天皇畝傍山東北陵に臨幸、御拝 (56頁)。

儀式には孝明天皇陵親祭のときと同じく大勢の人が参加した。

明治新国家の体制固めのために重要視されていた大和・京都市行きだったことがわかる。

明治天皇一行は、堺・大阪を経て、2月16日、京都に帰った (72頁)。

『明治天皇紀』には、この間にも鹿児島島の戦況を報告する記述があり、47頁には鹿児島に派遣された内務少輔・林友幸が2月12日に

「人を尾道に送り、電信を以て 鹿児島島の暴状を京都滞在の太政大臣・三条実美、および内務卿・大久保利通ならびに熊本鎮台に報ぜしめ・・・」

とあって、このとき大久保利通はまだ東京にいる。(『大久保利通日記』⁷⁾によれば、大久保は2月13日東京発。)

林友幸は夜半に神戸に入港、参議・山縣有朋が、三条実美の命を受けて、伊藤博文とともに出兵準備について協議した (47頁)。

2月17日条によれば (76頁)、参議・大久保利通は、岩倉等の意見を斉 (もたら) して東京発。『明治天皇紀』のここには日付がないが、上記のように『大久保利通日記』により、2月13日東京発とわかる。

大久保は、16日、船で神戸着。伊藤および海軍大輔・川村純義 (川村も当初から供奉) と熟議。

17日 三条、木戸、大久保、伊藤 京都小御所に会して凝議。 山縣大阪より到る。

とある (76頁)。

こうして戦争の準備が整い、

2月19日 「暴徒征討の令」を発した (79頁)。布告文 (79-80頁)

同日午前10時、供奉していた有栖川宮熾仁親王が征討総督となり (80頁)、

陸軍卿・山縣有朋と海軍大輔・川村純義が征討参軍に任じられた⁸⁾。(海軍卿は欠員)

そして、「征討事務は行在所より仰せ出さる」ことになり、「尋常の政務と非常の政務を別たせらる」こととなった (80頁)。

⁷⁾ 日本史籍協会編『大久保利通日記』下 (日本史籍協会、1927年) 536頁 2月13日条、国立国会図書館所蔵。国立国会図書館のデジタルコレクションで閲覧可能。

<https://dl.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/1075745>

⁸⁾ 『前掲文書』(注1) 2月19日任 (山縣有朋 0000 1066、川村純義 0000 1067、海軍卿 (欠員) 0000 1064)。

明治天皇は、当初2月11日の大和での紀元節の儀式を終えた後、乗艦高雄で2月21日に東京に帰る予定であったが(46頁)、平定の時に至るまで京都滞在の叡慮(80頁)となった。

これにより、明治政府は二つに分かれることになる。すなわち非常の政務(征討)にあたる京都(明治天皇・三条実美ら)の政府と東京の岩倉具視らの「尋常の政務」にあたる政府である。「尋常の政務」は東京の岩倉も可能であった。

こうして「征討総督本営」が大阪に置かれた。

83頁 2月20日条 昨日征討の令下るや征討総督本営を大阪に置く。

91頁 2月25日 征討を天下に布告 布告文 (-94頁)

さらに3月1日には、「内閣出張所」を大阪に設けた(99頁 3月1日条)。

この「内閣出張所」については、4月20日これを廃す(99頁)とあるので、3月1日から4月20日まで、「内閣出張所」が大阪にあったことがわかる。

天皇と三条は京都におり、木戸・大久保・伊藤は京阪を往来した(99頁)。

「太政官指令」の文書によれば、内務省の見解を述べて、「版図のことは重大」として内務省から太政官への伺いが大久保利通代理の前島密から右大臣の岩倉具視に出されたのが3月17日。太政官の立案が3月20日。太政官の決定が岩倉具視から前島密に出たのが3月29日であった(本論文集の翻刻『公文録』)。そして前島密から島根県に通達されたのが4月9日である(島根県文書綴『地籍 明治9年』⁹⁾)。

この間には「内閣出張所」がずっと大阪にあった。

(4) 西南戦争の戦況

それでは、西南戦争の戦況を見てみよう。西南戦争の詳細について述べるのが目的ではないので、大きな政治的・軍事的流れはさておき、参軍として戦場に関わった**山縣有朋**と**黒田清隆**の動きを中心に、「太政官指令」の出された3月中旬から下旬に到るまでの経緯を簡単に述べる。

西郷暗殺の疑いをもった鹿児島私学校徒たちは、1月29日、陸軍火薬庫を襲撃、31日には磯の海軍造船所の火薬庫を襲撃、2月1日と2日にも造船所を襲撃して弾薬を略奪した¹⁰⁾。

2月14日 薩軍は私学校前の旧練兵場で閲兵式を行い、翌15日、雪の中を出発した。西郷軍の挙兵である¹¹⁾。西郷も2月17日に鹿児島を出発した¹²⁾。

⁹⁾ 島根県総務部総務課編『竹島関係資料集第二集 島根県所蔵行政文書一』15-16頁。

¹⁰⁾ 小川原正道『西南戦争』(中公新書、2007年)50-51頁。

¹¹⁾ 同上、71頁。

¹²⁾ 同上、72頁。

2月21日 薩軍が熊本城下に侵入、翌22日、熊本城攻撃が始まった¹³⁾。
政府軍の戦争の指揮は山縣有朋がとった。(以下、『明治天皇紀』)

91頁 2月25日 西郷軍征討を天下に布告。 布告文 (-94頁)

2月24日、征討総督・有栖川宮熾仁親王、進発。神戸から福岡に向かう(90頁)

山縣有朋は、これに先立ち、前日の23日、「征討総督に先だちて神戸港を発し、博多に赴」(90頁)いた。

3月1日、福岡に征討の「本営」が置かれた(99頁 3月1日条)。上掲の「内閣出張所」を大阪に設けたのと同じ日である。

3月3日、山縣有朋は福岡より南関に到り、兵を率いて高瀬町に出た(99頁)。熊本に向かう要地である。ここに、田原坂の戦いが始まる。

3月4日、本軍の諸隊、進みて、田原坂の壘を攻む。(略)劇戦夜に入りてやまず。(略)是れより劇戦、連日絶えず。とある(110-111頁)。

こうした中で山縣は、15日には「参軍山縣有朋、横平山の山麓にありて自ら戦を督」(129頁)、とあって戦場で指揮に当たっていたことがわかる。

戦闘の詳細は省略するが、3月20日になって、ようやく「田原坂の賊壘を抜く」ことができた(128頁)。

同130頁「開戦以来十八日を経て、漸く田原の險を抜く(略)二十日、田原坂の陥落するに及び、有朋、司令長官三浦五楼に命ずるに進軍を以てす」とある。

田原坂の激戦を政府側が制したのが、「太政官指令」が立案された3月20日であった。その直前、内務省から太政官に伺いが出された3月17日は、田原坂の激戦の最中だったのである。

東西の相談

ここで注目されるのは、戦争遂行について、東京の岩倉具視が京都の三条実美・木戸孝允に所見を寄せていることである(3月9日条118-121頁)。戦略上の提言や、兵士の徴募、西郷の官位褫奪は徳川慶喜の例によるべきこと、など8項目について意見をのべ、木戸孝允がこれに答えている。東西に分かれていても意思疎通は可能だったのであり、重要事項であれば、意見を交わして決定することが可能な状況だったのである。

黒田清隆

こうした中、薩摩出身の参議・黒田清隆にも鹿児島行き命令がくだる。

(『明治天皇紀』2月26日条 92頁)

¹³⁾ 同上、85頁。

勅使・柳原前光を鹿児島に派遣することになり、黒田清隆は柳原とともに鹿児島に行くべき命令を受け、勅使護衛の陸兵・巡查などを率いて3月7日長崎に着いた(104頁)。

3月8日 海路・鹿児島到着。征討令と西郷・桐野・篠原の官位褫奪を伝える¹⁴⁾。

3月13日 鹿児島を離れる。県令・大山綱良を随行せしむ。(大山はのちに斬首される。)視察団の身柄を預かり(中原尚雄はこの時助けられた)弾薬を没収¹⁵⁾。

柳原勅使に随行していた黒田清隆と高島鞆之助は、鹿児島を実地検分した結果、勅使護衛隊を活用して海路熊本城の背面に上陸し、南から包囲網を解くべきだと考えるに到った。帰路の長崎で3月13日、黒田はこれを建策して容れられ、黒田は参軍に就任する¹⁶⁾。木戸や大久保も背面軍編成を提案していた。

『明治天皇紀』122頁

3月14日条、黒田清隆を征討参軍とし、賊軍の背後を衝かしめる(3月14日任 『官職通鑑』0000 1066)。

八代方面より賊背を衝く(『明治天皇紀』123頁)。

黒田は、諸隊を整え、艦艇を肥後海に出没させて敵眼を乱し、八代近傍より一挙に上陸、熊本をめざし猛進した¹⁷⁾。

4月14日、川尻方面から接近していた黒田の背面軍は、熊本城との「連絡」に成功した¹⁸⁾。

4月15日、熊本城入城。翌16日、山縣有朋と対面¹⁹⁾。

正面軍の山縣有朋との感情の葛藤もあったようだが、4月15日、熊本城との「連絡」に成功すると、黒田は参軍の解任を願い出て、あとは山縣有朋にまかせた。師である西郷隆盛の「首級にまみえる」仕事は、長州の山縣にまかせたのである²⁰⁾。

黒田は4月22日免となっており、この段階でやっと一段落したことがわかる。大阪の内閣出張所が廃されたのも4月20日であった。「太政官指令」が審議されている間、西南戦争は重大な局面を迎えていたのである。山縣有朋はこの後も戦争指導にあたり、城山で西郷が自決(9月24日)して、山縣が東京に帰るのは10月であった(後述)。

14) 同上、73頁。

15) 同上。

16) 同上、131頁。

17) 井黒弥太郎『黒田清隆』(吉川弘文館人物叢書、1977年)96頁。

18) 小川原『前掲書』(注10)105頁。

19) 井黒『前掲書』(注15)97頁。

20) 同上、93-98頁。

(5) 「太政官指令」が出た時、どこにいたか

太政官指令の内務省の伺は3月17日、太政官の立案が20日、決定が29日であるが、このとき、政府中枢の各人はどこで何をしていたか。『明治天皇紀』に探してみる。

126頁 3月16日

鹿児島に勅使として派遣された柳原前光が三条実美侍立のもとに天皇に謁し、鹿児島状況を復命した。明治天皇と三条実美が、とも京都にいたことが確認できる。柳原は、即日、大阪に到って、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文に報告とあって、この3人が大阪にいたこともわかる。

一方で、127頁 3月17日条には、鹿児島県令・大山綱良の官位褫奪 のことのみあって、「太政官指令」の内務省関連については何も記述がない。

3月20日条（太政官指令立案の日）127頁にも「太政官指令」の記述はない。128頁に 岩倉具視 仏国陸軍大尉フルセル等引見 陸軍省雇教師帰国 赤坂仮皇居 とあるのみである。

130頁 3月21日 天皇 御学問所に出御（京都）。大和国より還幸後も毎朝西南事変に就き三条より概要を聴くとあり、明治天皇の関心事も、当然のことながら西南戦争であった。

この間にあって、3月22日、大久保利通は仏国博覧会（翌明治11（1871）年パリ開催）の事務総裁に就任している。

132-133頁 3月22日条 「この日、仏国博覧会事務局を内務省に置き、内務卿大久保利通を仏国博覧会事務総裁と為し、大蔵大輔松方正義を同副総裁と為す」

大久保は、明治11年5月14日に暗殺され、パリ万博開催は5月20日からだったので、その直前に暗殺されたことになる。

この年、明治10年8月、西南戦争の最中に、日本で初めての内国勸業博覧会の開場式が東京上野公園で行われた。この博覧会は、日本が参加した1873年のウィーン万国博覧会を参考に、初代内務卿大久保利通が推し進めたものである²¹⁾。殖産興業をかかげた明治政府の政策の基本であり、この時期の大久保にとって、重要な決定だったと思われる。

134頁 3月25日 天皇、京都市内巡幸

これは木戸孝允が発案したもので、天皇の鬱屈した気分を解消しようというものである。明治天皇は信頼していた西郷が政府に反して挙兵したことで、気落ちしていた。戦争の行方も決せず、衆心倦怠の色あり、天皇は深宮から出ることがなかった。そこで木戸の発案により京都市内巡幸となったもので、当初24日に予定されていたが、悪天候のため、25日になって、乗馬による巡幸が行われた。

²¹⁾ 第1回内国勸業博覧会については国立国会図書館ウェブサイトを参照。

<https://www.ndl.go.jp/exposition/s1/naikoku1.html>

一方、東京の岩倉も仕事をしている。

136 頁 3 月 26 日条 海軍省雇傭国軍人チボデー 帰国。

チボデーは「横須賀造船所にてウェルニーを助け」た人物である。

「岩倉 嘉賞を伝達」とあって、岩倉が天皇にかわって伝達しており岩倉は摂政の仕事をしている。これに関連して、27 日 芝離宮で午餐 岩倉及び外務卿・寺島宗則 接伴、とあり、このときは、外務卿の寺島宗則も同席していた。

3 月 29 日 太政官指令決定の日

3 月 29 日条の条だて自体がない (28 日条が 137-139 頁、次は 31 日条 139 頁)

139-140 頁

3 月 31 日 天皇、大阪鎮台病院に行幸。大阪から汽車で午後 6 時に京都に還幸している。この日、木戸孝允・大久保利通・伊藤博文などに酒肴を賜ひて大阪内閣出張所出張の労を慰したまふ

とあって、大阪での対応は、ここでいったん落ち着いたことがうかがえる。

「大阪内閣出張所」が廃されたのは前述のように 4 月 20 日 (『明治天皇紀』99 頁) であった。黒田の「征討参軍」の任務の解除 4 月 22 日である (『官職通鑑』0000 1066)。

西南戦争の行方は、西郷隆盛の城山での自決が 9 月 24 日。山縣有朋が東京に帰ったのは 10 月であった²²⁾。

明治天皇は三条実美太政大臣らとともに引き続き京都におり、東京に帰るために京都を発つのは 7 月 28 日、神戸から船で横浜に着き、赤坂仮皇居着は 7 月 30 日であった。三条実美と伊藤博文が供奉・同行しているのが確認できる (『明治天皇紀』221-224 頁)。大久保利通は 3 日後の 8 月 2 日に東京に帰っている (同 225 頁)。

すなわち、7 月までは日本政府が二つに分かれた状態が続いていたのである。

(6) 小結

以上みてきたように、明治 10 年 3 月に「太政官指令」が決定されたとき、政府の重大関心は西南戦争であり、政府中枢は二つに分かれていた。「太政官指令」に 4 人の決定印しかないのはこのためである。明治天皇をはじめ、三条実美、木戸孝允、大久保利通、伊藤博文、山縣有朋、黒田清隆の政府中枢 6 人は「太政官指令」には関わっていなかった。

旧政府(江戸幕府)の決定(=鬱陵島は朝鮮領)を確認しただけなので、「大事」とは認識しなかったのではないか？

すなわち、江戸時代の「元禄竹島一件」(「鬱陵島争界」)で鬱陵島は朝鮮領と定められたが、これがそのまま踏襲されたにすぎなかったものと思われる。

²²⁾『前掲文書』(注 1) 0000 1066。関連人事については以下のとおり。

鹿兒島征討総督 二品 熾仁親王 2 月 19 日任 10 月 10 日凱旋
陸軍参軍 山縣有朋 2 月 19 日任 10 月帰東京。

この江戸時代の「元禄竹島一件」で日朝両国政府が問題としたのは鬱陵島（当時の竹島）だけであり、当時の松島（現竹島=独島）は議論の対象にはならなかった。すなわち現竹島（独島）については「元禄竹島一件」では日朝間では何の判断も示されていない。これが明治10年にそのまま踏襲されたにすぎないのが、「太政官指令」なのではないか。

朝鮮との間に新たに国境を定めるのであれば、岩倉から三条や木戸などに相談が行ったはずである。

長州勢の不在

ここで注意されるのは、「太政官指令」の決定に、長州出身者が一人も関与していないことである。彼らの師である吉田松陰は竹島（鬱陵島）の開拓に関心を示し、木戸孝允（当時の桂小五郎）と村田蔵六は幕府にそれを願う文書を書いた。今回の決定には、木戸孝允・山縣有朋・伊藤博文の長州勢が全く関与しなかった。また薩摩の黒田清隆は直前の明治9年2月、日朝修好条規（江華島条約）を結んだ本人であり、朝鮮との国境には関心があったものと思われるが、これも戦場にあつて決定には参加しなかった。さらに、黒田とともに江華島条約を結んだ長州出身の井上馨は、のちに外務卿・外務大臣となるが、このときは外遊中であり、日本にはいなかった。（明治9年6月～明治11年7月）²³⁾。

これらの人々が全く関与しないままに「太政官指令」が決定されたことは注目されてよい。

2. 外務省の関与について

それでは、「太政官指令」に外務省が関与していたかについての検討に移る。確かに太政官指令には外務卿の寺島宗則が押印している。しかし、ここに省としての外務省の関与はあったのか？

まず確認したいことは、「太政官指令」の11の文書には外務省の罫紙が使われたものはないことである。内務省からの伺いだから当然とも言える。

国立公文書館所蔵の『公文録』には、この時期に各省からの伺いを太政官が決裁した文書が残っている。

明治10年3月の内務省の伺いの簿冊には、全部で36の伺いが載っている²⁴⁾。16番目が「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」（いわゆる「太政官指令」）である。これら36の伺いには、それぞれ上部に「外交」「制度」「民法」「商法」「地方」などの印鑑が見える。これは『太政類典』にまとめるときの分類とみられる²⁵⁾。

²³⁾ 堀雅昭『井上馨 開明的ナショナリズム』（弦書房、2013年）「井上馨略年譜」275-276頁。

²⁴⁾ 『公文録』25巻明治10年3月内務省伺（一）国立公文書館所蔵、国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可能。
https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?BID=F0000000000000003080&ID=&LANG=default&GID=&NO=1&TYPE=d1&DL_TYPE=pdf&CN=1

²⁵⁾ 『太政類典』国立公文書館所蔵、国立公文書館デジタルアーカイブで閲覧可能。
<https://www.digital.archives.go.jp/dajou/>

16 番目の「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方向」（「太政官指令」）の印鑑は「地方」となっている。「外交」に関わるものであれば、そちらに分類されるはずであるが、「地方」となっているのは、地方制度に関わるもので、外交関係に関わるものではないことを示す。

以下に、これらの伺いの題目を示す。冒頭は分類で、印鑑の陰影が不鮮明のものもある。

- (雑) 石井内務権大書記官外一名県官心得御下命ノ儀上申 一 (全2ページ)
- (地方) 県官任期例参事任期等ノ儀伺 二 (全3ページ)
- (官規) 廃免ノ官員履歴書差出ノ儀照会 三 (全4ページ)
- (産業) 内藤新宿農学生徒寄宿舎駒場野へ移シ建築増入費下渡伺 四 (全9ページ)
- (民法) 人民所有ノ船舶売買并書入質取扱方ノ布告伺 五 (全12ページ)
- (運漕) 郵便為換金高改正ノ布告伺 六 (全6ページ)
- (運漕) 飛信送送賃別途下附伺 七 (全5ページ)
- (地方) 熊本県下中無田村其他合併改称伺 八 (全4ページ)
- (除) 各府県村市合併改称届・自九年三月至同六月 九 (全2ページ)
- (外交) 神奈川県下外国人遊歩規程測量卒業ノ儀上申 十 (全4ページ)
- (地方) 岐阜県下警察署敷地下附并同地種組換伺二条 十一 (全11ページ)
- (官制) 東京府下警視出張所地所困込伺 十二 (全4ページ)
- (商法) 流失材取扱規則布告伺 十三 (全25ページ)
- (外交) 横浜手外人居留地買上家作引移料下附伺 十四 (全8ページ)
- (官制) 長崎病院地所ノ内司薬場へ引渡ノ儀伺 十五 (全6ページ)
- (地方) 日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方向** 十六 (全21ページ)
- (制度) 旧神官編籍ノ儀伺 十七 (全4ページ)
- (産業) 戸籍記載方ノ儀伺 十八 (全4ページ)
- (外) 岐阜県土族石河光瀨族籍ノ儀伺 十九 (全10ページ)
- (産業) 附籍廃止ノ布告伺 二十 (全7ページ)
- (制度) 僧尼志願ノ者得度改名ノ儀伺 二十一 (全3ページ)
- (民法) 建物ノ字義弁明ノ儀布達伺 二十二 (全6ページ)
- (民法) 東京府平民萩原奈加英国管民黄如雲ト結婚伺 二十三 (全17ページ)
- (民法) 土族一戸ヲ潰スノ儀伺 二十四 (全4ページ)
- (産業) 全国戸籍表・明治七年一月一日調・上呈并御達伺 二十五 (全5ページ)
- (制度) 旧広島藩浅野敬吾元家来身分編籍ノ儀伺 二十六 (全24ページ)
- (教法) 官国幣社所属摂社改正達方向 二十七 (全3ページ)
- (教法) 藤島神社列次ノ儀伺 二十八 (全2ページ)
- (教法) 神宮制札改正ノ儀伺 二十九 (全10ページ)
- (教法) 旧鶴岡県下桜山神社新設伺 三十 (全4ページ)
- (教法) 山形県下湯殿山神社分霊社新設伺 三十一 (全8ページ)
- (教法) 福島県下都々古別神社迂坐費下附伺 三十二 (全7ページ)
- (教法) 岡山県下中山神社迂坐費下附伺 三十三 (全9ページ)
- (外) 社寺所有地売却処分布達伺 三十四 (全5ページ)

(官規) 奏任以上神官并教導職出京等ノ願届省限聞置ノ儀伺 三十五 (全2ページ)

(教法) 京都府下建勲神社建営ノ儀伺 三十六

一方で、外務省からの伺いには、「太政官指令」に関するものがない。明治10年3月～4月が一括して簿冊になっている²⁶⁾。

一覧を示せば、以下の通りである。

御国人ヲ救助セシ米国郵船長へ謝儀ノ儀伺 (全11ページ)
各官庁ニテ外国人雇入ノ節其姓名職務等通知相成度御達方上申 (全5ページ)
清国天津近傍兵卒暴挙ノ儀上申 (全2ページ)
露国軍艦医官官軍負傷者治療致度儀上申 (全7ページ)
在清国北京森全権公使ヨリ暑中賜暇繰上ノ儀伺 (全3ページ)
在仏国中野臨時代理公使ヨリ書籍廻送ノ件 (全2ページ)
外務卿官舎建築費増額ノ儀上申 (全4ページ)
独逸国人ロスモントヨリ新潟戦争ノ節損失品ノ償申立ノ件 (全4ページ)
各国軍艦祝砲交換条例一定ノ儀上申 (全7ページ)
鹿児島県雇和蘭人へ家賃其他経費ノ儀上申 (全5ページ)
仏国大統領親書呈進ノ儀上申 (全6ページ)
公使領事以下官員年俸并経費減額施行ノ儀上申 (全33ページ)
当省延遼館へ移転ノ儀上申 (全1ページ)
山口県士族井上省三独逸人ト結婚ノ儀伺 (全3ページ)
伊国公使為御暇乞拝謁願ノ儀上申 (全6ページ)
行在所第八号戦時船舶出入密売取締布達箇所問合 (全4ページ)
朝鮮国釜山港在留我国犯罪人処分方上申 (全4ページ)
洪葛利国ブダペスト統計学公会ノ節政府委員仏人モリスブロック復命書進呈 (全19ページ)
鹿児島県雇英人へ旅費其他支給ノ儀上申 (全5ページ)
米国新大統領就職ノ式吉田全権公使ヨリ送呈 (全6ページ)
伊太里公使ヨリ内意申聞候儀伺 (全5ページ)
伊国皇帝ノ親書進呈 (全4ページ)
上海領事館建築地所買上代仕払ノ儀伺 (全7ページ)
郵便条約ノ儀ニ付青木公使へ委任状渡方伺 (全4ページ)
露西亜土耳其格ト開戦報届 (全3ページ)
伊仏両国新旧公使四名招待ニ付御参席ノ儀上申 (全4ページ)
伊仏両国公使招待ノ儀上申 (全2ページ)

²⁶⁾ 『公文録』12巻明治10年3月～4月外務省伺、国立公文書館所蔵、国立公文書館デジタルアーカイヴで閲覧可能。

https://www.digital.archives.go.jp/DAS/meta/listPhoto?BID=F00000000000000003067&ID=&LANG=default&GID=&NO=&TYPE=d1&DL_TYPE=pdf&CN=1

鹿児島県雇和蘭人帰国願出ニ付給料支給ノ儀上陳 (全10ページ)

露国皇帝等へ賞牌贈与ノ儀上申 (全18ページ)

こうしてみると、「太政官指令」(内務省の伺いに対する決裁)が、外交関係を決する文書(外交文書)として認識されていなかったことが分かる。外務省からの伺いは外務卿・寺島宗則による伺いとなっている。決裁に当たっては、寺島宗則自身が参議としての決定印の押印もしている。参議としての決裁は外務卿の職務とは別個のものであったと思われる。

北沢正誠『竹島考証』

もうひとつ、注目すべき文書に北沢正誠²⁷⁾の『竹島考証』²⁸⁾がある。

『竹島考証』は、外務省の北沢正誠が政府の命令を受けて、「竹島」の歴史について、朝鮮・中国・日本の文献をもとに考証したもので、明治14年8月に出来上がった。上中下巻からなるが、とくに下巻は「竹島」と「松島」がどの島をさすか、ということを考証したものである。最終的には、元禄時代の「竹島」は、現在(明治14年8月)の「松島」で、朝鮮の鬱陵島だとしている。

明治9年7月に陸奥の士族・武藤平学(福島県白河出身²⁹⁾)から「松島開拓願」が外務省に出され、外務省内には、すでに「松島」「竹島」がどの島をさすのかの議論があった。

外務省内では、伝統的な竹島・松島(鬱陵島と現在の竹島)と、西洋地図のアルゴノートとダジュレー(竹島と松島、どちらも鬱陵島)との混乱がまさに起こっていた。この混乱は、明治13年9月、軍艦天城の調査で「松島は鬱陵島」と確認するまで続き、確定的なことはわかっていなかったと思われる。

ところが、この外務省の官選書である『竹島考証』(明治14年8月)には、「太政官指令」は全く登場しない。つまり、「竹島外一島は日本とは関係がない」という内容が『竹島考証』には全く書かれていないのである。外務省は「太政官指令」には全く関与しなかったのではないか。

²⁷⁾ 北沢正誠(1840～1901)は、信州松代藩士出身で、佐久間象山に学び、のち明治8年地理寮修史局出仕、塚本明毅らとともに『全国地誌』を編纂した。明治10年8月外務省書記官となり、『外交志稿』(明治17年)『条約彙纂』(明治17年)を著した。これより先、明治12年には、「東京地学協会」の設立に榎本武揚、渡邊洪基らとともに関わり、幹事として講演報告の選定と編集にあたった。

岩生成一「忘れられた歴史・地理学者北沢正誠」『日本学士院紀要』42巻1号(1987年)1-14頁。ウェブ上で閲覧可能。

https://www.jstage.jst.go.jp/article/tja1948/42/1/42_1_1/_article/-char/ja/

²⁸⁾ 『竹島考証』については拙稿「松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』「松島日記」第4期島根県竹島問題研究会『第4期竹島問題に関する調査研究最終報告書』(2020年3月)162頁注18に所蔵や諸版の解説がある。

²⁹⁾ 武藤平学について、青森県出身という説があるが、福島県の白河出身である。同上、160頁注13。石橋智紀「瀬脇寿人(手塚律蔵)と彼をめぐる人たち」第4期島根県竹島問題研究会『第4期竹島問題に関する調査研究最終報告書』(2020年3月)16頁参照。

この『竹島考証』には、外務省記録局長・渡邊洪基の「松島之議」³⁰⁾、すなわち竹島・松島は一体どの島を指すかの考察からも幾つかの文章が引用されている。しかし、『竹島考証』にも、原本の「松島之議」にも、太政官指令は全く出てこない。つまり、外務省記録局長の渡邊洪基のところにも、明治14年の北沢正誠のところにも、太政官指令は伝わっていなかったものと思われる。

外務卿の寺島宗則が押印はしているが、外務省が関与した形跡はないのである。

おわりに

以上、「太政官指令」の決定に当たって当時の政治情勢と外務省の対応を振り返ってきた。

まず、明治10年「太政官指令」決定当時、日本政府は、西南戦争の対応で東西二つに分かれており、明治天皇も三条実美太政大臣も東京にはいなかった。摂政である右大臣・岩倉具視が、当時東京に残っていた参議3人とともに、内務省からの「伺い」の決裁を行なったが、決裁に当たり、「大事」の場合には行宮の天皇に知らせるように命じられていた。しかし「太政官指令」が天皇に報告された記録はなく、したがって「大事」とは認識されていなかったものと考えられる。

すなわち旧政府（江戸幕府）の決定をそのまま踏襲したもので、「新たな決定」とは認識されていなかった、と思われるのである。

江戸幕府の「元禄竹島一件」（韓国では「鬱陵島争界」という）では、問題となったのは竹島＝鬱陵島のみであり、松島（現竹島＝独島）については、朝鮮側からもまったく言及がなされなかった。対応に当たった江戸幕府の老中・阿部豊後守正武は、鳥取藩からの報告も受けて、松島（現竹島＝独島）の存在をも知っていたが、両国間の懸案は竹島＝鬱陵島だけだったので、竹島＝鬱陵島についてのみ決断を下し、その結果、朝鮮との間で円満解決を見た。阿部豊後守正武が日本と朝鮮との友好を「一個の小さな島」よりも大事にしたことは注目すべきことである。武力（武威）によればゴリ押しに取れないことはない、としながらも、友好関係を重んじた決断であった。朝鮮側も「良幸良幸」として、この決着を喜んでいる。

明治10年の「太政官指令」も、これをそのまま踏襲したものと思われる。

内務省からの「日本海内竹島外一島地籍ニ編纂方伺」は、天皇に報告されることもなく、摂政・岩倉具視によって決裁され、内務省から島根県に決裁の返事が届いたもので、外務省が決定に関わることもなかった。「太政官指令」は、地方制度に関わるもので、外交関係に関わるものではなかったのである。

これが「太政官指令」の実態である。

³⁰⁾「渡邊洪基 松島ノ議（参考）」外交史料館所蔵。国立公文書館アジア歴史資料センター・データベースにて閲覧可能（レファレンスコード：B11091460400）。

https://www.jacar.archives.go.jp/aj/meta/image_B11091460400?IS_KEY_S1=%E6%B8%A1%E8%BE%BA%E6%B4%AA%E5%9F%BA%20%E3%80%8C%E6%9D%BE%E5%B3%B6%E4%B9%8B%E8%AD%B0%E3%80%8D&IS_KIND=SimpleSummary&IS_STYLE=default&IS_TAG_S1=InD&

補論 「元禄竹島一件」と「太政官指令」

以上、拙稿の結論は、「太政官指令」では何も新しい重要なことは決まらず、江戸幕府の結論（「元禄竹島一件」の結果）をそのまま引き継いだけである、ということであった。

ところが、この結論は、韓国側の主張と「奇妙な一致」を見せている。すなわち、韓国側の主張も、「太政官指令」は「元禄竹島一件」の結果をそのまま引き継いでおり、いずれも「鬱陵島と独島」を朝鮮領とした、というのである³¹⁾。

はたして、そうであろうか？

ここでは、「元禄竹島一件」の結果（すなわち現竹島＝独島が「元禄竹島一件」の争点になったのか否か）が問題になる。結論から言えば、「元禄竹島一件」では、「松島」（現竹島＝独島）については全く争点になっていない。朝鮮側から何の要求も言及もなかったし、二国間でもまったく議論の対象にならなかった。これは史料を読めば明白である。「太政官指令」の内務省添付資料の一号から四号までは、まさに「元禄竹島一件」のエッセンスを示したものと言ってよいが、本論文集の塚本論文や資料翻刻でも明らかなように、このとき「松島」という文言は全く出てこない。すなわち「松島」（現竹島＝独島）については全く議論の対象になっていないことがわかる。

日本側（江戸幕府）が、鳥取藩の認識をどのように受け止めていようと、日朝両国の国家間交渉では、「松島」（現竹島＝独島）は、まったく文言として出てこないことが重要である。二国間の交渉についての考察は、対馬藩の記録と朝鮮側の記録を史料とするべきであって、鳥取藩の記録は両国間の国家間交渉の史料（両国間で何が議論されたかの検証）としては意味を持たない。

これは、韓国側主張の、「日本側の認識」をもって、朝鮮側の領土権の根拠としようとするのと同じ構図である。日本側がどう認識していようと、韓国側が1905年以前に「独島」を平穩に統治していた史料を示さない限り、韓国側の領土権主張は成り立たない。

また、山崎論文にあらわれる明治16年の「太政官内達」の場合も全く同様である。この時も、朝鮮側からの要求によって鬱陵島の所属が決着したのであるが、その際、朝鮮側が対象としているのは鬱陵島のみであって、現竹島＝独島については何の要求も言及もしていない。

この二つの事例は、外交交渉の場において、朝鮮側が鬱陵島の帰属を日本側に要求する時に、そこには現竹島＝独島は含まれていないことを示している。領土意識がない証拠ではないか。

韓国側の主張は、史料に「鬱陵島」という言葉が現れると、根拠もなく機械的に「鬱陵島

³¹⁾ たとえば李盛煥「太政官指令から見たサンフランシスコ講和条約『日本の独島領有権主張の虚像』（東北アジア歴史財団、2018年）179-180頁に以下のようにある。「明治政府の内務省は、1600年代末、朝鮮と日本の間で展開された「鬱陵島争界（竹島一件）」で、両国が合意し、1699年、最終的に鬱陵島（独島含む）を朝鮮の領土と確定した歴史的事実をそのまま認定、継承することを太政官に上申した。（略）このような過程を経て「太政官指令」が確定し、（略）この決定により、太政官は、17世紀末の鬱陵島争界（竹島一件）の結果、日本が鬱陵島と独島を朝鮮の領土と認定した事実を再確認し、継承したのである。」

と独島」と読み替えて、「代入」してしまうことが多い。属島なのだから当然だ、という論理なのかもしれないが、「竹島問題」の争点は、まさに「現竹島（独島）が鬱陵島の属島なのか否か」なのであって、その争点自体を、何の根拠もなく結論づけて、「鬱陵島」を「鬱陵島と独島」と読み替えて「代入」してしまっただけでは、史料に基づく議論はできない。

これは史料中の「于山島」を機械的に「独島」と読み替える場合も同様である。（終）

第7章 明治16年太政官内達の検討

山崎 佳子

はじめに

1. 「太政官指令」と「太政官内達」
 - (1) 内部文書に過ぎない「太政官指令」
 - (2) 全国民を対象に公布された「太政官内達」
 - (3) 司法卿へも刑法上の取締りを指令
2. 明治16年の「太政官内達」とは
 - (1) 発令の経緯と法的拘束力
 - (2) 後法優越の原則
3. 「太政官内達」の法的性格
4. 外交交渉の結果としての「太政官内達」
 - (1) 「太政官内達」を含む公文書綴
 - (2) 「太政官内達」発出の経緯が最も詳細な外務省文書綴
 - (3) 『犯禁渡航』にみる「太政官内達」の起案過程
5. 「太政官内達」に関する先行研究
 - (1) 国内研究
 - (2) 海外研究
6. 「太政官内達」の所蔵状況全国調査
 - (1) 東京府（現東京都）
 - (2) 群馬県
 - (3) 山口県
 - (4) 島根県

おわりに

はじめに

幕府の許可を得て鬱陵島へ出漁していた米子の廻船問屋の村川家が、元禄5年朝鮮人と遭遇し、そのうち2人を大谷家が元禄6年に米子へ連れ帰ったことに端を発する鬱陵島の領土問題（「元禄竹島一件」）は、外交交渉の結果、元禄9年に幕府が鳥取藩に対し渡航禁止令を申し渡すことで一旦決着した。しかし、維新後の日本人は、同島とは別の帰属不明もしくは日本領の新たな「松島」なる島が日本海に存在するとの認識で相次いで出漁・伐木し、又は明治政府に対し経済開発を出願するなどした。そうした状況の中、明治14年に朝鮮政府の抗議を受けた外務省は、島名の混乱を精査した後、「竹島」あるいは「松島」と呼ばれる島はどちらも鬱陵島であるとの結論を下し、渡航禁止を布告する旨朝鮮政府に伝えることを太

政官に上申し許可を得た。明治15年になり、回答とともに再び抗議を受けた外務省は、元禄9年の際の日朝交渉を踏襲する形で再び渡航禁止令の発令を太政官に上申し、明治16年に至り、内務卿及び司法卿からの法令が国民に恙無く知らしめるように発令された。これが所謂、明治16年の太政官内達（以下、「太政官内達」）である。このようにして鬱陵島への渡航が法令により禁止される一方、現在の竹島については、朝鮮政府にその知見がなく、明治38年に至り島根県に公式編入することによって日本が近代法に基づく領有権を確立することになる。

重要な点は、明治39年まで現在の竹島に関する明確な知識を欠く朝鮮政府がその帰属を問題とすることは当然なく、また元禄期並びに明治14年から16年に行われた両政府の外交交渉において現在の竹島が議題に上がることはなかった、という事実である。一方、一連の外交交渉過程における鬱陵島の同定作業とは別に、国内における内務省の地籍編纂事業の過程で鬱陵島の島根県帰属問題に関する政府内文書として発出された明治10年の太政官指令（以下「太政官指令」）といわれる文書があるが、近年その文書をもって明治政府が現在の竹島を日本の領土外とした証拠であると韓国政府が主張・喧嘩し問題となっている。しかし、本来この指令は政府内の文書であり、外交問題である領土問題とは直接関係が無い性質の文書である。

領土外とした対象の島が鬱陵島一島のみであるか、他の島をも含むかが曖昧であった「太政官指令」に比べ、「太政官内達」は「北緯三十七度三十分東経百三十度四十九分二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ儀モ有之」と、緯度経度を記すことにより現在の竹島を含まない鬱陵島一島であること、さらに元禄時代の外交交渉の結果を踏襲すべきことを明記しており、明治政府の最終判断において、元禄から明治16年に至るまで一貫して、版図外とした島には現在の竹島が含まれない、とされたのである。後述するように、外務省作成の文書綴りに明らかな如く「太政官内達」は島根県から内務省を通して「太政官指令」に関する変更の有無を問われた返答でもあることから、明治政府は「太政官指令」も踏まえたいうでの判断として、版図外としたのは現在の竹島を含まない鬱陵島一島のみであったとの最終判断を下した。つまり、領土問題を検討するうえで重要なのは二国間交渉の結果出され、かつ最終判断たる「太政官内達」であり、「太政官指令」は本来「太政官内達」発出の経緯を探るうえで必要ではあるが、領土問題研究の観点でいうならば参考資料にとどまるのである。

本稿は、そうした観点から明治政府の最終判断たる明治16年の「太政官内達」が出された背景・歴史や法的性格を検討し、問題の「太政官指令」と比較しつつ、明治38年の竹島の公式編入に至るまでの明治政府の「竹島外一島」に関する認識を再検討するものである。

1. 「太政官指令」と「太政官内達」

(1) 内部文書に過ぎない「太政官指令」

明治10（1877）年、内務省内部の地籍編纂事業の一環として島根県の伺いに関して発出さ

れた「太政官指令」は、内務省と島根県庁の担当者以外の者の目に触れることのない内務省の内部文書に過ぎない。にもかかわらず、韓国政府や一部の研究者によりあたかも現在の竹島を領土外とした法令であるかのごとく、歪曲・誇張されてプロパガンダに利用されているが、その理由として、「外一島」と島根県の伺にある件名を太政官が踏襲したため、江戸時代の竹島つまり鬱陵島以外にどの島を「版図外」としたのか明確ではないことがあげられる。

韓国政府は「太政官指令」を通じ、日本政府が17世紀の江戸幕府と朝鮮政府間の「鬱陵島争界」の過程で鬱陵島と獨島の帰属が確認されたことを認識していたことがよく分かります。¹⁾とし、①外一島を現在の竹島であると断定するのみならず、②17世紀の日朝政府間のやり取りにまで遡り、③明治政府並びに江戸幕府が竹島を韓国（朝鮮）領土であると認めた、などと3点に渡り拡大解釈している。実際は韓国政府や東北アジア歴史財団が根拠とする「磯竹嶋略図」は島根県の伺いに添付された資料にすぎず、内務省作成の文書中には当該図はおろか現在の竹島への言及は無いなど、参考にしたものの検討の結果採用されなかった可能性が高く、太政官の言う「外一島」を現竹島と断定するには不十分な資料である。そもそも、朝鮮政府との交渉において現在の竹島が言及された記録はないし、本指令も外交上ではなく、国内行政上の政府内の指示に過ぎない。

領土問題には直接無関係とはいっても、「太政官指令」は竹島や鬱陵島に関する明治期の日本政府や島根県の行政地理を知るうえで貴重な史料であるし、後述するように、鬱陵島のみを対象に渡航禁止した江戸幕府の決定を追認した、明治16年の明治政府の最終判断にも関わる重要な資料であるため、韓国政府のプロパガンダに反駁することを含め、学術的な史料研究自体は今後も積極的に継続すべきであろう。少なくとも、「もはやこれ以上議論する必要を全く感じない」²⁾などといった思考停止に陥ってしまってはならない。

(2) 全国民を対象に公布された「太政官内達」

一方、鬱陵島における日本人の活動に対する朝鮮政府からの外交的抗議に端を発する、明治16年3月31日に発令された「太政官内達」を一読すれば、こうした韓国政府の解釈が全くの見当違いであることが明確である。伺いを立てた件について「太政官指令」を受けた島根県は県庁限りで、県民にさえ知らせることはなかったが、「太政官内達」は全国民に向けて公布された。

「太政官内達」を受けた各府県知事が配下の郡役所や戸長役場、時には新聞紙上、法令規集に掲載するなど公報の目的をもって津々浦々へ達しを発令し、人民に知らせたことを鑑みれば、単なる「指令」とは異なり、「太政官内達」は法的拘束力が強い法令であることは明白である。後述の通り、「太政官内達」とそれを受けた各種の達類は、150年近く経た現在でも日本全国各地に様々な形で多数保存、記録されており、実に多くの人々の目に触れた

1) 韓国政府外交部『韓国の美しい島、独島』(2012年) 21頁。

2) 池内敏『竹島 - もう一つの日韓関係史』(中央公論新社、2016年) 117頁。

ことが容易に推測できる。

(3) 司法卿へも刑法上の取締りを指令

太政官は内務卿と同時に、司法卿へも違反者は刑法上の処分の対象となることを各裁判所長へ内訓するよう指令した。内訓は同年 11 月 7 日付で発出され結局処罰者は出なかったが、この一連の措置は「太政官内達」が法的拘束力の強い法令であったことの証左である。

2. 明治 16 年の「太政官内達」とは

(1) 発令の経緯と法的拘束力

明治維新後、江戸時代に竹島あるいは磯竹嶋と称されていた鬱陵島は、西洋地図の流入などによる名称の混乱などから、次第に松島という名称の版図不明の森林資源の豊かな島として再発見されるようになり、さまざまな階層の日本人から開発願が出された。また沿海から沖合、さらに日本海へとその経済活動を広げた日本漁民や商人などが漁労・伐木を目的に滞在するようになり、明治 10 年代には年々その数が増加した。

そうした日本人の活動を問題視した朝鮮政府による明治 14 年頃からの度重なる抗議を受け、外務省は元禄からの領土交渉の経緯を調査したうえで竹島＝松島＝鬱陵島であると結論を下した上で諭達案をもって上申し、内務省による検討の結果、明治 16 年 3 月 1 日、鬱陵島（＝松島一名竹島）へ日本人の渡航を禁止する内達を各府県知事へ発出して人民へ知らせるよう太政官が内務卿へ指令し、同日司法卿へも違反者を刑法に基づき処分することができることを各裁判所長へ内訓することを指令。それを受けた各府県知事は管轄下の郡役所、戸長役場などへ諭達等を発出した。これが明治 16 年の「太政官内達」（明治 16 年 3 月 31 日 太地第一五一号）であり、同時に違反者は刑事罰の対象ともなりうることを日本人民へ周知徹底するように各府県知事へ通達するべし（ただし、司法卿から各裁判所宛の内訓は同年 11 月に発出）という実に拘束力の強い法令であった。

明治 16 年 3 月 1 日付太政大臣三條実美発内務卿山田顕義宛指令「北緯三十七度三十分東經百三十度四十九分二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ儀モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違ノ者無之様各地方長官ニ於テ諭達可致旨其省ヨリ可相達此旨内達候也」

明治 16 年 3 月 1 日付太政大臣三條実美発司法卿大木喬任宛指令「今般別紙ノ通内務卿へ相達候ニ付右ニ違犯シ於該島密商ヲナス者ハ日韓貿易規則第九則ニ照シ重軽罪ヲ犯ス者ハ我刑法ニ照シ処分可致旨各裁判所長へ内訓可致置此旨及内達候也」

* 「朝鮮国所属蔚陵島へ我國民渡航禁止ノ件」『公文録』明治十六年 第十三卷 明治十六年三月～四月 外務省 国立公文書館所蔵

明治 16 年 3 月 31 日付内務卿山田顕義発各府県知事宛内達「北緯三十七度三十分西經八度

五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也」

明治 16 年 11 月 7 日付司法卿大木喬任発各裁判所長宛内訓「朝鮮国蔚陵島へ渡航上陸セシ人民処分方ノ義ニ付今般及内達候処、右人民及關係人ノ内該島ニ於テ伐木等ヲ為シ、内地へ積込タル者モ有之哉ニ相聞候条、果シテ右等ノ行為有之ニ於テ刑法ニ照シ、相当ノ処分スヘキハ勿論ナリト雖モ概ネ左ノ如ク相心得処分致ス可シ此旨及内訓候事」

＊『令訓』明治十六年 島根県公文書センター所蔵（島根県総務部総務課『竹島関係資料集第二集 島根県所蔵行政文書一』42-44 頁）

事実、この法令に基づいた措置として、内務省は同年 10 月に日本から内務省書記官松垣直枝を派遣するとともに引き揚げ船で 244 名もの邦人を強制退去させた。さらに継続措置として同年 12 月 20 日付で内務卿山県有朋から渡航禁止令（乾警甲第 390 号）が全国に再度通達されたことから、その法的拘束力の強さは、単なる内務省内の中央組織から地方組織への行政「指令」に過ぎない「太政官指令」とは比べるまでもない。

(2) 後法優越の原則

注目すべきは、「太政官指令」と同じ鬱陵島に関するものであるにもかかわらず、「太政官内達」においては島名を「日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋」と明記し、一島二名であり、その実態は鬱陵島であると明確に同定するなどより踏み込んだ表現になっていることと、現在の竹島は「竹島」でも「松島」でもないことが明らかであることである。さらにいえば、外務省が諭達案を起案する過程において「太政官指令」とその経緯たる島根県との交信も参考資料として検討されており³⁾、「太政官内達」が「太政官指令」の内容をも踏まえての外務省による起案に基づく法令であったことに注目される。

仮に「太政官指令」のいう「竹島外一島」が鬱陵島と現在の竹島の二島であったとすると、鬱陵島一島とする「太政官内達」と対象の島に齟齬があることになる。その場合は後法優越の原則、すなわち後法が前法を破る原則⁴⁾により、明治政府が版図外と結論付けたのは竹島を含まない鬱陵島のみと「太政官内達」にて確定することには変わりはない。

なお、「太政官内達」中に「従前彼我政府議定ノ儀モ有」と明記されている通り、元禄年間の鬱陵島の帰属をめぐる日朝交渉（いわゆる「竹島一件」、韓国では「鬱陵島争界」と称する）において対象となったのは鬱陵島であり、現在の竹島は含まれていなかったと明治政府が認識していたことが明白である。あえて韓国政府の論理を借用して換言するならば「太政官内達」を通じ、日本政府が 17 世紀の 江戸幕府と朝鮮政府間の「竹島一件（鬱陵島争界）」の過程で

³⁾ 『朝鮮国蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』第一巻、外交史料館所蔵。

⁴⁾ 塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について」『東海法学』第 52 号（2016 年）70 頁。

鬱陵島（のみ）の帰属が確認されたことを認識していたことがよく分かります」とでも言えようか。

3. 「太政官内達」の法的性格

明治19年の「公文式」によって、「法律」「命令」といった今日的な法令の区分が登場した以前の明治太政官期の法令に関しては、「国家法規範の制定手続きそのものが形成の途次にあった」⁵⁾ため、「太政官指令」及び「太政官内達」の法的性格を一概に断定することは困難であるが、公文式以降すなわち今日的理解では、形式的には「太政官内達」は法令に区分され、他方「太政官指令」は「命令」にさえ該当せず畢竟法令としての要件を満たさない可能性が高い。

内容的にも、「太政官指令」が地籍編纂作業の一環として島根県・内務省からの伺いに対する返答にすぎず法令として必要な規範性は認められない一方で、「太政官内達」は内務卿のみならず司法卿にも指令しており、全国民に従わせようとする明確な意図が文言から読み取れることから、法令としての資格を十二分に備えた内容である。

そもそも、指令とは行政官庁などで上級の機関から下級の機関に出す通達・命令のことを言い、通常法令とはみなされない。特に、「太政官指令」は内務省内における地租改正のための地籍編纂作業の一環としての伺いに対するその場限りの返答にすぎず、規範性を持たせようとする意図は見られず、法的性格は希薄であると言わざるを得ない。

また、「太政類典」は公文書を編纂したものであるが、些末なものも収録されており、典例条規とそれ以外の文書との境界は曖昧で⁶⁾、さらに地理的な問題に関する命令・訓令であっても、必ずしも先例として規範性をもって参照されていたわけではなく、よってこれに掲載されることをもって、直ちにその文書が命令・訓令として規範性を帯びる根拠となることはない。⁷⁾

よって、「この「太政官指令」は領土（主権）の版図に関連するものであるため、質問をした下級機関だけを拘束するのではなく日本全体に効力を及ぼすと見なければならない。つまり、1877年の「太政官指令」は憲法の領土条項に相当する価値を持つものといえる。」⁸⁾などとすることは不可能である。

⁵⁾ 岩谷十郎「明治太政官期法令の世界：日本法令索引〔明治前期編〕解説」（2007年）国立国会図書館ウェブサイトで閲覧可能。<https://dajokan.ndl.go.jp/kaisetsu.pdf>（最終アクセス2021年6月17日）。

⁶⁾ 「太政類典」は、公文録などから典例条規（先例・法令等）を採録・浄書したものであるが、「典例条規そのものの定義が厳格に規定されているわけではなかった。」（石渡隆之「太政官・内閣文書」『日本古文書学講座』9 近代編I（雄山閣、1979年）35頁。）

⁷⁾ 実際の状況に関する詳細は、内田てるこ「島根県の地籍編纂と竹島外一島地籍編纂方向 3. 内務省、太政官での文書の取扱」当報告書第4章参照。

⁸⁾ イ・ソンファン「太政官と「太政官指令」とは何か？——独島問題に関連して——」『独島研究』第20号（2016年）93頁（韓国語）。

4. 外交交渉の結果としての「太政官内達」

(1) 「太政官内達」を含む公文書綴

内務省の地籍編纂事業における内部事務処理の結果出された指令である「太政官指令」に比べ、「太政官内達」は朝鮮政府からの抗議に端を発する外交交渉の結果として朝鮮政府に内容が伝えられ、かつ全国に発出された法令であるという点において、より重要性が高い。そこで、本内達を作成される際に行われた外交交渉並びに政府内部での作業過程について、日本政府の作成した公文書を検討する。

- ① 「朝鮮国所属蔚陵島へ我國民渡航禁止ノ件」『公文録』明治十六年 第十三卷 三月～四月 外務省 国立公文書館所蔵
- ② 「朝鮮国所属蔚陵島へ我邦民妄ニ渡航上陸スルヲ禁ス」『公文類聚』第七編 明治十六年 第十四卷 外交三 国立公文書館所蔵
- ③ 「朝鮮国所属蔚陵島へ渡航上陸禁止云々ノ儀ニ付内務省へ通牒ノ件」『諸帳簿・往復簿』一 明治二十三年 内閣記録局 国立公文書館所蔵
- ④ 「事項 10 朝鮮国蔚陵島ニ邦人渡航禁止ノ件」『日本外交文書』第 16 卷 明治 16 年 / 1883 年
- ⑤ 『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』 外交史料館所蔵

「太政官内達」を含む日本政府の公文書は主に上記の 5 つが知られている。①～③は、内務省作成の文書綴りで、①は太政官と外務省とが交わした文書をまとめたもの、②の「公文類聚」は明治 15 年以前の「太政類典」を引き継いだ編集物で、典例条規を採録・浄書したものである。どちらもほぼ同じ内容で、明治 14 年の朝鮮政府からの抗議に始まる一連の事柄、つまり外務省の松島＝鬱陵島渡航禁止令の上申を参事院（内閣法制局の前身）において案文審議を経て決定し、「太政官内達」を内務卿と司法卿に指令するまでの一連の文書が綴られている。外務省からの上申案を省内で検討、稟議する際の文書が収められていることが③以下と異なる主な点であり、経緯度を明記した起案文に関して内務省がその起点を確認するなど、松島＝竹島＝鬱陵島という島名のみならず、その位置を正確に把握しており、太政官が島の同定に特段の注意を払っていたことが分かる。よって、明治政府は決して竹島を鬱陵島の属島と認識してなどいなかったことが明確である。

③は明治 23 年に内閣記録課への返答として、内務省記録課が「太政官内達」を送付した際の文書であるが、明治 16 年から 7 年を経てなお法的根拠として参照されていることから、「太政官内達」が規範性、汎用性を持った法令であることが分かる。

④は外務省所蔵文書から主要文書を選定、戦後公刊した外交史料集であり、第 14 卷（明治 14 年）、第 15 卷（明治 15 年）の「事項 10 朝鮮国蔚陵島ニ邦人渡航禁止ノ件」を併せて通読すれば一連の交渉過程の概要を書き起こし文で読むことが出来るという便利なものであるが、全ての文書が収録されているわけではない。特筆すべきは、韓国の研究者の多くは本資料に依っていることである。

(2) 「太政官内達」発出の経緯が最も詳細な外務省文書綴

⑤『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』（以下、『犯禁渡航』）は外務省が公文書を纏めた資料で、明治14年の朝鮮政府からの抗議⁹⁾に始まり、「太政官内達」が発布されてから鬱陵島に滞在の日本人を強制帰国させたのち、処分を検討する内容の関連文書を全五巻に纏めている。外務省作成の原本の文書綴であり、下記のような構成となっている。

第一巻	明治14年～明治16年4月	朝鮮政府からの抗議と「太政官内達」発出
第二巻	明治16年5月～	鬱陵島渡航在留邦人の引き揚げと取調べ
第三巻	明治16年	内務省書記官 桧垣直枝「鬱陵島出張復命書」
第四巻	明治17年	「鬱陵島より帰国人民処分の義」
第五巻	明治14年	北澤正誠『竹島版図所属考』

*外交史料館所蔵『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』各巻の主な内容

第一巻には、前述のように外務省が明治14年6月から朝鮮政府から抗議されるなどの交渉を度々行ってきた結果論達案を起案するまでの経緯が最も詳細である。第二巻から四巻には、「太政官内達」発出後の経過、特に鬱陵島からの邦人引き揚げや取り調べ等に関する文書が綴られている。

第五巻は朝鮮政府から抗議を受けた¹⁰⁾外務省が書記官北澤正誠に調査を命じて作成させた、竹島についての検討書である『竹島考証』で構成されており、特筆すべきは「而て此「ホルネットロック」の我国に属するは各国の地図皆然り。」と、竹島が日本領との認識を示した外務省記録局長渡邊洪基作成の「松島之議」が所収されていることである。外務省が「太政官内達」を起案する際に、渡邊の記述にあるように松島が「ホーネットロック」つまり現在の竹島であれば、日本領と判断した可能性がある。しかし最終的に松島＝鬱陵島であると同定したため、松島（＝鬱陵島）を日本領土外と結論付けた事実と矛盾しない。なお第一巻にはその要約版である『竹島版図所属考』が収録されている。

(3) 『犯禁渡航』にみる「太政官内達」の起案過程

「太政官内達」は外務省から上申されたその起案をもとに作成されたものであり、法令の島名の同定に関する問題への理解を正確に、より深めるためには、その外務省の起案作業過程を知る必要がある。そのためには⑤『犯禁渡航』の特に第一巻を検討することが不可欠である。そこで、本書に綴られた文書を下記の通り表にして「太政官内達」が起案され、発令

⁹⁾ この時期に派遣された検察使李奎遠の鬱陵島調査報告には、竹島に関する言及は皆無であることから、当時の朝鮮政府が竹島を鬱陵島の属島であるとはおろか、その存在を認識していなかったことは明らかである。詳細は永島広紀「李奎遠と『鬱陵島検察日記』について」当報告書補章参照。

¹⁰⁾ 同上。

表1 『犯禁渡航』の構成と内容

作成日	添付書作成日	著者・宛先	文書名・内容	法令番号	備考
1881年6月		礼曹判書沈舜沢→日本外務卿井上馨	鬱陵島無断侵入伐木に対する抗議書簡	甲号	第1次抗議書簡甲は公第2277号の添付文書番号(『公文録 明治14年第28巻・明治14年11月・外務省』)
1881年8月18日		外務卿代理外務大輔上野景範→在朝鮮公使館外務二等属副田節	沈からの抗議書簡と返答・訳文を添付。関連部署への転送要請	第41号	
	1881年8月20日	上野	朝鮮政府へ送る書翰案	無号	
	1881年9月	井上→沈	同上訳漢文		
1881年8月27日		上野→太政大臣三條実美	「朝鮮国蔚陵島へ我国人民入往漁採候義ニ付上申」	公第1958号	
1881年9月起草		井上→三條	「朝鮮国蔚陵島之義ニ付朝鮮政府へ送翰ノ儀上申」	公第2277号	※初期上申案には、渡航を禁ずる布告案を添付していたが、「不用」とされた。「竹島所属考ニ明瞭ナルカ如ク我ノ所謂竹島一名松嶋ナルモノニシテ…」
	1881年11月7日	三條	「上申ノ通」 「布告案」「不用」		
1881年10月7日		井上→三條	「朝鮮国蔚陵島ノ儀ニ付朝鮮政府へ送翰ノ儀上申」	公第2277号	※前件の当初の公第2277号を修正し正式に上申された文書 「公第2277号 然ル処該島之義ハ別冊竹島所属考ニ明瞭ナルカ如ク我之所謂竹嶋一名松嶋ナルモノニシテ右松島ヘハ」
	1881年11月7日	三條	「上申ノ通」		
	1881年8月20日	外務省書記官北澤正誠	『竹嶋版図所属考』		
1881年10月14日		外務省公信局長→太政官大書記官	公第2277号上申の件「既撤帛矣ト綴リ候」	公第2325号	※太政官大書記官より第2277号上申書の内容について問合わせがあり、外務省が回答したもの。①当省において引戻しに着手しているの、朝鮮への書簡に「既撤帛矣ト綴リ候」、②「嗣後更当申禁」とあるのは書簡を朝鮮へ送達する運びになれば各府県へ布達をする積りであること。
1881年10月30日		井上→三條	「朝鮮国蔚陵島ノ儀ニ付該国政府へ送翰ノ義再上申」	公第2423号	
1881年11月9日 起草 11月22日達済		井上→副田	「蔚陵島ノ儀ニ付回答案太政官へ同済ニ付き左之通公信案御伺」	第58号	

作成日	添付書作成日	著者・宛先	文書名・内容	法令番号	備考
1881年11月29日		内務権書記官西村捨三→外務書記官	「日本海ニ在ル竹島松島之義」 「近頃朝鮮国ト何坎談判約束等ニ相涉リタル義ニテモ有之候哉」	島地第1114号	島根県の伺を受け、「太政官指令」の内容に変更の有無を問い合わせ。 竹島＝松島＝鬱陵島の認識
	1877年3月17日	内務少輔→右大臣	「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺（外一島ハ松島ナリ）」	甲号	島根県からの伺をもとに「竹島外一島」の地籍編纂を太政官に伺 *「(外一島ハ松島ナリ)」と朱書
	1877年3月29日		「指令 伺之趣竹島外一島ノ義本邦関係無之義ト可相心得事」		所謂「太政官指令」
	1881年11月12日	島根県令境二郎→内務卿山田顕義・農商務卿西郷従道	「日本海内松島開墾ノ儀ニ付伺」	乙号	「太政官指令」の内容に変更の有無を問い合わせ
1881年12月1日		外務権大書記官→西村	「朝鮮国蔚陵島即竹島松島ノ儀ニ付御聞合之趣聞悉候」	公第2651号	「太政官指令」の内容に変更が無いことを回答
1881年12月27日		副田→井上	「第58号中（中略）案文ノ如ク照会仕置申候」	公信第69号	※第56号より第59号に至る貴信、本月13日に拝接披読仕候
1882年3月8日		副田→井上	「…当国政府へ差出候書簡ニ対シ別紙甲号之通回答有…」	公信第15号	※政府ヨリ李奎遠ト申者同島ニ差遣候由
	1881年12月4日	経理事李載冕→副田	書簡への返答	甲号	
1882年3月29日		井上→三條	「今回別紙乙号書翰写通彼方より回答有之候…」	公第80号	(貼紙)「○本文ニ云ヘル別紙甲号ハ明治十四年十一月廿二日付第五十八号外務二等属副田節へノ往書ニ属する別紙ト同物(後略)」
1882年8月		礼曹判書李会正→井上	鬱陵島での伐木と渡航禁止を要請		「檢察使李奎遠周視島帰言斫採仍前無改豈…」 第2次抗議
1882年11月21日起草		井上→三條	論達案上申	公第272号	(朱書)「急」「要件」「蔚陵島 我邦人竹島又ハ松島ト唱フ」
	1882年6月	李会正→井上	鬱陵島での伐木と渡航禁止を要請	甲号	「檢察使李奎遠周視島界帰言斫採仍前無改豈」
			日韓貿易規則抄録第九條		第2次抗議
			刑法抄録 第三百七十三條		
1882年12月16日		井上→三條	論達案上申	公第272号	※前出の公第272号で決裁し、正式文書として太政官へ提出した文書。『公文録明治16年第13巻・明治16年3月～4月・外務省』に記載あり。この公文録に太政官での決裁、参議院での審議過程文書あり
	1883年3月1日		「上申之趣聞届候事」		

作成日	添付書作成日	著者・宛先	文書名・内容	法令番号	備考
1882年12月19日		井上→在朝鮮弁理公使竹添進一郎	朝鮮政府より再度鬱陵島での伐木へ抗議があったため、違反者を領事館へ送致することを朝鮮政府への照会公文を出すことを打診	公第92号	付箋1 「先ツ口上ニテ答へ置カレ度…」
	1882年6月	李会正→井上	鬱陵島での伐木と渡航禁止を要請	甲号	
			李への回答案	乙号	付箋2
	1883年1月11日	竹添→井上	公第92の案文通り本月9日付を以って李秉文へ照会。更に李秉文より照覆あり、回答することを報告。	公第14号	付箋3
	1882年12月2日	礼曹判書李秉文→竹添	無断伐木者を処罰するよう要請		付箋4 第3次抗議
1883年3月27日		内閣書記官→外務書記官	「内務司法両卿へ御内達写御廻申候也」		
	1883年3月1日	三條→山田内務卿	太政官内達		
	1883年3月1日	三條→山田内務卿大木司法卿	各裁判所長へ内訓可致置此旨及		
1883年3月31日		井上→竹添	「在朝鮮各領事へ「別紙丙」(丁)号之通り申遣候間是又御承知「相成度候」」	公第22号	「別紙 甲号 乙第272号、乙号 太政官内達、丙号 司法卿へ内達
			日韓貿易規則抄録第九條		
1883年3月		外務大輔→在朝鮮各領事	太政官内達を内務司法両省へ指令したことを通知	釜公第28号、元公第22号、仁公第19号	
1883年3月17日		元山領事副田節→井上	邦人多数乗せ入港した松島行鎮西丸の件の報告	機密第6号	
1883年4月10日		井上→副田	「右内達書ニ依テ処分ス可キ者ナルヲ以テ…」	機密第5号	
1883年4月28日		副田→井上	徳源府からの鬱陵島滞在邦人の件の報告と処分の打診	機密第11号	
		副田→徳源府使	鬱陵島在留邦人を法に基づいて退去させる方法を協議することを提案	第14号	
			訳漢文		
	1883年4月25日(旧暦3月19日)	徳源府使→副田	鬱陵島在留邦人の件を朝鮮政府に伝達するところであったとのこと了解		

*外交史料館所蔵『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』第一巻より。

されるまでの経緯とその後の外交交渉の流れを検討してみよう。

以上、「太政官内達」が朝鮮政府からの3度にもわたる抗議の結果外務省が起案し、太政官においても再検討されたうえで内達されたことがよくわかる。また、抗議を受けた外務省が二度にわたって渡航禁止令を上申するなど真摯に対応し、アンシャン・レジームである江戸幕府と朝鮮政府との間における190年前の交渉結果を尊重する決断を下して善隣外交を行っていることは興味深い。

竹島問題を論じるにおいて特に注目すべき点は、明治14年「島地第1114号」と号された文書である。朝鮮政府からの抗議とは別件で、内務権大書記官西村捨三が外務省に対し、島根県から「太政官指令」の内容変更の有無を照会（「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」）したものであるが、同時期であったことと、鬱陵島の同定、渡航禁止など「太政官指令」の内容が関係する事から、「太政官内達」の起案の際に検討されたことが分かる。その添付書類に、末尾に「太政官指令」が朱書きされている明治10年「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」がある¹¹⁾。その件名には朱書きで「外一嶋ハ松嶋ナリ」と付記されており、明治10年の「外一島」はすなわち明治14年ないし16年になり改めて「外一島＝松島＝鬱陵島」と判断を下されていることが明らかである。つまり、明治16年以降、今日まで無効とされなかった「太政官内達」という法令は、「太政官指令」の内容を踏まえたうえで「外一島＝松島＝鬱陵島」への渡海禁止令として発出されたものであることがこの一件綴りの第一巻から明らかである。

5. 「太政官内達」に関する先行研究

「太政官内達」そのものに関する研究は管見の限りないものの、主に「太政官指令」の関連資料として言及されている。そこで、これまでどのような検討がなされてきたのか、近年に発表された主な先行研究を検討してみたい。

(1) 国内研究

池内敏(2012)¹²⁾は「(2)明治14-16年(1881-83)の竹島(鬱陵島)」という項を設け、池内(2005)¹³⁾に多少加筆する形で『朝鮮國蔚陵島へ犯禁渡航ノ日本人ヲ引戻処分一件』について詳しく解説しており、「太政官内達」についても紹介している。しかし、朝鮮政府からの抗議を受けた外務省が実否の究明、すなわち竹島(鬱陵島)の帰属問題を検討したというコンテキストの中であくまでも鬱陵島に関する史料として述べており、現在の竹島に関して全く検討されていないという重要な事実に触れていない。

¹¹⁾ 杉原隆『竹島外一島之儀本邦関係無之について』再考」島根県ウェブサイト「Web 竹島問題研究所」
https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04_j.html (最終アクセス2021年6月17日)。

¹²⁾ 池内敏『竹島問題とは何か』(名古屋大学出版会、2012年)72-75頁。

¹³⁾ 池内敏「近世から近代に至る竹島(鬱陵島)認識について」長谷川成一・千田嘉博編『日本海域歴史大系』第4巻(近世篇I)(清文堂、2005年)62-65頁。

当時の朝鮮政府は現竹島についての認識がなく抗議も鬱陵島に関するものであり、明治13年の天城艦の測量調査により「松島」が鬱陵島であることが確認されたため、起案した外務省と内達した太政官が現竹島に触れていないのは当然であるがゆえに史料解説としての体裁は保っているが、竹島問題を議論する論考としてはやはり不適切であろう。しかも、明治14年の島根県からの内務省宛の伺い¹⁴⁾中に「太政官指令」が添付され、指令内容に変更があったか内務省からの問い合わせが外務省に来ている件にも触れ、なおかつ「太政官内達」がその伺いに対する回答でもあったことを池内は認めている¹⁵⁾。後年池内(2016)¹⁶⁾は、自説に都合の悪い「太政官内達」と『犯禁渡航』を黙殺し、「(前略)「書面松島の儀は最前指令の通本邦関係これ無き儀」に言う「松島」は、明治10年「太政官指令」に言う「竹島外一島」の「竹島」に対応しているのもであって、「外一島」に対応しているのではない。」¹⁷⁾と主張するが、『犯禁渡航』所収の「太政官指令」が下された明治10年の内務省の伺い¹⁸⁾に「外一島は松島」と朱書きされていることから、誤りであることが分かる¹⁹⁾。『犯禁渡航』に明快な如く、「太政官指令」の「外一島」が同じく鬱陵島ということが明治政府の最終結論であるが、『犯禁渡航』を黙殺したがゆえに誤った結論を導いており、韓国の研究者の多くは池内の研究を引用していることから、負の影響は計り知れない。

茶阿弥(2015)は「太政官内達」の渡航禁止対象が鬱陵島一島であることから、「太政官指令」の「外一島」が現竹島であるならば、「本邦領土外(=朝鮮のもの)と判断した二つの島のうち鬱陵島だけを渡航禁止として今日の竹島のことに一切の言及がないのははなはだ不自然である。」とする²⁰⁾。

塚本(2016)は「太政官内達」について、①全国に向けた通達を予定したものである点で、明治10年の「太政官指令」よりも重い、②内容に齟齬があれば「後法は前法を破る」原則から「太政官指令」を破る、としている²¹⁾。

杉原(2008)は、「太政官内達」発出には朴泳考からの抗議が関係し、彼の帰国時期に合わ

14) 「日本海内松島開墾之儀ニ付伺」『前掲文書綴り』(注3)所収。

15) 「(前略) 島根県令としては、明治十年の指令後に政府内で再度議論がなされて見解が変わり、『本邦版図内』に変更となったのか否かについて確認を求めたのである。明治十六年三月付の二通の内達は、この件に対する回答でもあった。」池内「前掲論文」(注10)74頁。

16) 池内『前掲書』(注2)。

17) 池内「前掲論文」(注10)120頁。

18) 別紙甲号「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」『前掲文書綴り』(注3)所収。

19) 松島が「外一島」に当たらないのであれば現竹島のままということになり、太政官内達においても現竹島は否定されずに版図外とされたことになるが、そのような形跡は皆無である。ここは外一島という別の島があるわけではなく、実は鬱陵島の別名であったことと結論付けたとしなければつじつまが合わない。

20) 茶阿弥「太政官指令「竹島外一島」が示していたもの」『iRONNA 編集部』<https://ironna.jp/article/997>(2015年1月2日掲載)(最終アクセス2021年6月7日)。太政官指令では、「竹島外一島」を版図外としたのみで、朝鮮のものとはしていない。

21) 塚本「前掲論文」(注4)89頁。

せるなどの外務卿井上の配慮があったとする²²⁾。

(2) 海外研究

近年海外における研究において「太政官内達」に言及するものが増加しているが、殆どは「太政官指令」を収録していない書起こし文の刊本である『日本外交文書』を典拠としており、「太政官内達」が「太政官指令」を踏まえて外務省が起案し、その内容に関する内務省からの伺いへ回答でもあるという事実を正確に踏まえているものは管見の限り無い。

ソン・フィヨン (2015) は一貫して「日本人による鬱陵島侵入」というコンテキストの中で一連の出来事を批判的に解釈する。「太政官内達」を単なる鬱陵島への渡航禁止令として紹介しており、「太政官指令」との関連性については言及していない。関連文書を『日本外交文書』に依っていることが原因と考えられるが、「太政官内達」の文面で竹島と松島がどちらも鬱陵島であるとされていることについても言及がない²³⁾。なお、ソン・フィヨン (2019) は『日本外交文書』収録の関連文書を資料紹介している²⁴⁾。

イ・ソンファン (2018)²⁵⁾ も、『犯禁渡航』の引用元を池内として出典に挙げているが、大部分は『日本外交文書』に依っており、「太政官内達」が「太政官指令」の内容を踏まえたうえで発出されたという事実を看過している上、元禄一件における渡航禁止令と「太政官内達」を国境条約であるとした²⁶⁾上、「外務省は「特別な変更」は無いとしたので、1699年に成立した国境条約(渡海禁止令)は続けて効力を維持していて、これを受け入れた「太政官指令」も有効であることを意味する。」などと、本末転倒の理論を展開する。

パク・ジョン (2020)²⁷⁾ も、ソン (2015) と同じく「日本人(ただし、主に山口県人)による鬱陵島侵奪」という視点から論じ、『犯禁渡航』第三巻を参照しているものの、やはり「太政官内達」は『日本外交文書』を出典としているため、「太政官指令」との関連を見落としている。

²²⁾ 杉原隆「清水常太郎の「朝鮮輿地図」について」島根県ウェブサイト「Web 竹島問題研究所」<https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/takeshima04-1/takeshima04-h.html> (2008年2月28日掲載)、杉原隆「明治9年の太政官文書-竹島外一島之儀本邦関係無之について-」島根県ウェブサイト「Web 竹島問題研究所」https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/pref/takeshima/web-takeshima/takeshima04/sugi/take_04g08.html (2008年6月17日掲載) (いずれも最終アクセス2021年6月17日)。

²³⁾ ソン・フィヨン「開港期日本人の鬱陵島侵入と「鬱陵島渡航禁止令」」『独島研究』第19号 (2015年) 81頁 (韓国語)。

²⁴⁾ ソン・フィヨン「資料紹介 「朝鮮國蔚陵島ニ邦人渡航禁止ノ件」」『独島研究』第27号 (2019年) 471頁 (韓国語)。

²⁵⁾ イ・ソンファン「独島問題研究に対する主な争点検討-渡海禁止令と太政官指令を中心に-」『独島研究』第25号 (2018年) 251頁 (韓国語)。

²⁶⁾ 元禄竹島一件の際に出された渡海禁止令を略式国際条例とするイの主張に対し、韓国内で批判(崔哲榮・柳美林「1877年の太政官指令の歴史的・国際法的争点検討-鬱陵島争界関連文書との関連性を中心に-」『国際法學會論叢』第63巻第4号 (2018年))があり、太政官指令が内部文書であることを認めている。それに対する反論なども行われているようであるが、後日の検討課題としたい。

²⁷⁾ パク・ジョン「山口県住民の鬱陵島侵奪事件に関する研究」『獨島研究』第28号 (2020年) 209頁 (韓国語)。

チェ・チョルヨン (2020)²⁸⁾ は、「太政官内達」を「太政官指令」の後続履行措置」として
いるものの、渡海禁止の対象の島を鬱陵島のみとしている「太政官内達」と渡海禁止対象に
竹島を含むと主張する「太政官指令」の矛盾を、「太政官内達」が「表面的に」鬱陵島のみ
を渡海禁止の対象としたなどと説明しており、歴史的事実を正確に把握していない。ソン・
フィヨン (2019)²⁹⁾ を参照しており、『日本外交文書』に依っているためであろうか。また、
元禄の竹島一件、天保の竹島一件、さらに「太政官指令」から「太政官内達」へと続く一連
の出来事の内容に連続を認めているものの、「太政官内達」が「独島を含む鬱陵島渡海を禁
止したのだ。」とし、緯度経度を標記して鬱陵島一島であることを明記した「太政官内達」
の対象とする島に関して誤った結論を導き出している。日本海の特定の島嶼に関するこれら
一連の判断について仮に矛盾する内容があるとするならば、最終判断である後法たる「太政
官内達」における判断が優越し、それ以前の一連の判断、法令等は減すべきである。

以上、検討してきた海外 (韓国) の研究は総じて『日本外交文書』に依拠したためか、「太
政官内達」が「太政官指令」を踏まえて発出されたという関係性を軽視しているため、誤っ
た結論を導いている。さらにその誤読した「太政官指令」を重視するあまり、250年前の江
戸期の元禄一件での渡海禁止令のみならず、6年後の「太政官内達」での渡航禁止令の対象
とする島に竹島を強引に含めて演繹するという、歴史学的にも法的にも無謀な解釈を行って
いると言えよう。

6. 「太政官内達」の所蔵状況全国調査

「太政官内達」がどのような形で施行されたのかを知るには、現在も日本全国に現存する
資料を収集し、発令された後如何にして全国民へと伝えられたかを調査することが重要であ
る。筆者はこれまで数年にわたり杉原隆氏、藤井賢二氏他数名のご協力のもと、内田てるこ
氏と全国調査を実施。各県に残る明治16年の「太政官内達」を調査・収集してきた結果、
138年前の近代化直後の明治政府が、法（「太政官内達」）の支配を国の隅々まで行渡らせよう
と努力する様子を明らかにするとともに、多くの県に未だ現存するエビデンスとしての原資
料を多数確認し、「太政官内達」の法令としての有効性を改めて実証できた。

また、明治16年の「太政官内達」とそれに基づく府知事や県令の発出した諭達・告示等、
また、12月20付で同年10月の邦人引き揚げの後再度内務省から出された乾警甲第390号
も確認した場合は収集した。

本史料は、全国民に恙無く知らせる目的をもって発出されたこともあり、多種多様な形・
媒体で収録されたため現存数も多いことから、県立公文書館や県立図書館を主たる調査対象
とし、必要に応じて市町村図書館や資料館などでの調査も適宜実施した。また、行政文書の

²⁸⁾ チェ・チョルヨン「元禄、天保、明治渡海禁止令の規範形成手続きおよび形式の法的意味」『獨島研究』第
28号 (2020年) 297-327頁 (韓国語)。

²⁹⁾ イ「前掲論文」(注23)。

みならず、例規集、地方新聞、縣市町村誌なども対象に含めて悉皆調査を行った結果、北海道から沖縄に至るまで全国に法令として伝達されていたことが実証できたといえよう。なお、明治16年3月から4月当時、富山県、香川県、佐賀県、宮崎県はそれぞれ石川県、愛媛県、長崎県、鹿児島県と合県、北海道は札幌県と函館県の分県であった。

以下、いくつかの実例を見てみよう。

(1) 東京府（現東京都）

当時の東京府では、国（官省使府）の布告布達及び東京府の布達を管内に公布する方法として、区町村内への掲示と新聞紙への登載の方式をとっており、下記の通り、東京府布達として東京横浜毎日新聞明治16年5月1日付一面に掲載するとともに、法令集にも収録し、刊行している。

本府達 第一号「日本称松島朝鮮称蔚陵島へ妄ニ渡航上陸不相成」 癸六年四月十八日 諭達『第三法令類纂』卷六十一

* 東京都公文書館所蔵

「北緯卅七度卅分西経八度五十七分（東京本丸天守台ヨリ起算）ニ位スル日本称松島（一名竹島）朝鮮称蔚陵島ノ義ハ妄ニ渡航上陸不相成候條此旨諭達候事 明治16年4月18日 東京府知事芳川顕正」東京横浜毎日新聞 明治16年5月1日付一面

* 神奈川県立図書館所蔵

(2) 群馬県

内陸県である群馬県においても、「群馬県乙第25号布達」として通達された「太政官内達」が戸長役場や区有文書の資料中に確認でき、上野新報にも記載され公報されたことが分かる。さらに「布達全書」にも収録・発行されており、ここでも法令としての汎用性の高さが窺える。

「乙第貳拾五号 北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違ノ者無之様毎戸無洩諭達致ヘク此旨相達候事」『明治十六年群馬県布達全書前編上』（国立国会図書館デジタルコレクションでも閲覧可能）

『本県布達編輯』南勢多郡西大室村戸長役場

『本県乙号相達 明治16年間』新治村布施区有文書

上野新報 明治16年4月14日朝刊1面「群馬縣録事」

* いずれも同一内容、群馬県立文書館所蔵

(3) 山口県

山口県では、当時鬱陵島への渡航者が多数いたことを反映してか、番外としての通達に加え、「松島へ渡航上陸不相成段今般番外ヲ以テ管内へ及諭達候処右ハ彼我政府ニ関係スル重大ノ事件ニ付萬一心得違ノモノ有之候而ハ不相濟儀ニ候條精々注意シ該諭達ノ普及候様可取計此旨相達候事」といった強い語調をもって外交上の重要案件であるため、注意して普及させるように重ねて通達しているところが特徴的である。なお、本県では9月に入っても引き揚げのための様々な通達がなされていることが分かる。

番外「北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨諭達候事 明治16年4月24日」『山口県布達達書』明治16年番外号

乙第四十四号「松島へ渡航上陸不相成段今般番外ヲ以テ管内へ及諭達候処右ハ彼我政府ニ関係スル重大ノ事件ニ付萬一心得違ノモノ有之候而ハ不相濟儀ニ候條精々注意シ該諭達ノ普及候様可取計此旨相達候事 明治16年4月24日」『山口県布達達書』明治16年上乙号

乙第百十三号「朝鮮鬱陵島へ渡航上陸不相成義ハ本年当庁乙第四十四号并ニ八月二十日番外ヲ以テ相達シ置候処右事件ニ付其筋ヨリ達ノ趣モ有之候ニ付尚精々取調ノ上渡島人名相分り次第速ニ可申出此旨相達候事 明治16年9月11日」『山口県布達達書』明治16年中乙号

甲第五十四号「本年四月番外ヲ以テ日本称松嶋一名竹島 朝鮮称蔚陵島へ渡航上陸不相成旨諭達置候処現今本県人民ニテ該島へ渡航滞在ノ数多有之趣相聞へ右ハ不都合ニ候條以来渡航不相成ハ勿論現今渡島中ノ者ハ家族又ハ親戚等ヨリ至急迎船差出シ呼返スヘシ 右布達候事 明治16年9月11日」『山口県布達達書』明治16年後甲号

*山口県文書館所蔵

(4) 島根県

島根県は、「太政官指令」を受けた唯一の県であり、「太政官内達」に関わる対応は竹島問題においては重要である。前述の通り、島根県令境二郎は明治14年11月12日付で「松島」渡航禁止令、つまり「太政官指令」の変更の有無を内務省に伺い（「日本海内松島開墾ノ儀ニ付伺」『犯禁渡航』）をたてた。その後、外務省に問い合わせた内務省から下記の通り指令を受けている。

無号「去年十一月十二日付ヲ以、日本海内松島開墾ノ義ヲ内務農務省ノ両卿ニ稟議シ、至内務卿ヨリ指令ヲ得ル如左 書面松島ノ義ハ最前指令ノ通り本邦関係無之義ト可相心得、依テ開墾願ノ義ハ許可スヘキ筋ニ無之候事、但本件ハ兩名宛ニ不及候事」『県治要領』明治14年明治15年 島根県庶務部文書課

表2 「太政官内達」所蔵状況全国調査

県名	所蔵機関	法令番号・法令名・件名	法令
北海道 *当時札幌県と函館県	北海道立文書館	告第20号 日本称松島別名竹島へ日本人民渡航上陸不相成ノ件	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨告示候事
		太地第151号 松島ノ渡航上陸不相成件内務卿内達ニ付御告示案	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也
	国立国会図書館	告第20号 松島へ猥に渡航上陸不相成	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨告示候事
青森県			
岩手県	岩手県総務部総務室情報公開担当	太地第151号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也
		乾警甲第390号	朝鮮国蔚陵島 我カ称呼松島 へ御国人民猥リニ渡航伐木候ニ付彼我政府談判ノ末本年十月中当省少書記官松垣直枝ヲ同島へ出張為致在島御国人民残ラス召連来リ夫々寛典ノ御処置ニモ相成候処即今ニ到リ私ニ再航伐木又は己材ノ材木ヲ取帰ント企候条右ハ嚴重取締可致此旨内訓候也
宮城県	宮城県公文書館	諭第3号 松島竹島朝鮮称蔚陵島ニ上陸不相成ノ件	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨諭候事
秋田県	秋田県公文書館	甲第●号 日本称松島朝鮮称松島日本人妄ニ渡航スヘカラス八度五十●● 東京本丸天守台ヨ●●● ●.....称松島 一名竹島 朝鮮●●陵嶋ノ..... 府議定ノ義モ有之日本人民妄.....相成候條心得違無之様可致此旨..... 事
		乾警甲第390号 御国人民朝鮮国渡航伐木ノ義ニ付郡役所町村役場へ達	朝鮮国蔚陵島 我カ称呼松島 へ御国人民猥リニ渡航伐木候ニ付彼我政府談判ノ末本年十月中当省少書記官松垣直枝ヲ同島へ出張為致在島御国人民残ラス召連来リ夫々寛典ノ御処置ニモ相成候処即今ニ到リ私ニ再航伐木又は己材ノ材木ヲ取帰ント企候条右ハ嚴重取締可致此旨内訓候也
山形県	山形県立図書館	告第42号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨告示候事
福島県			
茨城県	茨城県立歴史館	丙第27号 日本称松島朝鮮称蔚陵島への日本人民の渡航を禁止すること	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様人民ニ無漏通知可致此旨諭候事
		丙第27号 日本称松島朝鮮称蔚陵島への日本人民の渡航を禁止すること	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様人民ニ無漏通知可致此旨諭候事
		丙第14号 朝鮮国蔚陵島へ日本人民猥りに渡航伐木は不都合のこと	朝鮮国蔚陵島 我カ称呼松島 へ御国人民猥リニ渡航伐木候ニ付彼我政府談判ノ末本年十月中内務省少書記官松垣直枝同島へ出張被命在島御国人民残ラス召連帰朝寛典ノ御処置相成候所即今ニ到リ私ニ再航伐木又は己材ノ材木ヲ取帰ント企候者モ有之哉ニ相聞甚不都合ノ次第二候條右心得違之者無の様厚ク注意可致此旨相達候事
栃木県			
群馬県	群馬県立文書館	乙第25号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違ノ者無之様毎戸無洩諭達致ヘク此旨相達候事
		乙第25号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違ノ者無之様毎戸無洩諭達致ヘク此旨相達候事
		乙第25号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様毎戸無洩諭達致ヘク此旨相達候事
		乙第25号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様毎戸無洩諭達致ヘク此旨相達候事
	国立国会図書館	乙第25号 日本称松島朝鮮称蔚陵島へ妄ニ渡航上陸不相成	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松島 一名竹島 朝鮮称蔚陵島ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様毎戸無洩諭達致ヘク此旨相達候事

公布年月日	発	宛	書名・簿冊名	作成者・発行者
明治16年4月17日	函館県令 時任為基		『本県告示丙号達原稿』明治16年	函館県庶務課
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	函館県令 時任為基	『本県告示丙号達原稿』明治16年	函館県庶務課
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	札幌県令 調所広丈	『札幌県治類典』明治16年 自1月至7月	札幌県庶務課
明治16年4月17日	函館県令 時任為基		『函館県布達々全書』明治16年	函館県
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	岩手県令 島惟精	『親展内達訓令綴』明治10 16年	岩手県
明治16年12月20日	内務卿 山県有朋	岩手県令 島惟精	『親展内達訓令綴』明治10 16年	岩手県
明治16年4月23日	宮城県令 松平正直		『本県 沿海・論 達』明治16年	宮城県
明治16年4月16日	秋田県令 赤川戀助		『本県布達留二』明治16年	秋田県文書課
明治17年1月18日	内務卿 山県有朋		『庶務課庶務掛事務簿』郡村之部 一番 明治17年1月2月	秋田県庶務課庶務掛事務簿
明治16年04月9日	山形県令 折田平内		『山形県布達』明治16年(6)	山形県
明治16年04月13日	茨城県令 人見寧	戸長	『丙御布達』明治16年	荷見家史料, 茨城県布達全報
明治16年04月13日	茨城県令 人見寧	戸長	『茨城県布達全報』第4号	荷見家史料, 茨城県布達全報
明治17年02月02日	茨城県令 人見寧代理茨城県 大書記官相原安次郎	郡役所 戸長役場	『丙御布達』明治17年 久慈郡里川 新田	荷見家史料
明治16年4月7日	群馬県	戸長役場	『明治十六年群馬県布達全書』前編 上	群馬県
明治16年4月7日	群馬県令 楢取素彦代理 銀 真健大書記官森醇	戸長役場	『本県布達編輯』	南勢多郡西大室村戸長役場
明治16年4月7日	群馬県令 楢取素彦代理 銀 真健大書記官森醇	戸長役場	『本県乙号相達』明治16年間	新治村布施区有文書
明治16年4月7日	群馬県令 楢取素彦代理 銀 真健大書記官森醇	戸長役場	『上野新報』明治16年4月14日朝 刊1面「群馬縣録事」	上野新報社
明治16年4月7日	群馬県令 楢取素彦代理 銀 真健大書記官森醇		『群馬県布達全書』明治16年 前編 上	群馬県

県名	所蔵機関	法令番号・法令名・件名	法令
埼玉県	埼玉県立文書館	太地第 151 号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也
		無号 松島一名竹島朝鮮称蔚陵嶋ニ上陸禁止ノ件	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨内務省ヨリ達有之候條此旨諭達候事
		無号 松島一名竹島朝鮮称蔚陵嶋ニ上陸禁止ノ件	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨内務省ヨリ達有之候條此旨諭達候事
千葉県	千葉県文書館	無号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨諭達候事
東京都	東京都公文書館	本府達第 1 号	日本称松島朝鮮称蔚陵嶋へ妄ニ渡航上陸不相成
	神奈川県立図書館	東京府録事	北緯卅七度卅分西経八度五十七分(東京本丸天守台ヨリ起算) 二位スル日本称松嶋(一名竹島) 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ妄ニ渡航上陸不相成候條此旨諭達候事
神奈川県	神奈川県立図書館	無号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之趣ニ付日本人民妄ニ渡航上陸不相成儀ニ候條心得違無之様可致此旨及諭達候事
		神奈川県録事	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之趣ニ付日本人民妄ニ渡航上陸不相成儀ニ候條心得違無之様可致此旨及諭達候事
新潟県	新潟県立文書館	番外 日本称松嶋妄ニ渡航上陸ノ義注意	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ儀ハ従前彼我政府議定ノ次第モ有之妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様注意スヘク此旨諭達候事
		番外 日本称松嶋妄ニ渡航上陸ノ義注意	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ儀ハ従前彼我政府議定ノ次第モ有之妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様注意スヘク此旨諭達候事
		番外 朝鮮国蔚陵嶋へ本邦人渡航伐木	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ儀ハ従前彼我政府議定ノ次第モ有之妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様注意スヘク此旨諭達候事
富山県 *明治 16 年 4 月 当時石川県	富山県公文書館	乾警甲第 390 号	朝鮮国蔚陵嶋 我カ称呼松島 へ御国人民猥リニ渡航伐木候ニ付彼我政府談判ノ末本年十月中当省少書記官松垣直枝ヲ同島へ出張為致在島御国人民残ラス召連来リ夫々寛典ノ御処置ニモ相成候処即今ニ到リ私ニ再航伐木又は己材ノ材木ヲ取帰ント候條右ハ嚴重取締可致此旨内訓候也
石川県			
福井県	福井県文書館	論第 4 号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分二位スル日本称松島朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成ニ有之候
山梨県	山梨県立博物館	告第 57 号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分二位スル日本称松島朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成場所ニ候條心得此旨告示候事
		山梨県告示第 57 号 日本称松島へ妄ニ渡航不相成ノ事	
長野県			
岐阜県	岐阜県歴史資料館	乾警甲第 390 号 朝鮮国蔚陵嶋へ猥リニ渡航伐木スル者ニ関スル件	朝鮮国蔚陵嶋 我カ称呼松島 へ御国人民猥リニ渡航伐木候ニ付彼我政府談判ノ末本年十月中当省少書記官松垣直枝ヲ同島へ出張為致在島御国人民残ラス召連来リ夫々寛典ノ御処置ニモ相成候処即今ニ到リ私ニ再航伐木又は己材ノ材木ヲ取帰ント候條右ハ嚴重取締可致此旨内訓候也
	多治見市図書館郷土資料室	本県丙第 35 号 日本称松島への渡航上陸禁止についての内務省内達	
静岡県			
愛知県	愛知県公文書館	無号 日本称松嶋 一名竹島朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ人民妄ニ上陸不相成件	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之趣ニ付人民妄ニ渡航上陸不相成儀ニ候條心得違無之様可致此旨諭達候事
三重県	三重県総合博物館	告示第 54 号 日本称松島朝鮮称蔚陵嶋渡航上陸不成件	
滋賀県	滋賀県県政史料室	太地第 151 号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也
		無号 日本称松島、朝鮮称蔚陵嶋(鬱陵島) への渡航上陸相成らず	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之趣ニ付人民妄ニ渡航上陸不相成儀ニ候條心得違無之様可致此旨諭達候事

公布年月日	発	宛	書名・簿冊名	作成者・発行者
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	埼玉県令 吉田清英	『官省諸達録』明治16年	埼玉県
明治16年4月4日	埼玉県令 吉田清英		『管下諭達(無号)』明治16年	埼玉県
明治16年4月4日	埼玉県令 吉田清英		『本県告無号・諭達』明治16年 本 郡達編冊	南埼玉郡上大崎村聯合戸長役場
	千葉県令 船越衛		『千葉県布達甲号』明治16年	千葉県
明治16年4月18日	東京府		『第三法令類纂』卷61 外交部 第 三章 清国及朝鮮国交際諸則	東京府
明治16年4月18日発令、明 治16年4月21日一面掲載	東京府知事 芳川顕正		『東京横浜毎日新聞』明治16年4月(2)	毎日新聞社
明治16年4月5日	神奈川県令 沖守固		『神奈川県甲号布達』明治16年1月 ～12月	神奈川県
明治16年4月5日	神奈川県令 沖守固		『東京横浜毎日新聞』明治16年5月 1日一面	毎日新聞社
明治16年5月21日	新潟県令 永山盛暉		『新潟県治県報』明治16年5月 『番 外無号達』明治16年	新潟県
明治16年5月21日	新潟県令 永山盛暉		『新潟新聞』明治16年5月22日1面	新潟新聞社
明治16年5月21日	新潟県令 永山盛暉		『新潟県取締』	新潟県
明治16年12月20日	内務卿 山県有朋	富山県令 国重正文	『機密文書』乾 訓令通牒之類 官 房 明治18年以前	富山県
明治16年4月10日	福井県令 石黒務		『早瀬区有文書』	
明治16年4月14日	山梨県令 藤村紫朗代理 山 梨県大書記官 薄井龍之		『山梨県布達』明治16年山梨県甲・ 乙号告示(二)	山梨県
明治16年4月19日			『山梨県布達表』自明治14年至明治 20年7冊合綴	山梨県
明治16年12月20日	内務卿 山県有朋	岐阜県令 小崎利準	『命令指令(内記部)』	岐阜県
明治16年4月	岐阜県令 小崎利準		『布告・達綴』明治16年度第一(小 名田区文書 明治期国・県布達目録)	
明治16年4月10日	愛知県		『愛知県布達類聚 全明治16年度第 一』	愛知県
明治16年4月10日	三重県		『本県布達達番号録』明治13～19	三重県
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	滋賀県令 籠手田安定	『中央令達』	滋賀県
明治16年4月9日	滋賀県令 籠手田安定		『県令達』	滋賀県

公布年月日	発	宛	書名・簿冊名	作成者・発行者
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	京都府知事 北垣国道	『訓示内訓類』明治16年 知事官房	京都府
明治16年4月	京都府		『乙号達書』明治16年自1月至6月	京都府
明治16年4月10日	京都府	郡区 町村	『京都府布達要約』明治元一20年上	加藤定興 編 中西松香堂
明治16年4月11日	京都府		『日本立憲政党内閣新聞』明治16年4月18日付	日本立憲政党内閣新聞社
明治16年4月11日	大阪府知事 建野郷三		『大阪府令書』明治16年4月	大阪府
明治16年4月11日	大阪府知事 建野郷三		『日本立憲政党内閣新聞』明治16年4月15日付	日本立憲政党内閣新聞社
明治16年4月20日	大阪府知事 建野郷三		『朝日新聞(大阪版)』明治16年4月20日付	朝日新聞社
	内務卿 山田顕義	大阪府知事 建野郷三	『各省訓令通知』自明治15年 至明治20年	大阪府
明治16年4月12日	和歌山県令 神山郡廉		『和歌山県史』近現代史料二	和歌山県
明治16年4月27日	鳥取県令 山田信道		『鳥取県番外御布告』	多里宿場他数村役場
明治16年4月14日	島根県令 境二郎		『県治要領』明治16年	島根県
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	島根県令 境二郎	『令訓』明治16年	島根県
明治16年4月14日	島根県令 境二郎		『本県甲号布告』明治16年	
明治16年4月14日	島根県令 境二郎		『島根県諸号 甲告丙丁』明治16年	島根県川合村戸長役場
明治16年4月14日	広島県令 千田貞暁		『本県布達帳』(二)	広島県
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	山口県令 原保太郎	『内務省達録』明治16年	山口県
明治16年4月24日	山口県令 原保太郎		『山口県布達達書』明治16年 番外号	山口県
明治16年4月24日	山口県令 原保太郎	郡区役所 戸長役場	『山口県布達達書』明治16年 上乙号	山口県
明治16年9月11日	山口県令 原保太郎代理 山口県大書記官近藤幸止	郡区役所 戸長役場	『山口県布達達書』明治16年 中乙号	山口県
明治16年9月11日	山口県令 原保太郎代理 山口県大書記官近藤幸止	郡区役所 戸長役場	『山口県布達達書』明治16年 後甲号	山口県
明治16年4月13日	徳島県令 酒井明		『本県号外達達達編冊』明治16年自1月至12月	徳島県

県名	所蔵機関	法令番号・法令名・件名	法令
愛媛県	愛媛県立図書館	太地第 151 号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也
		告第 154 号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨告諭候事
高知県			
福岡県	福岡共同公文書館	無号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨諭達候事
佐賀県 *当時長崎県	佐賀県公文書館	太地第 151 号 日本称松島へ日本人民妄りに渡航上陸不相成件内達	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也
		無号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨諭達候事
長崎県	長崎歴史文化博物館	太地第 151 号 日本称松島へ日本人民妄りに渡航上陸不相成件内達	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也
		無号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨諭達候事
	国立国会図書館	本県録事	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨諭達候事
熊本県			
大分県	大分県公文書館	太地第 151 号 十六年三月 朝鮮称蔚陵島北緯西経の件	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也
宮崎県 *当時鹿児島県	宮崎県文書センター	諭第 5 號	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也
鹿児島県			
沖縄県	沖縄県公文書館		番外第三号ヲ以テ日本称松島竹島朝鮮称蔚陵島之儀妄ニ上陸不相成旨ヲ諭達ス
		番外第 3 号	北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様其管下へ諭達可致此旨及内達候也

公布年月日	発	宛	書名・簿冊名	作成者・発行者
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	愛媛県令 関新平	『官省書取達』	愛媛県
明治16年4月14日	愛媛県令 関新平		『愛媛県布達達書』明治16年九 告示 自83号至159号	愛媛県
明治16年4月17日	福岡県令 岸良俊介		『福岡県公報』	福岡県
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	長崎県令 石田栄吉	『長崎県引継官省訓示内達指令留』(第一号)	佐賀県
明治16年4月13日	長崎県令 石田栄吉代理 長崎県大書記官上村直則		『県庁甲号達並愉達』明治16年2月ヨリ	長崎県
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	長崎県令 石田栄吉	『官省指令留』明治16年自1月至12月 庶務課	長崎県
明治16年4月13日	長崎県令 石田栄吉代理 長崎県大書記官上村直則		『本県 丙合、告号、無号達』明治16年 学務課	長崎県
明治16年4月16日	長崎県令 石田栄吉代理 長崎県大書記官上村直則		『鎮西日報』明治16年4月20日付記事「本県録事」	鎮西日报社
明治16年3月31日	内務卿 山田顕義	大分県令 西村亮吉	『内務、大蔵、太政官、宮内省、農商務省内達』明治8年明治35年	大分県
明治16年4月14日	鹿児島県令 渡邊千秋		『本県令達』明治16年6	鹿児島県
明治16年4月30日			『沖縄県日誌』18	沖縄県
明治16年4月30日	沖縄県令 上杉茂憲		『本県諸達書及令達等級』明治16年	沖縄県

* 島根県公文書センター所蔵（『島根県所蔵行政文書一』（竹島関係資料集 第2集）島根県総務部総務課編参照）

「太政官内達」がこの島根県の伺いに対する返答でもあったことは前述のとおりであるが、島根県において確認できる関連文書は、明治16年4月14日付の「日本人民妄ニ松島へ渡航スヘカラサル旨ヲ諭達ス」『県治要領』（明治16年）と、上述の明治16年「太地第151号」（『令訓』明治16年）、又同年11月7日付の司法卿から松江始審裁判所長と同検事宛の太政官内達（『令訓』明治16年）で、県公文書センター所蔵である。また、県令境二郎から発出された布告は飯南町所蔵の『布告』（明治16年本県甲号）が知られていた³⁰⁾。このように、島根県においては「太政官内達」に関する史料調査は他県に先んじていたが、この度新たに大田市役所にも県の発令した「太政官内達」が保存されていることが分かるなど、市町村レベルでの調査を行えばより多くの文書が発見されることが想像に難くない。

無号「北緯三十七度三十分西経八度五十七分 東京本丸天守台ヨリ起算 二位スル日本称松嶋一名竹嶋朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ義モ有之日本人民妄ニ渡航上陸不相成候條心得違無之様可致此旨諭達候事 明治16年4月14日 島根縣令境 二郎」『島根縣諸号』明治16年甲告丙丁 川合村戸長役場

* 島根県大田市役所所蔵

以上、各県によって発出や保存状況にばらつきがあるものの、近代的法治国家としての形を整えつつある中で、国権の最高機関である太政官から発せられた内達が、行政組織を通じて法規性を伴い全国民へと伝えられた様子がわかる。このように、島根県の地籍編纂実務担当者のみに知らされた「太政官指令」との顕著な決定的な違いが見て取れる。

なお、調査の時間に制約があったことや、戦災による焼失、あるいは紛失・処分等、各県で明治期の行政文書の所蔵状況がまちまちであるため、本調査では所蔵が確認できなかった県もあるものの、それを持って内達文を受け取らなかった、とか、県令から下位機関への発出がなかった、などとはできない。

おわりに

「太政官指令」と比較する形で「太政官内達」を検討してきたが、その起案・発出過程や発出後の全国民への伝達に各行政機関が関与して未熟ながらも法の支配を広める努力をしていた様子を、歴史資料を通して明らかにすることが出来たと同時に、その法令としての重要性が「太政官指令」とは比べようもないほど顕著であったことが明確になった。

³⁰⁾ これら4文書は島根県公文書センター所蔵。島根県総務部総務課編『島根県所蔵行政文書一』（竹島関係資料集 第2集）にも掲載されている。

「太政官内達」にある通り、明治政府が明治16年になってようやく正式な判断を下して版図外としたのは「竹島＝松島＝鬱陵島」であり、それを朝鮮政府との外交交渉の結果として伝達した、ということになろう。つまるところ、本稿で紹介した文書が語るように、「太政官指令」を含む一連の日本海中の島々をめぐる地籍・版図問題を含む外交交渉における領土問題をめぐる明治政府としての最終結論は、「竹島＝松島＝鬱陵島は朝鮮領」であるという、まさに「元禄の竹島一件」で江戸幕府と朝鮮政府がともに合意した「鬱陵島＝朝鮮領」を承認したに過ぎない。

ここで、歴史学の学問的研究手法から資料解釈として、明治10年の「太政官指令」にいう「外一島」がどの島を指すのかを明らかにするために、明治14年や16年の資料から判断することは不適切であるとする歴史学者もあるかもしれないが、筆者は一過性の内部事務上で発出されたに過ぎない「太政官指令」の「外一島」を同定することに注力することは竹島問題の本質から逸脱した行為であり、むしろ外交交渉の結果として発出され朝鮮政府に伝達された「太政官内達」こそを、領土問題としての重要検討事項であるとみなすものである。「太政官指令」では「外一島」を朝鮮領としたわけではないことから、その島を同定することは領土問題とは直接かかわりのあることではなく、むしろ明治政府が最終的にどの島を版図外と結論付けたかが、領土問題を検討するうえで重要であることはいうまでもない。

また、領土問題としての竹島問題とは、歴史学の枠組みという浅薄な次元で語られるべき問題ではなく、国際法、国内法、国際関係学等の総合的、学際的なアプローチでの検討が必要であることを改めて想起したい。その視点を欠いて「太政官指令」、特に「外一島」の同定に固執することは、その主張を支える自国史料の圧倒的欠如という絶望的立場にある韓国政府の意に沿って議論を有利に展開するために、日朝両政府の交渉の末に発せられた「太政官内達」を無視し、内部文書に過ぎない「太政官指令」を決定的証拠であるかの如く利用して歴史学的資料解釈の枠組みにはめ込み論点をずらし、領土問題を歴史問題にすり替えようと苦肉の策をとっていると看做さざるを得ない。

いずれにせよ、島名の混乱などから曖昧にも見える島の同定問題であるが、「太政官指令」の内務省からの伺い（「則元禄十二年ニ至リ夫々往復相済 本邦關係無之相聞候」）に、そしてまた「太政官内達」の文面（「日本称松嶋 一名竹島 朝鮮称蔚陵嶋ノ義ハ従前彼我政府議定ノ儀モ有之」）にもあるように、太政官が指令・内達の対象とした島は一貫して元禄時代に日朝交渉の結果版図外とした島であり、最終的に明治16年に至り該島を「竹島＝松島＝鬱陵島」であると明確に結論付け、その旨朝鮮政府に伝達したというのが歴史的事実である。

つまり、明治政府の判断（鬱陵島＝日本の領土外）はいずれも元禄9年の江戸幕府のそれを先例としたものであり、現在の竹島に関しては朝鮮政府との間で議論になることはなかったことから、何某かの判断をする必要がなかったのであろう。よって、明らかな意思をもって現在の竹島を日本領土外とした明確な証拠はなく、ましてや朝鮮領であるとし朝鮮政府に伝達したことは現存する日韓の公文書や史資料からは読み取れない。その立場が明確になるのは明治38年であり、中井養三郎が貸下げ願を提出して島根県に公式編入する時まで待たなければならなかったのである。

第8章 韓国の竹島領有主張と「太政官指令」

藤井 賢二

はじめに

1. 「太政官指令」の発掘と韓国の利用
 - (1) 「太政官指令」の発掘
 - (2) 堀和生の論考の検討
 - (3) 慎鏞廈の論考の検討
 - (4) 内務省の伺と「元禄竹島一件」
 - (5) 宋炳基の著作と韓国の「国民的関心」の高まり
 - (6) 「磯竹島略図」への曲解
 - (7) まとめ
2. 日韓の論争と「太政官指令」
 - (1) 韓国の敗北と「勅令第41号」
 - (2) 「獨島問題 再照明」の課題提起
 - (3) 慎鏞廈の試みと挫折
 - (4) まとめ
3. 現在の韓国の主張と「太政官指令」
 - (1) 韓国政府外交部の広報資料における「太政官指令」
 - (2) 東北アジア歴史財団の広報資料における「太政官指令」
 - (3) 韓国の論者の「太政官指令」利用の試み
 - (4) まとめ

おわりに

はじめに

「伺之趣竹島外一島之儀本邦関係無之儀ト可相心得事」という1877年の「太政官指令」について、「外一島」は現在の竹島であり、太政官（明治政府）はこの時に竹島を日本領土外、さらには朝鮮領としたという主張がある。韓国の竹島領有主張の重要な材料になっている「太政官指令」であるが、現在の竹島を「本邦関係無之」としたとする解釈には問題がある。また、「太政官指令」は日本政府内部のやりとりであって、韓国の竹島領有の根拠にはなりえない。本稿は、本来は竹島領有主張の材料になるはずのない「太政官指令」を、韓国がどのように知り、評価し、そして利用しているかを整理し、韓国の竹島領有主張にとっての「太政官指令」の意味を考えるものである。

「1. 「太政官指令」の発掘と韓国の利用」では、1980年代に「太政官指令」を発掘した日本人およびそれを利用した韓国人の論者が、韓国にとって都合のよい解釈を加えてきた過程

を整理する。「2. 日韓の論争と「太政官指令」」では、本来韓国の竹島領有主張の材料にはなりえないはずの「太政官指令」を、韓国が採用せざるをえなくなった背景を明らかにする。それは、1950年代以降の日本との論争における韓国の敗北であった。「3. 現在の韓国の主張と「太政官指令」」では、「太政官指令」を利用して、日本政府の主張には欠陥があるという印象を与えようとする動きについて論じたい。

1. 「太政官指令」の発掘と韓国の利用

(1) 「太政官指令」の発掘

韓国が「太政官指令」を知ることになったのは、1980年代後半であった。そのいきさつを、^{シン・ヨンハ}愼鏞廈は「朝鮮王朝の獨島領有と日本帝國主義の獨島侵略:獨島領有に対する實證的一研究」『韓国独立運動史研究』3集(1989年11月、韓国語)(以下「愼(1989)」と略記)の序章で次のように書いている(45頁)。

筆者もこの間獨島論争に関心を持って粘り強く資料を発掘してきたが、1981年には「獨島問題 再照明」という座談会を司会しながら次のように指摘したのであった。

「日本政府が公式的に獨島を韓国のもものと確認した例があります。1869(明治2)年に日本外務省代表たちが、ここには江華島条約締結の先頭に立った森山茂という人物も含まれていますが、我が国から帰った後で日本外務省に提出した報告書で『朝鮮国交際始末内探書』というものがあるが、その中に「竹島・松島が朝鮮付属となった始末」すなわち今の鬱陵島と獨島が朝鮮の付属となっている経緯に対する報告書があります。日本外務省の高官が明治2,3年に竹島と松島を朝鮮付属領と確認したわけです。ですから1905年2月に日本閣議決定で獨島を‘タケシマ’という名前で島根県に編入する前までは少なくとも日本政府の公式的立場は‘タケシマ’は韓国領土ということが明確だったようです。」

「我々が直接領土紛争に関連した国であるため発言は注意深くなるが、客観的に見るならば日本の獨島に着眼したのは露日戦争によるものだと解釈できるでしょう。その前には獨島を価値のないものと判断したが、領土編入を急いだのは今日の経済的側面とは異なり、当時としては全的に軍事的な目的だと解釈しても間違いのないのです。ただそれは客観的に文献や他の資料によって証明することが一つの課題となるでしょう。」

この座談会が契機となって何人かの日本人学者たちから資料交換の提議を受け、その中には貴重な資料も含まれていた。交換した資料を活用した学者的良心に忠実な論文が日本でも出た。(注5)

注5:堀和生「1905年日本の竹島領土編入」、『朝鮮史研究会論文集』第24輯 1987年参照。

筆者の論文でも日本の学者たちと交換した同一の資料を全部活用した。その解釈と説明に韓国人の立場と日本人の立場の差があって、筆者の論文を後で発表したのは、資料が日本で学術論文に活用される前に韓国でセンセーショナルにマスメディアなどで引用報道されないうようにするという日本の学者たちの要請に同意して資料を入手して約束を守ったためだ。

「獨島問題 再照明」『韓國学報』24 輯（1981 年 9 月、韓国語）は、1981 年 7 月 25 日に行われた白忠鉉（ベク・チュンヒョン「ソウル大 法大・国際法」と紹介されている）、宋炳基（ソン・ビョンギ「檀國大・史学」と紹介されている、慎鏞廈（「ソウル大・社会学」と紹介されている）による座談会の記録である¹⁾。ここで発信された、1905 年の編入前に日本政府は竹島を朝鮮（大韓帝国）領と認識していた、竹島編入は日露戦争遂行のために軍事目的で行われた、この二つの主張に呼応した日本人研究者から「資料交換の提議を受け」、それは実現した。

「太政官指令」を発掘したのは日本人であり、その発表は堀和生²⁾によって日本で先に行われた（「一九〇五年日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』24 集（1987 年 3 月）（以下「堀（1987）」と略記）。慎鏞廈は「資料交換」³⁾で得た「太政官指令」などを活用し、「慎（1989）」や「韓國の固有領土としての獨島領有に対する歴史的研究」『韓国社会史研究会論文集』27 集（1991 年 12 月、韓国語）（以下「慎（1991）」と略記）⁴⁾などで、韓國の竹島領有の正当性を主張した。

(2) 堀和生の論考の検討

まず、「堀（1987）」について検討する。その章立ては次のようになっていた。

はじめに

第 1 章 竹島の認知と領有意識

第 1 節 朝鮮政府と江戸幕府の竹島認識

第 2 節 明治政府の竹島認識

第 2 章 日本の朝鮮辺境島嶼への侵入

第 1 節 蔚陵島をめぐる両国の葛藤

第 2 節 日本人による竹島漁業

第 3 章 日本の竹島領土編入

第 1 節 日本政府の軍事要請

第 2 節 日本政府の官僚の判断

第 3 節 日本の公示と朝鮮側の反応

おわりに

第 1 章「竹島の認知と領有意識」の第 2 節「明治政府の竹島認識」が 1905 年の編入前に

1) 『アジア公論』11 卷 4 号（1982 年 4 月）65-83 頁に「獨島問題を再照明する」と題して日本語訳が掲載された。

2) 堀和生（1951～）は 1989 年から 2 年間ソウル大学経済研究所で特別研究員として植民地朝鮮経済を研究し、同年に京都大学助教授になった（『経済論叢』191 卷 1 号（2017 年 3 月）133 頁）。

3) 堀和生が「資料交換」によって慎鏞廈から得た資料は不明であるが、「慎（1989）」109 頁で使用された 1906 年の李明來の報告や朴齋純の指令の可能性はある。ただし、「堀（1987）」120 頁では「これらのことを記した李朝の行政文書は、現在韓国に残っているが、いまだ全文が公開されていない」として使用されていない。

4) 「慎（1989）」と「慎（1991）」は慎鏞廈『獨島の民族領土史研究』（知識産業社、1996 年、韓国語）に第 3 部と第 2 部として収録された。

日本政府は竹島が朝鮮（大韓帝国）領であると認識していたという慎鏞廈の主張に、第3章「日本の竹島領土編入」の第1節「日本政府の軍事要請」と第2節「日本政府の官僚の判断」が竹島編入は日露戦争遂行のために軍事目的で行われたという主張に対応していた。

「堀（1987）」103-104頁の「太政官指令」の説明は次の通りであった（下線と符号は藤井による）。

一八七六年一〇月内務省地理寮が地籍を編纂するために、島根県に同県の沖にある「竹島」なる島の情報を照会したことが契機となった（注：この件については、「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」（太政官編『公文録』一八七七年 内務省之部 国立公文書館所蔵）による。）。そこで島根県当局は、十七世紀の大谷・村川両家による竹島＝鬱陵島開拓の経緯を調べ、(c) 竹島と松島＝独島の略図を付し、「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」として内務省に提出した。つまり、島根県当局は、松島を竹島の属島と理解していたため一括して取り扱ったのであった。内務省は、独自に元禄期の「竹島一件」の記録を調べ、島根県の「伺」の情報と合わせ検討したうえで、(b(1)) この両島は朝鮮領であり日本のものではないと結論をだした。しかし、「版図ノ取捨ハ重大之事件」であるため、(a) 同省は翌七七年三月一七日太政官に「日本海内竹島外一島地籍編纂方何」を提出して、その判断を仰いだ。付属書類中で「外一島」は松島であると明記され、その位置と形状も正しく記述されていた。太政官調査局の審査では内務省の見解が認められ、次のような文書が起草された。

別紙内務省伺日本海内竹島外一嶋地籍編纂之件 右ハ元禄五年朝鮮人入島以来旧政府該国ト往復之末遂ニ本邦関係無之相聞候段申立候上ハ 伺ノ趣御聞置左之通御指令相成可然哉 此段相伺候也

御指令按

伺之趣竹島外一嶋之義本邦関係無之義ト可相心得事

この指令按は、右大臣岩倉具視、参議大隈重信、寺島宗則、大木喬任等によって承認決定された。当時の日本の最高国家機関たる太政官は、島根県と内務省が上申してきた竹島＝鬱陵島と松島＝独島をセットとする理解に基づいて、(b(2)) 両島を日本領に非ずと公的に宣言したのであった。この指令は四月九日付で内務省から島根県に伝えられ、現地でもこの問題に決着がつけられた。

(a) について。「外一島」は松島であると明記され、その位置と形状も正しく記述されていた」とあるのは、島根県の伺の添付書類「原由之大略」中の現在の竹島（江戸時代の日本における呼称は「松島」）について触れた「次ニ一島アリ、松島ト呼フ、周回三十町許、竹島ト同一線路ニ在リ、隠岐ヲ距ル八拾里許、樹竹稀ナリ、亦魚獸ヲ産ス」という約50字の文言であろう。

堀和生が、内務省から太政官への伺の「付属書類」として、約1200字の「原由之大略」の一部分を強調したのは、適切ではない。伺の本文で示されている、内務省の判断の根拠となった別紙文書「一号」～「四号」がまず検討されるべきであった。「原由之大略」は、別紙文書「一号」～「四号」には含まれない。そして、別紙文書「一号」～「四号」は「元禄期の「竹島一件」の記録」であり、現在の竹島への言及はない（本報告書第2章参照）。内務

省が現在の竹島をも対象として伺を作成し、太政官はその承認を決定したとするには無理がある。

(b(1))の内務省の判断の原文は「本邦關係無之」であって「朝鮮領であり日本のものではない」とは書かれていない。(b(2))の太政官の決定は「本邦關係無之」であり、「日本領に非ず」は正確な説明である。「朝鮮領であり日本のものではない」と「日本領に非ず」は意味が異なる。仮に、日本が現在の竹島を自国領とみなしていなかったと判断されたとしても、それだけで朝鮮領と認められるわけではない。朝鮮やその他の国に竹島領有の根拠がなければ無主地とみなされるだけである。内務省の判断を「朝鮮領であり日本のものではない」としたのに対して、太政官は「日本領に非ず」と決定したと堀和生は説明するが、「本邦關(關係無之)」という同じ文言に、あえて異なる説明をした理由は説明されていない。

「太政官指令」や日本政府作成の地図・水路誌によって「認識の程度に強弱の差はあっても、日本政府の關係諸機関のすべてが、同島を鬱陵島と合わせて朝鮮領だとみていたことは明らか」と、堀和生は第1章第2節「明治政府の竹島認識」の結論を出した(106頁)が、これと(b(2))との整合性は説明されていない。また、第3章第2節「日本政府の官僚の判断」には「一八七七年内務省は竹島＝独島を鬱陵島とともに朝鮮領だと確定」(117頁)とある一方、「おわりに」には「一八七七年太政官が正式に同島(現在の竹島-藤井補注-)を版図外だと断定した」(121頁)とあったが、ここでも説明はない。「朝鮮領」なのか、それとも「日本領に非ず」なのか。「本邦關(關係無之)」という文言についての「堀(1987)」の説明には問題があった。

以上の二つの問題点 - (a)内務省の伺の本文で示された別紙文書「一号」～「四号」を検討せず島根県の伺の添付書類「原由之大略」の一部を内務省の判断の根拠としたこと、(b)「本邦關(關係無之)」という同じ文言について、「朝鮮領であり日本のものではない」(内務省の判断)と「日本領に非ず」(太政官の決定)と異なる説明をしたこと - は、「太政官指令」を利用して竹島領有を主張する韓国の論者に引き継がれることになった。なお、「堀(1987)」は韓国語に翻訳された⁵⁾。

(3) 慎鏞廈の論考の検討

次に、「慎(1989)」について検討する。「獨島問題 再照明」で慎鏞廈が、日本政府は竹島を朝鮮(大韓帝国)領と認識していたという主張の根拠とした主資料は「朝鮮国交際始末内探書」⁶⁾であった。「慎(1989)」で慎鏞廈は「太政官指令」や日本政府作成の地図・水路誌を新たに利用した。それらは「堀(1987)」の第1章第2節「明治政府の竹島認識」で取り上げられた資料であった。

⁵⁾ 『1905年日本の竹島領土編入』(公報處海外公報館、1996年)。また林英正訳『獨島領有権の日本側主張に反駁する日本人論文集』(景仁文化社、2003年)には山辺健太郎「竹島問題の歴史的考察」と梶村秀樹「竹島＝独島問題と日本国家」とともに収録されている。

⁶⁾ 朝鮮国交際始末内探書は山辺健太郎『日韓併合小史』(岩波書店、1966年)18頁や李漢基『韓國の領土一領土取得に關する國際法研究一』(ソウル大學校出版部、1969年、韓国語)273頁ですでに紹介されていた。

「愼（1989）」70-71頁の「太政官指令」についての説明は、「原由之大略」のうち現在の竹島に関係する部分、内務省の伺、3月20日付の太政官の決裁書、これらの原文を図示するなど、「堀（1987）」よりも詳細であった。そして次の諸点を「特に注目する必要」があるとした（下線と符号は藤井による）。

一番目に、日本明治政府の内務省と最高国家機関である太政官は(a(1))鬱陵島(竹島)と独島(松島)が朝鮮領土であって日本領土ではないので、日本は鬱陵島と独島に関係ないことを1877年3月29日付で再確認して決定して公文書で指令した

二番目に、日本内務省が(a(2))鬱陵島と独島が朝鮮領土であって日本領土ではないという事実を再確認して結論を下すまでには(b)島根県から提出した資料だけでなく元禄時代(朝鮮の肅宗時代に該当)の朝鮮と日本の往復文書を調査して独自の情報を収集して約5ヶ月間も調査して検討した後を下した結論だった。

三番目に、日本の最高国家機関である太政官はすでに(c)1869～70年に外務省が朝鮮釜山に高位官吏を派遣して調査項目を指令して復命書を受けた時に鬱陵島と独島が朝鮮領土であることを認めて再確認して決定し、ふたたび1877年に内務省から(a(3))鬱陵島と独島が朝鮮領土であって日本とは関係ない地だという稟議を受けるとこれを最終的に承認決定して公文書で指令した。日本明治政府太政官(朝鮮王朝と大韓帝国の議政府に該当)の指令文は当時日本最高国家機関の決定であることを注目する必要がある。

四番目に、日本の最高国家機関である太政官の(a(4))鬱陵島と独島が朝鮮領土であって日本とは関係ないものという指令文は、内務省だけでなく島根県にまで「心得ること」という強い命令の表現で伝えられ、異論の余地がないことを明白にしたという事実だ。

(a(1))～(a(4))について。内務省の判断については、「愼（1989）」は「鬱陵島と独島が朝鮮領土であって日本領土ではない(日本とは関係ない)」「(a(2))・(a(3))」であって、「堀（1987）」の「この両島は朝鮮領であり日本のものではない」(b(1))と同じである。しかし、太政官の決定については、「堀（1987）」の「両島を日本領に非ずと公的に宣言した」(b(2))に対して、「愼（1989）」は「鬱陵島(竹島)と独島(松島)が朝鮮領土であって日本領土ではない(日本とは関係ない)」と異なっていた((a(1))・(a(4)))。愼鏞廈は堀和生の説明を書き換えた。

「愼（1989）」67頁では「太政官では内務省の稟議書を受け取って検討した後調査局長の起案で1977年3月20日に」指令文を決定したとされているが、「調査局」は「本局」の誤り

である⁷⁾。「堀 (1987)」103 頁に「太政官調査局の審査では内務省の見解が認められ」とあるのに引っ張られたのであろうが、慎鏞廈がこのように「堀 (1987)」を忠実になぞっているにもかかわらず、太政官の決定の説明については書き換えているところに、「太政官指令」で現在の竹島が朝鮮領とされたと強調したい意図が現れている。

(b) について。慎鏞廈は、内務省は「元禄竹島一件」の時の「朝鮮と日本の往復文書を調査して独自の情報を収集して約 5 ヶ月間も調査して検討」して「鬱陵島と独島が朝鮮領土であって日本領土ではない」と判断したとする。それならば、内務省の伺の本文で示されている、内務省の判断の根拠となった別紙文書「一号」～「四号」が重要ということになる。しかし、「堀 (1987)」と同様、その検討はなされていない。

また、「慎鏞廈 (1989)」67 頁には「日本内務省が太政官に提出した上記公文書の付属文書で「次に一島あって松島と呼ぶ」として一島が「松島」であることを明確に明らかにしているのだ」とある。別紙文書「一号」～「四号」には含まれず、島根県の伺の付属資料である「原由之大略」の一部分を「付属書類」として強調した「堀 (1987)」の問題点を継承していた。

(c) について。これは「朝鮮国交際始末内探書」のことであろう。釜山で情報収集した外務省出仕佐田白茅らが 1870 年に外務省に提出したこの報告書の末尾に、「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」という文書があったため、慎鏞廈は明治政府が「鬱陵島と独島が朝鮮領土であることを認めて再確認」したと主張した。しかし、この文書は、「竹島松島朝鮮附属ニ相成候始末」(竹島松島が朝鮮附属になった始末)について調べてくるよう頼まれたことへの報告であって、日本政府が現在の竹島を朝鮮領と確認したものではない。「松島については掲載した書留がない」という文言があり、「元禄竹島一件」では「今日の竹島 (韓国でいう独島) は一切、交渉の対象になっていないので、出張して調査しても記録がなかったのは当然である」⁸⁾。

(4) 内務省の伺と「元禄竹島一件」

「慎 (1991)」89-90 頁では、内務省の伺が、別紙文書「一号」～「四号」も含めて、次のように説明された (下線は藤井による)。

⁷⁾ 『公文録』にある、明治 10 (1877) 年 3 月 20 日付の太政官での決裁文書 (立案第二十號) では「本局 (印) 土方・巖谷」とされており、起草したのは「本局」であって「調査局」ではない。『公文録』第 25 卷明治 10 年 3 月内務省伺 (一) 所収、国立公文書館所蔵。明治 10 年 1 月 29 日に太政官の官制が改革されたが、「調査局」は「本局」とは別組織である。「調査局」は、改革前の第五科 (理財・政表) の流れで、財務に関する伺い等を受付け、政表を作る局であった。土方久元は本局 (太政官書記官局) の大書記官と調査局長官を明治 10 年 1 月から兼任していたため、堀和生は「調査局」と判断した可能性があるが、『明治 10 年 2 月改 太政官職員録』には大書記官土方久元の次に、調査局には所属しない大書記官巖谷修の名前があることから、「本局」が正しい。以上は、内田てるこ氏の教示による。この誤りは宋炳基も継承した (『宋 (2005)』190 頁、『宋 (2007)』225 頁、『宋 (2010)』165 頁)。

⁸⁾ 塚本孝「“独島連”の「島根県知事に対する質問書“独島 20 問”」について」第 3 期島根県竹島問題研究会編『第 3 期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書」(島根県総務部総務課、2015 年 8 月) 224 頁。

この文書で特に注目するのは、i) 元禄5年(1692年、肃宗18年)“朝鮮人が入島して以来”の往復文書という朝鮮人はすなわち安龍福らを指し、安龍福などの渡日が鬱陵島・独島問題の決定に非常に重大な影響を及ぼしたことがわかり、ii) 日本内務省が竹島と松島が朝鮮領土であって日本と関係がない地だと判断した根拠資料の第1号が、すなわちこの論文で紹介した1696年(日本元禄9年、朝鮮肃宗22年)に作成された徳川幕府政府の評議の旨意で、iii) 根拠資料第2号はこの論文で紹介した、1697年の徳川幕府関白の竹島(および松島)が朝鮮領土であり日本漁夫たちの往来を永久に禁止したという決定確認を対馬島太守が朝鮮訳官を通じて朝鮮朝廷に知らせた伝達書で、iv) 根拠資料第3号がこの論文で紹介したこれを確認する1698年の朝鮮側の書契で、v) 根拠資料第4号がふたたびこの書契に対する日本の1699年の返答書で、vi) 日本内務省は1699年(元禄12年)のこの返答書で竹島とその外一島〔松島〕に対する朝鮮と日本の間の領土問題は1699年までに完全に終結し、今は竹島とその外一島〔松島〕が朝鮮領土で日本とは関係がない地だという解釈を付して日本領土地図〔版図〕から除外する意見を太政官に稟議したのだった。

慎鏞廈が強調したのは、下線部のように、「元禄竹島一件」で鬱陵島と現在の竹島が朝鮮領であることが決定されて日本人の渡航が禁止されたこと、そして内務省の伺はこの決定を基礎に作成されたということである。しかし、これは成り立たない。慎鏞廈は、渡航禁止を朝鮮に伝えた別紙文書「二号」について、それを非常に重要な文書であるとした。その上で、その要旨を「両国の人間〔朝鮮人と日本人〕がその島で入り乱れれば、必ず「潜通と私市」の弊害などがあるので、日本人たちがその島で漁採しに行くのを永久に許さないよう命令を下した」と述べている(「慎(1991)」73頁)。現在の竹島は「両国の人間〔朝鮮人と日本人〕がその島で入り乱れ」ていた島ではないため、「元禄竹島一件」とは関係はない。

別紙文書「一号」～「四号」で現在の竹島が言及されていないことは慎鏞廈も気付いたらしく、「この時の竹島は鬱陵島だが、どうやってこの時‘鬱陵島・独島の領有権論争’が終結したと言うのか?’という問いを立てている(「慎(1991)」85頁)。そして、それに対して「当時日本人たちが独島〔松島〕を鬱陵島〔竹島〕の属島として一体と考え、鬱陵島の領有権の帰属がその属島である独島の領有権の帰属を当然含むものとみなしていたためだ」と説明した(同前頁)。

堀和生は「堀(1987)」第1章の第1節「朝鮮政府と江戸幕府の竹島認識」101および102頁で、次のように述べた。「当時の史料中でも「竹嶋之内松嶋」「竹嶋近辺松嶋」「竹嶋近所之小嶋」等のように、松島は竹島の属島として扱われていた。「十七世紀の日本人の松島＝独島での漁業とは、あくまで竹島＝鬱陵島進出に附随したものにすぎないので、その竹島渡航禁止とともに終焉するしかなかった」。よって、「両国政府の交渉で鬱陵島の朝鮮所屬が結着した際に、その属島たる松島＝独島も、ごく自然に日本の版図からはずされたのであった」。

「慎(1991)」の記述はこの「堀(1987)」を模していた。「慎(1991)」85頁でも、「堀(1987)」が根拠とした「竹嶋之内松嶋」「竹嶋近辺松嶋」「竹嶋近所之小嶋」といった語句は、川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(古今書院、1966年)を出典として、そのまま利用された。

堀和生の「属島論」は、日本人の活動にのみ注目した一方的なものである。「朝鮮国から見れば、鬱陵島の先、はるか遠方にある今日の竹島は関心の外であった」。詳しく言えば「元禄の交渉で朝鮮国は今日の竹島について言及していない。この時代今日の竹島で朝鮮人が漁採したことはないし、(日本人に連れ帰られた安龍福を除いて) 朝鮮人が今日の竹島へ赴いた記録もない」⁹⁾ が実態であった。朝鮮人が関わったのは鬱陵島までであり、現在の竹島は鬱陵島の「属島」とは言えない。

堀和生は「堀(1987)」で、「島根県と内務省が上申してきた竹島＝鬱陵島と松島＝独島をセットとする理解に基づいて」太政官は決定を下したと解釈した。慎鋪廈は「慎(1991)」90頁で、太政官が1877年に「竹島(鬱陵島)と松島(独島)が朝鮮領土で日本とは関係がないということ」を心得よという再決定を下して指令文を送ったのは、1693～1699年の“鬱陵島・独島論争”の終結と朝鮮領土としての確定に依拠したものだ」と主張した。「元禄竹島一件」についての堀和生の解釈がなければ、ここまで断定できたか、疑わしい。

(5) 宋炳基の著作と韓国の「国民的関心」の高まり

次は、宋炳基が「太政官指令」を論じた韓国語の著書である。これらを検討したい。

『鬱陵島と獨島 - その歴史的接近』(檀国大学校出版部、1999年)以下『宋(1999)』と略記

『書き直した鬱陵島と獨島』(檀国大学校出版部、2005年)以下『宋(2005)』と略記

『再訂版 鬱陵島と獨島』(檀国大学校出版部、2007年)以下『宋(2007)』と略記

『鬱陵島と獨島 - その歴史的検証』(檀国大学校出版部、2010年)以下『宋(2010)』と略記

第一に、「本邦關(関)係無之」という同じ文言について、「朝鮮領であり日本のものではない」(内務省の判断)と「日本領に非ず」(太政官の決定)と異なる説明をした「堀(1987)」の記述をどう継承したかという問題である。次表は「堀(1987)」と宋炳基の著書の記述を比較したものである(参考として「慎(1989)」と「慎(1991)」も示した。下線は藤井による)。

	内務省の判断(本邦關係無之)	太政官の決定(本邦關係無之)
「堀(1987)」 (103・104頁)	内務省は、独自に元禄期の「竹島一件」の記録を調べ、島根県の「伺」の情報と合わせ検討したうえで、この両島は朝鮮領であり日本のものではないと結論をだした	当時の日本の最高国家機関たる太政官は、島根県と内務省が上申してきた竹島＝鬱陵島と松島＝独島をセットとする理解に基づいて、両島を日本領に非ずと公的に宣言した

⁹⁾ 塚本孝「元禄竹島一件をめぐって-付、明治十年太政官指令-」『島嶼研究ジャーナル』2巻2号(2013年4月)46頁。

『宋 (1999)』 (199 頁)	1876 年末日本内務省では地籍編纂上問題がおこっていた竹島(鬱陵島)・松島(独島)を朝鮮領と結論付けた	当時日本最高の国家機関である太政官は、二島は日本領でないとい内務省に指令した
『宋 (2005)』 (190 頁)	内務省では島根県から問うてきた竹島外一島に対する地籍編纂問題を検討した。そして竹島一件(鬱陵島争界)まで調査した末に、二つの島が朝鮮領という結論を下した	日本の最高国家機関である太政官は、内務省が質疑してきた竹島(鬱陵島)松島(独島)領有問題に対して、二島が日本と関係ないことを、 <u>換言すれば事実上朝鮮領であることを公的に宣言したのだった</u>
『宋 (2007)』 (224-225 頁)	内務省では島根県から問うてきた竹島外一島に対する地籍編纂問題を検討した。そして竹島一件(鬱陵島争界)まで調査した末に二島が朝鮮領という決論を下した	日本の最高国家機関である太政官は内務省が質疑してきた竹島(鬱陵島)と松島(独島)領有問題に対して、二島が日本と関係ないことを、 <u>換言すれば事実上朝鮮領であることを公的に宣言したのだった。</u>
『宋 (2010)』 (163・166 頁)	内務省はこの調査を通じて竹島(鬱陵島)が1699年(肅宗25、元禄12)に朝鮮領として決着して日本と関係がないという結論を下した	日本の最高国家機関である太政官が、内務省が質疑した竹島(鬱陵島)と松島(独島)所属に対して二島が日本と関係ないことを、 <u>換言すれば事実上朝鮮領であることを公的に宣言したのだ</u>
「愼 (1989)」 (70・71 頁)	鬱陵島と独島が朝鮮領土であって日本領土ではないという事実を再確認	鬱陵島と独島が朝鮮領土であって日本の領土とは関係がない
「愼 (1991)」 (90 頁)	竹島とその外一島(松嶋)が朝鮮領土で日本とは関係がない地だ	竹島(鬱陵島)と松島(独島)が朝鮮領土であって日本とは関係がない

これを見ると、『宋 (1999)』は「堀 (1987)」を忠実になぞっていることがわかる。太政官の決定について「朝鮮領であり」という表現はない¹⁰⁾。内務省の判断は「1876 年末」に下されたと書いているが、「1876 年度末」の誤りであろう。これも「堀 (1987)」103 頁の次の記述に引っ張られている。内務省は「この両島は朝鮮領であり日本のものではないと結論をだした。(略) 同省は翌七七年三月一七日太政官に「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」を提出してその判断をあおいだ」。

ところが、『宋 (2005)』以降の著書での「太政官指令」の決定事項は、下線で示したように、「日本と関係ない」に「換言すれば事実上朝鮮領である」が加えられた。愼鏞廈が「愼 (1989)」で「鬱陵島(竹島)と独島(松島)が朝鮮領土であって日本領土ではない」と、「堀 (1987)」の「太政官指令」の説明を書き換えたのと同様であった。

ただ、宋炳基は「堀 (1987)」の「太政官指令」が「公的に宣言」されたものという部分は

¹⁰⁾ 『宋 (1999)』164 頁にも、「1877 年初めには、日本政府の最高機関である太政官が内務省に下した指令で、地籍編纂上問題となった竹島(鬱陵島)と松島(独島)が日本領土ではないことを明らかにしたとあり、「朝鮮領と宣言した」とは説明していない。

残した。「太政官指令」は太政官から内務省、そして島根県に伝えられた日本政府の内部文書であって「公的に宣言」されたとは言えない。この部分を残したのは、韓国にとって有利と思えたからであろう。

関連して、宋炳基は「太政官指令」の文言「伺之趣竹島外一島之儀本邦關係無之儀ト可相心得事」を、「質疑の竹島外一島の件について本邦（日本）は関係がないことを周知すること」と、「太政官指令」が広範囲に伝達されたかのように訳している（『宋（2005）』190頁・『宋（2007）』225頁・『宋（2010）』166頁）が、原文に「周知」という語句はない。

ところで、宋炳基が「太政官指令」の説明に割いた箇所は次の通りであった。『宋（1999）』：2箇所（164・199頁）、『宋（2005）』：3箇所（189-193・212・247-249頁）、『宋（2007）』：3箇所（224-225・283-284・297頁）、『宋（2010）』：6箇所（74-76・162-166・302-304・317・318・320頁）。改訂される度に説明が増えていったことがわかる。

竹島問題への韓国人の関心は、1996年に日本の抗議にもかかわらず竹島の接岸施設建設工事を進めるなど、韓国人の日本への対抗意識を煽った金泳三大統領キム・ヨンサムの時に高まった¹¹⁾。2005年に島根県は「竹島の日」条例を制定し、これに韓国は反発した。日韓の対立の中で、宋炳基は著書を刊行し、その後改訂を繰り返した。『宋（2005）』の序文には、「昨今の国民的関心」を推し量って、「わかりやすく正確な」竹島問題の記述をめざしたとある。「太政官指令」の記述が増していったのは、「太政官指令」が韓国人の「国民的関心」に応える材料であったことを示している。

(6) 「磯竹島略図」への曲解

「磯竹島略図」を2005年に「発見」したとする漆崎英之は、「磯竹島略図」は内藤正中・朴炳涉パク・ピョンソブ『竹島＝独島論争－歴史資料から考える－』（新幹社、2007年3月、日本語（以下『内藤・朴（2007）』と略記）で初公開されたと記している¹²⁾。「磯竹島略図」はすでに「堀（1987）」103頁（本章の「堀（1987）」引用部分の下線（c））で言及されているので「発見」ではないが、その後、同図は宋炳基『竹島（独島・鬱陵島歴史研究）』¹³⁾（朴炳涉訳、新幹社、2009年、日本語）（以下『宋・朴（2009）』と略記）115-116頁、そして『宋（2010）』165頁に掲載された。

『宋（2010）』303頁には次のような説明がある¹⁴⁾。

内務省が太政官に提出した質疑書の末尾には、島根県で作成した竹島「図面」を参考にして制作した「磯竹島略図」も島根県質疑書とともに添付されていた。付属文書第5号ということ

¹¹⁾ 拙著『竹島問題の起原－戦後日韓海洋紛争史－』（ミネルヴァ書房、2018年）400・406-407頁参照。

¹²⁾ 漆崎英之「「太政官指令」付図『磯竹島略図』発見の経緯とその意義」（『獨島研究』14号（2013年6月、日本語）335頁。『内藤・朴（2007）』での記載は324-325頁。

¹³⁾ 2009年11月に、『鬱陵島・独島（竹島）歴史研究』と書名を変更して同内容の書籍が新幹社から出版された。

¹⁴⁾ 『宋（2010）』164-165頁にも同様の記述がある。『宋・朴（2009）』223頁では、「磯竹島略図」は「島根県が作成した竹島「図面」に由来する」と説明されている。

ができるこの「略図」は竹島の傍に松島を描いて、この島が鬱陵島に属した島で、朝鮮領であることを物語っていた。

この説明は必要な論証が欠けている。内務省が「島根県で作製した竹島「図面」を参考」に「磯竹島略図」を制作したというのは、内務省の判断の根拠となった別紙文書「一号」～「四号」と同じように、同図も内務省が作成したものと印象付けるためであろう。しかし、これを証明するためには、国立公文書館所蔵の「磯竹島略図」と、島根県に残る同名の図（島根県総務部総務課編『竹島関係資料集 第二集 島根県行政文書一』（島根県、2011年）で掲載されている）とを比較し、異同と同図の作成経緯を検討する必要があるが、その作業は行われてない。

また、「松島」は「鬱陵島に属した島」とあるが、「磯竹島」＝鬱陵島を標題とする地図に「松島」が描かれてあるだけでそのように解釈することはできない。「磯竹島略図」の説明文は「隠岐島後福浦ヨリ松島ニ距ル 乾位 八十里許」、「松島ヨリ磯竹島ニ距ル 乾位 四十里許」、「磯竹島ヨリ朝鮮國ヲ遠望スル 西戌ニ當テ海上凡五十里許」であり、これは隠岐から鬱陵島に渡航する人のために提供された地理情報であった。「松島」が「鬱陵島に属した島」ならば、鬱陵島から「松島」に渡航する人のための情報が記されるべきである。

「磯竹島略図」は「付属文書第5号ということが出来る」という説明には無理がある。内務省の伺本文で言及されている別紙文書「一号」～「四号」と、言及されていない「磯竹島略図」を同等に扱うのは適切ではないからである。なお、宋炳基は『宋（2010）』162-163、302-303頁で別紙文書「一号」～「四号」を解説したが、現在の竹島に言及した記述を見出すことはできていない。

『宋（2010）』では、先の説明の注に『内藤・朴（2007）』80-86頁が挙げられている。『内藤・朴（2007）』では、内務省の伺の「付属文書一覧」として、「島根県「日本海内竹島外一島地籍編纂方伺」本文および付属文書一式」を（1）、別紙文書「一号」～「四号」を（2）～（5）、「地図「磯竹島略図」」を（6）と示していた（86頁）。（6）は本来（1）に含まれていたもので、この説明は不自然であるが、『宋（2010）』の「付属文書第5号」はこの説明に着想を得たのかもしれない。

『宋（2005）』190頁と『宋（2007）』225頁では、「内務省の「地籍編纂に関する質疑書」別添^{ママ}文件に“〔竹島〕次に一島があつて松島と呼ぶ”と明らかにしている」とあり、「原由之大略」の一部を別紙文書「一号」～「四号」と同等に扱うという問題点があった。『宋（2005）』と『宋（2007）』の「凡例」には、「堀（1987）」や「慎（1989）」は自分の論文の「論旨を支えてくれる新たな事実と資料を提示してくれていた」とあり、宋炳基が両論文を基礎にしたことがわかるが、それは堀和生や慎鏞廈の問題点をも継承したということでもあった。

『宋（2010）』162頁と302頁では、「原由之大略」（「由来の概略」と表記されている）は島根県の伺の添付文書であるとされ、内務省の伺の添付書類だとは強調されていない。しかし、「磯竹島略図」を別紙文書「一号」～「四号」と同等に位置付けるという新たな問題点が生れていた。

「磯竹島略図」を「発見」したとする漆崎英之は、「磯竹島略図」が島根県から提出されたものであっても、それとの中身が指し示すメッセージは、他の諸文書が示す内容と共に内務省の認識となり、太政官の認識となっていくのです。こうした共通の認識に基づいて指令本文が朱書されるのです。したがって、ときの国政における最高の意思決定機関である太政官がくださった指令本文、それも版図の領有に関わる重大な指令本文において、「外一島」の認識が島根県と太政官との間では異なっていたということなどあり得ないのです」と述べる¹⁵⁾。

「他の諸文書」には、島根県の伺に対応した調査で内務省が確認した諸資料が含まれねばならない。しかし、「磯竹島略図」がこれらの諸資料 - その中には、「松島」は現在の竹島を意味していなかったという当時の地理情報があった（本報告書第5章参照） - に優先して内務省の判断の根拠になったことを立証する作業は行われていない。よってこの言説の論証は十分ではない。にもかかわらず、この言説は、韓国の論者を勇気づけたに違いない。

(7) まとめ

慎鏞廈は「慎（1989）」で、堀和生が「堀（1987）」で提供した「太政官指令」やその解釈に依拠して韓国の竹島領有根拠を作り出そうとした。その際、彼は堀和生の見解のうち韓国に都合のよい部分は、問題点も含めて、そのまま継承した。内務省の伺に添付され、内務省の判断根拠となった別紙文書「一号」～「四号」ではなく、島根県の内務省の伺に添付されていた「原由之大略」中の現在の竹島に触れた部分を内務省の判断の根拠としたことは問題点の最たるものであった。一方で、慎鏞廈は堀和生の見解を韓国にとって都合のよいもの書き換えた。太政官の決定について、堀和生は鬱陵島と現在の竹島を「日本領に非ず」としていたのを、「朝鮮領土であって日本の領土とは関係ない」としたのである。

慎鏞廈は「慎（1991）」で内務省の伺に添付された別紙文書を検討した。別紙文書は17世紀末の「元禄竹島一件」に関するものであったが、そこには現在の竹島への言及はなかった。そこで慎鏞廈が採用したのが、日本は現在の竹島を鬱陵島の属島として利用していたのだから「元禄竹島一件」で両島ともに朝鮮領になったという「属島論」であった。この「属島論」も「堀（1987）」で主張されていた。この「属島論」は朝鮮人からの視点を欠いており、一方的なものである。

宋炳基も、『宋（2005）』、『宋（2007）』、『宋（2010）』で、太政官の決定は現在の竹島を「日本と関係ないことを、換言すれば事実上朝鮮領であることを公的に宣言した」ものであると、「堀（1987）」の説明を書き換えた。また、『宋（2010）』で掲載された「磯竹島略図」を、それは島根県の伺に添付されたものであったが、「付属文書第5号ということが出来る」と決定的資料のように扱った。彼が著書を刊行した1990年代後半以降は、韓国で竹島問題の関心が高まっていく時期であり、『宋（1999）』を改訂していく度に、「太政官指令」への言及は増

¹⁵⁾ 漆崎「前掲論文」（注12）。

えていった。

本稿で検討した三人の論者は、内務省の伺に添付され、内務省の判断根拠となった別紙文書「一号」～「四号」には現在の竹島への言及がないにもかかわらず、内務省は現在の竹島について判断したと主張した。彼らが主張の根拠として強調したのは、島根県の伺の添付書類「原由の大略」の一部であり、「元禄竹島一件」に関する「属島論」であり、「磯竹島略図」であった。そして、これらはすべて、日本政府の見解に批判的な日本人によって見出されて韓国の論者に提供されたものであった。

2. 日韓の論争と「太政官指令」

(1) 韓国の敗北と「勅令第41号」

ここで、日韓の論争を背景とした韓国の竹島領有主張の形成課程で「太政官指令」がどのような意味を持ったのかを検討したい。

[竹島問題に関する日韓両国政府の見解および掲載刊行物]

	日付	掲載刊行物
日本政府第1回見解	1953年7月13日	A(日本文)・C(韓国文・英文)・D(英文)
韓国政府第1回見解	1953年9月9日	C(韓国文・英文)・D(英文)
日本政府第2回見解	1954年2月10日	B(日本文)・C(韓国文・英文)・D(英文)
韓国政府第2回見解	1954年9月25日	C(韓国文・英文)・D(韓国文・英文)
日本政府第3回見解	1956年9月10日	D(日本文・英文)
韓国政府第3回見解	1959年1月7日	D(韓国文・英文)
日本政府第4回見解	1962年7月13日	D(日本文・英文)
韓国政府口上書	1965年12月17日	見解は添付されていないため掲載刊行物はない

A: 外務省情報文化局「記事資料」

B: 『海外調査月報』4巻11号(1954年11月)

C: 韓国政府外務部編『獨島問題概論』(1955年)

D: 韓国政府外務部編『獨島關係資料集(Ⅰ)－往復外交文書(1952～76)－』(1977年7月)

1950～60年代、領有根拠を記した見解を添付した口上書の交換という形で、日韓両国

政府は竹島問題の論戦を行った(上記表)¹⁶⁾。1953年7月13日付の第1回見解で日本政府は、1905年の「島根県告示第40号」による領有の意志の表示、およびその後の「有効的な経営」がなされることによって、日本の竹島に対する領有権は確立された。このような日本の行為に相当するものがあるのか、それを韓国政府に問うた。この問いに対して、韓国政府外務部は1953年7月27日付で内務部・国防部および山岳会に送った文書で、「いつから同島が我が国の行政区域に編入されたのか(たとえば鬱陵島史、同島の行政区域設定文書)、一九〇五年以前に我国が独島を管轄していたことを立証できる文献資料が必要」と訴え¹⁷⁾、その後も資料発見に努力した。この問題は竹島問題をめぐる日韓間の論争の核心であった。

この問題についての韓国政府の結論が、韓国政府外務部が「各在外公館長が本問題を正當に理解して日本人の不当な宣伝に備えるのに参考になるよう」1955年に作成した『外交問題叢書第十一號 獨島問題概論』(韓国語)14頁の次の一節であった。「(1905年に - 藤井補注 -) 島根県領に編入され始めるが、そうなる以前に鬱陵島の行政区域に編入されたことが明示された公的記録がないといっても、独島が鬱陵島の郡守の管轄下にあったという事実を否認できないのである」。これは、「一九〇五年以前に我国が独島を管轄していたことを立証できる文献資料」が見つからなかったことを示している。『獨島問題概論』の記述は、竹島領有の根拠は自国にはないと韓国政府が認めたに等しい。

日本政府は1956年の第3回見解で、1903年頃から本格的に始まった隠岐島民による竹島でのアシカ猟やアワビの採取について「韓国において同島を占拠し、またはこれに行政権を及ぼしていた事実はなく、同島における日本漁民の活動について抗議して来たこともない」と述べた。1959年の韓国政府第3回見解でこの主張への反論はなかった。

窮した韓国政府は第3回見解で、1943年の連合国による「カイロ宣言」の「日本国ハ又暴力及貪慾ニ依リ日本国ノ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セラルヘシ」に竹島は当てはまると強弁した。それに対して日本政府は第4回見解で、「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していたということが立証されない限り、かかる議論は全く根拠がなく、同島編入が侵略行為であるというのが如き主権国に対する重大な非難は、最も高度な確実性をもって立証されるべきであって、韓国が全く事実に反する独断をもってかかる非難を行うことは断じて容認できない」と、反論した。

1965年の日韓国交正常化にあたって、韓国政府は数回にわたって「国内の著名な歴史学

¹⁶⁾ 日韓両国政府の見解を整理した論考として塚本孝「竹島領有権をめぐる日韓両国政府の見解」(『レファレンス』52巻6号(2002年6月))がある。また、藤井賢二「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(上)」『島嶼研究ジャーナル』7巻1号(2017年10月)、同「竹島問題に関する日韓両国政府の見解の交換について(下)」同7巻2号(2018年3月)、同「竹島漁労と1970年代の竹島問題〔補論 韓国の竹島問題への認識〕」第4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』(島根県総務部総務課、2020年3月)がある。

¹⁷⁾ 「獨島領有に関する件」『獨島問題, 1952-53』韓国外交史料館所蔵(分類番号:743.11JA 登録番号:4565 生産年度:1953 生産課:政務局第一課)152コマ。

者および国際法学者たちに依頼」したものの、彼らは日本政府第4回見解への反論を作成できなかった¹⁸⁾。韓国政府が日本政府に送付した1965年12月17日付口上書には、韓国政府第4回見解は添付されず、「独島は大韓民国の領土の不可分の一部であって大韓民国の合法的な領域管轄権の行使下にある。独島領有権に関する日本政府のいかなる主張もまったく考慮に値しない」と述べるのみであった¹⁹⁾。

「一九〇五年以前に我国が独島を管轄していたことを立証できる文献資料」を発見できていない以上、韓国政府はこのような行動をとらざるをえなかった。後に、慎鏞廈は日本政府の第4回見解に対して「条目別に詳しく反駁していないことは大きな手落ちだとみることができる」と韓国政府の対応を批判した²⁰⁾。

1900年10月25日公布の「勅令第41号」が韓国の竹島領有根拠として「発見」されたのは1960年代後半であった。「勅令第41号」とは、「鬱陵島」を「鬱島」に改称し島監を郡守にした法令である。李漢基^{イ・ハンギ}は、「國際紛争と裁判—獨島問題の裁判付託性に關聯して—」(『法學』10巻1号(1968年8月、韓国語))²¹⁾の本文ではなく注で、「勅令第41号」を次のように紹介した(36-37頁)。「文献として未発表の資料で次のようなものがあるが、日本側はまた、例の如く、間接証拠だと言い張るかもしれないが、我々はこれを重視する」。「勅令41号」第2条「郡庁は台霞洞に置き区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄すること」中の「石島はすなわち、独島をさすものではないかと思われる。独島の独は「トク」すなわち「石」だと解釈される。

「石島」と「独島」の発音が同じというだけでは、「勅令第41号」の「石島」を現在の竹

18) 藤井「前掲論文(2020年)」(注16)85-89頁。韓国政府から見解作成を要請されて応じなかったのは、李丙燾(1896～1989)・申奭鎬(1904～1981)・李漢基(1917～1995)・朴觀淑(1921～1978)であった。彼らは、「獨島問題 再照明」の座談会に参加した宋炳基(1933～2018)・慎鏞廈(1937～)・白忠鉉(1939～2007)よりも上の世代で、日本統治期に日本内地で修学した経歴があることも宋炳基らと異なる。李丙燾は1919年に現早稲田大学文学部を卒業した。申奭鎬は正則英語学校で修学、1929年に京城帝国大学法文学部史学科を卒業、1938年に朝鮮史編修会修史官になった。李漢基は金沢の第四高等学校で修学し東京帝国大学法学部を1943年に卒業した。朴觀淑は松江高等学校で修学し東京帝国大学法学部を1944年に卒業した。なお、李漢基は、李『前掲書』(注6) iii頁で、「10余年前に我が国外務部に獨島問題を研究する目的で「外交史実研究委員会」が発足し、李丙燾、李瑄根、申奭鎬、申基碩などの碩学たちと共同研究」を始めたと回想している。

19) 『獨島關係資料集-往復關係文書(1952～76)-』282頁。

20) 「日帝下の獨島と解放直後の韓国返還過程研究」『韓国社会史研究会論文集』34集(1992年12月、韓国語)82頁。この論文は慎鏞廈前掲書(注4)に第4部として収録された(該当箇所は308頁)。

21) この論文は李『前掲書』(注6)に第1章第2節「國際紛争と裁判」として収録された(該当箇所は57-58頁)。この論文には、李漢基は「ソウル大學校法科大學學長」とある。実は、「勅令第41号」はこの論文よりも前に「発見」されていた。1966年6月7日付『ソウル新聞』(ソウル)に「獨島に新資料 漢陽大李宗馥教授発見 光武4年官報に明示 日本の公示より5年早く」という記事がある。李漢基が出典を1900年10月27日付『官報』ではなく、「光武五年一月 議政府 總務局編「法規類編 続貳」pp.304～305」としているのは、李宗馥^{イ・ジョンボク}の「発見」との差別化のためかもしれない。

島とする根拠にはならない²²⁾。韓国政府が主張する竹島の呼称は「于山島」であったはずが、「勅令第41号」ではなぜ「石島」なのかという疑問は解消されない。そして、「勅令第41号」だけでは領有権を主張するのに不可欠な、「実効的占有」とも呼ばれる「国家権能の平穩かつ継続した表示」に欠ける²³⁾。その欠陥を示すのが、次の記事である。

李漢基は『新東亜』101号(1978年7月、韓国語)の「特輯・独島問題の再確認」でのインタビュー記事(120-139頁)で、次の質問を受けた。「1900年の勅令よりも島根県告示以後に日本が実際に漁労作業をしたとか、実際に人が行って滞在したという具体的な証拠があれば日本側の実効的占有がより強いと見ることもできるのでしょうか」。

これに対して李漢基は、中井養三郎の竹島でのアシカ猟について「我が国(韓国-藤井補注-)の地だと認識している以上、中井養三郎がそのような行動をしたとしても、それを実効的占有ということはできない」と答えた。一方で韓国については、「海洋警備隊を派遣して実効的占有を現在しているのではないですか」と述べたが、「勅令41号」に伴う大韓帝国の「実効的占有」については何ら言及していない。

「我が国の地だと認識している」とは、貸下願提出時に中井養三郎が現在の竹島を大韓帝国領ではないかと誤解していたことを指すのであろう。しかし、彼の誤解が解消されて竹島編入は行われたのであって、「島根県告示以後に日本が実際に漁労作業をした」ことは違法ではない。一方で、李漢基は「勅令41号」を「一九〇五年以前に我国が独島を管轄していたことを立証できる文献資料」とするための、竹島に対する大韓帝国の「国家権能の平穩かつ継続した表示」を裏付ける事実を示すことはできなかった。

^{バク・クァンスク}朴観淑は「書評：李漢基『韓国の領土—領土取得に関する国際法研究—』(『国際関係研究』1巻1号(1970年7月、韓国語))で、「今まで我が国でも多くの史学者によって、また国際法学者によって、独島に関する少なくない研究成果が発表されてきたが、1900年の勅令に関する言及はまだ一度もなかったものであり、この点は著者によってはじめて明らかにされた特

²²⁾ 「独島」の語源を「石島」とする説は、1947年の朝鮮山岳会鬱陵島學術調査隊に参加した方鐘鉉^{バン・ジョンヒョン}の手記「獨島の一日」(『一簣国語学論集』(民衆書館、1963年)に収められ、「1947年、京城大学 豫科新聞 第一三號」と付記されている)568-572頁に、すでに見られる。韓国政府は1953年の第1回見解で、「独島」の読みである「トクド」の由来について、「慶尚道の方言によれば「トク」は石または岩を意味する。トクドはトルソム(石島)または岩島を意味する。トクド(トルソムまたは岩島)の発言と合致する獨島は、すなわち「一人である島」を意味する現在の「トクド」という発言になった」と説明した。すでにこのような説明があったにもかかわらず、「勅令第41号」が1960年代後半まで根拠とされなかった理由は不明である。「勅令第41号」には気付いていたものの、これは根拠にならないという判断があったのかもしれない。

²³⁾ 塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について—政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討—」『東海法学』52号(2016年9月)92頁。「国家権能の表示というのは、例えばその地域に自国の法令を適用する、そこで起きた事件を捜査し審判する、その地域における私人の活動に対して課税、許認可を行うなど国家がその地域を自国の領土として実際に取り扱うことであり、平穩というのは、他国の抗議を受けることなくということ、継続してというのは一回限りではなく一定の時間の経過の中で国家権能が表示された例がいくつかあるという意味である」(塚本孝「国際法的見地から見た竹島問題」『不条理とたたかう—李承晩ライン・拉致・竹島問題』(文芸春秋企画出版部、2017年)124頁)。

記するに値する事実だ。このような意味で著者がこの新しい事実を明らかにしたということは確実に意義深いと言わざるを得ない」と「勅令第41号」の「発見」を肯定的に評価した(168頁)。しかし、「国際法上から見た獨島領有権」(1977年3月10日付『淑大新報』、韓国語)・「獨島問題と韓日関係」(『國民論壇』15号、1977年4月、韓国語)・「獨島は我が地」(『海軍』270号、1977年7月、韓国語)など、死去前年の著作でも「勅令第41号」を「根拠」として採用しなかった。次に述べる1977～78年の竹島問題をめぐる日韓の対立がなければ、「勅令第41号」は今日のように強く主張されることはなかったかもしれない。

(2)「獨島問題 再照明」の課題提起

1977年2月、福田赳夫首相が当時世界で設定が進みつつあった領海12海里・200海里漁業水域について、竹島を基点として設定されると国会答弁し、韓国はこれに反発した。翌1978年5月に韓国政府は領海12海里を暫定実施して竹島近海の日本漁船を排除した。「太政官指令」発掘の呼び水になった1981年の座談会「獨島問題 再照明」開催の背景には、このような1977～78年の竹島問題をめぐる日韓の対立があった。「獨島問題 再照明」210頁で慎鏞廈は、過去と異なり、漁業のような「今日の経済的側面」が竹島問題の焦点になると述べている。

1977年10月25日付『京郷新聞』の記事「鬱陵島・独島 本格研究が急がれる」では、韓国の竹島問題研究の立ち遅れが次のように指摘された。「国史編纂委員会が主管した鬱陵島独島學術調査団(団長崔永禧)は19～23日の現地調査で独島を韓国の領土であることを証明する鬱陵島事績記など歴史的資料を含め、歌辞・民謡・伝説を発掘する大きな成果を収めて4泊5日の調査日程を終了した」。一方で、崔永禧団長は「日本が独島問題を提起してから今まで、我が国の学会の独島研究は日本学会の研究に及ぶことができないでいる。今回の調査団に参加した学者たちは今まで独島問題を軽視しすぎていたと反省し、我が国の資料はもちろん、日本側の資料まで隈なく探して日本側のでたらめな主張を一蹴する体制を持たねばならないという決意を固めた」²⁴⁾。

1981年の「獨島問題 再照明」226頁でも、宋炳基は、申奭鎬シン・ソクホや李丙燾イ・ピョンドら竹島問題研究を主導してきた「学会の元老」らの研究は「あまりにも感情に捉われていて、独島というのは断然韓国の領土だから、日本の反駁は到底受け入れる筋合いのものではないというような研究」だったと批判し、資料調査すら不十分とした。韓国の研究の立ち遅れを認め、その克服を訴えようとしたことがこの座談会の注目点である。

「獨島問題 再照明」203頁で宋炳基は、1882年に鬱陵島に派遣された李奎遠の「鬱陵島檢

24) 崔永禧チェ・ヨンヒ(1926～2005)は当時国史編纂委員長であったが、彼を中心に翌1978年4月に「独島」研究を目的とした「研究協議会」が発足し、宋炳基も参加した(『宋(1999)』7頁)。なお、この記事の日付「10月25日」は「勅令第41号」の公布日であり、現在の韓国では「独島の日」として行事が行われるが、この記事で言及はない。韓国の主張は、時を経てさまざまな要素が追加されて膨れ上がっていったことがわかる。

察日記」には鬱陵島在住朝鮮人 140 人中 115 人が全羅道人とある、全羅道方言で石(韓国語で「トル」)はトクと発音する、よって「岩でできた島」である竹島を「石島」と名付け、それが「独(トク)島」となったと説明した。「現在では記録をこれ以上探すことはできない限り、やはり全羅道地方の方言を取り上げて説明するほかには違う道はありません。これだけでも十分な話になると思います。私も石島がすなわち独島だとする具体的な文書がないのかと考えて調査中です」と、この説明では不十分であることを宋炳基は認めた。たしかに、「石」と「岩」は同じ概念ではなく、この説明は苦しい。

白忠鉉は「獨島問題 再照明」210-211 頁で「この独島問題についても、もっとも重要な問題は互いに自分の主張することをいかに証明するかという問題です。すなわち証拠の問題ですね。証拠は、これまでの国際判例を検討すれば大きく二つに分けられます。一つは直接的な証拠、もう一つは間接的な証拠です。直接的な証拠が明確に判例に現れたのが、すなわち 1956 年、国際司法裁判所が下したマンキエ・エクレオ事件です。この事件ではイギリスが勝ちましたが、イギリスが提示した証拠は、まさしくこの島嶼に対してイギリスの主権行為が発現されていたということでした。たとえば、その島嶼を管掌する税法が制定されていたとか、その他の行政的措置が伴ったとか、またある事件が生じたとき、それに対する司法権を行使したとかなど、今申し上げたものはいずれも国家の主権が発現された証拠になり、このようなものが直接的証拠になります」と述べた。慎鋪廈に発言を遮られたが、座談会の最後で白忠鉉は「互いに同じことを主張するとき、これを相対的に評価する作業、たとえばまったく同じ渡航権を与えたとしたとき、どちらがより国家の意志が強く反映されているかを証明しなければなりません」と繰り返した(同記事、229 頁)。

白忠鉉は、「獨島問題 再照明」223-224 頁で「今日本の外交覚書に書かれたものだけでなく日本の学者たちが記述したのを見れば、非常に精密な所まで自分たちに有利なことは全部整理しています。一つ例を挙げれば、隠州島漁民たちが漁民であるため彼らの生計を独島に大きく依存しながらその増加で漁民たちがひっきりなしにそこに行き漁労作業を行ったなどといった記録を添付しています。(略) 独島は隠州島島民たちの生計がかかっていたと主張しながら歴史的権原(historic title)の証拠にしようとしています」と述べた。朝鮮半島から竹島への出漁の記録の不十分な韓国の反論が、かえって日本の「立場をもっと強化させる」のではないかという白忠鉉の危惧の現れであった。

白忠鉉の発言は、「中世の事件に依拠した間接的な推定でなく、対象となる土地に直接関係のある証拠が重要である」というマンキエ・エクレオ事件での国際司法裁判所の判断の根拠と、領有権が生じるのは民間人の行為ではなく国家の主権行為であり、それをより明確に示した方が優位になるという国際裁判の原則を示したものである。竹島問題ならば、1905 年の竹島編入後、日本が竹島での漁猟について法令を制定・施行してアシカ猟や採介藻漁業を規制・許可していたなどの行為こそが国家の主権行為であり、日本政府は 4 回にわたる見解でそれを繰り返し主張していた。

宋炳基の「勅令第 41 号」の「石島」が「独島」であることの証明が不足しているという指摘、

白忠鉉の竹島が朝鮮領と認められるためには、日本に比べてより強い国家の直接的な主権を行使した証拠が必要であるという問題提起。この二つの課題にどのように答えるか、それが竹島問題における韓国の課題であった。

(3) 慎鏞廈の試みと挫折

「慎(1989)」の第4章「大韓帝国の鬱陵島・独島行政区域改訂」と第5章「露日戦争と日本帝国主義独島侵略」は、「獨島問題 再照明」で提起された二つの課題への回答のはずであった。

「勅令第41号」の「石島」が「独島」であることの証明という課題について、「慎(1989)」86頁で慎鏞廈は次のように述べた。高宗(朝鮮国王(位1863～1897)・大韓帝国皇帝(位1897～1907))は「すでに鬱陵島が松島・竹島・芋山島の三島または鬱陵島・松竹島・于山島の三島で構成されていることを知っていた。この三島中の于山島を全羅道から鬱陵島に移住した漁民たちが、于山島が二つの大きな岩で構成される岩島であることに注目して、彼らの慣習で〈トクソム(トルソム)〉と呼んだもので、有識者たちはこれを漢字で表記する時に意味をとれば石島、音をとれば独島と表記していたのだ。すなわち于山島=石島=独島=リアンクール島(仏)なのである」。

しかし、慎鏞廈も引用している『承政院日記』高宗19年4月7日の条によれば、1882年に鬱陵島検察使李奎遠に対して高宗が下問したのは、鬱陵島の一部である、あるいは鬱陵島の近くにある「芋山島」について調べよということであった。高宗の認識が明確でなかったのに対して、李奎遠は「芋山島」とは鬱陵島であると高宗に答え、調査によっても「于山島」(「芋山島」と同義)は鬱陵島という認識は変わらなかった。慎鏞廈は「鬱陵島検察使日記」の中の李奎遠の認識を示す部分²⁵⁾を検討していない。

また、慎鏞廈は「漁民たちが、于山島が二つの大きな岩で構成される岩島であることに注目して」と述べたが、「漁民たち」が現在の竹島に接触したという資料は示されていない。

慎鏞廈は、「「トクド」「トクソム」の名前を持っているがまだ漢字表記が定められていない島の名前」、「「トク」を「石」と意識して表記した地名の事例」(たとえば漢字表記「石洞」で呼称は「トクコル」、「トク」を「石」という意味を持ちながら漢字表記がない地名の事例)(たとえば「トルタリ(石橋)」があった野原を「トクタリ」と呼ぶ)の3種類の一覧表を示した(「慎(1989)」

²⁵⁾ 「鬱陵島検察使日記」5月13日の項には、「松竹于山等の島を、現地へ渡った人たちは皆、近傍の小島をこれに当てている。しかし根拠となる地図はなく、又これを案内する人もいない(松竹于山等島 僑寓諸人 皆以傍近小島 当之 然既無圖籍之可據 又無鄉導之指的)。晴れた日に高く登り遠くを眺めると、千里をうかがうことができたが、一握りの石や一つまみの土すら無かった(晴明之日 登高遠眺 則千里可窮 而更無一拳石一撮土)。よって、于山を指して鬱陵と称するのは、耽羅を指して濟州と称するようなものだ(則于山之称鬱陵 即 如耽羅之稱濟州)」とある。

89-90頁)。1979年3月5日に韓国政府内務部が外務部に送付した地名調査の報告²⁶⁾に比べて、調査対象が島から地名全般に広がり、全羅南道を主とする地域に絞られたところに、苦心の跡がうかがわれる。しかし、これは「獨島問題 再照明」での宋炳基の説明を越えるものではなかった²⁷⁾。

愼鏞廈は、1904年9月に書かれた「軍艦新高行動日誌」に現在の竹島の実見者から聴取した情報として、「リアンコルド」岩韓人之ヲ独島ト書シ」とあるのを利用して、「〈トクソム〉〈トクド〉を、1900年鬱島郡を独立させる頃に識者たちの間で意識して表記する時には〈石島〉と表記され、音をとって表記する時には〈独島〉と表記され、〈石島〉〈独島〉が併用されていたのが現れたのだ」と主張した(同論文、91頁)。しかし、それでは、なぜ竹島の呼称は「于山島」から変更されたのか、なぜ「勅令第41号」では「石島」、後述する沈興澤の報告などでは「独島」が使用されたのかについての説明にはならなかった。

竹島に対して韓国が直接的な主権を行使した証拠が必要という課題に対しては、愼鏞廈は鬱陵島に関係した官吏三人を取り上げた(同論文、76-84頁)。1882年に鬱陵島を調査して高宗に復命した李奎遠、1895年に島監に任命された裴季周、1900年に鬱陵島を調査した禹用鼎である。しかし、彼らが現在の竹島を認識し、さらにはそこで主権を行使したと愼鏞廈が記すことはできなかった²⁸⁾。

愼鏞廈は、「勅令第41号」で現在の竹島を管轄下に置いたとする主張を補強しようとして、1900年10月22日付の「鬱陵島を鬱島に改稱して島監を郡守と改正することに関する請議書」を示した(同論文、85頁)。しかし、ここには「該地方は縦が八十里ほど、横は五十里ほど」とあり、この範囲に現在の竹島は入らない。

愼鏞廈はまた、「愼(1989)」109-111頁で、沈興澤の報告を受け取った後の大韓帝国の動きを述べた。沈興澤の報告は、1906年3月に竹島と鬱陵島を訪れた島根県の視察団から前年2月22日の竹島編入を聞いて、鬱島郡守沈興澤が江原道觀察使宛に作成したものであり、朝鮮半島の文献における「独島」の最初の使用例である。愼鏞廈は、1906年4月29日に「江原道觀察使署理兼春川郡守」李明來が当時の国家最高機関であった議政府に報告し、議政府

²⁶⁾ 「島名の確認」『獨島関連資料, 1979』韓国外交史料館所蔵(分類番号:743.11 登録番号:26260・13471 生産年度:1979-1979 生産課:日本担当官室)13~32コマ。

²⁷⁾ 宋炳基も、『宋(2010)』313-315頁での「石島」についての説明では「獨島問題 再照明」以上の説明は加えていない。わずかに「獨島の一見」(注22)を紹介しているだけである。1977年の「鬱陵島独島學術調査団」に参加した朴鍾聲は「獨島探査」『大韓國際法學論叢』22卷1・2合併号(1977年12月、韓国語)で、「獨島の原名を探するために努力してみたがいかなる結論も得ることはできていない。ただ、石島が獨島という強い心証だけを繰り返してきたわけだ。幸いにも檀大史学科宋炳基教授の、高宗勅令に関する奏書で石島と獨島の同一性の古証を明らかにできるのだと鼓舞するような言葉に大きな期待をかけている」と記した(137頁)が、この期待は実らなかった。なお、『大韓國際法學論叢』22卷1・2合併号は「箕堂李漢基博士華甲紀念論文集」を兼ねていた。

²⁸⁾ この点については、松澤幹治「松島開拓願を出した下村輪八郎と『西海新聞』「松島日記」(第4期島根県竹島問題研究会編『前掲書』(注16)176-178頁)でまとめられている。

参政大臣朴齋純が「指令第3号」で「独島」が日本の領土になったことを「断乎として拒否」したことが確認できると述べ、また、関連する新聞記事（1906年5月1日付『大韓毎日申報』・1906年5月9日付『皇城新聞』）や黄玑『梅泉野録』の記述を示した。

しかし、「指令第3号」に「独島領地の説は全属無根」という文言はあったが、この「指令」とは「独島」の状況と日本人の活動を調査することであった。これらは1905年の竹島編入に関して大韓帝国政府が日本政府に抗議した記録ではない。また、大韓帝国政府が現在の竹島で主権を行使した記録でもなかった。そして、愼鏞廈が示した1906年の資料に「勅令第41号」における竹島の名称とされる「石島」の語句はなかった。

結局、愼鏞廈は二つの課題への回答を示すことはできず、日本の資料に韓国の竹島領有の根拠を見出すことに注力した。「愼（1989）」の「序言」44-45頁で、「独島領有問題に対する実証的研究で独島が韓国領土であって日本領土ではないことが歴史的眞実であることをもつとも説得力があるように明確に証明する方法の一つは、日本政府の公文書で独島が韓国領土であることを証明する資料を捜して明確に実証して分析し論証することである」と強調したのである。韓国政府ではなく「日本政府の公文書で独島が韓国領土であることを証明することなどありえない。しかし、愼鏞廈はそう考え、「太政官指令」はその格好の材料となった。

こうして、「太政官指令」は竹島領有根拠を示すことのできない韓国を救う（正確に言えば、救うように見える）材料になった。

(4) まとめ

1950年代にはじまる日韓両国政府間の竹島問題をめぐる論争の焦点は、島根県が竹島を編入した「一九〇五年以前に我国が独島を管轄していたことを立証できる文献資料」を韓国政府が示すことができるかという点にあった。しかし、韓国政府がその資料を発見できなかったことは、1955年の『獨島問題概論』の記述でも明らかであった。

1965年の日韓国交正常化に際して、韓国政府は日本政府第4回見解への反論を作成することができなかった。韓国政府が1905年の編入を侵略と非難したのに対して、「韓国が島根県告示より以前から竹島を有効に経営していたということが立証されない限り、かかる議論は全く根拠」がないと反論した日本政府の第4回見解への再反論はなかった。

1960年代後半になって、1900年の「勅令第41号」を「一九〇五年以前に我国が独島を管轄していたことを立証できる文献資料」とする主張が登場した。しかし、「勅令第41号」には、領有権を主張するのに不可欠な「国家権能の平穩かつ継続した表示」に欠けるという根本的な欠陥があった。

1977～78年の竹島問題をめぐる日韓の対立は、韓国の政府や論者に領有主張強化の必要性を自覚させた。愼鏞廈が司会した1981年の座談会「獨島問題 再照明」において、歴史学者の宋炳基は「勅令第41号」の「石島」を現在の竹島とする論拠が不十分なことを指摘し、国際法学者の白忠鉉は日本に比べてより強い国家の直接的な主権を行使した証拠が必要という問題提起を行った。

慎鏞廈がすべきことは、この二つの課題への回答を示すことであったが、「慎（1989）」でそれが成功したとは言い難い。その結果、彼は日本の資料に韓国の竹島領有の根拠を見出すという、本来あり得ない方向に韓国の竹島問題の論議を引っ張ることになった。そして、その格好の材料となったのが「太政官指令」であった。

3. 現在の韓国の主張と「太政官指令」

(1) 韓国政府外交部の広報資料における「太政官指令」

韓国政府外交部『韓国の美しい島、独島』（韓国政府外交部、刊行年不明、<https://dokdo.mofa.go.kr/jp/pds/pdf.jsp>（最終アクセス 2021 年 9 月 25 日））では、前半の「韓国の領土、独島」第 3 章「韓日間の鬱陵島争界（竹島一件）と韓国の独島領有権の確認」で「太政官指令」を次のように説明している（8 頁 下線と符号は藤井による）。

(c(1)) 韓日間の鬱陵島争界によって独島が韓国領であることが確認されてから、明治政府に至るまで、日本政府は独島が自国領ではないという認識を維持していました。

これは、1905 年に日本が島根県の告示によって独島編入を試みるまでは独島が日本領だと記録した日本政府の文献が存在しないことや、むしろ日本政府の公式文書に独島が日本領ではないと明確に記録されていることからよく分かります。

代表的な例として、1877 年明治時代の最高行政機関であった (a) 太政官は江戸幕府と朝鮮政府との交渉（鬱陵島争界）の結果、鬱陵島と独島が日本に付属しないことが確認されたと判断し、内務省に対して「竹島（鬱陵島）外一島（一島：独島）の件は日本とは関係ないとのことを心得るべし」と指示を出しています（「太政官指令」）。

(b) 内務省が太政官に質疑した際に添付した地図「磯竹島略図」に竹島（鬱陵島）と共に松島（独島）が描かれていることなどから、上記の「竹島外一島」の一島が独島であることは明らかです。

さらに後半の「独島に関する一問一答」では、「Q7：独島が日本の領土ではないということ

を明治政府が公式確認した『太政官指令』（1877 年）とは、どのようなものですか」という設問に対して、次のような回答が示されている（23 頁 下線と符号は藤井による）。

明治時代、日本の内務省は鬱陵島と独島を島根県の地籍に入れるべきかについて「日本海内竹島外一島地籍編纂方角」を当時の最高行政機関である太政官に提出しました。

これに対して 1877 年 3 月、(a) 太政官は元禄年間の朝鮮朝廷と江戸幕府間交渉（鬱陵島争界＝竹島一件）の結果、独島が日本に付属しないことが確認されたと判断、「竹島（鬱陵島）外一島（独島）の件は、本邦（日本）とは関係ないとのことを心得るべし」という指示を内務省に下しました。これを「太政官指令」といいます。

上記の (b) 伺いに添付された「磯竹島略図」に竹島（鬱陵島）と松島（独島）が描かれていることなどから、「太政官指令」で言う“竹島（鬱陵島）他一島”の“一島”が独島であることは

明らかです。

(d) 「太政官指令」を通じて、日本政府が17世紀の朝日両国間における鬱陵島争界（竹島一件）の交渉過程で鬱陵島と独島の所属が確認されたことを認識していたことがよく分かります。

また、「太政官指令」が出される数年前である1870年に外務省の佐田白茅らが朝鮮視察後に外務省に提出した報告書（『朝鮮国交際始末内探書』）にも、「竹島（鬱陵島）と松島（独島）が朝鮮付属になった始末」が書かれており、(c(2)) 当時日本の外務省がこの二つの島を朝鮮領として認識していた事実がうかがえます。

4点ほど指摘しておきたい。

第1に、「太政官指令」は現在の竹島を「本邦（日本）とは関係ない」としたという主張の根拠の問題である。『韓国の美しい島、独島』でも、(a) でわかるように、この主張は「元禄竹島一件」に依拠していた。しかし、「元禄竹島一件」は現在の竹島を交渉対象としたものではない。

第2に、(b) の「磯竹島略図」は「内務省が太政官に質疑した際に添付した」地図であるという記述の問題である。「磯竹島略図」は内務省の伺の別紙文書「一号」～「四号」には含まれておらず、この記述は、「磯竹島略図」を強調して「竹島外一島」とは鬱陵島と現在の竹島を指すという結論に導くための印象操作である。

第3に、「太政官指令」は現在の竹島を「朝鮮領とした」のか、それとも「日本領に非ず」としているのか、という問題である。(c(1)) では、「元禄竹島一件」で「独島が韓国領であることが確認」されたことを明治政府は継承したとある。そして、(c(2)) で、鬱陵島と現在の竹島について「当時日本の外務省がこの二つの島を朝鮮領として認識していた事実がうかがえます」と結論付けているが、その根拠は「朝鮮国交際始末内探書」である。このように、「太政官指令」は現在の竹島を「朝鮮領」としているという慎鏞廈や宋炳基の主張を継承せず、文言にも慎重さが見られる。上記引用部分の前には「1905年、島根県の告示によって独島の編入を試みるまでは、日本政府は独島が自国領ではないと認識していました。これは、1877年の「太政官指令」など日本政府の公式文書で確認できます。」というまとめがあるが、これも「日本政府は独島が自国領ではないと認識していました」であって、「日本政府は独島が朝鮮領であると認識していました」ではない。

第4に、(d) の「太政官指令」を通じて、日本政府が17世紀の朝日両国間における鬱陵島争界（竹島一件）の交渉過程で鬱陵島と独島の所属が確認されたことを認識していたことがよく分かります」という主張の問題である。韓国政府は「太政官指令」についての自国に都合の良い解釈を過去の「元禄竹島一件」の解釈に利用した。

1950～60年代の日韓両政府間の論争において、「元禄竹島一件」で江戸幕府が日本人の渡航を禁じた「竹島」に現在の竹島は含まれないという日本政府の主張に対して、韓国政府

は有効な反論ができなかった²⁹⁾。この論点でも、「太政官指令」は韓国にとって「救い主」であった。日韓間の竹島問題をめぐる対立が高まった1996年、慎鏞廈を会長とする独島学会は同年3月1日付で『独島領有権に対する日本の主張はなぜ誤りなのか?』（韓国語）を刊行した。16の項目中5番目の「1696年1月の日本政府の‘鬱陵島・独島＝朝鮮領土’再確認は鬱陵島だけでなく独島の朝鮮領土再確認も含まれているのだ」10-13頁で、「太政官指令」はその証拠として利用されていた³⁰⁾。発掘の約十年後に「太政官指令」はこのように利用され、現在の『韓国の美しい島、独島』はそれを踏襲している。

韓国政府は、「太政官指令」で「日本政府は独島が朝鮮領であると認識していた」と強調するよりも、「元禄竹島一件」で現在の竹島が朝鮮領になったという主張をそれらしく見せるために「太政官指令」を利用することに重点を置いているように見える。

(2) 東北アジア歴史財団の広報資料における「太政官指令」

『日本の偽りの主張 独島の真実』（東北アジア歴史財団、2019年、<https://www.nahf.or.kr/main.do>（最終アクセス2021年9月25日））では、「1. 日本は昔から独島の存在を認識していた」への反論で次のように記している（5頁）。

1877年当時の日本の最高権力機関であった太政官は、鬱陵島と独島を島根県の地籍に含ませるかの可否を質疑した内務省に対して、17世紀末の幕府が下した鬱陵島渡海禁止令などを根拠に‘竹島（鬱陵島）外一島（独島）が日本とは関係ないということを肝に銘ぜよ’という指令を下した。日本の一部学者たちはこの指令に出てくる‘一島’が独島ではないと主張するが、島根県が内務省に提出した「磯竹島略図」を見れば、この‘一島’が松島、すなわち独島であるという事実は明白だ。

「磯竹島略図」を明治政府の決定的な判断根拠としている点で、この主張の問題点は明らかである。ただ、「日本とは関係ない」という文言から、「太政官指令」について現在の竹島

²⁹⁾ 韓国政府が1954年の第2回見解で、「元禄竹島一件」の結果「日本政府は鬱陵島と于山島（日本人の言う松島）が韓国の領有ということを確認し、この二島が古代から于山国の領土として韓国に帰属するということが確認され」と述べたのに対し、日本政府は1956年の第3回見解で、「竹島（鬱陵島）渡海禁止後も、松島（今日の竹島）への渡航はなんら問題なかった」と例を挙げて反論した。1959年の第3回見解で、韓国政府は日本人の現在の竹島への渡航は「一種の侵略行為に他ならない」と述べるしかなかった。「寄港地ないしは停泊地として人間の常住の不可能な小岩島である独島を利用したことを述べて、こうして同島の経営を云々するのは全く常軌を逸した論理の展開と言わざるをえない」とも主張したが、韓国には日本のように竹島を利用した資料はなかった。

³⁰⁾ ただし、1996年4月18日に獨島學會が主催したシンポジウム「独島の領有と独島政策」の報告文である慎鏞廈・鄭濟愚「民族領土としての独島研究」では、「太政官指令」の日付を「1870年3月20日」と誤っている（13頁）ことは、当時の「太政官指令」への関心の相対的低さを物語っている。この誤りは国会事務處法政予算室編『獨島問題』（1996年6月）でも同じである（5、32頁）。

を朝鮮領としているとは明言していないことがわかる。

そして、「6. 1905年の島根県の独島編入は領有意志の再確認だった」への反論では、「太政官指令」を利用して、次のように日本政府の主張を批判している（16頁）。

1905年1月、日本は露日戦争中に独島が持ち主のない土地であるとして‘無主地先占論’を掲げて独島を侵奪した。ところが、その主張は1950年代以降‘領有意思の再確認’に変わった。独島が自国の固有の領土であるという主張と、‘無主地先占論’を根拠として独島を編入したという主張が互いに矛盾するという事に気付いたためである。「領有意思の再確認」という主張もまた、1877年の太政官指令など「独島が日本とは関係がない」としてきた日本政府の見解と相反する。

この主張は一方向的なもので認められない。

まず、日本の主張が「無主地先占論」から「1950年代以降‘領有意思の再確認’に変わった」という批判である。領有意志の再確認とは、日本政府見解、とりわけ1962年の第4回見解の次の部分を指すのであろう。「竹島が古来から日本の領土であったことは明らかで」、1905年の「閣議決定につづく島根県告示は、日本が近代国家として、竹島を領有する意志を再確認し、これを日本の近代行政区分の中に編入し、このことを公示したものであって、それにつづく一連の事実は、竹島に対する実効的な占有および経営による主権の行使を示すものにほかならない」。

江戸時代の日本に現在の竹島に対する領有の権原があったこと、1905年の編入にあたって日本が国際法上の「無主地先占」の方式をとり、その後の「国家権能の平穏かつ継続的な表示」によって竹島が日本の領土であることを改めて確実にしたこと、現在日本政府は編入を領有意志の「再確認」と説明していること、これらは矛盾しない。白忠鉉も、「獨島問題再照明」208頁で、韓国が「独島が日本領ならなぜわざわざ島根県告示を行ったのか、それは先占ではないので不法だ」と主張すると、日本は「元来自分たちの土地だが国際法が変化していたのだから現代の国際法に合った措置をとっただけだ」と反論していると説明した。そして韓国のそのような主張は、竹島が「韓国の領土であらねばならないという結論を可能にする説明にもまたならないのです」と述べていた（同記事206頁）³¹⁾。

次に、「太政官指令」でわかるように、「島根県の告示によって独島の編入を試みるまで

³¹⁾ ただし、「獨島問題 再照明」209頁で白忠鉉は当時竹島と同じ方式の編入措置が行われた例はないようだとして述べて、竹島編入は戦争遂行のための「意図的」なものではないかという含みを持たせた。それに対して宋炳基は、1898年の南鳥島の東京都編入は竹島の場合と同様と指摘したが、「韓国と密接な利害関係を持っている」竹島とは同列には扱えないと述べた。しかし当時の竹島が「韓国と密接な利害関係を持って」いたという事実を宋炳基は具体的に説明していない。なお、朴觀淑は「書評：李漢基『韓国の領土一領土取得に関する国際法研究一』」168頁で、「勅令第41号」によって「独島」に対する「原始的権原を実効的占有という実定国際法が要求する近代的権原に代替したと見ねばならない」と述べている。

は、日本政府は独島が自国領ではないと認識」していたのに、1905年に「領有意思の再確認」をしたというのはおかしい、という批判である。これについては、「明治10年の太政官指令に至る一件は、(略)すべて日本政府の内部におけるやりとりである。(略)日本政府が対外的に表明したものではない。したがって、仮に今日の竹島が明治10年の太政官指令の対象であり日本政府がこの時点で領有意志を有していなかったことが知られるとしても、後年、領有意志を持ち、国際法上の領土取得方法に即して当該島を領有することが妨げられることはない」という指摘がある³²⁾。編入前後を通じて現在の竹島が他国の領土であったことはない以上、当然の指摘である。

なお、『日本の偽りの主張 独島の真実』7頁では、「日本の太政官指令と付属地図「磯竹島略図」(1877)」という標題で、「太政官指令」と「磯竹島略図」を同じ頁で図示しているが、「磯竹島略図」は「太政官指令」の「付属地図」ではない。5頁の「島根県が内務省に提出した磯竹島略図」という説明とも矛盾する。

(3) 韓国の論者の「太政官指令」利用の試み

東北アジア歴史財団独島研究所編『日本の独島領有権主張の虚像』(東北アジア歴史財団、2018年、韓国語)には、「太政官指令」を利用した次のような日本の主張への非難がある。

- ①日本の独島編入以前の江戸幕府の渡海禁止令と明治政府の「太政官指令」など韓日間の合意に対する破棄は通告義務を前提としているが、閣議決定を通じてこれを一方的に破棄することは国際法的に効力を持つのは難しい点で、1905年の日本の独島編入は合法性と正当性を持たない。(都時煥「^{ト・シファン}韓国の領土主権の象徴である独島主権の研究」29頁)
- ②「太政官指令」は当時日本の最高の政治決定機関であった太政官(今の総理)が下した公文書(指令)なので法的拘束力が非常に大きい文書だ。したがって日本政府はもちろん外務省の独島(竹島)広報ホームページでは今まで「太政官指令」に対してまったく言及していない。もしこの文書の存在を認めた場合、日本政府の固有領土論の主張が虚構だということが明らかになる結果となるためだ。(宋彙榮「^{ソン・フイヨン}17世紀日本の独島認識と‘固有領土論’」106頁)
- ③サンフランシスコ条約第2条(a)項は独島に対する米国の制限された情報と、1905年以前の独島は韓国の領土として見なされることがないという点を前提にしているが、(略)少なくとも1905年に日本が独島編入措置をとる以前まで「太政官指令」の効力が続けて維持されていたという事実は、日本によって韓国の領有権が認定されていたということを意味する。(略)このような側面で1905年の独島編入を事実として前提して作成されたサンフランシスコ条約第2条(a)項に対する解釈は変更を要するしかない。(李盛煥「^{イ・ソンファン}太政官指令」から見るサンフランシスコ講和条約」189-190頁)

これらの主張はすべて、誤りである。紙数が許す範囲で反論を行う。

³²⁾ 塚本「前掲論文」(注9)54頁。

①について。「元禄竹島一件」の決定は現在の竹島を対象とした「韓日間の合意」ではないし、「太政官指令」は日本政府内部のやりとりであって韓国との関係はない³³⁾。よって、1905年の竹島編入とは関係ない。

②について。「太政官指令」は日本政府内部のやりとりであって韓国との関係はない資料であり、日本政府が言及しないのは当然である。この論者がいう「日本政府の固有領土論」とは、外務省編『竹島問題 10 のポイント』3頁の「遅くとも 17 世紀半ばには、我が国の竹島に対する領有権は確立していた」という主張のことであろう。しかし、仮に、「太政官指令」の時点で日本が現在の竹島を自国領と判断していなかったとしても、その後他国が領有した事実がない限り、後年の日本の領有が妨げられるわけではない。

なお、「固有の領土」とは「一度も他の国の領土となることがない領土」（衆議院議員鈴木宗男君提出南樺太、千島列島の国際法的地位などに関する質問に対する答弁書（2005年11月4日）という、状態を指す言葉（時には「だんぜん自国の領土だ」という政治的なスローガンとして用いられる）であって歴史的な領有根拠を述べているわけではない。

③について。この文章の筆者は、1951年8月10日付で米国政府から韓国政府に送られた公文（ラスク極東担当国務次官補の駐米韓国大使宛文書。「ラスク書簡」と略記）の次の部分を問題視している。「ドク島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことは決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にあります。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われません。」

サンフランシスコ平和条約草案第2条(a)項で日本が独立を承認する朝鮮の島々は「済州島、巨文島及び鬱陵島」であったが、1951年7月に韓国は竹島をここに加えるよう要求した。しかし、すでに竹島を日本に残すことを決定していた米国は、「ラスク書簡」で竹島は日本領であると韓国に告げてそれを拒否し、条約草案は改訂されず1951年9月8日に調印され

33) チュ・チヨリョン ユ・ミリム 崔哲榮・柳美林「1877年の太政官指令の歴史的・国際法的争点検討 - 鬱陵島争界関連文書との連関性を中心に -」『国際法學會論叢』63巻4号（2018年12月、韓国語）のように、「太政官指令」のような「日本の行政官庁が公布した国内的規範に国家間の合意としての国境条約としての意味を付与することはでき」という意見は韓国内にもある（278頁）。しかし、続けて「太政官指令が法令の形式で独島の主権が韓国にあると規定したという事実を否定することはできないのであって、国際法に符合しない無主地の法理と私的個人の行為を国家の行為として不当に追認して独島を日本の領土に編入した1905年の閣議決定と島根県告示はそれ自体が無効なのだ」とあり、誤解に基づく日本への非難はこの論考でも繰り返されている。

た³⁴⁾。

③の筆者は、「太政官指令」によって日本が現在の竹島に対する朝鮮の領有権を認めていたとし、それが米国の持つ「我々の情報」に含まれていなかったと不満を述べ、「米国の制限された情報」と表現して米国の判断の不当性を訴えている。しかし、この論者の言う「仮に独島に対する韓国の管轄権を認定するだけの直接的証拠がないとしても」(189頁)は仮の話ではなく事実である。当時の韓国政府には米国を説得できるだけの竹島領有根拠がなかった(現在もない)事実を直視し、サンフランシスコ平和条約に反して竹島を占拠した韓国政府を批判すべきである。責められるべきは、米国や日本ではない。

これらの論者は、「元禄竹島一件」を、竹島問題の論点全般 - 17世紀の日本人の現在の竹島の利用、1905年の竹島編入、戦後の日本領土の取扱い - で利用している。およそ合理的な根拠を持たないこれらの主張を見ると、「太政官指令」を利用して、韓国は無意味な論争を引き起こして日本を消耗させ、竹島不法占拠維持のための時間稼ぎをしているのではないかという疑念が生まれる。

(4) まとめ

日本政府の見解を批判する論者たちは、「太政官指令」は現在の竹島を「朝鮮領とした」ものと強調する。一方、韓国政府や政府系機関の広報資料では、「太政官指令」は現在の竹島を「朝鮮領とした」ものとするに慎重さが見られる。このように論調に違いはあるが、これらは竹島を日本領と考える人たちの動揺を誘っている。

実際、日本国内には「太政官指令」を取り上げて、日本政府の見解に疑問を表明したり、日本政府の対応が必要と主張する論者がいる。2012年8月10日の韓国李明博大統領の竹島上陸で竹島問題に注目が集まった時にはそのような見解が複数現れた³⁵⁾。また、「(2017年5月)平成28年度 検定意見書」³⁶⁾によれば、高等学校地理歴史の「日本史B」の教科書検定本の

³⁴⁾ サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについては拙稿「サンフランシスコ平和条約における竹島の取扱いについて」『島嶼研究ジャーナル』10巻1号(2020年9月)、同「サンフランシスコ平和条約の領土条項と竹島-1951年の交渉経緯を中心に-」(日本国際問題研究所ウェブサイト)参照。また、次の論考がある。塚本孝「サンフランシスコ条約と竹島-米外交文書集より-」『レファレンス』389号(1983年6月)、同「平和条約と竹島(再論)」(同第518号、1994年3月)、同「対日平和条約と竹島の法的地位」(『島嶼研究ジャーナル』2巻1号(2012年10月)、同「竹島に関する英文説明資料(1947年外務省作成)をめぐって」(『島嶼研究ジャーナル』4巻1号(2014年11月)、山崎佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」第2期島根県竹島問題研究会編『第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』(島根県総務部総務課、2012年3月)。

³⁵⁾ 和田春樹『領土問題をどう解決するか-対立から対話へ-』(平凡社新書、2012年)192-194頁、「双方の主張に疑問点 名古屋大学教授池内敏氏」(2012年11月1日付『朝日新聞』東京本社版)、浅羽祐樹『したたかな韓国-朴槿恵時代の戦略を探る-』(NHK出版新書、2013年)131-135頁・姜誠『竹島とナショナリズム』(コモンズ、2013年、「領土ナショナリズムをどう乗り越えるか」『世界』636号(2012年11月)に加筆したもの)52-54および62-65頁、名嘉憲夫『領土問題から「国境画定問題」へ-紛争解決論の視点から考える尖閣・竹島・北方四島-』(明石書店、2013年)125-132頁、美根慶樹「蓋するな竹島「不都合な公文書」」『Facta』8巻7号(2013年7月)44-47頁など。

³⁶⁾ https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoukasho/kentei/1385323.htm (2021年6月16日最終アクセス)。

脚注に、「現在の竹島にあたる島について、日本政府は1877年、日本とは関係ない島であると判断した。」という記載があり、「生徒が誤解するおそれのある表現である」という検定意見が付けられたという。

おわりに

堀和生の論考を再度検討することで、本稿を終えたい。「堀(1987)」の問題点は、(a)内務省の伺の本文で示された別紙文書「一号」～「四号」を検討せず島根県の伺の添付書類「原由之大略」の一部を内務省の判断の根拠としたこと、(b)「本邦關(関)係無之」という同じ文言について、「朝鮮領であり日本のものではない」(内務省の判断)と「日本領に非ず」(太政官の決定)と異なる説明をしたことであった。

堀和生が形成に貢献した、慎鏞廈ら韓国の論者の「太政官指令」を利用した主張は、簡単に言えば次の通りである。「1905年の編入の時に明治政府は独島が朝鮮領だとわかっていたはずだ。それを押し切って行われた編入は、露日戦争遂行のための侵略と非難されるべきだ」。この主張と「堀(1987)」の問題点は関連する。

堀和生は、「堀(1987)」第3章第2節「日本政府の官僚の判断」で次のように記した(117頁)。「竹島の領土編入に、内務官僚が明確に反対」した。「つまり、先述のように、一八七七年内務省は竹島＝独島を鬱陵島とともに朝鮮領だと確定しており、その記録と知識が同省の官僚に継承されていた。そこで、日本が朝鮮侵略を開始したこの時点でも、彼らはなお同島を無主だと断ずるには躊躇していた」。

「一八七七年内務省は竹島＝独島を鬱陵島とともに朝鮮領だと確定」したとするためには、「太政官指令」における内務省の判断根拠である別紙文書「一号」～「四号」の検討は避けねばならなかったのではないか。別紙文書「一号」～「四号」に現在の竹島への言及はなかったからである。また、内務省の判断の文言「本邦關係無之」は「日本のものではない」では不十分であり、これに「朝鮮領であり」を加えねばならなかったのではないか。このような疑問が生れる。もしそうならば、堀和生は自らの論理展開に適合するように資料を解釈したことになる。

そもそも、「太政官指令」の「記録と知識が同省の官僚に継承され」ていたため、「竹島の領土編入に、内務官僚が明確に反対」したことは、「堀(1987)」で引用された「事業経営概要」の次の部分では確認できない。中井養三郎の願い出に対して、「内務当局者ハ此時局ニ際シ(日露開戦中) 韓国領地ノ疑アル葛爾タル一箇不毛ノ岩礁ヲ収メテ環視ノ諸外国ニ我国ガ韓国併呑ノ野心アルコトノ疑ヲ大ナラシムルハ利益ノ極メテ小ナルニ反シテ事体決シテ容易ナラ

ズトテ、如何ニ陳述スルモ願出ハ将ニ却下セラレントシタリ」(117頁)³⁷⁾。また、焦点の「韓国領地ノ疑アル」という文言は、事実とは距離があるのではないかという指摘もある³⁸⁾。

堀和生は、太政官の決定の文言「本邦関係無之」には「朝鮮領であり」という説明を加えなかった。しかし、慎鐘廈や宋炳基は、堀和生の説明を越えて、太政官(明治政府)は現在の竹島を朝鮮領と認めたと主張することになった。

「朝鮮領」なのか、それとも「日本領に非ず」なのかという問題は、2014年11月21日にソウル大学日本研究所で開催された討論会「独島問題は日本でどのように論議されているか」で論議され、韓国人の論者が「太政官指令」は現在の竹島を朝鮮領と認めたものと主張し、それに日本人の論者が反論するという場面があった³⁹⁾。「堀(1987)」に端を発する、「太政官指令」で明治政府は現在の竹島を朝鮮領と認めたという主張を、韓国の論者は自国に有利なものとして考え、利用している。

しかし、韓国がすべきことは、「太政官指令」を利用した日本の主張のあら探しではない。そのような行為からは韓国の竹島領有根拠は生まれえない。そうではなく、韓国は自らの領有根拠を示さねばならない。そして、その根拠はこれまでの日本との論争で論破されてきたものであってはならない。

37) 「事業経営概要」は1910～11年頃に作成され、竹島漁業合資会社文書綴『行政諸官庁往復雑書類 従明治参拾八年』所収である。なお、「堀(1987)」では「蕞爾」を「莫荒」としているが誤りである。「蕞爾」は1904年9月29日付の中井養三郎による「りゃんこ島領土編入竝ニ貸下願」でも、現在の竹島の形容に使われた用語である。

38) 塚本孝「奥原碧雲竹島関係資料(奥原秀夫所蔵)をめぐって」竹島問題研究会編『竹島問題に関する調査研究 最終報告書』(島根県総務部総務課、2007年3月)には次の指摘がある(67頁)。奥原碧雲「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」(1906年5月)の記述は、中井養三郎が「内務省地方局に出頭して、陳述する処ありしも、同局に於ては、目下日露両国開戦中なれば、外交上領土編入はその時期にはあらず、願書は地方局に却下すべき旨通ぜらる」であって、「韓国領地ノ疑アル」という表現はない。文書作成の年代等を考えれば、「事業経営概要」よりも「竹島経営者中井養三郎氏立志傳」の方がより実際に近い記述と考えられる。

39) 『独島問題は日本でどのように論議されているか』(J&C出版社、2015年、韓国語)には次の記録がある。和田春樹(東京大学名誉教授)が「太政官指令」は「鬱陵島と独島が日本領ではなく朝鮮の領土であることを確認したもので日本と朝鮮の間の領土画定は終わったのだ」と述べた(35頁)ところ、^{ヒョンデフン}玄大松(国民大学教授(当時))が太政官指令の内容の確認を求めた(183-184頁)。池内敏(名古屋大学教授)は、「太政官指令」で「独島が日本の領土ではないと記録されているからといって“それならば自動的に独島は韓国領”だと主張することはできない」と述べた(207頁)。玄大松は、「元禄竹島一件」の資料を検討した結果下された判断なので、「太政官指令に当時朝鮮領と明白に表記されていないが、指令の内容を見ても韓国領として認められたと解釈しても結果的に大きく無理はないようだ」と、太政官指令で日本は竹島を朝鮮領として認めたと主張した(210-211頁)。池内敏は玄大松の考えを否定し「太政官指令は日本政府内部で検討された内容」なので、当時の朝鮮政府の領土意識とは関係ないと述べた(212-213頁)。池内敏の二度の反論にもかかわらず、玄大松がその後自らの主張を撤回した形跡はない。討論の最後で玄大松は、竹島問題を論じる時に韓国の国民感情に配慮することを求め、それに関連して、植民地支配を肯定する日本人の発言が最も問題だと強調した(264-266頁)。「太政官指令」によって竹島は日本の領土から外されると日本が一步譲歩すると、日本の中の意見の不一致に乗じて日本政府は竹島が朝鮮領であると認めたのだと韓国はさらなる譲歩を迫る、そして論議が思い通りに進まないという歴史認識問題を持ち出して日本を牽制する、玄大松の発言には韓国の利益が体現されているという印象を受ける。

第9章 韓国社会科教育における竹島問題と「太政官指令」

藤井 賢二

はじめに

1. 小学校教科書における竹島問題の扱い
2. 中学校「社会」における竹島問題の扱い
3. 韓国の中学生からの手紙
4. 中学校「歴史」と高等学校「韓国史」における竹島問題の扱い
5. 高等学校「韓国史」教科書の記述の検討
6. 「太政官指令」の説明と問題点
7. 韓国の「独島」教育の矛盾

おわりに

はじめに

韓国の社会科教育では、小学校（韓国では「初等学校」）3～6学年の「社会」、中学校の「社会」と「歴史」、そして高等学校の「韓国史」で共通の内容を学習する。そして、これらはすべて竹島（韓国名「独島」）問題を扱う。

韓国の「独島」教育は2015年告示「社会科教育課程」¹⁾（韓国政府教育部作成の「教育課程」は日本政府文部科学省作成の「指導要領」にあたる）で強化された。それを改訂した2018年告示「社会科教育課程」²⁾では、中学校「歴史」と高等学校「韓国史」が改編された、中学校「歴史」は世界史と韓国史に内容を分け、高等学校「韓国史」は近現代史の割合を増やした。改訂された「社会科教育課程」に準拠した教科書は2020年から導入されている。本稿では、「社会科教育課程」改訂と現行の教科書の記述を整理し、韓国の社会科教育における竹島問題の扱い、そして「太政官指令」の活用のされ方を検討する。

1) 「教育部告示第2015-74号[別冊7] 社会科教育課程」。http://www.edunet.net/nedu/ncicsvc/listSub2015Form.do?menu_id=623（韓国語、最終アクセス2020年12月24日）。「韓国では1954年4月公布の第1次教育課程から1997年2月告示の第7次教育課程（2000年度より学年進行で適用し、2004年度に完全適用）まではおおよそ7～10年サイクルで全面改訂がおこなわれてきた。しかし近年では部分改訂まで含めれば毎年のように何らかの改訂がおこなわれている。第7次教育課程を最後にこれまでのような7～10年ごとに「〇次」を重ねていくという改訂方法は放棄され、教育改革のスピードに教育課程改訂のスピードを合わせるべく、第7次教育課程を基礎としつつこれに適宜補完・修正を加えていくという「随時改訂体制」へと移行した」という（石川裕之「韓国における国家カリキュラムの構成と教育目的－初等教育段階に注目して－」『畿央大学紀要』14巻1号（2017年6月）20頁）。

2) 「教育部告示第2018-162号[別冊7]（教育部告示第2015-74号の一部改訂）社会科教育課程」。改訂は2018年7月27日である。出典は注（1）に同じ。

1. 小学校教科書における竹島問題の扱い

2018年告示「社会科教育課程」では、2015年告示「社会科教育課程」と同じく、竹島問題は小学校5～6学年の「統一韓国の未来と地球共同社会の平和」という分野の前半で扱われる。学習内容は次の通りである（2015年版・2018年版とも56頁）。まず、「独島を守ろうとする我が先人たちの努力を歴史的資料を通じて知り、独島の位置など地理的特性に対する理解を基にして領土主権意識を育む」という概要がある。続いて、学習内容をやや詳しく説明した「達成基準解説」では、「我々の固有領土である独島の歴史的、地理的特性と、独島を守ろうとする我が先人たちの努力などを総合的に把握して領土主権意識を育み、隣国の歴史歪曲に合理的に対処する姿勢を育てるようにする」と書かれている。

小学校社会科教科書である釜山教育大学校国定図書編纂委員会編『初等学校5～6学年群社会(6-2)』（志学社2019年8月15日初版発行）³⁾では、第2部「統一韓国の未来と地球共同社会の平和」の第1章「韓半島の未来と統一」の前半で、教科書全170頁中12頁(90・92-102頁)が竹島問題に割かれている。第1章後半で扱われる南北統一問題の10頁よりも多いのは、韓国にとっての竹島問題の重要性を示す。

次の〔資料1①〕は、取り上げられている竹島問題に関する事項を①～⑤の論点別に示したものである。

〔資料1①〕

①地理的近接性 「独島」と鬱陵島との距離は87kmで隠岐との距離よりも70km短い。
②前近代の竹島との関係 「世宗実録地理誌」、「八道総図」、安龍福と「独島」も対象とした「鬱陵島渡海禁止令」
③1905年の竹島の島根県編入と「実効的占有」 「勅令第41号」（「独島」の語源は「トルソム」（方言で「トクソム」））、日本のアシカ猟を契機とした「不法的編入」、その後のアシカ濫獲
④戦後の領土処理 SCAPIN-677（サンフランシスコ平和条約の記述なし）
⑤竹島の現状 「独島」の自然、独島の住民、独島警備隊員、領土表示、サイバー集団 VANK

また、第2部「統一韓国の未来と地球共同社会の平和」のまとめでは、「独島は我が国の東端にあり、東島と西島そして岩礁89個で成り立っている。」「古い地図と記録には、独島

³⁾ 現在の小学校社会科教科書は国定教科書であるが、3～4学年用は2022年から、5～6学年用は2023年から検定教科書に移行する予定という <https://blog.naver.com/moeblog/222085761463>（韓国語、最終アクセス2021年8月18日）。

が我が国の領土であるという事実が現れている。」とある（160頁）。韓国では、小学校ですらにこれだけの事項が児童に示されている。

しかし、②③④で取り上げられた事項は、朝鮮半島にあった政府が竹島で主権を行使した事例を示すものではなく、竹島の帰属についての国際的な取り決めでもない。よって、領有の根拠にはならない。そして、①の地理的近接性は竹島のような鬱陵島から遠距離の孤島の場合は根拠にならず、⑤のような紛争発生後の領有権を強化するためのことさらの行為も根拠にならない。

注意すべきは、内容ごとに次の〔資料1②〕のような課題を設定し、児童に能動的な学習態度や主体的な活動を求めている点である。

〔資料1②〕

- ・「アシカの話からわかる事実を話してみよう」（92頁）
- ・「独島の位置と姿をながめてみよう」（93頁）
- ・「独島が我が国の領土であることがわかる他の歴史資料をさがしてみよう」（95頁）
- ・「独島の生態系をもっと調査してみよう」（98頁）
- ・「人々が独島を守ろうとどのような努力をしてきたか、話してみよう」（99頁）
- ・「独島を愛しむ心で独島が我が領土であることを知らせる多様な活動してみよう」（101頁）

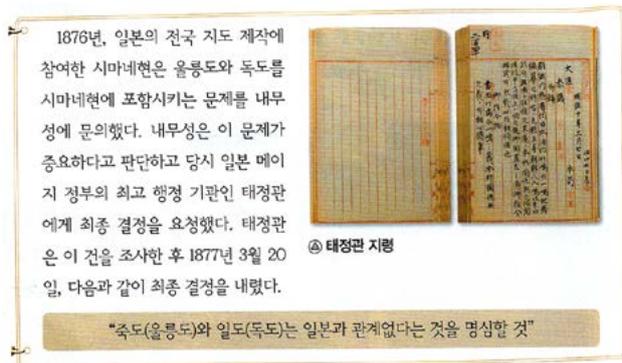
第2部「統一韓国の未来と地球共同社会の平和」のまとめでは、学習内容の理解度に対する自己評価の一覧があるが、そこにも「独島が我が国の領土であることを知り、独島を守る努力をすることができる」という項目がある（162頁）。

「太政官指令」は、竹島問題学習の最後の「探究活動」で1頁(102頁)を使って活用されている。「独島が我が国の領土であることをわからせる書き込み（インターネット掲示板を想定していると思われる - 藤井補注 -）作成」に児童を取り組ませているが、ここに、『公文録』の1877年3月20日付の太政官の決裁書の写真とともに、次の〔資料1③〕に説明がある。

〔資料1③〕

1876年、日本の全国地図製作に参加した島根県は、鬱陵島と独島を島根県に含ませる問題を内務省に質問した。内務省はこの問題が重要だと判断して当時日本の明治政府の最高行政機関である太政官に最終決定を要請した。太政官はこの件を調査した後1877年3月20日、次のように最終決定を下した。

“竹島（鬱陵島）と一島（独島）は日本と関係ないということを心得ること”



そして、「1. 独島と関連して日本明治政府はどのような決定を下したのでしょうか?」、「太政官指令」を基に「2. インターネット掲示板に書かれた質問に適切な答えを書いてみよう。(略) 独島が日本領土という偽りの主張を信じている人たちに事実関係を知らせてあげたいと思います。どのような歴史的事実を紹介すればよいのでしょうか?」という二つの質問が設定されている。

明治政府が現在の竹島を朝鮮領と認識していたとは主張していないものの、日本領ではないと認めたと強調して、「独島が日本領土という偽りの主張を信じている人たち」の動揺を誘うことを促す。このような指導が小学生に対して行われているのである。

上記説明文には問題がある。「太政官はこの件を調査した後(略)最終決定を下した」とあるが、実際に調査を行ったのは内務省であって「太政官指令」に至る経緯で重要なのは内務省の判断である。また、「太政官指令」の実際の文言は「伺之趣竹島外一嶋之義本邦関係無之義ト可相心得事」である。「伺之趣」(問合せがあった)という文言がないことにより、政府内部のやりとりである「太政官指令」が、国民に対して宣言されたものという印象を与えかねない。「3月20日」は「3月29日」であることも指摘しておきたい。

そして、「竹島(鬱陵島)と一島(独島)は日本と関係ないということを経験すること」という訳文は、原文の「外(외)」を「と(와)」に変えている。「太政官指令」は「独島」を「日本と関係ない」としたものと強調したい意図を感じるが、資料を改変することは許されない。そもそも、「太政官指令」で現在の竹島を「本邦関係無之」としたとすることは無理がある。

2. 中学校「社会」における竹島問題の扱い

中学校の社会科は「社会(〈地理領域〉と〈一般社会領域〉からなる)」と「歴史」で構成される。

2018年告示「社会科教育課程」では、2015年告示「社会科教育課程」と同じく、〈地理領域〉の11番目の分野「世界の中の我が国」で「我が国の領域を地図で把握し、領域としての独島が持つ価値と重要性を把握する」として竹島問題が取り上げられている(2015年版・2018年版とも74頁)。その「達成基準解説」には、「国家の領域が持つ重要性を認識し、我が国の領土、領海、領空、などの領域を確認し、領域として独島が持つ価値と重要性を把握し、独島を守る努力を調査することで我が国の領土を尊重する態度を育む」とある(2015年版・

2018年版とも75頁)。

「達成基準解説」に続く「教授・学習方法および留意事項」には、「我が国の領域を地図で確認したり描いてみて、古地図と文献などを分析して独島が我が国の領土であることを確認する。独島を含む我が国の領域に関連した重要な場所または機関を現場見学したり体験プログラムに参加することができる」とあり、学習の具体的方法がわかる。能動的な学習態度や主体的な活動を生徒に求める方針は、小学校「社会」よりも具体的になっている。

〈一般社会領域〉の11番目の分野である「国際社会と国際政治」でも、この方針は同様である。「独島」への言及はないものの、「達成基準解説」には、「韓国と周辺国間の葛藤問題の原因と実態を把握し、合理的な解決策を模索して、これらの問題の解決に積極的に参加する態度を持つ」とある(2015年版・2018年版とも90頁)。また、「評価方法および留意事項」には、「国際社会の競争と葛藤、協力、我が国の国家間葛藤問題に対する調査内容を整理した報告書を通じて資料の充実度、内容構成の体系性などを基準として情報活用能力、問題解決力を評価することができる」とある(2015年版・2018年版とも91頁)。

現行の教科書の一つである『中学校社会②』(金星出版社 2017年9月8日教育部検定 2020年3月1日3版発行)では、第6章と第11章で「独島」が取り上げられている。次に紹介するその記述は、「独島」に関する活動への参加を高く評価している。

第6章「国際社会と国際政治」では、「2. 我が国の国際関係と外交活動」で韓国の置かれた国際環境を説明し、「日本は独島領有権を主張して自国の教科書に歪曲された内容載せて」とある。下段のコラムでは「我が国は日本と中国の歴史歪曲にどのように対応するのか?」という設問に対して、「日本島根県は我が地独島を対象として毎年“竹島の日”を開催している。これに(対して-藤井補注-)我が国の様々な市民団体が独島が我が領土だと知らせている」として、竹島で氣勢を上げる若者の写真を掲載している(113頁)。

第11章「世界の中のわが国」では、「1. 我が国の領域と独島」でまず領域の概念を解説し、続けて、竹島の「領域的価値」(領海と排他的経済水域を設定する時の重要な基点であると説明されている)や「経済的価値」(メタンハイドレートが埋蔵されていると特記されている)、「自然保護区域」への指定が強調されている。そして、「独島は我が地」と宣伝するいくつかの民間の集会を紹介し、「我が政府では以前から我が領土であった独島に対して領土主権を確固として行使し、これを知らせようと多くの努力を傾けている。このような動きは政府だけでなく個人や民間団体の活動を通して活発に現れている」と述べている(198-199頁)。

3. 韓国の中学生からの手紙

2017、2018、2020年と3回にわたって、韓国の中学生が島根県の中学校宛に日本の竹島教育を非難する郵便物を送り付けてきた。韓国の中学生の直接行動と、韓国の社会科教育での「独島」学習における、能動的な学習態度や主体的な活動を生徒に求める方針とは無関係ではないであろう。

2017年の全羅南道咸平^{ハムピョン}中学校の場合は、「歴史探求」クラブの活動をしていた3年生3

名が社会科教師の指導で送付したという⁴⁾。2018年の世宗特別自治市の鳥致院女子中学校の場合は、2年生が道徳の時間に愛国心について学び、「独島領有権主張の不当を知らせることを決心し」、243名の生徒の書いた葉書から41通を選んで「独島の日」（10月25日）に合わせて送付したという⁵⁾。2020年の京畿道広州市の城門外学校ソンムンバクの中学生の場合は、前年5月に「独島平和紀行」という行事を行ったと同校のウェブページにある⁶⁾。

2018年に島根県の中学校に葉書を送りつけてきた鳥致院女子中学校の生徒は、葉書の内容についての次のように語った⁷⁾。「(日本人の-藤井補注-) 皆様のご先祖たちも独島が韓国の地だと認めたことが大多数」で、「私たちはそれに対する歴史的な証拠も持っている」と書いた。「三国史記などの古文献だけでなく、朝鮮時代の‘世宗実録地理志(1454)’などの文献、1877年に日本政府が鬱陵島と独島は日本の領土ではないという事実を明らかにした太政官指令、第2次世界大戦後、連合軍総司令部がとった日本の独島の行政範囲除外などを根拠として提示し、日本の領有権主張に条目ごとに反論した」。

このように、日本人が過去に「独島が韓国の地だと認めた」資料があると突きつけられた時、日本の中学生が反論するのは容易ではなかったことが、次の例でわかる。

島根県などが開催した、2017年度の第8回「竹島・北方領土問題を考える」中学生作文コンクールの入選作の一つに、次の一節がある⁸⁾。「(交流事業で韓国に行き、-藤井補注-) 親しくなった韓国の中学生に帰国後、メールで領土問題について聞いてみました。すると、「日本の昔の本にも竹島は韓国の領土と書いてあるから、韓国の領土だと思う。」と返ってきました。私はその言葉に対し、何も言い返すことができませんでした。今までの自分が知っていたことに自信がなく、その友達の言葉をうのみにしてしまい、何が本当かわからなくなったのです。」日本人が「独島が韓国の地だと認めた」という資料は日本人の動揺を誘い、このように効果的である。

そして、次に紹介する教科書の内容は、韓国の中学生のそのような行動の際に利用しやすいようになっている。

『中学校社会②』(金星出版社)第11章の「1. 我が国の領域と独島」の「独島はなぜ重要なのか」にある付図「記録で見る鬱陵島と独島」の説明には、「我が国の文献と記録では512年から独島を我が地だと認めているが、日本は当時の最高行政機関である太政官のような行政機関公式機関でさえ、独島が日本領土ではないとし、その立場を変化させる姿を見せている」と

⁴⁾ 『中央日報』(電子版) 2017年6月11日配信。 <https://news.joins.com/article/21654170>。(韓国語、最終アクセス 2021年9月26日)。

⁵⁾ 「世宗の声」 2018年12月19日配信。 <http://www.sjsori.com/news/articleView.html?idxno=35533>。(韓国語、最終アクセス 2021年9月26日)。

⁶⁾ http://smb.school.kr/?page_id=73。(韓国語、最終アクセス 2021年1月17日)。

⁷⁾ 「世宗の声」 2018年12月17日配信。 <http://www.sjsori.com/news/articleView.html?idxno=35488>。(韓国語、最終アクセス 2021年9月26日)。

⁸⁾ 竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議、島根県竹島・北方領土問題教育者会議編『竹島・北方領土問題を考える』作文コンクール入賞作文集』8号(2018年2月)。

日本の主張を批判している（198-199頁）。

竹島の古称と主張する「于山島」が「石島」や「独島」に変化した理由すら説明できない韓国が、古来「独島を我が地だと認めている」といえるはずがない。しかし、「記録で見る鬱陵島と独島」で「日本側および世界の記録」として列挙されている次の〔資料2〕の資料群は、竹島を日本領と考える人たちを動揺させる可能性がある。とりわけ、「太政官指令」は、日本が「立場を変化させ」た＝竹島が日本領ではないと述べたと韓国が主張する上で不可欠な資料になっている。

〔資料2〕

①「1696年、日本江戸幕府、竹島（鬱陵島）渡海禁止令を対馬藩に伝達」②「1877年、太政官指令、“鬱陵島外一島（独島）本国と関係ないこと”が明らかに」③「1905年、日本島根県告示第40号、独島を島根県所管として領土編入→官報や新聞などどこにも載っておらず秘密裏に進行したことが知られる」④「1943年、カイロ宣言、日本が他国から略奪した領土を返還することを明示」⑤「1946年、連合国最高司令官覚書第677号、独島を日本から行政上分離」

現行の教科書の一つである『中学校歴史②』（金星出版社 2019年11月27日教育部検定 2020年3月1日初版発行）に掲載されている、「1697年「隠州視聴合記」（「日本が鬱陵島と独島を自国領土から除外したことがわかる」という説明がある）、「1795年「三国接譲地図」（「鬱陵島と独島を朝鮮の領土の色で塗っているだけでなく、「朝鮮之持也」という文字も書かれている」という説明がある）も、竹島を日本領と考える人たちを動揺させる可能性がある資料に加わる（160-161頁）。

竹島が日本領土から外された、さらには、日本が竹島を朝鮮領と認めたとする日本の資料があるという、このような韓国の主張に反論するためには、次のような基本的な事項の理解が必要である。

ある主張が証拠不十分で退けられても、反対の主張が当然に認められるわけではない。仮に、「太政官指令」や古地図などの史料で、日本が当時の竹島を自国領とみなしていなかったと判断されたとしてもそれだけで朝鮮領と認められるわけではない。朝鮮や他の国に竹島領有の証拠がなければ、無主地とみなされるだけである。そして、韓国にそのような証拠はない。

4. 中学校「歴史」と高等学校「韓国史」における竹島問題の扱い

2015年告示「社会科教育課程」の中学校「歴史」では、次の〔表1①〕のように、上段の近代史分野と下段の現代史分野の両方で「独島」（太字は藤井による。この節の他の表でも同じ）に言及していた（99・109・113頁）。

【表1①】

大主題	小主題	学習要素
(7) 帝国主義の侵略と近代改革運動	日本帝国主義の侵略と国権守護運動（他に4つの小主題あり）	義兵運動・愛国啓蒙運動・乙巳勒約（第二次日韓協定 - 藤井補注 -）・ハーグ特使・ 独島
(9) 現代世界の展開	共存のための努力（他に4つの小主題あり）	独島 ・日本の歴史教科書歪曲戦後補償問題・東北工程

大主題「帝国主義の侵略と近代改革運動」の「達成基準解説」には、「この時期に独島を強制的に占有した課程と関連した資料を提示して不法性を判断し、これを批判できるようにする」とあった（110頁）。大主題「現代世界の展開」では、冒頭の説明に「独島が我が領土である根拠を正確に理解し、周辺国家との歴史葛藤を把握してこれを解決できる実践方法を模索する」（112頁）とあった。

2018年告示「社会科教育課程」の中学校「歴史」は、2015年告示「社会科教育課程」では13あった大主題を、前半の世界史（6項目）と後半の韓国史（6項目）に分割した点が特色である。次の【表1②】でわかるように、後半の韓国史の最後の「大主題」である「12. 近現代社会の展開」で「独島」に言及しているのは近代史分野のみであり、現代史分野から「独島」は消えた（116頁）。「12. 近現代社会の展開」の「達成基準解説」でも「独島」への言及はない（116頁）。

【表1②】

小主題	学習要素
国民国家の樹立	国民国家樹立運動・ 独島 ・三一運動・大韓民国臨時政府・民族運動・大韓民国政府樹立
資本主義と社会の変化	開港・植民地経済・国家主導の経済成長・新自由主義の世界化・労働運動・大衆文化
民主主義の発展	大韓民国臨時政府憲法・制憲憲法・4.19革命・5.18民主化運動・6月民主抗争
平和統一のための努力	分断・6.25戦争・7.4共同声明・6.15南北共同宣言

次に、高等学校の必修科目である「韓国史」について述べたい。2018年告示「社会科教育課程」の「韓国史」では、2015年告示「社会科教育課程」の「韓国史」の「大主題」を7から4に減らし、うち前近代史の「大主題」を4から1に減らすという改変が行われた。近現代史部分を半分から4分の3に増やしたのである。そして、竹島問題に関しては、次の【表2】ような変化があった。

【表 2】

〈近代史分野〉

	大主題	小主題	学習要素
2015 年告示「社会科教育課程」(149 頁)	(5) 国際秩序の変動と近代国家樹立運動	独島 と間島（他に3つの小主題あり）	大韓帝国勅令第 41 号・日帝の 独島 不法編入・間島協約
2018 年告示「社会科教育課程」(147 頁)	(2) 近代国民国家樹立運動	日本の侵略拡大と国権樹立運動（他に5つの小主題あり）	露日戦争・乙巳勅約・国権喪失・抗日義兵・愛国啓蒙運動・ 独島 と間島

〈現代史分野〉

	大主題	小主題	学習要素
2015 年告示「社会科教育課程」(151 頁)	(7) 大韓民国の発展と現代世界の変化	現代世界の変化（他に4つの小主題あり）	サンフランシスコ講和・戦後補償問題・日本軍‘慰安婦’・ 独島 守護
2018 年告示「社会科教育課程」(152 頁)	(4) 大韓民国の発展	南北和解と東アジアの平和のための努力（他に7つの小主題あり）	北韓社会の変化・平和統一の努力・南北頂上会談・東アジアの葛藤解決のための努力

竹島問題は、近代史分野では「小主題」の題目からは消えた。そして、現代史分野では「独島」への言及はなくなっており、これは中学校「歴史」と同様である。

近代史分野について、2015 年告示「社会科教育課程」の「評価方法および留意事項」は、「独島に対する学習内容だけでなく、効率的な広報方法、日本の歴史歪曲に対する我々の対応方法を評価項目に活用できる」とあった（149 頁）。それが、2018 年告示「社会科教育課程」の「評価方法および留意事項」は、「独島が我が領土だと提示される根拠の妥当性を評価できる」（148 頁）と簡略化された。

現代史分野について、2015 年告示「社会科教育課程」の「達成基準解説」は、「独島は歴史的に明白な我が固有領土であり、現在我々が実質的に支配している。よって独島に対しては領有権問題ではなく歴史問題として接近しなければならず、日本の独島領有権主張を論理的に反駁できる正しい歴史観と主権意識を確立できるようにする」とあった（152 頁）。2018 年告示「社会科教育課程」に同様の記述はない。

このように、中学校「歴史」と高等学校「韓国史」における竹島問題の内容は削減された。しかし、1905 年の竹島編入を「日本の侵略拡大」の一面として生徒に教える近代史分野のみに「独島」の記載が残ったことは、竹島問題を領土問題ではなく歴史問題として生徒を指導するという方針が継続していることを示す。

今後、資料調査の進展によって現代史分野における日本の主張（とりわけサンフランシスコ

平和条約において竹島が日本領に残されたこと)のさらなる強化が予想される。それに対応して韓国が近代史分野における主張(1905年の竹島編入を侵略として日本を非難すること)に今以上に重点を置くことが考えられる。「太政官指令」はそのために利用されることが想像できる。

5. 高等学校「韓国史」教科書の記述の検討

〔資料3①〕と〔資料3②〕は、筆者(藤井)が閲覧できた現行の「韓国史」教科書の「独島と間島」の部分での竹島問題に関する本文の記述を抜粋したものである(太字は原文通り)。

〔資料3①〕

『高等学校 韓国史』(金星出版社 2019年11月27日検定 2020年3月1日初版発行) 139頁

我が固有の領土、独島

独島は鬱陵島に付属した島で三国時代から我が固有の領土であった。『三国史記』には**異斯夫**が于山国を占領して新羅の領土としたという記録がある。また16世紀の朝鮮の地理誌である『新增東国輿地勝覧』に収録された「八道総図」にも独島が描かれている。

朝鮮の太宗は倭寇の被害を防ぐため鬱陵島據住民を本土に移住させた(刷還政策)。以後日本人漁民たちがしきりに独島に侵入した。肅宗の時に**安龍福**が日本漁民たちから独島を守ったが、日本漁民たちの不法的な漁労行為は継続した。

高宗は「鬱陵島開拓令」(1882)によって官吏を派遣して内陸住民を島に移住させた。大韓帝国は「**勅令第41号**」(1900)によって鬱陵島を鬱島郡に昇格させて、独島を鬱島郡の中に入れて独島が大韓帝国の領土であることを明らかにした。

日本の独島強奪

日本は露日戦争勃発直後に締結された**韓日議定書**を口実に1905年に独島を島根県に編入し、竹島とした。日本は独島を‘無主地’と規定して島根県告示第40号によって独島編入を告示したが、これは国際法上明確な不法的な領土侵奪だった。

『高等学校 韓国史』(東亜出版 2019年11月27日検定 2020年3月1日初版発行) 120頁

我が地独島を日本が不法に占領する

独島は鬱陵島に付属する島で、智証王の時に新羅に服属して以来の我が固有の領土だ。朝鮮は“**世宗実録地理誌**”と‘**八道総図**’などで独島が朝鮮の領土であることを明確にした。朝鮮後期**安龍福**の活動で日本江戸幕府も鬱陵島と独島が朝鮮領土であることを認めた。また、1877年には日本の最高行政機関である太政官が独島は朝鮮領土であることを明らかにした。

開港以後日本人がひそかに鬱陵島に侵入することが頻繁になると、朝鮮は鬱陵島を本格的に開拓し始めた。1900年10月には**大韓帝国勅令第41号**を発表して鬱陵島を郡に昇格して、鬱陵郡守が鬱陵島と独島を管轄するようになった。しかし日本は露日戦争中の1905年に‘無主地先占’という論理で独島を不法占領した。大韓帝国は翌年にこの事実を知って、独島が我が地であることを明らかにしたが、乙巳勅約(1905年11月の第二次日韓協約 - 藤井補注-)で外交権を制限されて特段の措置をとることはできなかった。

二つの教科書に共通している主要な問題点は、次の三つである。①韓国の古記録にある「于山島」を現在の竹島に当てはめていること。②1900年に大韓帝国が発布した「勅令第41号」を領有根拠としていること。③1905年の竹島編入を日露戦争遂行のための侵略と主張していること。

①について⁹⁾。この言説の発端は1770年に編纂された『東国文献備考』にある「于山則倭所謂松島也（于山は日本のいう松島である）」という記述である。これは17世紀末に渡日した安龍福の供述に由来する記述であって政府の見解ではなく、当時竹島が朝鮮領であった証拠にはならない。ましてや、「于山は日本のいう松島（江戸時代の竹島の呼称）である」を15世紀の「世宗実録地理誌」の記述、16世紀の『新增東国輿地勝覧』の付図「八道総図」、はるか昔の三国時代の新羅の「于山国占領」にまで遡って当てはめることはできない。

②について。韓国は「勅令第41号」第2条「郡庁は台霞洞に置き区域は鬱陵全島と竹島石島を管轄すること」の「石島」が「独島」にあると主張している。しかし、韓国が主張する古名「于山島」ではなくなぜ「石島」なのか、また「独島」ではなくなぜ「石島」なのかを韓国は説明できていない。そもそも、「勅令第41号」だけでは領有権を主張するのに必要な「国家権能の平穏かつ継続的な表示」に欠ける。大韓帝国政府が「勅令第41号」に基づいて竹島で主権を行使した記録は見つかっていない。

③について。この主張に対しては次の反論がある。1904年2月23日に締結された「日韓議定書」では戦略上必要な大韓帝国の領土の使用が認められていた。竹島が大韓帝国領ならば、鬱陵島同様、編入せずに「日韓議定書」により使用することも可能だったのではないか。すなわち、竹島は大韓帝国領とは認識されていなかったのではないか¹⁰⁾。そもそも、竹島の編入を「侵略」と主張するならば、1905年以前に朝鮮半島にあった政府が竹島を領有していたことを韓国は証明せねばならないが、それは行われていない。

『高等学校 韓国史』（志学社）本文の記述は、次の〔資料3②〕ように、他の2社よりも詳細である（下線と符号は藤井による）。

〔資料3②〕

『高等学校 韓国史』（志学社 2019年11月27日教育部検定 2020年3月1日初版発行）135-136頁

独島が韓国固有の領土であることを明らかにする

独島は鬱陵島に付属する島で、三国時代から我が国の領土と考えられてきた。『三国史記』

⁹⁾ この説明は塚本孝「竹島領有権をめぐる韓国政府の主張について—政府広報資料『韓国の美しい島、獨島』の逐条的検討—」『東海法学』52号（2016年9月）82-83頁を参考にした。

¹⁰⁾ 第3期竹島問題研究会編『竹島問題100問100答』（ワック株式会社、2014年）87頁。また、杉原隆は「竹島を、戦争を優位にする拠点と考えていたなら、民間人の竹島への出漁を政府が許さなかつたはず」とした。杉原隆『山陰地方の歴史が語る「竹島問題」』（2010年）94-95頁。

によれば、新羅は智証王の時に于山国を征服し（512年）、この時于山国は鬱陵島と独島で構成されていた。鬱陵島と独島はともに我が固有の領土として認識されていた事は『朝鮮実録』でも確認される。

一方、高麗の時から倭寇の侵入が頻繁で管理が難しくなると朝鮮前期には鬱陵島などの島の住民を本土に移住させる刷還政策を実施した。しかし、日本の漁夫たちが鬱陵島と独島周辺で不法に漁労活動をするのがひっきりなしにおこると、③（1）朝鮮後期肅宗の時に安龍福が日本に渡って江戸幕府から鬱陵島と独島が朝鮮の領土であることの確認を受けて帰った。以後、朝鮮政府は鬱陵島開拓を決定して陸地住民を鬱陵島に移住させた。

続いて、①（1）大韓帝国政府は1900年に勅令第41号を公布し、これを政府で発刊する官報に掲載して独島が大韓帝国の領土であることを対内外に明らかにした。

日本が不法に独島を編入する

③（2）明治維新以後当時の日本の最高行政機関である太政官では‘鬱陵島と独島は日本と関係ない’と明らかにした（1877）。しかし、日本は露日戦争中韓日議定書を締結して鬱陵島に望楼を設置して、独島にも望楼を設置しようとした。日本漁業人の領土編入請願書を口実に日本は独島が主人のいない地だと主張して島根県告示を発表して（1905）独島を自国領土に編入した。これは①（2）軍事的占領という目的を隠すための術策であって、対外的に公表しなかったため法的な効力はなかった。

鬱島郡守の報告で日本の独島不法編入の事実を知ることになった大韓帝国政府は事実関係を調査するよう指示した。しかし、②すでに乙巳勅約で外交権を奪われた状態であったため、格別の措置をとることはできなかった。③（3）日本は独島が大韓帝国の領土であることを知っていながら、軍事的な目的で侵奪したのだった。

問題点を指摘したい。下線部①について。(1)「勅令第41号」は「対内外に明らかに」されたものだが、(2)「島根県告示第40号」は「対外的に公表しなかったため法的な効力」はない、このように対比させたいのであろう。しかし、はるか後代の1960年代に韓国人が「発見」し、その後韓国政府が根拠として主張し始めた（それまでは主張していなかった）「勅令第41号」を1900年当時の日本政府が見たとしても、現在の竹島に関係するものと認識できたとは思われない。

また、「島根県告示第40号」による告示については、日本政府は1956年に韓国政府に送付した第3回見解で、「当時日本が領土取得の際に慣行した告示方法であり、竹島編入に際してとくにとられた措置ではない」と述べ、1962年の第4回見解では「領土取得の要件として外国政府への通報を義務的であるとはしていない」判例を示し、当時の国際法では、領土取得については「各国における慣行たる形式による公表であってもよいことを明らかにしている」と主張した。そして、無主地の先占についてこのように通報が必要はないのであれば、「すでに古来から日本がこれを認識し、これを有効に経営してきた地域であって、しかも他国によって争われたことのない地域については一層かかる通報義務はないとみなさなければならない」と強調した。1959年の韓国政府第3回見解で日本の主張への言及はなく、韓国

政府第4回見解は日本政府に送付されなかった。韓国政府は反論できなかったのである。

下線部②について。「乙巳勅約」（1905年11月17日の第二次日韓協約 - 藤井補注 - ）が日本の圧迫として挙げられるが、当時の大韓帝国政府は、竹島の編入について、日本への抗議はできたのにしなかったというのが実相であり、この記述は誤りである¹¹⁾。

下線部③は「太政官指令」に関連する記述であり、次項で述べる。

6. 「太政官指令」の説明と問題点

高等学校「韓国史」教科書における「太政官指令」の説明は次の〔資料4①〕通りである。

〔資料4①〕

『高等学校 韓国史』（金星出版社） （本文での言及はないが、「外国でも認められた我々の領土、独島」（142-143頁）に、『公文録』にある太政官内の決裁書の画像とともに次の説明がある。） 日本の明治政府はすべての県の地図を調査・報告せよと命じた。これに島根県から鬱陵島・独島を島根県の地図に含ませるか問いあわせた。日本政府は資料調査後、二つの島が朝鮮の領土だと結論を下した。この時最終決定を下した官庁が太政官で、この文書を「太政官指令」と呼ぶ。
『高等学校 韓国史』（東亜出版） （本文で「1877年には日本の最高行政機関である太政官が独島は朝鮮領土であることを明らかにした」とあり、「流れで見る歴史 独島の歴史」（121頁）で取り上げられ、次の二つの用語の説明がある。） 「太政官指令（1877. 3. 29）」 ‘タケシマ（鬱陵島）’外一島（独島）の件は本邦（日本）と関係ないことを銘記すること。 （『公文録』にある太政官の決裁書の画像あり） 「磯竹島略図」 太政官指令に添付された地図で‘タケシマ（鬱陵島）’外一島が独島であることを示している。（画像あり）

金星出版社と東亜出版の『韓国史』に見られる問題点は次の3点である。①「太政官指令」の「外一島」を現在の竹島と断定していること、②「太政官指令」は「日本と関係ない」とあるのに「朝鮮領である」と飛躍していること、③「磯竹島略図」を「太政官指令」の付図と誤解していることである。

①については、これを前提とした「太政官指令」は現在の竹島を「本邦（日本）と関係ない」

¹¹⁾ 山崎佳子「韓国政府による竹島領有根拠の創作」第2期島根県竹島問題研究会編『第2期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（島根県総務部総務課、2012年）63-64頁。

としたものとする主張には無理がある。②については、「日本と関係ない」と「朝鮮領である」は異なる概念である。③の「磯竹島略図」は島根県からの伺に添付された地図である。このような指摘ができる。

戦後、竹島の存在を意識して以来、自国に根拠がない韓国は、日本の資料に韓国の領有根拠を求めるという倒錯した努力を続けてきた。『高等学校 韓国史』（金星出版社）で、やや発展的な内容である「外国でも認められた我々の領土、独島」という部分に、竹島問題の記述3頁中2頁（142-143頁）を割いているのは、その努力の「成果」である。

そこには、課題1として「次の資料を読んで、外国で独島をどのように認識しているか把握してみよう」という設問があり、林子平の「三国接壤之図」や1946年の総司令部覚書（SCAPIN677とSCAPIN1033）とともに、「太政官指令」がある。課題2では「独島と関連した背景知識を検索して、次の質問に答えてみよう」とあり、「隠州視聴合紀（1667）」「竹島渡航禁止令（1696）」「朝鮮王国全図（1737）」^{12）}「改正日本輿地路程全図（1779）」「朝鮮東海岸図（1876）」「朝鮮国交際始末内探書（1870）」の内容を質問している。139頁の本文で示された韓国国内の資料よりも多い。

課題3は、日本外務省の『竹島問題10のポイント』の主張に反論することであり、その1「韓国が古くから独島を認識していたという根拠はない」に対する反論例が、次の〔資料4②〕のように示されている（太字は原文の通り）。

〔資料4②〕

韓国が古くから独島を韓国の領土と認識していた事実は『世宗実録』『地理誌』、『新增東国輿地勝覧』、『東国文献備考』などの内容で知ることができる。一方、日本が持っている資料では「**三国接壤之図**」のような独島を朝鮮の領土と明確に認識している場合がある。独島の領土を調べるため自国の資料を調査した日本明治政府もまた「**太政官指令**」で独島を朝鮮の領土として結論を下した。

日本の資料がなぜ「韓国が古くから独島を認識していた」証拠になるのか不明である。そして、ここでも「太政官指令」は“切り札”的存在であることがわかる。課題4は、竹島が韓国に不法占拠されているという日本の「地理A」の高校教科書の記述の不当性を訴えるため、日本の高校生に出す手紙の文案を作成するというものである。その三つの評価項目の2番目に「独島と関連した外国の資料を適切に根拠として活用しているか？」とある。「独島を朝鮮の

¹²⁾ 「朝鮮王国全図」は川上健三『竹島の歴史地理学的研究』（古今書院、1966年）で取り上げられたダンヴィルの「朝鮮図」のことである。この地図の朝鮮東岸近くにある二つの島は「韓国の古文献にある于山・蔚陵二島説を任意に地図上に表現したものにすぎず、本来蔚陵島そのものにほかならない」（同書25頁）。なお、2021年6月17日に文在寅韓国大統領はスペインでこの地図を見学した。

領土」としたという「太政官指令」のような資料で動揺を誘う手法が推奨されているのである。

『高等学校 韓国史』（志学社）136 頁では、表紙は『太政類典』（権威付けのためか）の、文章は『公文録』（「太政官指令」の文字が赤字で強調されているように見えるためか）の画像を使用している。そして「鬱陵島と独島を島根県の地図に含ませるかについての日本内務省の質疑に対して、太政官は二つの島が日本と関係がないということを明らかにした。この指令は独島を日本領土ではないと認めた公式文書だ。」という説明がある。本文での説明をまとめると次の通りである（前記〔資料3②〕の下線③の部分）。

(1) 安龍福が「江戸幕府から鬱陵島と独島が朝鮮の領土であることの確認を受けて帰った」（このような真偽に議論が絶えない話を教科書に記載することの是非はここではさておく）。(2) 「太政官指令」で明治政府が「鬱陵島と独島は日本と関係ない」と明らかにした。(3) 「日本は独島が大韓帝国の領土であることを知っていながら、軍事的な目的で侵奪した」。

この主張をまとめれば、次のようなものであろう。「安龍福の活躍によって江戸幕府は鬱陵島と独島を朝鮮領と認めた。明治政府はそれを引き継いで「太政官指令」で鬱陵島と独島は日本領でない^{ママ}と明らかにした。日本は大韓帝国の領土だとわかっていたはずだ。にもかかわらず露日戦争遂行のために独島を編入したのは侵略というべきだ。」

「太政官指令」は竹島を朝鮮領としているとは述べていないものの、このような日本政府の認識に韓国の竹島領有根拠を求める主張に意味はない。韓国がすべきことは、朝鮮半島にあった政府が竹島を領有していたことを自国の資料によって証明することである。

7. 韓国の「独島」教育の矛盾

小学校「社会」では、竹島問題は5～6学年で「統一韓国の未来と地球共同社会の平和」という分野の前半で扱われる。この分野の後半では、「地球共同社会の葛藤事例を解決するために努力する個人、国家、国際機構、非政府組織、など多様な行為主体などの活動事例を調査して、地球共同社会の平和と発展に寄与できる態度を涵養する」ことも教えることになっている（2015年版・2018年版とも「社会科教育課程」57頁）。それならば、竹島問題の平和的解決をめざす日本政府も「調査」の対象にすべきであろう。「地球共同社会の平和と発展に寄与できる態度を涵養する」と言いながら、一方で「隣国の歴史歪曲に合理的に対処する姿勢を育てるようにする」として、相互理解を拒絶することを教える韓国の「独島」教育には矛盾がある。

韓国の「独島」教育は、日本の「中学校学習指導要領解説 社会編」（2008年）そして「高等学校学習指導要領解説 地理歴史編」（2009年）で、竹島について「不法に占拠されているため（略）韓国に累次にわたり抗議している」として問題への「理解を深めさせる」と記述されたことに対応して強化された。次はその経緯についての韓国の論者の説明である。

韓国政府教育部は「日本のこのような歪曲された領土挑発に対応して（略）2010年から独島教育を強化しようと‘独島教育統合委員会’をスタートさせて‘教育課程および教科書の改編方向’を決めた。以後教育部は2011年に‘独島教育統合委員会’の審議と諮問を経て

「独島教育内容体系」を準備して体系的な独島教育のための土台を準備した。(略) 教育部は2014年「独島教育内容体系」を嶺南大学校独島研究所の修正・補完を経て確定することになる。これを基礎に翌年独島教育を強化する「2015改正教育過程」を告示することになった¹³⁾。

「独島」教育が強化される過程で、日本との相互理解を拒絶する態度は強化されていった。たとえば、晋州教育大学校国定図書編纂員会編『初等学校5～6学年群 社会(6-1)』(東亜出版2016年3月1日初版発行)の「日本の独島強奪」というコラムでは、「勅令第41号」とともに「島根県告示第40号」の写真が並べられ、日本にも領有主張があることがわかる(78頁)。「小さな話、大きな歴史」というコラムは「周辺諸国の歴史歪曲に対して我々はどのような態度を保たねばならないか」という題目であったが、「韓国、中国、日本は相互理解と協力を通じて正しい歴史意識を持つよう努力する姿勢が必要だ」と結んでいた(155頁)。自国の主張に沿った資料しか示さず、児童にひたすら「独島は我が国の領土だ」と教え込む現行の教科書とは違いがあった。

韓国の「独島」教育に疑問を感じる声は韓国人の中にもある。中学校の現場で生徒たちを指導するある教員は、次のような意見を記している¹⁴⁾。「学校での独島教育は「独島問題=日本の領有権主張」という前提の下に「独島は必ず守らなければならない私たちの領土」という教育が行われている。このような授業を通じて、生徒は歴史的な文脈で論理的に独島問題を認識して合理的な解決策を考えることよりは、日本は無理な主張だけをおこなう悪い国、近くに置いておけない隣国だという認識を育てている」。

ただし、この意見の筆者は、だからこそ日本の主張にも耳を傾ける必要があると主張するのではなく、「独島教育は「独島が歴史的に私たちの領土」というテーマから、さらに一歩進んで学生に日本の独島領有権主張の意図や国際社会での力の論理などを明確に理解させ、私たちがこれから国際社会でどのように生き続け対応していかなければならないかを考え抜く教育への方向転換が要求される」と、日本の竹島問題の平和的解決の方針を疑い、「力」が支配する国際社会の現実を理解させるために「独島」教育が必要と提言するのである。

¹³⁾ イ・ウジン/イ・ウォングン「2015改正教育過程の小学校独島教育分析-6学年社会科<独島教育特別単元>を中心に-」『獨島研究』30号(2021年6月、韓国語)357頁。下條正男『韓国の竹島教育の現状とその問題点』(第4期島根県竹島問題研究会、2018年)にも、韓国の「独島」教育強化についての解説がある(4-9頁)。それによれば、東北アジア歴史財団主導で2011年には小学校・高校用の「独島を正しく知る」と中学校用の「永遠の我が領土独島」が作成され、その後これらの副教材の改訂を重ねているという。また、下條は『韓国の中学生が竹島(独島)問で考えるべきこと』(第4期島根県竹島問題研究会、2020年)で、「韓国の中学生たちから届く手紙は、相互理解を深めるためではなく、韓国政府の見解を日本の中学生に伝えることが目的のようです」と指摘している(8-9頁)。

¹⁴⁾ パク・ジェホン「韓国中学校独島教育の現況と課題」『獨島研究』28号(2020年6月、韓国語)67頁。筆者は「朝鮮国交際始末内探書」や「太政官指令」など、日本側の資料で独島を韓国の地だと認めたとしても、日本が合法的に独島を自国の領土に編入したとすれば、論理的、法的に対応するには限界がある」と日本の主張の正当性を一部認めている(66-67頁)。

この提言通りに、「日本の独島領有権主張の意図」を韓国人が知ることができたなら、韓国人は自国の「独島」教育の問題点を知ることができるであろう。日本の竹島領有主張は事実に基づく根拠があり、日本はあくまでも竹島問題の平和的解決を目指していること。島根県が先導する竹島教育では、実施に当たっては、「児童・生徒が「嫌韓意識」や「反韓意識」を抱くなどの感情論に陥らないよう注意喚起」されていること¹⁵⁾。これらを韓国人が知ることには意義がある。

おわりに

韓国の「独島」教育では、能動的な学習態度や主体的な活動を、児童・生徒に求めている。韓国の中学生が島根県の中学校に竹島を韓国領と主張する郵便物を送りつけてきた事件は、このような韓国の教育方針と関係があると思われる。教科書の記述も、そのような活動に利用しやすいものになっている。

現行の「社会科教育課程」の基礎になっている「第7次教育課程」では、社会科教育において、小学校では社会事象への関心を持たせ、中学校では社会活動に自発的に参加する精神を発揮させ、高等学校では社会問題解決に積極的に参加する意識を育てるという方針が強化されたという¹⁶⁾。この教育方針が韓国の「独島」教育に反映されていると思われる。

2018年の「社会科教育課程」改訂に伴い、中学校「歴史」と高等学校「韓国史」での「独島」への言及は減った。扱われるのは近代史分野のみになり、現代史分野からは「独島」は消えた。「独島」の扱いが近代史分野のみになった点に、1905年の竹島編入を「侵略」とする、すなわち歴史認識問題として竹島問題をとらえようとすることに重点を置く方針が見える。日本は、1905年の竹島編入は侵略ではないこと、すなわち朝鮮半島にあった政府がそれ以前に竹島を領有した事実はないことを繰り返し発信することが求められる¹⁷⁾。

「太政官指令」については、高等学校「韓国史」の教科書の記述の問題点-①「太政官指令」の「外一島」を現在の竹島と断定していること、②「外一島」は日本とは関係ないが「独島」は朝鮮領であると飛躍していること、③「磯竹島略図」を「太政官指令」の付図と誤解していること - を指摘できる。

¹⁵⁾ 佐々木茂「学習指導要領の改訂と「竹島問題に関する学習」の取り扱いについて」第4期島根県竹島問題研究会編『第4期「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』（島根県総務部総務課、2020年）192頁。

¹⁶⁾ 藤田昭造「韓国の教育改革 - 第7次社会科教育課程」『明治大学教職課程年報』23号（2001年3月）66頁。

¹⁷⁾ 『高等学校 韓国史』（志学社）では、1965年の日韓国交正常化の説明で竹島問題に言及している（256頁）。「日本は今日まで、日本軍「慰安婦」、強制徴兵および徴用被害者、独島などの問題に対する公式的な謝罪と補償をしていない」とある。これは竹島不法占拠の加害者である韓国を被害者にすり替えるもので、看過できない。竹島問題を歴史問題ととらえ、日本に譲歩を求める韓国の姿勢がここにも現れている。旧版の『高等学校 韓国史』（志学社、2013年8月30日検定 2014年3月1日初版発行）では、「韓日両国が相互発展と地域の平和のための同伴者として互いに協調できる契機を準備したという点に重要な意義を持つ」といった日韓国交正常化への肯定的評価があった（363頁）が、現行の『高等学校 韓国史』ではそれは見られない。事態は深刻である。

17世紀の幕府公認の下での竹島の利用、1905年の編入とその後のさまざまな行政措置に基づく竹島での活動、それらをふまえてサンフランシスコ平和条約で竹島は日本に残されたこと、これらの日本の領有根拠よりも強い根拠を韓国は持っていない。そのため、韓国は日本政府や日本人の認識や資料を持ち出して、自国にも根拠があるかのように主張している。このような動き、とりわけ、「太政官指令」を利用した、日本が「独島が韓国の地だと認めた」という資料を示して動揺を誘うという手法に振り回されてはならない。

能動的な学習態度や主体的な活動を生徒に求める韓国の教育の一環で、竹島問題についての日本で発信された情報の収集を行う韓国人の児童・生徒がいることが推測される。その結果、竹島問題の平和的解決をめざす日本政府の方針や、日本の主張が「歪曲」ではなく事実に基づいていることを彼らが知ることは有効であろう。韓国人の児童・生徒が、「地球共同社会の平和と発展に寄与できる態度を涵養する」ことの契機になりうる。インターネット空間で日本の主張を日本語以外で発信することの重要性は増している。

韓国の2018年告示「社会科教育課程」には、「多様な情報を活用して現代社会の問題を創意的、合理的に解決して共同体生活に積極的に参加する能力の育成を目標とする」と社会科教育の目標が掲げられている(4頁)。これに対応して、韓国の未来を担う世代の琴線に触れる、事実に基づく日本の主張を発信し続けることの重要性は増している。

補章 李奎遠と『鬱陵島検察日記』について

永島 広紀

はじめに

李氏朝鮮王朝側の19世紀後半段階での「鬱陵島」に関する史料として知られる『鬱陵島検察日記』は、特に今日に言うところの「竹島」に関する認識、否、韓国側の「非認識」を示す史料としても注目されている。しかし、しばしば日韓両側の研究で指摘・引用される割には、校訂を施した「定本」がない状態でもある。筆者（永島）は2018年8月20日に所蔵機関に赴き、原本を実見するとともに、デジタルカメラで撮影を行った。

その『鬱陵島検察日記』のテキスト原本は現在、国立济州博物館（大韓民国济州特別自治道、2001年6月開館）が所蔵している。なんとなれば、李奎遠の曾孫にあたる李恵恩氏（当時、東国大学校師範大学地理教育科教授）が寄贈したためである。2004年秋には特別展示が行われ、図録も刊行されている。現在はその一部をもって常設展示としている（後掲の【図1】【図2】）。ちなみに、李恵恩氏は2012年1月から2014年12月にかけてICOMOS-Korea（国際記念物遺跡会議・韓国委員会）の役員を務めており、ユネスコ世界遺産の選定においても日本といささかの「因縁」がある人物である。



李恵恩氏

（画像は東国大のHPより）

李奎遠の略歴、および研究上での言及

まず、『鬱陵島検察日記』の作成者¹⁾とされる李奎遠の略歴を示しておきたい。李奎遠（1833-1901）、号は晩隱、字は星五、本貫は全州、江原道金化郡金化邑岩井里にて李勉大の息として出生した。1851年、19歳の時に武科に及第し、武官として主に辺境防備の任に就いていた。副護軍（兵曹の「五衛」に所属する従四品官）在任中の1881年には鬱陵島の検察を命じられ、そのときの報告書の草稿と考えられるのが『鬱陵島検察日記』である。そして、1891年には济州牧使として济州島に赴任しており、これこそが現在に至り同日記が济州島の国立博物館に所蔵される直接の機縁となっている。すでに大韓帝国期に入っている1900年に咸鏡北道觀察使に登用され、翌年に没している。

なお、李奎遠の鬱陵島検察にまつわる一件が近代の史学的手法によって世に出た濫觴はおそらく1935年に李王職が編纂した『高宗太皇帝實録』巻18・高宗18（1880）年5月22日条にみえる「副護軍李奎遠、鬱陵島検察差下、使之從近馳往到底商度、具意見修啓、以爲稟

¹⁾ 書体が異なる複数の部分から構成されていることから、李奎遠が自ら執筆した原稿ではなく、日記の末尾にその姓名が記載されている複数の随員らによる草稿に、李奎遠があらためて添削を行ったものと考えられる。

覆如何」という記事であろう。ただし、「高宗実録」として知られるこの資料が一般の目に触れるのは、はるかに後年において韓国の探求堂が復刻出版した1970年以降のことである。

すると、これに続くのは朝鮮総督府（朝鮮史編修会）が刊行した『朝鮮史』の第6編・第4巻（1938年3月）における「辛巳 朝鮮李太王十八年」の5月22日条（同書570-571頁）であろうか。この巻は『青丘學叢』に「鬱陵島 その發見と領有」（第3号、1931年2月）と「鬱陵島 の名稱に就て一（補）（坪井博士の示教に答ふ）」（第4号、1931年5月）を執筆している田保橋潔（京城帝大教授〔国史学第二講座〕）が編集の主任を務めており、同日条の記事末尾の割注には「日省録李太王辛巳年五月二十二日 承政院日記光緒七年五月二十二日 日原案一 同文彙考附編續邊禁二 通文館志卷一一紀年續編今上十八年 政治日記辛巳年五月二十三日 善隣始末附録竹島始末」と日朝双方の資料を出典として挙げており、幕末維新时期における日本側の外交史料にも通曉していた田保橋ならではの記述ぶりと言えよう。また、これは韓国外務部政務局が1955年に作成した『秘 獨島問題概論』（外交問題叢書第11号）における「六．鬱陵島 開拓斗 獨島」の記述や出典の明示においても基本的に継承されている。

その後、次項で言及する李瑄根による先駆的な論考を経て、李瑄根の史料翻刻に全面的に依拠した1987年3月における宋炳基による「朝鮮後期・高宗朝의 鬱陵島 掃討斗 開拓²⁾」（『崔永禧先生華甲紀年 韓國史學論叢』探求堂）が公表されるに至っている。さらに、宋炳基の論考を元に内藤正中・朴炳涉『竹島＝獨島論争 歴史資料から考える』（新幹社、2007年3月）が上梓されているが、その第II章の「10『高宗実録』と鬱陵島検察」に至っては、依拠している中心的な史料である「高宗実録」が上述の如く1935年に編纂されたものであることを知ってか識らずか、また李奎遠の日記に関しても原本を未確認のままの不正確な出典の明示に止まっている。

資料に関する先行研究

さて、『鬱陵島検察日記』は李奎遠の孫である李建雄氏が韓国史研究者である李瑄根氏に提供し、そして同氏が1963年に「近世 鬱陵島 問題의 檢察使 李奎遠의 探險 成果 一그의 檢察日記를 中心한 若干의 考察一」（『大東文化研究』〈成均館大〉1、1963年8月）として公表するに至っている。なお、日記本文の翻刻を論文末尾に付録として掲載している。

ちなみに、この論文は「鬱陵島 및 獨島探險 小考 一近世史를 中心으로一」と改題・改稿されて『獨島』（大韓公論社、1965



日記原本の表紙（筆者撮影）

²⁾ のち、改稿の上で『울릉도와 독도』（檀国大学校出版部、1999年2月、〔再訂版〕2007年7月）に収録。さらに朴炳涉による邦訳（『竹島（獨島）・鬱陵島歴史研究』（新幹社、2009年10月）、同年11月に『鬱陵島・獨島（竹島）歴史研究』と改題して再刊）が刊行されているが、『鬱陵島検察日記』に関する史料上の書誌情報に関しては李瑄根論文の孫引きであり、全く更新されていない。

年11月)に収録されている。さらに、1977年8月1日付けで韓国外務部が作成した『獨島關係資料集(Ⅱ-2)』³⁾(「執務資料」77-135〔北一〕)にもそのまま再録されている。

ここで、注意すべきは、単行本に収録される段階でタイトルに追加されている「獨島」の文言であろう。言うまでもなく、韓国側が「独島(今日の竹島)」を鬱陵島の「属島」として取り扱おうとしていることを端的に示している。もちろん、『鬱陵島檢察日記』に今日の竹島(独島)はいっさい登場しない。

なお、李瑄根論文に掲載された翻刻は、誤植・誤記・脱字までを含めて慎鏞廈編『獨島領有權 資料의 探求』第2巻〔独島研究叢書⑥〕(独島研究保全協会、1999年12月)と同編『獨島領有權 資料의 探求』第3巻〔独島研究叢書⑦〕(独島研究保全協会、2000年12月)にもそのまま受け継がれている模様である。とりわけ、日記の後半に収録されている李奎遠の国王への上啓文の見出し部分にある「啓草本」を李瑄根が「啓本草」と写し間違えているところ、慎鏞廈編の資料集においても同様であることをはじめとして、おおむね李瑄根論文に掲載されたものを校訂することなしに底本としているとみて間違いない。

また、これらとは別途に既出の李惠恩氏がイ=ヒョンゲン氏との共著の形で『만은(晩隱)이규원(李奎遠)의 울릉도검찰일기(鬱陵島檢察日記)』(韓国海洋水産開発院、2006年12月)を上梓しており、きわめて史料価値が高い一書となっている。すなわち、同書にては本文の翻刻と現代韓国語訳が行われており、加えて原本(ならびに『鬱陵島外図』)の写像を表裏の全頁にわたって影印収録するに至っている。なお、上記の李瑄根の論文・慎鏞廈編の資料集とは異なり、原文通りに「啓草本」としていることをはじめとして、独自の翻刻が行われている模様である。しかし、以下に記すように、その内容には看過しがたい部分も多いのである。

日記の外形的な特徴

日記の原本は楮紙を使用、墨書、無罫・袋とじ・線装の形態をとる。推敲の部分(字句の抹消〔見え消し〕など)は上記の翻刻物には反映されていない。陰暦を使用。

本文は17丁(左右で総34頁相当)、これに表紙を加える。紙型はおおむね縦29センチ×横18.5センチ。なお、第4丁の右面以降は紙型が縦に数センチ短いものが綴じられている。ただし、第4丁の右面以降、第16丁の右面までは袋とじの内側裏面も使用している。しかし、恣意的とまでは言わずとも、原本の書誌を任意に改変、ないしは記事を編集しており、参照

³⁾ 当該資料の存在、および複写物の入手においては藤井賢二・内田てるこ両氏の教示とご配慮を賜った。記して御礼申し上げたい。

と引用の際にはかなり注意が必要である⁴⁾。

なお、上掲の『만은 (晩隱) 이규원 (李奎遠) 의 울릉도검찰일기 (鬱陵島檢察日記)』には附録として原本の影印、しかも線装を解いた上で日記の両面を印画したものを掲載している。ただし、特段の断りなしに前後の丁面を入れ替えており、同書では元々の順序を確認することは困難である。そこで小稿では、その影印物を元に、さらに筆者がデジタルカメラで撮影したものをパソコンに取り込んだ上で光学的に反転させ、裏写りしている文字を確認しうる画像部分と相互に対照することによって、日記におけるそもそもの順序を復元せんと試みた。その結果が【別添1】の『鬱陵島檢察日記』用紙上における表裏記事の対照表(稿)である。

以下、あらためて書誌的な特徴を逐条にて示しておきたい。

① 1882年4月16日(陽暦では6月1日)から5月27日(陽暦7月12日)までの日記を記載。鬱陵島には4月30日から5月11日まで滞在。ただし、「啓草本」は同年陰4月7日から記述が始まっている。なお、『鬱陵島檢察日記』は、「裏面に隠れた浄書する前の下書き」とおぼしき部分(以下「初稿」とする)、それを添削した二次的な文章(以下「二次稿」とする)、さらに国王に提出するための上啓文の草稿(もしくは控え)と考えられる部分、さらに後に『承政院日記』に収録される国王との「謁見記」的な文章といった、おおむね4種類の内容を持つ紙片を合冊・製本したものとみられる。ただし、二次稿・啓草本・謁見記は文書としては途切れがない一続きのものでもある。

② 第1～第3丁までは紙の表面のみを使用している。

⁴⁾ 『만은 (晩隱) 이규원 (李奎遠) 의 울릉도검찰일기 (鬱陵島檢察日記)』には以下のような解題が掲載されている(同書、150-151頁、原文は韓国語、筆者試訳)。「鬱陵島檢察日記は日記と啓草本から構成されている。本研究においては日記と啓草本の全文を活字に起こし、それをもって翻訳を行った。原文の状態としては紙の両面を使用し、部分的に書き加えられているため、一部は表面にあり、また一部は裏面にあったりする。かような状態で一冊を成しているゆえ、ともすれば二種類の文書が存在しているということになる。例えば、ある文書には都を出発してから都に戻るまでの内容が書かれているかと思えば、別の部分においては内容の一部だけが記録されている。」としているが、それが具体的にどの面のどの記事を示すかについての言及はない。またこの文章に続いて「本研究における本来の目的である鬱陵島檢察日記の完成本を作るため、出発から4月26日までの内容は、原本において(その日付の)天候の表示が各日付の横にあるものを原本とした。4月27日から(日記の)終了時までには天候の表示が文章の中に含まれている内容のものを原本とした。その理由としては後者の文書が日記全体の大部分を占めているためである。だからといって重なった日付の記事は全く異なる内容ではなく、内容的に大きな違いもない。このような問題が生じたのは原文の末尾に書かれている如く、ソウルと鬱陵島で啓文を草した人間がそれぞれ異なっていることに因する。(中略)従って、本章に掲載した活字化された原文と翻訳はこのような原則の下にて構成されたうえで附録Ⅲ-3-1に掲載し、残りの部分は附録Ⅲ-3-2に載せることとした。」とする。

③ 第1丁と第2丁の間には落丁がある模様(記事が4月19日の途中から4月23日に飛んでいる)。

④ 第3丁以降は紙の裏面にも記入されている(原本調査時には裏面は未確認)。前出『만은(晩隱) 이규원(李奎遠)의 울릉도검찰일기(鬱陵島檢察日記)』に収録された写真の印影からはすべての文字の判読が困難であるが、第3丁の裏面には太祖(すなわち初代国王の李成桂)の事績を寿ぐ賀表のような文字が散見され、しかも字体は他の丁とは大きく異なる。

⑤ 第3丁の左面は4月29日の記事の半ばで途切れるが、これまで韓国で編纂された翻刻物は裏面にある記事でもって日付を繋いでいる。ただし、上掲書の印影からでは不鮮明ではあるが、第4丁から第5丁にかけて見える削字・推敲の部分は第4丁・第5丁の裏面使用部分の文章ではその修正部分が反映されているようである。

⑥ 第4丁以降は紙型が変わる(縦が短くなる)。なお、第4丁から第17丁までは表裏をあわせて一体のものと考えられ、逆に第1～3丁は別の時期・書き手によるものが、最終的に合綴されたものと推測される。

⑦ 第4丁(右面)は5月9日の記事が途中から開始されている。以降、最終の第17丁までは記事が一続きになっており、初稿・二次稿あたりでは頻繁に見られる改行も行われていないことが多い。

⑧ 第4丁以降の紙の「裏」面には4月24日の途中から5月11日の記事が記載されている(原本では未確認、前出『만은(晩隱) 이규원(李奎遠)의 울릉도검찰일기(鬱陵島檢察日記)』に収録された原本の印影より同定を試みた)。なお、上述の翻刻物においては裏面の文字起こしも行っているが、書誌的な説明はほとんど行われておらず、時系に沿って並べ直し、重複した部分を削除するなど、恣意的な編集が行われているところが認められる(【別添2】を参照)。

⑨ 線装の紐は、たびたび取り換えられている模様。おそらく、かつては裏写りしている面の確認も容易であったと考えられる。

⑩ 日本人の集団と遭遇した日付にズレがある(日記の初稿・二次稿ともに5月10日条に書かれているのに対して、「啓草本」部分ではなぜか5月5日のこととなっている)。

若干の考察

本資料は既述の通り、大きく見て「裏面に隠れた浄書する前の下書き」(以下「初稿」)の部分、翻刻の対象となっている初稿を削字推敲した二次的な原稿(以下「二次稿」)、さらに国王に提出される報告書(「啓本」)のドラフトである「啓草本」の部分から成っている。そして、「啓草本」

の末尾には『承政院日記』にも収録されることになる高宗と李奎遠とのやり取りが、ほぼ同文で記載されている。

①「初稿」「二次稿」「啓草本」ともに5月9日の記事には「島項」「竹島」の名が見える

「島項」は、1900年の勅令41号に見える「石島」ではないかと推測される「観音島」の別名として知られる。朝鮮総督府陸地測量部が1917年10月に作成した5万分の1地図には観音島の横に「島項嘴」^{ソムメキチエー}が描かれている。周知の通り、韓国側としては、「于山(島)」を「独島(現在の竹島)」に比定する一方、のちに『皇城新聞』1906年7月13日付けの記事に見える鬱陵島の附属島嶼としての「石島」こそが「独島」であるとの史料的根拠を欠いた主張を繰り返している。もし、「于山」は鬱陵の別称であり、また「石島」が「島項」であることが立証できれば、韓国側主張の根拠は一気に崩れることを意味する。現在のところ、後者に関しては決め手を欠くところではあるが、前者に関しては以下に見る『鬱陵島檢察日記』での記述が韓国側の主張を大きく突き崩す可能性を秘めていると考えられる。



⇒丸点線囲みのあたりから島項嘴と観音島
を見ていると推測される写真



『京城日報』1932年7月19日付朝刊5面

1932年7月19日付けの『京城日報』に「鬱陵島風景＝島項嘴と観音島」なる写真記事(写真とキャプションのみで本文はない)が掲載されており、「島項嘴」は鬱陵島側の突端として観音島に向かって突き出している一角を指し示していると考えられる。

ともあれ、『鬱陵島檢察日記』には以下のような形で「島項」と「竹島」が登場することになっている。

「南便洋中、有二小島、形如臥牛、而一爲右旋、一爲左旋、各其一便、則稚竹有叢、一便則卉雜腐生、高爲數百丈、廣爲數〔巾+侯〕之地、長爲五六百歩、人云島項、亦云竹島也、周可十里許、危險不可攀登」(初稿)

「東南洋中、有二小島、形如臥牛、左右回旋、一邊叢竹鬱茂、一邊雜卉腐生、高近數百丈、廣可三帷之地、一云島項、一云竹島、周可十里許、險不可攀登」(二次稿)

「南邊洋中、有二小島、形如臥牛、而左右回旋、勢若相抱、一曰竹島、一曰島項、只有叢竹而已」(啓草本)

まさしく、これらは鬱陵島の属島である「観音島(島項)」と「竹嶼(竹島)」の外形的な特徴を示した文であることに他ならない。

さて、この部分に関しては、韓国における翻刻物(李瑄根・李惠恩)にあつては、一律に「南便洋中、有二小島、形如臥牛、而一爲右旋、一爲左旋、各其一便、則稚竹有叢、一便則卉雜腐生、高爲數百丈、廣爲數〔巾+侯〕之地、長爲五六百歩、人云島項、亦云竹島也、周可十里許、危險不可攀登」となっている。これはまさに第11丁の裏面の右側記事を本文として翻刻していることによる。慎鏞廈編の書に至つては「南便洋中、有二小島、形如臥牛、而一爲右旋、一爲左旋、各其一便、則稚竹有叢、一便、則雜卉腐生」と、「島項」「竹島」の部分が欠落している。

しかし、李瑄根と李惠恩のそれぞれの著作における「啓草本」部分での文字翻刻は原本の文字と相違なく、慎鏞廈の編著にしてもそれは同様である。よつて、「島項」「竹島」部分を欠落させていることに何らかの意図があつてのことかは判然としない。

②「啓草本」5月13日付け記事に続く「総括」的部分

「啓草本」にのみ見える記事であるが、その末尾(高宗への謁見記事の直前)に「吏読」混じりの総括的な一文がある。以下はその一節である。

「松竹于山等島、僑寓諸人、皆以傍近小島当之、然既無圖籍之可據、又無鄉導之指的、晴明之日、登高遠眺、則千里可窮、而更無一拳石一撮土、則于山之稱鬱陵、即如耽羅之稱濟州是白如乎⁵⁾」(下線およびルビは筆者)

この文は、まさに李奎遠が出発の前に高宗に謁見した際、高宗が、つまりは『三国史記』『[新增]東国輿地勝覽』などにみられる「于山島(芋山島)」が鬱陵島とはあたかも別個に存在しているが如き記述を踏まえて高宗が李奎遠に「松竹島、芋山島、在於鬱陵島之傍、而其相距遠近、何如」と下問⁶⁾したことに對して、李奎遠がすぐさま「芋山島即鬱陵島、而芋山、古

⁵⁾ 『吏讀集成』(朝鮮總督府中樞院、1937年3月)に依れば「是白如乎(敬稱)(音)이삼다운(i-salp-ta-on)(義)デアリマストイフカラ・デアリマシタトイフノニ・デアリマシタトイフノデ・トイハレマスカラ」(同書、105-106頁)とあり、丁寧語表現にして原因・理由等を示す語尾表現である。

⁶⁾ 『承政院日記』高宗19(1882)年4月7日条。

之國都名也。松竹島、即一小島、而與鬱陵島相距、爲三數十里、其所產、即檀香與簡竹云矣」と回答し、「松竹島」は鬱陵島近在の「竹島（竹嶼）」のことであると明言したこととも対応している部分である。

李奎遠は、出発前の段階においてすでにきわめて正確な鬱陵島周辺に関する地理的情報を有しており、それが実地検分の結果、自説の正確さがあらためて証明されたということになる。そのことは国王への啓文に添付されたものと考えられる「鬱陵島外圖」（後掲の【図3】）における「竹島」「島項」の描かれ方とも符合するのである。

さらに、「晴れた日に高台に上って海側を見渡しても、ひと握りの石やひとつまみの土くれもない」と言い、続いて「于山が鬱陵のことであることは、耽羅が濟州のことであることと同様でありましょう」と言っている部分は、上記に見たように4月7日における高宗との謁見時に、于山が鬱陵にとっての「古之國都名也」と李奎遠が喝破している部分にまさに符合しているのである。

③「二次稿」中、5月11日の条に中途より挿入されている「啓草」

直前までの文章とは異なり、「啓草本」と同様に吏読混じりの文である。内容としては4月7日から5月12日までの行程に関するダイジェスト的できわめて短いものである。しかし、ここで特に注目されるのが、その啓草の冒頭に「**通政大夫**鬱陵島檢察使臣李〇〇」とある部分（網掛け・強調は筆者）である。「通政大夫」とは、正三品官に与えられる称号であり、実際、李奎遠は鬱陵島からの帰還後からまもなくの1882年7月には、鬱陵島檢察の功績が認められてのことか、それまでの副護軍（従四品官）から「四階級特進」とも言える正三品官たる「折衝將軍・慶尚左道兵馬節度使」に昇進を果たしている⁷⁾。

つまり、この時期の李奎遠は「通政大夫」を名乗ることが出来たことになる。さらに翌8月には早くも従二品たる「嘉善大夫」の称号を得ており、さすれば『鬱陵島檢察日記』の中で、少なくともこの部分に関しては1882年7月から8月にかけての時期に起稿された可能性が高いと言えよう。このことが他の部分に敷衍できるかについては、今後の検討課題である。しかし、仮に1882年夏に『鬱陵島檢察日記』が起草されていたのであれば、後年に編纂された二次的な史料に依拠せざるを得ないことが多い朝鮮側の歴史記録において、きわめて同時代性が高い貴重な史料であると言えよう。

⁷⁾ 『察理使李奎遠』（国立濟州博物館、2004年9月）同書、8-9頁に掲載されている李奎遠の官歴事項、および辞令書（「教旨」）の画像（同書、46-47頁）に依った。

【図3】「鬱陵島外圖」（ソウル大学校奎章閣韓国学研究所蔵）



【別添1】『齋陵島検察日記』用紙上における表裏記事の対照表（稿）

線装の表面		裏面		(備考)
表紙	「壬午四月日 齋陵島検察日記」の墨書	(文字なし)	(文字なし)	
① 第1丁・右	陰4月16日の途中から同17日	(文字なし)	(表) 削字推蔽・小字書き入れ多数	
② 第1丁・左	陰4月17日の途中から、同18日、同19日の冒頭 (20～22日の記事なし)	(文字なし)	同上	
③ 第2丁・右	陰4月23日	(文字なし)	同上	
④ 第2丁・左	陰4月24日・同25日	(文字なし)	同上	
⑤ 第3丁・右	陰4月26日・同27日	※判読困難 (字体は大きく異なる)	同上	
⑥ 第3丁・左	陰4月28日・同29日の途中まで	※判読困難 (同上)	同上	
⑬ 第4丁・右	陰5月9日の途中から同10日の冒頭	④ 陰4月24日の残り、同25日	(裏) ④あたりの浄書か	
⑱ 第4丁・左	陰5月10日の続き	④ 陰4月25日の残り、同26日、同27日	(表) 5/10条に日本人集団との接触配草あり	
⑳ 第5丁・右	陰5月10日の続き	⑤ 日	(裏) ④⑤あたりの浄書か	
㉑ 第5丁・左	陰5月10日の続き	⑤ 陰4月27日の残り、同28日	(裏) ⑤⑥ 〃あたりの浄書か	
㉒ 第6丁・右	陰5月10日の続き	⑥ 陰4月28日の残り、同29日	(裏) ⑥ 〃あたりの浄書か	
㉓ 第6丁・左	陰5月10日の残り、同11日の冒頭	⑦ 陰4月29日の残り、同30日		
㉔ 第7丁・右	陰5月11日・(5/12記事はなし(船上))・同13日・同14日	⑧ 陰5月1日、同2日		
㉕ 第7丁・左	陰5月14日の残り、同15日	⑨ 陰5月2日の残り、同3日	(表・5/11条) 途中から「啓草」として吏読混じりの短文 (内容は全行程の概況) が挿入	
㉖ 第8丁・右	陰5月15日の残り、同16日	⑩ 陰5月3日の続き		
㉗ 第8丁・左	陰5月16日の残り、同17日、同18日	⑪ 陰5月3日の残り		
㉘ 第9丁・右	陰5月18日の残り、同19日、同20日、同21日	⑫ 陰5月4日		
㉙ 第9丁・左	陰5月21日の残り、同22日、同23日	⑬ 陰5月4日の残り、同5日		
㉚ 第10丁・右	陰5月23日の残り、同24日、同25日、同26日	⑭ 陰5月5日の残り、同6日		
㉛ 第10丁・左	陰5月26日の残りに続いて「啓草本」1882年陰4月7日～同30日	⑮ 陰5月6日の残り、同7日		
		⑯ 陰5月7日の残り、同8日、同9日		

㉔	第11丁・右	「啓草本」陰4月30日の残り、同5月1日、同2日、同3日	㉗	陰5月9日の続き		(裏) ㉑～㉔あたりと同様の内容、字句に異同あり、5/10条には日本人集団との接触記事あり
㉕	第11丁・左	「啓草本」陰5月3日の残り、同4日	㉘	陰5月9日の残り、同10日		
㉖	第12丁・右	「啓草本」陰5月4日の残り、同5日	㉙	陰5月10日の続き		
㉗	第12丁・左	「啓草本」陰5月5日の続き	㉚	陰5月10日の続き		(表)「啓草本」では日本人集団との邂逅場面が5/10条から5/5条に変更されている
㉘	第13丁・右	「啓草本」陰5月5日の続き	㉛	陰5月10日の続き		
㉙	第13丁・左	「啓草本」陰5月5日の残り、同6日	㉜	陰5月10日の続き		
㉚	第14丁・右	「啓草本」陰5月6日の残り、同7日、同8日、同9日	㉝	陰5月10日の続き		
㉛	第14丁・左	「啓草本」陰5月9日の残り、同10日、同11日、同13日、吏読混じりの「総括」的な文章	㉞	陰5月10日の続き		
㉜	第15丁・右	「総括」の続き	㉟	陰5月10日の続き		
㉝	第15丁・左	「総括」の続き	㊱	陰5月10日の続きか？(判読困難)		(裏) ㉛・㉜あたりの草稿か？ 判字推敲部分あり、字句に異同あり、㉞にみえる吏読混じり文の部分なし
㉞	第16丁・右	「総括」の残り、国王との謁見記(陰6月5日)	㊲	陰5月11日		
㉟	第16丁・左	謁見記の続き	(文字なし)			
㊱	第17丁・右	謁見記の残り、漢詩、跋	(文字なし)			
㊲	第17丁・左	跋の続き(随行官員の姓名)	(文字なし)			

[凡例] 丸数字は筆者撮影の原本、および『만은(晩隱) 이규원(李奎遠)의 을릉도감찰일기(鬱陵島檢察日記)』(韓国海洋水産開發院、2006年12月)の附録として掲載された原本影印に筆者の判断で付した仮の整理番号である。丸数字に「[´]」に付してあるものは、翻刻の際に採用されなかったと推定される部分であることを示す。

【別添2】『만은(晩隱) 이규원(李奎遠)의 울릉도검찰일기(鬱陵島檢察日記)』(2006年)に
影印にて収録された原本に付された番号と、実際の順番との異同対照表(稿)

表紙	
1 … 第1丁・右面	
2 … 第1丁・左面	※本来は続きの記事
3 … 第2丁・右面	
4 … 第2丁・左面	
5 … 第3丁・右面	残1 … 第3丁(裏)・右面
	残2 … 第3丁(裏)・左面
	残3 … 第3丁・左面
	残4 … 第4丁(裏)・右面
6 … 第4丁(裏)・左面	※4月25~27日の記事
7 … 第5丁(裏)・右面	※本来は続きの記事
8 … 第5丁(裏)・左面	
9 … 第6丁(裏)・右面	
10 … 第6丁(裏)・左面	
11 … 第7丁(裏)・右面	
12 … 第7丁(裏)・左面	
13 … 第8丁(裏)・右面	
14 … 第8丁(裏)・左面	
15 … 第9丁(裏)・右面	
16 … 第9丁(裏)・左面	
17 … 第10丁(裏)・右面	
18 … 第10丁(裏)・左面	
19 … 第11丁(裏)・右面	※5月9日の記事
20 … 第4丁・右面	※5月9・10日の記事
21 … 第4丁・左面	
22 … 第5丁・右面	
23 … 第5丁・左面	
24 … 第6丁・右面	
25 … 第6丁・左面	
26 … 第7丁・右面	※本来は続きの記事
27 … 第7丁・左面	
28 … 第8丁・右面	
29 … 第8丁・左面	
30 … 第9丁・右面	
31 … 第9丁・左面	
32 … 第10丁・右面	
33 … 第10丁・左面	※「啓草本」開始部分
34 … 第11丁・右面	
35 … 第11丁・左面	残5 … 第11丁(裏)・左面

36 … 第12丁・右面	残6 … 第12丁(裏)・右面
37 … 第12丁・左面	残7 … 第12丁(裏)・左面
38 … 第13丁・右面	残8 … 第13丁(裏)・右面
39 … 第13丁・左面	残9 … 第13丁(裏)・左面
40 … 第14丁・右面	残10 … 第14丁(裏)・右面
41 … 第14丁・左面	残11 … 第14丁(裏)・左面
42 … 第15丁・右面	残12 … 第15丁(裏)・右面
43 … 第15丁・左面	残13 … 第15丁(裏)・左面
44 … 第16丁・右面	残14 … 第16丁(裏)・右面
45 … 第16丁・左面	
46 … 第17丁・右面	
47 … 第17丁・左面	

〔凡例〕「1」～「47」は、上掲書の217-229頁に影印されている「(1) 鬱陵島検察日記および啓草本の原本図版」に付された数字、「残1」～「残14」は同書、229-232頁に影印されている「(2) 残りの部分(原表記:「나머지 부분」)」とされる画影に付された数字である。

各丁毎の日付の詳細に関しては、【別添1】と相互に対照されたい。

資料編

「太政官指令」一件文書 翻刻および現代語訳 (大意)

〔A〕「朱書」嶋地第六百六十四号

〔印〕長

日本海内竹島外一島地籍編纂方向

竹島所轄之儀ニ付 島根縣ヨリ別紙伺出 取調候處該島之儀ハ 元禄五年朝鮮人入島以來 別紙書類ニ摘採スル如ク 元禄九年正月第一号旧政府評議之旨意ニ依リ一号譯官へ達書 三号該國來柬 四号本邦回答及ヒ口上書等之如ク 則元禄十二年ニ至リ夫々往復相濟本邦關係無之相聞候得共 版圖ノ取捨ハ重大之事件ニ付 別紙書類相添 為念此段相伺候也

内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島密

明治十年三月十七日

右大臣 岩倉具視 殿

〔B〕「朱書」伺之趣 竹島外一島之儀 本邦關係無之儀ト

可相心得事

明治十年三月廿九日

〔C〕日本海内竹島外一島地籍編纂方向

御省地理寮官員 地籍編纂莅檢之為 本縣巡回之砌日本海中ニ在ル竹島調査之儀ニ付 別紙乙第二十八号之通 照會有之候處 本島ハ 永禄中発見之由ニテ故鳥取藩之時 元和四年ヨリ元禄八年マテ 凡七十八年間 同藩領内伯耆國米子町之商 大谷九右衛門 村川市

〔朱書〕嶋地第六百六十四号

〔印〕長

日本海内竹島外一島地籍編纂方向

竹島所轄のことにつき島根県から別紙の伺が出され、調査したところ、その島は、元禄五年朝鮮人入島以来、別紙書類に摘採するように、元禄九年正月第一号旧政府評議の旨意により、二号訳官への通牒、三号朝鮮国からの来簡、四号本邦の回答および口上書等のとおり、すなわち元禄十二年に至りやりとりが終了し、本邦關係無之と思われませんが、版圖の取捨は重大なことなので、別紙書類を添え、念のため伺います。

内務卿大久保利通代理 内務少輔 前島密

明治十年三月十七日

右大臣 岩倉具視 殿

〔朱書〕伺のおもむき、竹島ほか一島のごとは、本邦關係ないものと心得よ。

明治十年三月二十九日

日本海内竹島外一島地籍編纂方向

貴省地理寮の職員が地籍編纂の実地検分のため本県を巡回された際、日本海中に在る竹島調査のことにつき別紙乙第二十八号のとおり照会がありました。この島は、永禄年間に発見されたとのことで、旧鳥取藩時代元和四年から元禄八年までのおおよそ七十八年間、同藩領内伯耆國米子町の商人大谷九右衛門、村川市兵衛と

兵衛ナル者 旧幕府ノ許可ヲ経テ 毎歳渡海 島中ノ動植物ヲ積帰リ 内地ニ賣却致シ候ハ 已ニ確証有之今ニ古書旧状等持傳候ニ付 別紙原由之大畧 圖面共相副不取肯 致上申候 今回 全島實檢之上 委曲ヲ具ヘ記載可致之處 固ヨリ本縣管轄ニ確定致候ニモ無之且 北海百余里ヲ懸隔シ 線路モ不分明 尋常帆舞船等ノ能ク往返スヘキニ非ラサレハ 右大谷某村川某カ傳記ニ就キ 追テ詳細ヲ上申可致候 而シテ 其大方ヲ推案スルニ 管内隱岐國ノ乾位ニ當リ 山陰一帯之西部ニ貫附スヘキ哉ニ相見候ニ付テハ 本縣國圖ニ記載シ 地籍ニ編入スル等之儀ハ 如何取計可然哉 何分之御指令 相伺候也

縣令佐藤信寛代理 島根縣參事 境二郎

明治九年十月十六日

内務卿 大久保利通 殿

〔付箋〕〔朱書〕乙第式拾八号

御管轄内隱岐國某方ニ當テ 從來竹島ト相唱候孤島有之哉ニ相聞 固ヨリ 舊鳥取藩商船往復之線路モ有之趣 右ハ口演ヲ以テ調査方 及御協議置候儀モ有之加フルニ 地籍編製地方官心得書第五條ノ旨モ有之候得共 尚為念 及御協議候條 右五條ニ照準 而テ旧記古圖等御取調 本省之御伺相成度 此段 及御照會候也

いう者が旧幕府の許可を経て毎年渡海し、島中の動植物を積帰り内地に売却していたことは、すでに確証が有り、現在まで古文書、書簡などを持ち伝えているので、別紙原由の大略と図面を添えて取りあえず上申します。今回、全島実地檢分の上、委細をつまびらかに記載すべきところ、もとより本県の管轄と確定した訳でもなく、かつ、北海百余里隔たり航路も明らかでなく通常の帆舞船等は往返できるものでないので、前記大谷某村川某が持ち伝える記録について追って詳細を上申します。とはいえそのおおかたを推案すると、管内隱岐國の北西方向に当たり、山陰一帯の西部に貫附すべきか（貫＝本籍地）と思われるので、本県國圖に記載し地籍に編入する等のことはどのように取り計らうのがよいか、何分の御指令を伺うものです。

縣令佐藤信寛代理 島根縣參事 境二郎

明治九年十月十六日

内務卿 大久保利通 殿

〔付箋〕〔朱書〕乙第式拾八号

貴管轄内隱岐國某方に当たり從來竹島と称する孤島があると聞きます。もとより旧鳥取藩の商船が往復した航路もあるとのこと、右は調査方を口頭でお願いしておいたところであり、加えて地籍編製地方官心得書第五條の規定もありますが、なお念のため協議に及ぶものです。右五條に則り、そして旧記古圖等を調査し本省へ伺い出られたく、この段照會に及びます。

明治九年十月五日 地理寮十二等出仕 田尻賢信

地理大属 杉山榮藏

島根縣

地籍編製係 御中

〔原由之大畧〕

磯竹島一ニ竹島ト稱ス 隱岐國ノ乾位 一百二拾里許ニ在リ 周回凡十里許 山峻嶮ニシテ平地少シ 川三條アリ 又瀑布アリ 然レトモ深谷幽邃 樹竹稠密 其源ヲ知ル能ハス 唯眼ニ觸レ其多キ者 植物ニハ 五鬣松 紫梅檀 黄檗 椿 檜 柗 桐 雁皮 柗 竹 マノ竹 胡蘿 藷 菴 蒜 欵冬 藜 獨活 百合 午房 茱萸 覆盆子 虎杖 アヲキバ 動物ニハ 海鹿 猫 鼠 山雀 鳩 鶉 鶉 鳧 鵜 燕 鷺 鷹 ナヂコ アナ鳥 四十雀ノ類 其他 辰砂 岩緑青アルヲ見ル 魚貝ハ枚舉ニ暇アラス 就中海鹿 鮑ヲ物産ノ最トス 鮑ヲ獲ルニ夕ニ竹ヲ海ニ投シ 朝ニコレヲ上レハ 鮑 枝葉ニ著クモノ夥シ 其味絶倫ナリト 又海鹿一頭能ク数斗ノ油ヲ得ヘシ 次ニ一島アリ 松島ト呼フ 周回三十町許 竹島ト同一線路ニ在リ 隱岐ヲ距ル八拾里許 樹竹稀ナリ 亦魚獸ヲ産ス 永禄中 伯耆國會見郡米子町 商大屋(割注・後大谷ト改ム)甚吉 航シテ越後ヨリ歸リ 颯風ニ遇フテ此地ニ漂流ス 遂ニ全島ヲ巡視シ 頗ル魚貝ニ富ルヲ識リ

明治九年十月五日 地理寮十二等出仕 田尻賢信

地理大属 杉山榮藏

島根縣

地籍編製係 御中

〔原由の大略〕

磯竹島、一名竹島と稱する。隱岐國の北西、百二十里ほどに在り、周回およそ十里ほど、山が峻しく平地は少ない。川が三條あり、また滝がある。しかし、谷は暗く奥深く、樹木や竹が生い茂っており水源は分からない。よく眼にするのは、植物では五鬣松、紫梅檀、黄檗、椿、檜、柗、桐、雁皮、柗、竹、マノ竹、胡蘿藷(にんじん)、蒜(にんにく)、欵冬(ふき)、藜(みょうが)、獨活(うど)、百合、午房、茱萸(ぐみ)、覆盆子(いちご)、虎杖(いたどり)、あをさば、動物では海鹿、猫、鼠、山雀、鳩、鶉(ひよどり)、鶉(ひわ)、鳧(鴨?)、鶉、鷺、鷺、鶉(くまたか)、鷹、ナヂコ、アナ鳥、四十雀の類、その他辰砂(朱)、岩緑青があるのを見る。魚貝は枚挙に暇がない。中でも海鹿、鮑を特産物とする。鮑を獲るに、夕刻竹を海に投げ入れ、朝それを引き上げれば、鮑が枝葉に夥しくついている、その味は絶品とのこと。また、海鹿一頭から数斗の油が得られる。次に一島あり、松島と呼ぶ。周回三十町ばかり、竹島と同一航路上にある。隱岐からの距離は八十里ほど、樹木や竹はほとんど無い。亦魚獸を産する。永禄年間に伯耆國會見郡米子町の商人大屋(割注・後大谷と改める)甚吉が船で越後から帰る途中颯風に遭遇してこの地に漂流した。全島を巡視し終え、とても魚貝に富んでいることを知り、帰還後、

歸國ノ日 檢使安倍四郎五郎《割注・時ニ幕命ニ因リ 米子城ニ居ル》ニ彼趣ヲ申出シ 以後渡海セント請フ 安倍氏 江戸ニ紹介シテ 許可ノ書ヲ得タリ 實ニ元和四年五月十六日ナリ

從伯耆國米子 竹島 先年船相渡之由候 然者如其今度 致渡海度之段 米子町人 村川市兵衛 大屋甚吉 申上 付テ 達上聞候之處 不可有異儀之旨 被仰出間 被得其意 渡海之儀 可被仰付候 恐々謹言

五月十六日
永井信濃守 尚政
井上主計頭 正就

土井大炊頭 利勝
酒井雅樂頭 忠世

松平新太郎殿

當時米子同町ニ 村川市兵衛ナル者アリ 大屋氏ト同シク 安倍氏ノ懇親ヲ得ルカ故ニ 両家ニ命セララルレトモ 本島ノ發見ハ 大屋氏ニ係ル 此ヨリ毎歲間斷ナク渡海 漁獵セリ 幕府 遠陬ノ地本邦版圖内ニ入ルヲ稱シ 船旗等ヲ與ヘ 殊ニ登營謁見セシメ屢葵章ノ服ヲ給ス 後 甚吉 島中ニ没ス《割注・墳墓今尚存スト云フ》元禄七年甲戌ニ至リ 朝鮮人 上陸スル者若干ナリ 其情測ル可ラス且船中人数ノ寡少ナルヲ以テ歸リ 是ヲ訴フ 明年幕命ヲ得 武器ヲ載セテ到レハ 其

檢使安倍四郎五郎《割注・時に幕命により米子城ニ居た》にその島のことを申し出て、以後渡海したいと願った。安倍氏が江戸に紹介し、許可の書状を得た。元和四年五月十六日のことであった。

伯耆國米子より竹島へ先年船を渡した由、そうであればこのたび渡海致したいと米子の町人村川市兵衛、大屋甚吉が申し上げていることについて上聞に達したところ異議が無いとのことであつたので、その意を体して渡海を仰せ付けられるように。恐々謹言

五月十六日
永井信濃守 尚政
井上主計頭 正就

土井大炊頭 利勝
酒井雅樂頭 忠世

松平新太郎殿

當時、同米子町に村川市兵衛という者がいて、大屋氏と同じく安倍氏と懇意であつたため両家に命じられた。しかし、本島の發見は大屋氏に係る。これより毎年、間斷なく渡海し漁・獵を行った。幕府は遠陬（陬＝スウ・すみ）の地が本邦版圖内に入つたことを称えて船旗等を与え、特に江戸城に登り謁見せしめ、しばしば葵の紋章の服を支給した。後に甚吉は島中に没した《割注・墳墓今なお存すと云う》。元禄七年甲戌に至り、朝鮮人が幾人か上陸していた。事情が分からず、かつ、船中的人数が少なかったため、帰帆し訴え出た。翌年幕府の命を得て武器を積んで到

人恐レテ遁レ去ル 残ル者二人《割注・アヒチャン、トラエイ》アリ 即チ捕縛シテ 歸ル 命アリ 江戸ニ致シ 本土ニ送還ス 同年彼國ヨリ 竹島ハ 朝鮮ニ接近ナルヲ以テ 頻ニ其地ニ属センコトヲ請フ 幕府議シテ 日本管内タルヘキノ證書ヲ上ラハ 以後朝鮮ニ漁獵ノ權ヲ與フ可キノ命アリ 彼國此ヲ奉ス 此ニ因テ 同九年丙子正月 渡海ヲ禁制セラル

先年 松平新太郎 因州伯州領知之節 相窺之 伯州米子之町人 村川市兵衛 大屋甚吉 竹島ヘ渡海 至于今 雖致漁候 向後竹島ヘ渡海之儀 制禁可申 付旨 被仰出之由 可被存其趣候 恐々謹言

土屋相模守
戸田山城守
正月廿八日

阿部豊後守
大久保加賀守

松平伯耆守殿

元和四年丁巳ヨリ元禄八年乙亥ニ至テ 凡七十八年ナリ《割注・因ニ云フ 隱岐國穩地郡南方村字福浦ノ弁才天女社ハ 當時 大谷村川両家 海波平穩祈祀ノ為ニ建立スル所ナリ 今ニ至テ 本社修繕ヲ加フルニ當レハ 必ス之ヲ両家ニ告ク》相傳フ 當時柳澤氏ノ變アリ 幕府 外事ヲ省ルコト能ハス 遂ニ爰ニ至ルト云フ 今大谷氏傳フ所 享保年間ノ製圖ヲ縮寫シ 是ヲ附ス 尚 両家所藏ノ古文書等

つたとこ朝鮮人は恐れて逃げ去った。残った者二人《割注・アヒチャン、トラエイ》あり。すなわち捕縛して帰った。命により江戸へ送り、本土に送還した。同年彼國から竹島は朝鮮に接近していることを以てしきりにその地に属すべきことを求めてきた。幕府は議して日本管内であることを認める証文を出せば以後朝鮮に漁獵の權利を与えるとの命を下し、彼國はこれを奉じた。これにより同九年丙子正月、渡海が禁制された。

先年松平新太郎が因州伯州を領知の折り伺い出があり 伯州米子の町人村川市兵衛 大屋甚吉が竹島ヘ渡海 今に至るまで漁をしているといえども、向後竹島ヘ渡海

することは制禁申し付ける旨仰せいだされた由、 その趣を承知されるように。恐々謹言

土屋相模守
戸田山城守
正月廿八日

阿部豊後守
大久保加賀守

松平伯耆守殿

元和四年丁巳から元禄八年乙亥までのおおよそ七十八年である《割注・ちなみに、隱岐國穩地郡南方村字福浦の弁才天女社は、當時大谷村川両家が海波平穩祈祀のために建立したものである。今に至るまで本社修繕を加えるに当たっては必ず両家に告げる》。当時柳澤氏の変があつた。幕府は外事を省みることができず遂にここに至つたという。今大谷氏伝来の享保年間製作の図を縮写し添付する。なお、両家所藏の古文書等は、他日

ハ他日 謄寫ノ成ルヲ俟テ 全備セントス

〔付箋〕 一号

丙子元禄九年正月二十八日

天龍院公 御登城 御暇御拝領被遊候上 於御白書院御老中 御四人 御列座にて 戸田山城守様 竹島の儀 二付 御覚書老通 御渡被成 先年以来 伯州米子の町人 兩人 竹島え罷越 致漁候處 朝鮮人モ彼島え參致 漁 日本人入交り 無益の事ニ候間 向後 米子の町人 渡海の儀 被差留候との御儀 被仰渡候也

同是ヨリ前正月九日 三澤吉左衛門方ヨリ 直右衛門儀 御用ニ付罷出候様ニとの儀ニ付 參上仕候處 豊後守様 御逢被成 御直ニ被仰聞候は 竹島の儀 中間衆 出羽守殿 右京太夫殿へも 遂 内談候 竹島 元しかと 不相知事ニ候 伯耆ヨリ渡り 漁いたし来候由ニ付 松平伯耆守殿へ相尋候處 因幡伯耆へ附屬と申二ても無之候 米子町人兩人 先年の通り船相渡度の由 願出候 故 其時の領主 松平新太郎殿ヨリ 案内有之 如以前 渡海仕候様ニ 新太郎殿へ 以奉書 申遣候 酒井雅樂頭殿 土井大炊頭殿 井上主計頭殿 永井信濃守殿 連判ニ候故 考見候得ハ 大形 台徳院様御代ニても可有之哉と存候 先年と有之候得共 年数ハ 不相知候 右の首尾にて 罷渡り 漁仕来候迄にて 朝鮮の島ヲ日本

謄寫が成るのをまつて全備する予定である。

〔付箋〕 一号

丙子元禄九年正月二十八日

天龍院公（宗義真）が登城された。御暇を頂戴なさった上で、白書院において御老中四人が列座される中、戸田山城守様が竹島のことにつき御覚書一通をお渡しになられた。先年以来伯州米子の町人兩人が竹島へ出かけ漁をしていたところ朝鮮人も彼島へ参り漁を致し、日本人入交り無益のことであるので、向後米子の町人の渡海を差し止めることを仰せ渡された。

これより前、同年正月九日、三澤吉左衛門（老中阿部豊後守用人）方から連絡があり、「平田」直右衛門（対馬藩家老）に御用があるので来るようにとのこと。参上したところ、豊後守様がお会いくださり直々に仰せ聞かされるには、竹島の件、老中仲間、「柳沢」出羽守殿（側用人）、「松平」右京太夫殿（側用人）へも相談した。竹島は由来がはっきりしない。伯耆から渡海し漁してきたとのことなので松平伯耆守殿に尋ねたところ因幡伯耆の附屬という訳でもない。米子の町人兩人が先年のとおり船を渡したい旨願ひ出たため、時の領主松平新太郎殿から案内があり以前のように渡海するよう新太郎殿に奉書を以て申達した。酒井雅樂頭殿、土井大炊頭殿、井上主計頭殿、永井信濃守殿の連判であることを考えればおおかた台徳院様の御代かと思われる。先年とあるが年は分からない。右の顛末で渡海し漁してきたままで朝鮮の島を日本へ取ったということでもなく、日本人は居住していない。道

へ取候と申しても無之 日本人居住不仕候 道程之儀
相尋候得は 伯耆ヨリ八百六拾里程有之 朝鮮へは四
十里程有之由ニ候 然は 朝鮮國ノ蔚陵島ニても可有
之候哉 夫共ニ 日本人居住仕候歟 此方え取候島ニ候
ハ、今更遣しかたき事ニ候得共 左様之證據等も無之
候間 此方ヨリ構不申候様ニ 被成如何 可有之哉 又
は 對馬守殿ヨリ 蔚陵島と書入候儀 差除返簡仕候様
被仰遣 返事無之内 對馬殿 死去ニ候故 右の返簡彼
國え差置たる由ニ候 左候得は 刑部殿より蔚陵島の
儀 被仰越候ニ及申間敷歟 又ハ 兎角竹島の儀ニ付
一通り 刑部殿ヨリ書翰ニても可被差越と思召候哉
右三様の御了簡被成 思召寄 委可被仰聞候 鮑取ニ參
り候迄ニて 無益島ニ候處 此儀むすほ、れ年来の通
交絶申候モ如何ニ候 御威光或は武威ヲ以 申勝ニ
いたし候ても 筋もなき事申募り候儀ハ 不入事ニ候 竹
島之儀 元しかと不仕事ニ候 例年不參候異國人罷渡
候故 重て不罷越候様ニ 被申渡候様ニと 相模守殿よ
り被申渡候 元ばつといたしたる事ニ候 無益之儀ニ
事おもくれ候ても如何ニ存候 刑部殿ニハ御律儀ニ候
間 始如此申置候處 今更ヶ様ニは被申間敷との御遠
慮も可有之歟と存候 其段ハ少も不苦候 我等宜様ニ
了簡可仕候間 思召の通り 無遠慮 可被仰聞候 其方
達も存寄 無遠慮 可被申候 同し事を幾度も申進候段

程のことを尋ねたところ伯耆からは百六十里ほどあり朝鮮へは四十里ほどあると
のことであった。そうであれば朝鮮國の蔚陵島なのかもしれない。また、日本人
が居住しているか此方へ取った島であれば今さら遣し難いが、そのような証拠な
ども無いので、此方から関与しないようにすることではどうか。それとも、對馬
守殿（宗義倫）から蔚陵島と書き入れたくだりを削除して返簡するよう申入れをさ
れ、返事が無いうちに對馬殿が死去されたため右の返簡を彼國へ差し置いたとの
こと、そうであれば刑部殿（宗義真）から蔚陵島のことを申し入れられてはならな
いのか。あるいはまた、とにかく竹島の件について一通り刑部殿から書簡で申入
れをすべきであると考えておられるのか。右三様のことをお考えくださり、御意
見を詳しくお聞かせ願いたい。鮑取に行くだけで無益な島であるのに本件がこじ
れ（むすぼる＝解けなくなる）年来の通交が途絶えるのもいかなものか。御威光
あるいは武威を以て主張を通して道理に適わないことを言い募るのは無用なこ
とである。竹島は由来がはっきりしない。例年来なかつた異國人が渡ってきたの
で、もう来ないように申入れるよう「土屋」相模守殿（老中）が言い渡された。処罰
したとのことである。無益のことで重大化するのはいかがかと思う。刑部殿は御
律儀なので始めあのように言っておいて今さらこのようには申せないとの御遠慮
もあろうかと思う。その段は少しも差し支えない。我等は良いように考えるつも
りなので申し召しのとおり遠慮なく仰せ聞かせ願いたい。其方達も存念を遠慮な
く言うように。同じことを幾度も申してくださるに思うが、異國へ申し入れる
ことであるので度々存念を申している。お考えを何度も仰せ聞かせくださればと
存ずる。ご多用中ゆえ今少し筋道をつけた上で上様の御判断を仰ごうと思う。以

くどき様ニ存候得共 異國ニ申遣候事ニ候故 度々存寄申遣候間 思召寄 幾度も被仰聞候様ニと存候 御事繁内ニ候故 今少し筋道をも付候上にて 達上聞可申と存候 右申渡候口上の趣 其方覺の為ニ書付遣候との御事にて 御覺書 御直ニ御渡被成候故 請取 拝見仕候て 只今の御意の趣 有増落着申候様ニ奉存候 左候ハ、以来日本人は 彼島ニ御渡被遊問敷との思召ニ候哉と伺申候得は 如何ニも其通ニ候 重て日本人不罷渡候様ニと思召候由 御意被成候故 竹島の儀返し被遣候と申手ニ葉ニても無御座候哉と申上候得は 其段も其通りニ候 元取候島ニて無之候上ハ 返し候と申筋ニても無之候 此方ヨリ構不申以前ニ候 此方ヨリ誤リニて候共不被申事ニ候 右被仰遣候趣とハ 少しくい違候得とも 事おもくれ可申より 少しハくひ違ひ候とも 軽く相濟申候方 宜候間 此段 御了簡被成候様ニとの御事故 とくと落着申候 罷歸り 刑部大輔へ可申聞よし 申上候て 退座仕ル

〔付箋〕二号

〔付箋〕二号

先ノ太守因テ竹島ノ事ニ遣使ヲ於

貴國ニ者ノ兩度使事未了ラ不幸ニシテ 早世由是ニ召還ス

使人ヲ不レ日アラ上ル船ニ入テ

觀スルノ之時

上口頭で申し渡したことを其方の覚えのために書き付けお渡しするとの御事であった。御覺書を直々に下さったので受け取り、拝見して、只今のお話によりおおかた落着いたように思う、それでは、今後日本人は彼島へ渡海させないとお考えかと伺ったところ、いかにもそのとおりである、もう日本人が渡らないようにと考えている旨仰せになった。竹島は返してやるという意味でもないのかと申し上げれば、その段もそのとおりである、元もと取った島でない以上返すという道理でもない、此方から関与しないようにするまでである、此方から間違いであったとも言わないということである、以上のことは申し入れられた趣とは少しくい違うけれども事が重大化するより少しはくい違つても軽く済むほうがよいので此段御了解願いたいの御事であった。たしかに落着きました、歸つて刑部大輔に話しますと申し上げ、退座した。

〔付箋〕二二号

先の太守が竹島のことでは使者を貴國に二回派遣しましたが、使いの用件が未だ完了しないうちに同人は不幸にして早世しました。このため私は使者を召還し、ほごなく江戸に赴きました。將軍に拝謁した際、問が竹島の状況に及びました。実に抛り具に応えました。因つて、竹島は本邦を去ること甚だ遠く貴國を去ること

問^テ及^フ竹島ノ地状方向^ニ據^レ實^ニ具^ニ對^フ因^テ以下^テ其^ノ去^ルコト

本邦^ヲ太^ク遠^クシテ而去^ルコト

貴國^ヲ却^テ近^キ上^ニ恐^クハ兩地ノ人殺雜^シテ必^ス有^ルコトヲ潛^カニ

通^ス私市^ヲ等^ノ弊^ヲ隨^テ即^チ下^シ

令^ヲ永^ク不^レ許^ス人ノ往^テ漁採^スコトヲ夫^レ罅隙^ハ生^シ於^テ

細微^{ヨリ}禍患^ハ興^ルコト於^テ下^ニ賤^{ヨリ}古今ノ通病^慮ル^ニ寧^ロ

勿^レ預^メスルコト是以^テ百年之好偏^ヘニ欲^シテ彌^ク篤^クシコトヲ

而^シ一島ノ之微^ニ遂^ニ付^ス不^レ較^ヘ豈^ニ非^ヤ

兩邦ノ之美事^ニ乎茲^ニ念^ス

南宮應^ニ四^ニ慇懃^ニ修^レ書使^シ本州ヲ代^テ傳^ヘ盛^ニ謝^ル爾^ノ譯使^ニ

俟^テ回棹^ノ之日^ヲ口^ヲ伸^シテ母^レ遺^スコト

〔付箋〕三号

朝鮮國禮曹參議李善溥奉^ニ書^ス

日本國對馬州刑部大輔拾遺平公閣下^ニ

春日暄和緬^ニ惟^ルニ

動靜^ヲ悉^ク慰^ム無^シ已^{コト}頃^ニ因^テ譯使^ノ回^ル自^リ

貴州^一細^ニ傳^フ

左右向^テ托^クノ之^ヲ言^フ備^ニ悉^ク委^折矣^{鬱陵島ノ之^ヲ為^ル我}

地^一輿圖^ニ所^レ載^スル文跡^照然^トシテ無^シ論^ニ彼^ニ遠^シテ

此^ニ近^キコトヲ疆界^自別^ル

貴州^既知^ルコトハ鬱島^ト與^レ竹島^為ニ一島^ニシテ而

却つて近いため両地の人が入り交じり必然的に密かに商いをする等の弊害が生じ
るおそれがあります。したがって、即ち令を下し、人が往つて漁採することを永
く禁じました。罅隙（キンゲキ・仲違い）は細微より生じ禍患は下賤より起ること
が古今の通病です。慮るに、むしろあらかじめ対応するほうがよいでしょう。こ
れ、以て百年のよしみ、ひとえにますます篤からんことを欲し、一つの島という
小事は遂に張り合わないことにする、これこそ両国の美事でしょう。ここに貴国
政府が慇懃に書簡をしたため対馬州をして貴国に代わり大なる謝意を幕府に伝
えしむことを念じます。譯使（使者である訳官＝貴殿の）帰国の日はまだ先ですが、
忘れずに報告してください。

〔付箋〕三号

朝鮮國禮曹參議李善溥 日本國對馬州 刑部大輔拾遺 平公閣下に書を奉じます。

春の日はあたたかく和み、はるかに思い巡らせば動靜ことのほか静かで、止まる
ことなく慰みに向かう頃、使者の訳官が貴州から帰り、貴殿が面会して托された
お言葉を詳しく伝えました。つぶさに周到をつくすものです。鬱陵島が我地であ
ることは輿図に載せてある所であり文献上も明らかで、日本に遠く朝鮮に近いこ
とを論じるまでもなく疆界はおのずから別れます。貴州はすでに鬱「陵」島と竹島
が一島にして二名であることを御存知です。則ちその名称は異なるといえどもそ
の我が地であることは同じです。貴国は令を下して永く人が往き漁採することを

二名一則其ノ名雖^{ヘトモ}異^{ルト}其^ノ為^ルコトハ我カ地則一也
貴國下^{シテ}令^ラ永不^レ許^ニ人往^テ漁採^{スル}コトヲ

辭意丁寧可^キコト保^ツ久遠^ヲ無^レ他良幸良幸我カ

國亦^モ當^ニ分^ニ付^{シテ}官吏^ニ以^テ時^ヲ檢察^{シテ}俾^ム絶^タ

兩地ノ人往来殺雜ノ之弊^ヲ矣昨年漂氓ノ事濱海ノ人

率^子以^テ舟楫^ヲ為^レ業^ト颿風焱忽^{トシテ}易^ク及^ヒ飄盪^ニ以^テ

至^ル冒^{シテ}越^シ重溟^ヲ轉^シ入^リ

貴國豈^ニ可^ニ以^テ此^ヲ有^ル所^レ致^ス疑^ヲ於^テ違^ラ定約^ニ而

由^中他路^上乎若^ニ其^ノ呈書^ノ誠^ニ有^リ妄作^ノ之罪^一故^ニ

已^ニ施^テ幽極^ノ之典^一以^テ為^レ懲^ニ戢^ノ之地^一另^ニ勅^{シテ}沿

海^一申^ニ明^シ禁令^ヲ矣益^ク務^ニ誠信^ヲ以^テ全^シ大體^一更^ニ

勿^レ生^ス事^ヲ於^テ邊疆^ニ庸^テ非^ヤ

彼此^ノ之所^ノ大^ニ願^フ者^ニ耶

左右既^ニ有^リ

面^ニ言^ス於^テ譯使^ニ而然^{レトモ}且^ツ無^シ一介行李^ノ奉^{シテ}

書契^ヲ以^テ來^ル者^ノ似^{タリ}是^レ

左右深^ク

念^ニ旧約^ヲ不^ル欲^モ規外送^レ差^ノ之

意^甲故^ニ先^ツ此^ニ修^メ牘^ヲ展^ニ布^{シテ}多少^ヲ送^リ于^三菜館^ニ

使^{シテ}諒^ム之^ヲ轉^シ致^サ統^テ希^クハ

戊寅年三月 日

禮曹參議李 善溥

禁じました。言葉の意味は丁寧で久遠を保つべきことはそのとおりです。良幸良

幸。我が国もまた、まさに官吏を派遣し時々檢察して兩地の人が往来殺雜する弊

を断つつもりです。昨年漂氓の件、海辺の者はたいがい舟楫を以て業とします。

帆に強風を受ければたちまち漂流に及びやすく、海を越えて貴国に転じ入るに至

ります。どうしてこれを以て定約に違反して他路によつた疑いがあると云えまし

ようか。その呈書のごとき、誠に妄作の罪があります。それ故すでに流刑に処し、

懲戢の地へ送りました。そのほか、沿海に勅令を發し禁令を申明しました。ます

ます誠信に務め以て道理を全うし、さらに辺疆に事を生じることがない、これが、

兩國の大いに願うところではないでしょうか。貴殿は既に使者である訳官に面会

して表明されました。しかし、また書契を奉じて來訪する者はありません。これ

貴殿が古くからの約束を深く念じて、定められたもの以外の使者は差し送るつも

りがないようです。故に先ずここに書簡をしたため、若干の考えを述べ、東萊府

に送り転送させます。総じて御了承くださることをこいねがいます。不宣

戊寅年三月 日

禮曹參議 李善溥

〔付箋〕四号

日本国對馬州刑部大輔拾遺平 義真 奉_二復_ス

朝鮮國禮曹大人ノ 閣下_一

向_二領_シ

華_一 檄_一 憑_テ 審_ニ ス

貴國穆清嘔喻倍_レ 恆_ニ 承_ケ テ

レ 諭_ラ 前_年

象官超_レ 溟_ノ 日_面 陳_ス 竹島_ノ 之_一 件_一 絲_テ 是_ニ

左右克_ク 諒_シ 情_由 一

示_ス 以_ス 下

兩國永_ク 通_シ 交_誼 一 益_ク 懋_ル コトヲ 誠_信 上_一 矣_一 至_ニ 幸_ニ 至_ニ 幸_ニ

示_意 即_チ 已_ニ 啓_ニ 達_シ

東武_一 了_ル 故_ニ 今_マ 修_メ 牘_ヲ 畧_々 布_フ 餘_蘊 一 附_シ テ 在_リ 館_司 一

舌_頭 一 時_維 春_寒 更_希 一

加_愛 一 總_惟 一

鑒_察 一 不_宣

元祿十二年己卯正月 日

對馬州刑部大輔拾遺平 義真

〔K〕 口上之覺

一 竹島の儀ニ付 數年来何角と被申通候處 存の外公儀へ能被聞召分候て 宜被仰付候故 其段譯官ニ被申

〔付箋〕四号

日本国對馬州刑部大輔拾遺 平義真、朝鮮國禮曹大人閣下に返書を奉じます。

さきに貴翰を受領し、それによつてつまびらかになりました。貴国が平穩、清らかで誼い喜ぶこと常に倍します。諭を承けて前年貴国の訳官が海を越えた時、竹島の一件につき面談で陳べました。これによつて貴殿はよく事のいきさつを諒し、両国が永く交誼を通じ益々誠信に務めることとなりました。至幸至幸。御意向はすでに幕府に伝え完了しました。故に今書簡をしたため、補足すべきことを大略述べています。あとは和館の館守が口頭で申し上げます。時節は春寒、更に加愛されることをこいねがいます。よく御明察のほど願ひ上げます。不宣

元祿十二年己卯正月 日

對馬州刑部大輔拾遺 平義真

口上之覺

一 竹島のことにつき數年来何かと主張してこられた所ですが、思いのほか幕府が御理解くださり宜しく仰せ付けになったので、その段、訳官に申し伝えましたと

渡候處 御聞届候ニテ御書簡被差渡候 御書面不宜候
得共 刑部大輔殿 御心ヲ被盡候テ 首尾好相濟 今度
返輸被差渡候 竹島の一欸 此度ニテ無残所相濟 朝鮮
國の御望の通ニ相濟 兩國の大幸此事ニ候 元來竹島
の儀 貴國ヨリ數年被捨置 其上段々不念成儀有之故
八十四(余)年日本人渡り来り候故 先年因州の者貴國
の漁民を召捕罷歸 東武へ申上候ニ付 貴國の漁民重
テ不罷渡様ニ可申遣の旨 被仰出候 依之 先對馬守殿
ヨリ以使者申達候 其御返輸ニ被得其意候 竹島へ罷
越候段 不届ニ候故 則罪科ニ申付候 以來の儀迄 堅
申付候との御返輸ニ候得共 紛敷御文章有之故 其俣
差置候ては 以來又出入可有之事の端と存候故 再使
者差渡候處 其後は右の御書面と振替り 日本人犯越
侵涉仕候間 不被渡候様ニ可申付の旨 御認被差下候
上對州へも不申越候て 使者存寄の趣申達候て 御返
輸受取不申之内 不幸ニテ對馬守殿被相果候故 使者
其俣歸國仕候 乍然 竹島の儀 貴國の鬱陵島に紛無之
様ニ承及候通 具ニ申聞候ニ付 幸刑部大輔殿参府被
仕候時節故 於東武被申上候ハ 竹島の儀 朝鮮國より
數年捨置 其後御届可申時分も度々不念仕候故 おの
づと日本の属島の様ニ成來候故 被仰越候段ハ御尤千
萬ニ奉存候得共 元來朝鮮國の地ニ紛無之 輿地圖ニ
も慥ニ有之候 誠信を以 通交仕事ニ候間 此段御聞分

ころ、お聞き届けになり御書簡をくださいました。御書面には問題がありました
が、刑部大輔殿がお心を尽くされ、首尾よく終わり、このたび返簡を差し出され
ました。竹島の一件このたびで残らず終わり、朝鮮國のお望みのとおりに解決し、
兩國の大幸とはこのことです。元來竹島は貴國において長らく捨て置かれ、その
上何度かお忘れになることがあったため、八十年余りの間日本人が渡海していま
した。それゆえ先年因州の者が貴國の漁民を捕えて帰り幕府へ申し上げ、貴國の漁
民が再び渡ることのないよう申し入れるべき旨仰せいだされました。これにより
先代の對馬守殿から使者を以て申し入れました。その御返簡ではその主意を御理
解くださいました。竹島へ行ったことは不届きであるゆえ則ち処罰した、今後渡
ることのないよう堅く申し付けたとの御返簡でした。しかし、紛らわしい御文章が
あったのでそのままにしておいたのでは今後また問題が生じる端緒になると思い、
再度使者を派遣したところ、その後は右の御書面と変わり、日本人が越境し侵涉
したので渡海しないように申し付けるべき旨を記した御書簡を出してこられまし
た。對州へも言わずに使者の考えを申し入れ、御返簡を受け取らぬうち、不幸に
も對馬守殿が死去したので、使者はそのまま帰国しました。そうではあるものの、
竹島は貴國の鬱陵島に相違ない旨聞き及んでいると具に聞いていたので、折しも
刑部大輔殿が江戸へ参じる時節ゆえ同地で幕府に申し上げたことは、竹島は、朝
鮮國において長らく捨て置き、その後主張する機会が度々あったのにし忘れたの
でおのづと日本の属島のように成り来たったゆえ、申し入れるよう命じられたこ
とは誠にもっともだと存じますが、元來朝鮮國の地に相違なく輿地図にもたしか
に出ているということです。誠信を以て通交する観点からお聞き届けになり日本

被遊 日本人渡海被差止 被下候ハ 御誠信の至と別
て忝可奉存由 内々私迄願被申候通 禮儀正しく誠を
以 御老中迄被申上候得ハ 則達上聞被聞召分候て 夫
程二被申事二候ハ 隣交の好二候間 向後日本人渡海
を可被差留由 被仰出候 幸譯官招可申由 申上置候故
譯官罷渡候節右の趣面談にて委細可申渡候旨御差圖
故 先年譯官へ口上にて申達候 然上ハ今度ハ厚く御
禮も可有之と存候處 可保久遠無他 良幸々々と迄二
て 御禮の心も無之 御文章不宣候て 御不誠信成御仕
形と存候 貴國被欠檢點候上 御不念多候處 手前を被
顧候心ハ皆て無之 剩非をも飾 殊被仰越候趣も前後
の主意も違ひ 一々首尾不都合二候 此段真直二被申
上候ハ、不首尾成のみならず 事も調不申 其上以來
迄 東武の思召も悪敷 朝鮮國の御為行々宣間敷候得
共 刑部大輔殿役目の事二候故 東武へハ禮を盡し誠
を以 朝鮮國ヨリの被申分尤と被思召候様二色々御
心を被盡候て 被仰上候故首尾好相濟 貴國ニハ御心
遣も無之 竹島國籍二歸し申候段 偏ニ刑部大輔殿隣
交の間ニ御心を被盡候故二て候 今度の儀 朝鮮國の
被成掛又は被仰越様 理ニ當り候ニ付相濟候と思召候
テハ 以來迄の御了簡違ニ可被成候 一々ニハ不申候
得共 御存の事ニ候間 跡先得と御思慮被成候ハ、御
得心可被成候

人の渡海を差し止められました。御誠信の至りと特にかたじけなく存じ奉るよう
にと内々に私に願われたとおり、礼儀正しく誠を以て御老中まで申し上げたので、
則ち上聞に達しお聞き届けになり、それほどまでに言われるのであれば隣交のよ
しみであるから向後日本人の渡海を差し止めようと仰せいだされました。折から
訳官を招聘すると申し上げてありましたので訳官が渡海した際右の趣を面談にて
委細申し渡すべき旨の御差図ゆえ、先年訳官へ口上で申し入れました。そうであ
る以上このたびは厚く御礼もあるはずだと思っていたところ、久遠を保つべきこ
とはそのとおりである良幸良幸とあるだけで御礼の心も無く、御文章が宜しくな
く不誠信をされる形と存じます。貴國は点検を欠く上お忘れのことも多くありま
す。御自身を省みるお心はまったく無く、剩（あまつさえ）非をも飾り、殊に仰せ
越される趣も前後の主意も違い、一々首尾不都合です。率直に申し上げれば不首
尾であるだけでなく事も調わず、その上今後も幕府の思し召しも悪く、朝鮮國の
御為にさきざきよろしくないけれども、刑部大輔殿は役目の事であるゆえ幕府へ
は礼を尽くし誠を以て朝鮮國からの申入れが尤もだと思われるように色々お心を
尽くされお話しになったゆえ首尾よく済んで、貴國にはお心遣いも無く竹島が貴
國の籍に帰したことは、ひとえに刑部大輔殿が隣交関係にお心を尽くされたから
です。このたびのことは、朝鮮國のなされ様または仰せ越され様が正しいため済
んだとお思ひになっては今後の御了見違いになるでしょう。いちいち申しませ
んが御存知のことであるので後先とくとお考えになれば分かるでしょう。

一 御書簡の中で、竹島の件、首尾よく仰せいだされたことを使者を以て伝えるべ

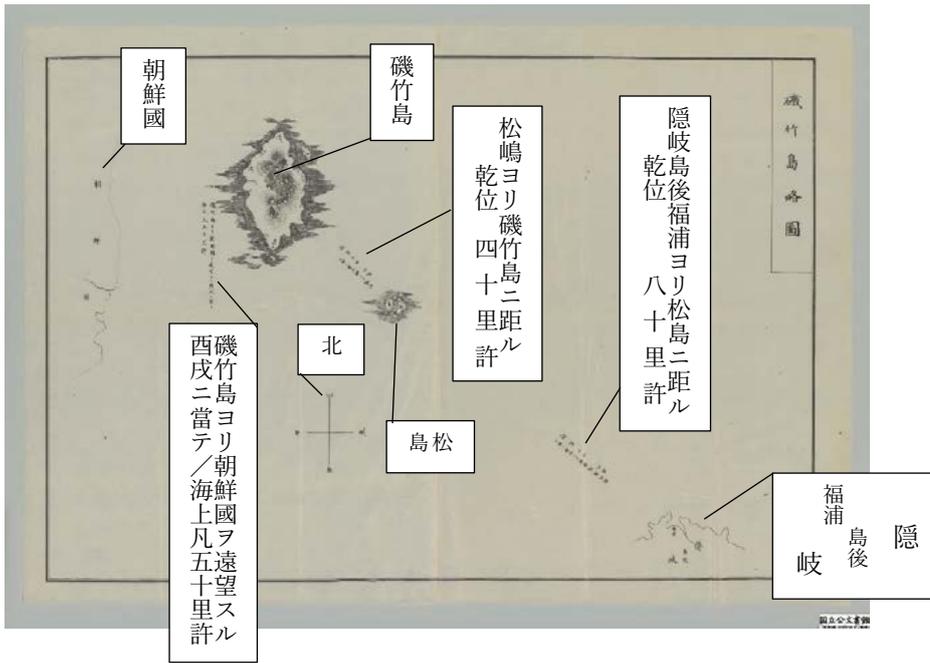
一 御書簡の内ニ 竹島の儀首尾好被仰出候段 以使者可申遣儀ニ候處 譯官へ申含遣候段 約條の外ニ使者遣間敷との了簡ニて可有之由 被仰聞候 公儀より為被^{ママ}仰出事ニ候故 以使者可申越事と思召段 御尤ニ存候 被仰聞候通り 公儀より被仰出儀ハ何とても 態使者を以参判え申達候例ニて候得とも 右の通 兼テ譯官相招可申の由 被申上置候故 幸譯官招可申の由ニ候 左候ハ、其節譯官へ面談ニて申含候得は 以使者申渡候同前 睨と仕たる事と 東武ニは被思召候て其通被仰付候 依之任御差圖譯官へ口上ニて申含候 歲條の外ニ使者遣間敷との心入ニては無之候 用事有之候節ハ 使者遣不申候て 不叶事ニ候 此段も御了簡とハ相違仕候間 以来の為と存 是又申入置候 左様御心得可被成候

右の條々 最早首尾好事濟申たる上ニ 又々申達候段 不入事の様ニ候得共 我等役目ニ付 最初ヨリ兩國思召入の様子 具ニ見聞仕候處 貴國の御心入と對州の心入と くひ違ひ有之候故 以来共ニ御了簡違等候ては 幾久敷不申通候て 不叶事候處 左候ては 大切ニ被存候以後の為ニ候間 我等存候通の譯能々東萊迄申届 朝廷方へも慥ニ轉達仕候様ニと被申越候故 如此ニ候 以上

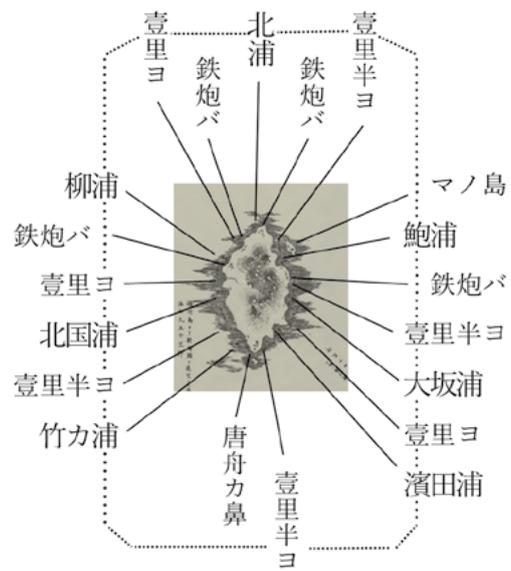
きであるところ 訳官へ申し含めて伝えたことは、約條のほかに使者を派遣してはならないとの考えであろう云々とありました。幕府から仰せ出でられたことであるため使者を以て申し越すべきであるとお考えになることは、ご尤もに存じます。仰せのとおり幕府から仰せいだされたことは何であつても能く使者を以て参判へ申し入れる例ですが、右のとおり、かねてより訳官を招聘する旨申し上げておりましたので、幸い訳官を招聘するところでした。そうであるので、その際訳官へ面談にて申し含めれば使者を以て申し渡したと同じく睨(しか)と伝達したものと幕府ではお思いになつてそのとおり仰せ付けられました。これによりお指図どおり訳官へ口上にて申し含めました。歲條のほかに使者を派遣してはならないとの心入ではありません。用件がある際は使者を派遣しなくては叶わないものです。この段もお考えとは違ひますので今後のためと思ひ、これもまた申し入れておきます。そのようにお心得ください。

右の條々、もはや首尾よく事が済んだ上に又々申し入れることは不要なことのようですが、我等の役目であるので最初から兩國の考えの様子をつぶさに見聞したところ、貴國のお心入と對馬州の心入とくひ違いがありました。今後とも考え違ひ等があるのに久しく言わないままにいていられないことであり、そのように大切に思われる今後のためであるので、我等が考えたとおりの理由をよくよく東萊府まで申し届け、朝廷方へも確かに伝達するようにと申し越されたゆえ、そのようにするものです。以上

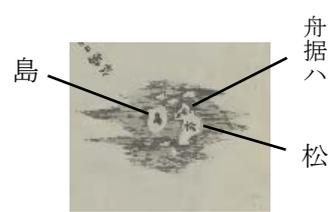
Ⅰ 磯竹島略圖



磯竹島略図



〔磯竹島部分詳細〕



〔松島部分詳細〕

〔M〕 「朱書」立案第二十號

同廿七日来^① 牟田口

明治十年三月廿日

大臣^① 岩倉

本局^① 土方^① 巖谷

参議

^① 大隈

^① 寺島宗則

^① 大木

卿輔

別紙内務省伺日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂之件 右ハ元禄五年朝鮮人入嶋以来 旧政府該國ト往復之末 遂ニ本邦關係無之相聞候段 申立候上ハ 伺之趣御聞置左の通御指令相成可然哉 此段相伺候也

御指令按

書面^{〔朱書〕} 伺之趣 竹嶋外一嶋の義 本邦關係無之義ト

可相心得事

〔朱書〕 明治十年三月廿九日^① 長

「朱書」立案第二十号

同廿七日来^① 牟田口

明治十年三月廿日

大臣^① 岩倉

本局^① 土方^① 巖谷

参議

^① 大隈

^① 寺島宗則

^① 大木

卿輔

別紙内務省伺 日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂の件、右は元禄五年朝鮮人入嶋以来 旧政府該國と往復の末 遂に本邦關係これ無く思われると申し立てている以上は、伺の趣を聞き置き左のとおり御指令になるべきかどうか、この段伺います。

御指令按

書面^{〔朱書〕} 伺之趣 竹嶋外一嶋の義 本邦關係無之義ト

可相心得事(伺のおもむき、竹島ほか一島のことは、

本邦關係ないものと心得よ。)

〔朱書〕 明治十年三月廿九日^① 長

「太政官指令」 一件文書 影印
『公文録』第二十五卷 明治十年三月 内務省伺（二） 国立公文書館のデジタルアーカイブから

注記

国立公文書館のデジタルアーカイブでは、次頁以下の画像のとおり、①太政官内の決裁書（立案第二十号）、②島根県の伺、③乙第二十八号、④「原由の大略」、⑤第一号〜第四号、⑥内務省の伺（島地第六百六十四号）、⑦「磯竹島略図」の順番で保存／撮影されている。

しかし、元々の順番は異なっており、かつては、(i)内務省の伺（島地第六百六十四号）、(ii)島根県の伺、(iii)乙第二十八号、(iv)「原由の大略」、(v)第一号〜第四号、(vi)「磯竹島略図」、(vii)太政官内の決裁書（立案第二十号）の順番で綴られていた（前記翻刻および現代語訳はこの順による）。

『公文録』において、省庁からの伺いに対して太政官が指令等に対応した場合の関係文書は、一般的に、(ア)最初に省庁の伺いを置き、その後ろに照会元の省庁が伺いととも提出した文書を並べ、最後に太政官内の決裁書を置く、(イ)照会元の省庁が地図、設計図など定形外の資料を添付した場合は、省庁が提出した文書の末尾に定形外の資料を置くというルールで綴られている。

本件で内務省が太政官に提出した文書は(i)の伺い及び(ii)〜(vi)の資料であり、(vi)「磯竹島略図」が定形外、最後に来るのが(vii)の太政官内の決裁書（立案第二十号）であるから、元々の順番は、一般的ルールに適用している。

二百一
内
太局

二十

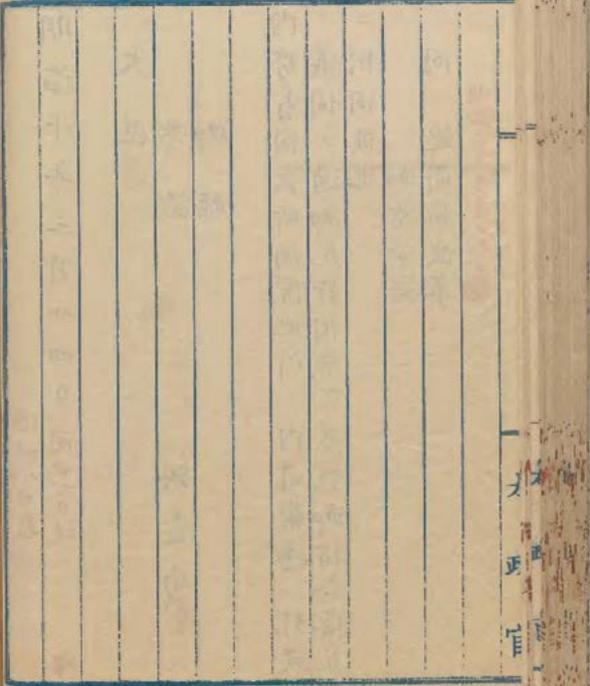
明治十年三月廿日

本局

大臣
御輔

別紙内務省伺日本海内竹嶋外一嶋地籍
編纂之件右元禄五年朝鮮人入嶋以来旧
政府該國下往復之末遂本邦關係無之相聞
候段申立候上伺之趣御聞置左一圖御指令
相成可然於此段相同候也

御指令按
書面竹嶋外一嶋一義本邦關係無
之義一可相心得事



十六

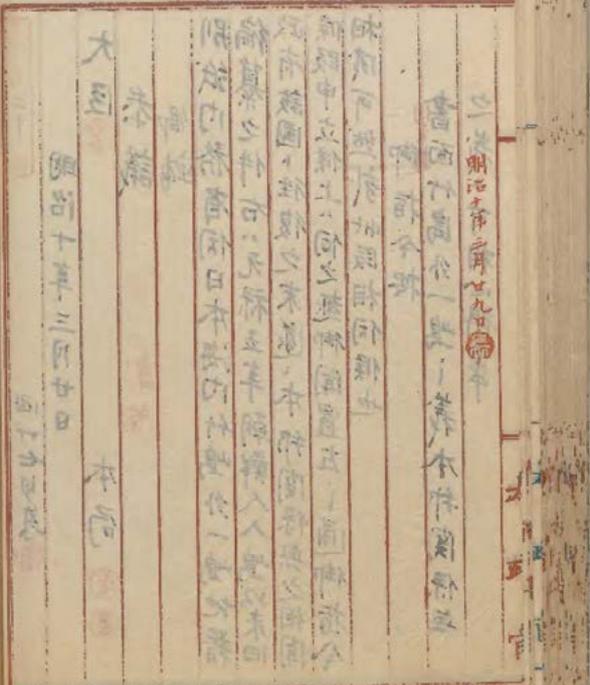
明治十年三月廿日

大臣
御輔

明治十年三月廿日

本局

日本海内竹嶋外一嶋地籍編纂之件
内務省地理寮官員地籍編纂係按之為本縣巡回一初
日本海中在竹嶋現表一係一別紙乙身二十八号
之通照會省之表受本島ノ原籍中察見之由ニテ故
島ノ原籍ニ係先和四年ノ元禄八年ノ凡七十八年
間同藩領内伯耆國赤松郡高穴谷九門村川
右共衛十ル者旧幕府ノ許可ヲ終ラ毎歲渡海島
中ノ勤植物ヲ積降リ内地ニ賣付致シ其ノ已ニ確
証者一今ニ古者旧狀ヲ持傳ル者別紙原圖ニ
大畧圖面共相副不取者致上申及今同全島實
按ニ上委曲ヲ具ハ記載可致ク受國ノ本縣地理寮
確定致為ニ事之且北海一百余里ノ懸隔ニ線路



不分明尋常帆昇船着、能ク傳述スヘキニ非ラテ
レハ古大谷某村川某の傳記ニ務キ進テ詳細ナリ上
中有致々而シテ其大方ヲ推察スルニ昔内隱岐國ノ
乾任ニ當リ山陰一帯、西郡ニ貴附スルニ式、相是及
テハ本縣國圖ニ載シ地籍編入スル者ニ後ハ
妙何アリ可然哉何分ニ傳述令相傳也

明治九年十月十六日

島根縣參事境二房

内務卿大久保利通致

乙茅中核八号

為管轄内隱岐國某考、昔ノ倭來竹島ト相唱ス孤島
有之我ニ相傳固ヨリ高島亦藩商船往後、線路ニ
有シ越者ハ口灣ヲ以テ被査方及テ移移置方係者之
加テハ地籍編製地籍方官心録者身立者、古者之及
湯共尚為念及テ移移置方身立者、照年而テ旧記古圖
等内可親本者、古傳同相成及此處及テ照會也

明治九年十月十日

地籍編製事務主任 田尻房修
地籍大 屬 杉山榮藏

島根縣

地籍編製係中

磯竹島一ニ竹島ト稱ス隱岐國ノ北位一百二拾里許ニ
在リ周回凡十里許山峻嶮ニシテ平地少シ川三條アリ
又瀑布アリ然レトモ深谷幽邃樹竹稠密其源ヲ知レ能
ハス唯眼ニ觸レ共多ク昔植物ニハ五鬘松 紫梅檀
黄蘗 檜 檜 於 桐 雁皮 柘 竹 マノ竹 胡
蘿 葛 蒜 欽 冬 養 荷 獨 活 百 合 午 旁 菜 萹
覆 盆 子 虎 杖 ア フ キ ヤ バ 動物ニハ海虎 猫 鼠
山 雀 鳩 鴨 鷺 鳧 鷄 燕 鷺 鴨 鷹 ナゲコ
ア ナ 鳥 四十雀ノ類 其他辰砂岩綠青アルヲ見ル
魚貝ハ枚舉ニ暇アラズ就中海虎鮫ノ物産ノ最トス鮫
ヲ獲ルニ夕ニ竹ヲ海ニ投シ朝ニコレヲ上レハ鮫枝葉
ニ昔クモノ影シ其味絶倫ナリト又海虎一頭能ク数斗

内務省

ノ油ヲ得ヘシ次ニ一島アリ松島ト呼フ周圍三十町許
 竹島ト同一線路ニ在リ隱岐ヲ距ルハ拾里許樹竹稀ナ
 リ亦魚獸ヲ産ス永祿中伯耆國會見郡米子町高大屋熾
 谷ト甚吉航シテ越後ヨリ歸リ颯風ニ遇テ此地ニ漂
 流ス遂ニ全島ヲ巡視シ頗ル魚貝ニ富ルヲ識リ歸國ノ
 日檢使安倍四郎五郎時・幕命・召リニ彼趣リ申出シ
 以後渡海セント請フ安倍氏江戸ニ紹介シテ許可ノ書
 ヲ得テ元和四年五月十六日ナリ
 從伯耆國米子竹島光年船相渡之由
 候然者如其令度致渡海度之段米子
 町人村川市兵衛大屋甚吉申上付テ
 達上聞候之處不可有異儀之旨被仰
 出間被得其意渡海之儀可被仰付候

恐々謹言

永井信濃守

五月十六日

井上主計頭

土井大炊頭

酒井雅樂頭

松平新太郎殿

當時米子同町ニ村川市兵衛ナル者アリ大屋氏ト同シ
 ク安倍氏ノ懇親ヲ得ル故ニ兩家ニ命セラル然レト

内務省

本島ノ發見ハ大屋氏ニ保ル此ヨリ毎歲間斷ナク波
 海漁獵セリ幕府遠取ノ地本邦版圖内ニ入ルヲ捕シ船
 旗幸々興へ殊ニ登營謁見セシ幕府章ヲ賜テ給ス後
 甚吉島中ニ没ス頃今向年元祿七年甲戌ニ至リ朝鮮
 人上陸スル者若干ナリ其情測ル可ク且郡中人數ノ
 寡少ナルヲ以テ歸リ是ヲ訴テ明年幕命ヲ得武器ヲ載
 セテ到レハ其人恐レテ遁レ去レ残ル者二人ヲ殺シ
 アリ即テ捕縛シテ歸ル命アリ江戸ニ致シ本土ニ送還
 ス同年彼國コリ竹島ハ朝鮮ニ接連ナルヲ以テ頗ル其
 地ニ屬センコトヲ請フ幕府議シテ日本管内クレヘキ
 ノ證書ヲ上テハ以後朝鮮ニ漁獵ノ權ヲ興テ可キ命
 アリ彼國此ヲ奉ス此ニ因テ同九年丙子正月渡海ヲ禁
 副セラル

謹言

光年松平新太郎因州伯州領知之節

五月廿八日

土屋相模守

戸田山城守

阿部豊後守

大久保加賀守

松平伯耆守殿

相窺之伯州米子之町人村川市兵衛
 大屋甚吉竹島へ渡海至于今雖致漁
 候向後竹島へ渡海之儀制禁可申付
 旨被仰出之由可被存其趣候恐々

内務省

盛謝爾譯使俟回梓之日口伸毋違

三号

朝鮮國禮曹參議李善淳奉書

日本國對馬州刑部木輔拾遺平公閣下

查日庭和緬惟

動靜珍志嚮慰無已頃因譯使回自

貴州細傳

左右白托之言備悉委折矣鬱陵島之為我地輿圖所載文

跡照然無論彼遠此近疆界自列

貴州既知鬱島與竹島為一島而二名則其名雖異其為我

地則一也

貴國下令永不許入性漁採

解意丁寧可保久遠無他底中良幸我

國亦當分付官吏以時檢察俾地人往來最難之弊矣昨

十六

內務省

半濱抵事濱海之人幸以舟楫為業颯風忽易及飄盪以

至冒越重溟轉入

貴國豈可以此有所致疑於遠定約而由他路乎若其言誠

有妄作之罪故已施幽陲之典以為懲戒之地另勅沿海

申明禁令矣益務誠信以全大體更勿生事於邊疆備非

彼此之所大願音耶

左右既在

面言於譯使而然且無一介行李奉

書契以來者似足

左右深

念旧約不欲規外送差之

意故先此除贖展布多少送于來館使之韓致說布

諒始不宜

戊寅年三月 日

禮曹參議李善淳

十六

內務省

四号

日本國對馬州刑部大輔拾遺平 義真 奉復

向領

華城、忍、審

貴國穆清唯喻倍恒承

論前年

象官起、溪之旧、面陳、竹島之一件、繇是

左右克諒情由

示以

兩國永通交誼、益懋誠信、矣至辛丑辛

示意即已啓達

東武了、故今修贖、畧而餘、益附正、詔司、古頭、時維、春寒、更布

丁六

如蒙總惟

鑒察、不宣

元祿十二年己卯正月 日

對馬州刑部大輔拾遺平 義真

口上之覽

一竹島、儀、勿、數年、來、何、角、之、被、中、通、為、安、存、外、
公儀、儀、被、儀、在、分、為、互、誤、作、知、多、故、其、後、譯、官、被、
中、彼、為、多、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、
陽、共、刑、部、大、輔、殿、心、之、儀、盡、為、有、尾、好、相、儀、令、及、延、福、
移、差、波、及、竹、島、一、款、以、及、多、各、儀、可、相、儀、朝、解、國、
所、望、之、通、相、儀、兩、國、大、幸、此、年、及、及、來、竹、島、之、儀、
貴、國、之、數、年、被、據、其、上、促、台、不、念、儀、儀、者、故、十、
四、年、日、本、人、渡、島、及、及、故、是、年、同、例、者、貴、國、之、儀、
差、捕、之、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、
儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、儀、
申、達、其、儀、延、福、被、據、其、儀、及、竹、島、之、儀、及、及、不、角、

十六

從騎達任為振之秘書然多致此及以

明治十年三月廿七日

日本海内竹島外一島地籍編纂方向

竹島所轄之儀、有島根縣ヨリ別紙伺出取調
候處該島之儀、元祿五年朝鮮人入島以來別紙
書類、摘採スル如ク元祿九年正月第一号旧政府
評議之旨意、依リ二号譯官へ達書三号該國
來東四号本邦回答及ヒ口上書等之如ク則元祿
十二年ニ至リ夫々往復相濟本邦關係無之相聞
候得共版圖ノ取捨ハ重大之事件、有別紙書類
相添為念此段相同候也

内務卿大久保利通代理

明治十年三月廿七日 内務少輔前島密

十六

第百二十三号

内務省

右大臣岩倉具視殿

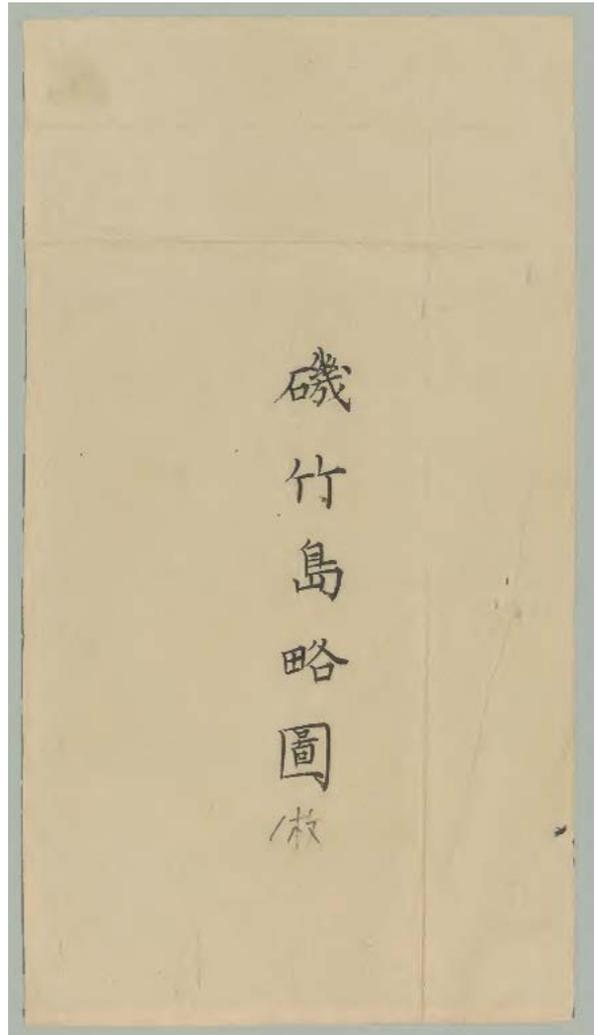
同之趣竹島外一島之儀本邦關係無之儀、
可相心得事

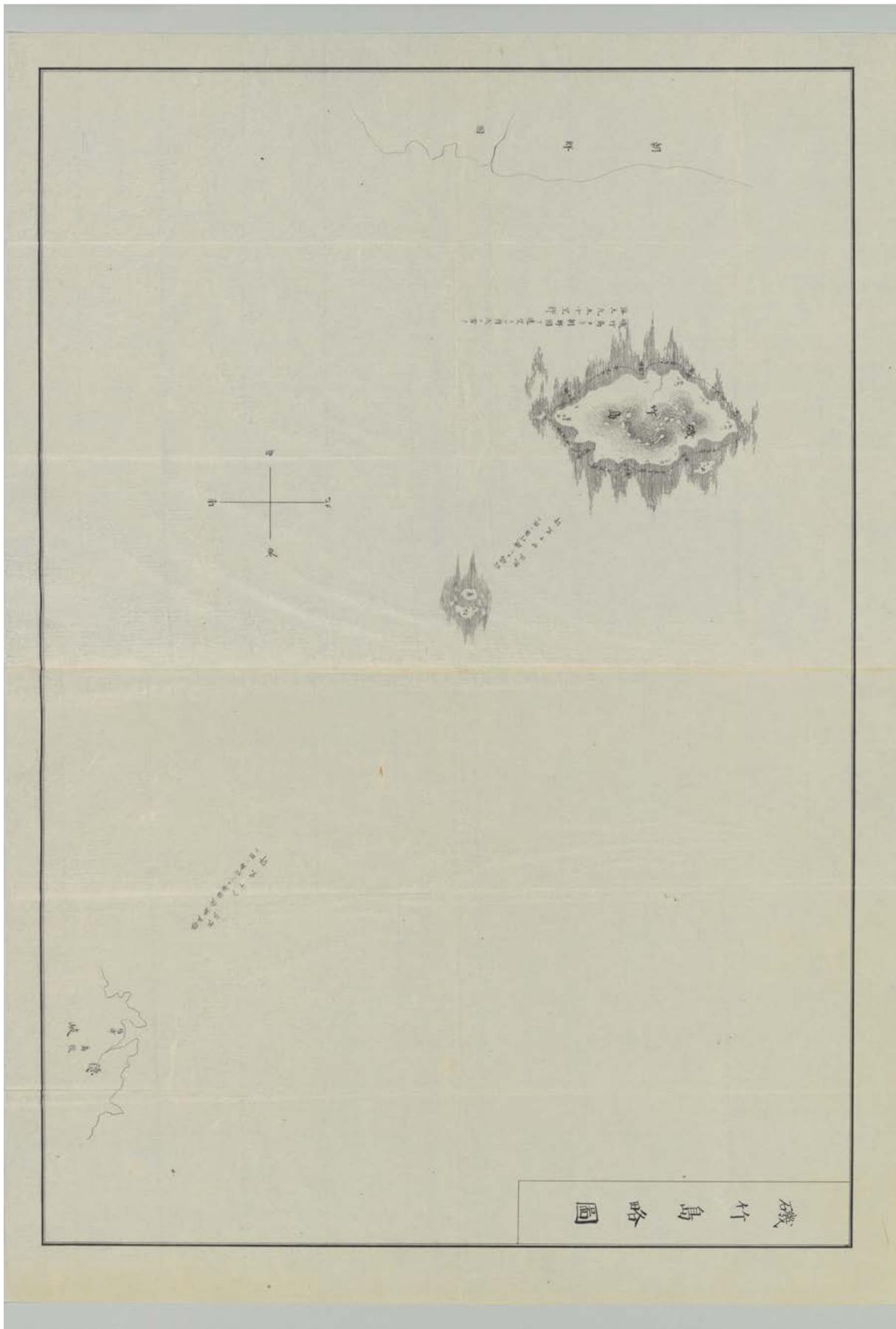
明治十年二月廿九日

日本海内竹島外一島地籍編纂方向
竹島所轄之儀、有島根縣ヨリ別紙伺出取調
候處該島之儀、元祿五年朝鮮人入島以來別紙
書類、摘採スル如ク元祿九年正月第一号旧政府
評議之旨意、依リ二号譯官へ達書三号該國
來東四号本邦回答及ヒ口上書等之如ク則元祿
十二年ニ至リ夫々往復相濟本邦關係無之相聞
候得共版圖ノ取捨ハ重大之事件、有別紙書類
相添為念此段相同候也

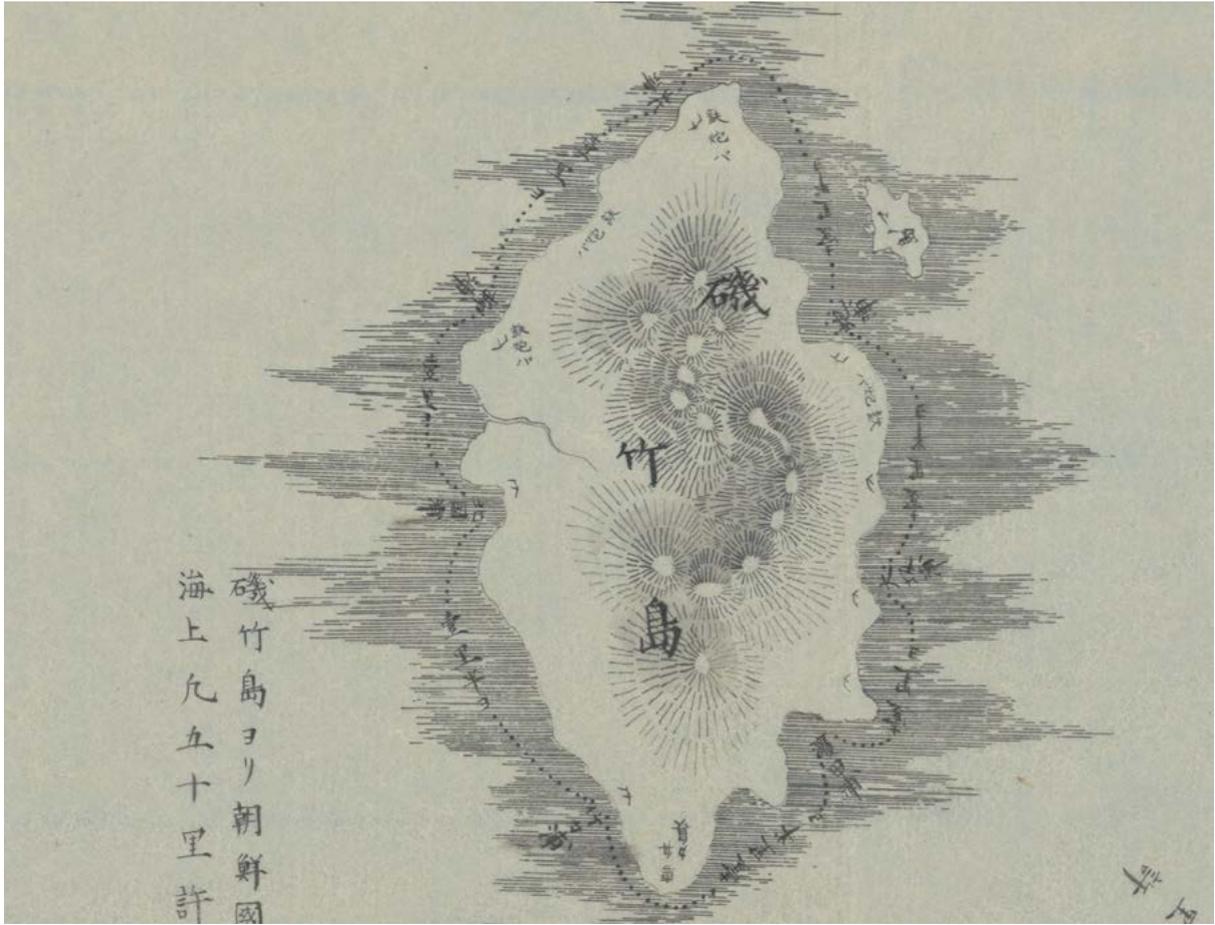
十六

一枚





(参考) 「磯竹島略図」 拡大図
磯竹島部分



松島部分

